

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
<p>① 冷却機能停止から沸騰までの時間</p> $\text{沸騰までの時間[h]} = \frac{\text{Aエリア水量[m}^3\text{]} \times \text{水密度[kg/m}^3\text{]} \times \text{エンタルピ差[kJ/kg]}}{\text{Aエリア熱負荷[MW]} \times 10^3 \times 3,600}$ <p>Aエリア水量 : 1,737m<sup>3</sup>                  水密度 : 100℃のときの密度を用いて評価 (958kg/m<sup>3</sup>) (添付3)                  エンタルピ差 : 水温 100℃と水温 40℃における水のエンタルピ差 (251.6kJ/kg)                  Aエリア熱負荷 : 10.598MW</p> <p>② 沸騰開始から遮蔽設計基準値の水位に達するまでの時間</p> $\text{水位低下時間[h]} = \frac{\text{水位低下量[m}^3\text{]} \times \text{水密度[kg/m}^3\text{]} \times \text{飽和潜熱[kJ/kg]}}{(\text{Aエリア熱負荷[MW]} + \text{Bエリア熱負荷[MW]}) \times 10^3 \times 3,600}$ <p>水位低下量 : 638m<sup>3</sup>                  水密度 : 100℃のときの密度を用いて評価 (958kg/m<sup>3</sup>) (添付3)                  飽和潜熱 : 飽和蒸気エンタルピ[kJ/kg] - 飽和水エンタルピ[kJ/kg] (2,257kJ/kg)                  熱負荷 : 11.674MW                  (Aエリア熱負荷 10.598MW+Bエリア熱負荷 1.076MW)</p> <p style="text-align: center;">水位低下量の内訳</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>Aエリア</th> <th>Bエリア</th> <th>A,B エリア間</th> <th>原子炉 補助建屋 チャンネル</th> <th>燃料検査 ピット</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約 337 m<sup>3</sup></td> <td>約 219 m<sup>3</sup></td> <td>約 3 m<sup>3</sup></td> <td>約 33 m<sup>3</sup></td> <td>約 46 m<sup>3</sup></td> <td>638 m<sup>3</sup></td> </tr> </tbody> </table>	Aエリア	Bエリア	A,B エリア間	原子炉 補助建屋 チャンネル	燃料検査 ピット	合計	約 337 m <sup>3</sup>	約 219 m <sup>3</sup>	約 3 m <sup>3</sup>	約 33 m <sup>3</sup>	約 46 m <sup>3</sup>	638 m <sup>3</sup>	<p>① 冷却機能停止から沸騰までの時間</p> $\text{沸騰までの時間[h]} = \frac{\text{B - 使用済燃料ピット水量[m}^3\text{]} \times \text{水密度[kg/m}^3\text{]} \times \text{エンタルピ差[kJ/kg]}}{\text{B - 使用済燃料ピット熱負荷[MW]} \times 10^3 \times 3,600}$ <p>B-使用済燃料ピット : 900m<sup>3</sup>                  水密度 : 100℃のときの密度を用いて評価 (958kg/m<sup>3</sup>) (添付4)                  エンタルピ差 : 水温 100℃と水温 40℃における水のエンタルピ差 (251.6kJ/kg)                  B-使用済燃料ピット熱負荷 : 10.382MW</p> <p>② 沸騰開始から遮蔽設計基準値の水位に達するまでの時間</p> $\text{水位低下時間[h]} = \frac{\text{水位低下量[m}^3\text{]} \times \text{水密度[kg/m}^3\text{]} \times \text{飽和潜熱[kJ/kg]}}{(\text{A - 使用済燃料ピット熱負荷[MW]} + \text{B - 使用済燃料ピット熱負荷[MW]}) \times 10^3 \times 3,600}$ <p>水位低下量 : 362m<sup>3</sup>                  水密度 : 100℃のときの密度を用いて評価 (958kg/m<sup>3</sup>) (添付4)                  飽和潜熱 : 飽和蒸気エンタルピ[kJ/kg] - 飽和水エンタルピ[kJ/kg] (2,257kJ/kg)                  熱負荷 : 11.508MW                  (A-使用済燃料ピット熱負荷 1.126MW+B-使用済燃料ピット熱負荷 10.382MW)</p> <p style="text-align: center;">表5 水位低下時間評価結果</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">① 2.0m分の評価水量 (m<sup>3</sup>)</td> </tr> <tr> <td>A-使用済燃料ピット</td> <td>約120m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>B-使用済燃料ピット</td> <td>約180m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>A、B-使用済燃料ピット間</td> <td>約3m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>燃料取替チャンネル</td> <td>約23m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>燃料検査ピット</td> <td>約36m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約362m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>② 崩壊熱による保有水蒸発水量</td> <td>約19.16m<sup>3</sup>/h</td> </tr> <tr> <td>③ 2.0m水位低下時間 (①/②)</td> <td>約18.8時間</td> </tr> <tr> <td>④ 水温100℃までの時間</td> <td>約5.8時間</td> </tr> <tr> <td>合計 (③+④)</td> <td>約1.0日 (約24.6時間)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※使用済燃料ピット中央水面の線量率が燃料取替時の遮蔽設計基準値 (0.15mSv/h) 以下となるための許容水位低下量は約2.02mであり、評価に使用する水位低下量を保守的に2.0mとした。</p>	評価結果		① 2.0m分の評価水量 (m <sup>3</sup> )		A-使用済燃料ピット	約120m <sup>3</sup>	B-使用済燃料ピット	約180m <sup>3</sup>	A、B-使用済燃料ピット間	約3m <sup>3</sup>	燃料取替チャンネル	約23m <sup>3</sup>	燃料検査ピット	約36m <sup>3</sup>	合計	約362m <sup>3</sup>	② 崩壊熱による保有水蒸発水量	約19.16m <sup>3</sup> /h	③ 2.0m水位低下時間 (①/②)	約18.8時間	④ 水温100℃までの時間	約5.8時間	合計 (③+④)	約1.0日 (約24.6時間)	<p>【大飯】 設備の相違</p> <p>【大飯】 設備の相違</p> <p>【大飯】 設備の相違</p> <p>【大飯】 設備の相違</p> <p>【大飯】 設備の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違</p>
Aエリア	Bエリア	A,B エリア間	原子炉 補助建屋 チャンネル	燃料検査 ピット	合計																																	
約 337 m <sup>3</sup>	約 219 m <sup>3</sup>	約 3 m <sup>3</sup>	約 33 m <sup>3</sup>	約 46 m <sup>3</sup>	638 m <sup>3</sup>																																	
評価結果																																						
① 2.0m分の評価水量 (m <sup>3</sup> )																																						
A-使用済燃料ピット	約120m <sup>3</sup>																																					
B-使用済燃料ピット	約180m <sup>3</sup>																																					
A、B-使用済燃料ピット間	約3m <sup>3</sup>																																					
燃料取替チャンネル	約23m <sup>3</sup>																																					
燃料検査ピット	約36m <sup>3</sup>																																					
合計	約362m <sup>3</sup>																																					
② 崩壊熱による保有水蒸発水量	約19.16m <sup>3</sup> /h																																					
③ 2.0m水位低下時間 (①/②)	約18.8時間																																					
④ 水温100℃までの時間	約5.8時間																																					
合計 (③+④)	約1.0日 (約24.6時間)																																					

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>(3) 評価結果</p> <table border="1" data-bbox="250 178 846 236"> <thead> <tr> <th>①水温 100℃までの時間</th> <th>②水位低下時間</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約 11 時間</td> <td>約 1.3 日間</td> <td>約 1.8 日間</td> </tr> </tbody> </table> <p>使用済燃料ピットは通常ほう酸水で満たされているが、未臨界性評価では、中性子吸収効果のある使用済燃料ピット水中のほう素を無視し、純水で満たされた状態で、最も反応度が高い新燃料を設備容量分収容した場合を想定する。未臨界性評価には PHOENIX-P/HIDRA コードを用いており、不確定性 0.020 を考慮しても A エリア（使用済燃料ラック：ステンレス鋼製）の実効増倍率は約 0.953、B エリア（使用済燃料ラック：ボロン添加ステンレス鋼製）の実効増倍率は約 0.970 であり、ともに評価基準（不確定性を含めて 0.98 以下）を満足できる設計としている。純水で満たされた状態で使用済燃料ピット内の水の温度が上昇し沸騰状態となり、水密度が低下する場合でも、使用済燃料ピット水位が維持されている状態では中性子は減速不足状態であるため、水密度が高い冠水時に比べて実効増倍率は低下し、使用済燃料ピットの未臨界性は維持される。</p> <p>なお、使用済燃料ピット水中のほう素を考慮する場合、沸騰状態では水密度の低下に伴いほう素の密度も低下することから、ほう素による中性子吸収効果が減少して実効増倍率が増加する効果がある。ほう素濃度が高くなると、ほう素の密度低下により実効増倍率が増加する効果が、水密度の低下で中性子の減速が不足することにより実効増倍率が低下する効果を上回る場合があるが、その場合でも、実効増倍率は、純水条件に比べて低くなる。</p> <p>大飯3、4号炉においては、上記のとおり使用済燃料ピット水中のほう素を無視し、純水で満たされた状態（水密度 1.0g/cm<sup>3</sup>）で、最も反応度が高い新燃料を設備容量分収容した場合を想定した実効増倍率は A エリア（使用済燃料ラック：ステンレス鋼製）は約 0.953、B エリア（使用済燃料ラック：ボロン添加ステンレス鋼製）は約 0.970 であり、十分な未臨界性を確保できる設計としている。</p> <p>また、使用済燃料ピット内の水が沸騰状態となり水密度が低下した場合について、使用済燃料ピット内が純水の条件で未臨界性評価を実施した。</p> <p>その結果、純水冠水状態（水密度 1.0g/cm<sup>3</sup>）から水密度が低下し 0.5g/cm<sup>3</sup> となった場合、A エリア（使用済燃料ラック：ステンレス鋼製）の実効増倍率は約 9% Δk 低下し、B エリア（使用済燃料ラック：ボロン添加ステンレス鋼製）の実効増倍率は約 13% Δk 低下することから、十分に未臨界性は維持される。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	①水温 100℃までの時間	②水位低下時間	合計	約 11 時間	約 1.3 日間	約 1.8 日間	<p>(3) 評価結果</p> <p>表 6 各状態での経過時間</p> <table border="1" data-bbox="1198 188 1794 274"> <thead> <tr> <th>①水温 100℃までの時間</th> <th>②水位低下時間</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約 5.8 時間</td> <td>約 18.8 時間</td> <td>約 1.0 日 (約 24.6 時間)</td> </tr> </tbody> </table> <p>使用済燃料ピットは通常ほう酸水で満たされているが、未臨界性評価では、中性子吸収効果のある使用済燃料ピット水中のほう素を無視し、純水で満たされた状態で、最も反応度が高い新燃料を設備容量分収容した場合を想定する。未臨界性評価には SCALE コードを用いており、不確定性 0.020 を考慮しても B-使用済燃料ピット（使用済燃料ラック：ボロン添加ステンレス鋼製）の実効増倍率は約 0.970 であり、評価基準（不確定性を含めて 0.98 以下）を満足できる設計としている。純水で満たされた状態で使用済燃料ピット内の水の温度が上昇し沸騰状態となり、水密度が低下する場合でも、使用済燃料ピット水位が維持されている状態では中性子は減速不足状態であるため、水密度が高い冠水時に比べて実効増倍率は低下し、使用済燃料ピットの未臨界性は維持される。</p> <p>なお、使用済燃料ピット水中のほう素を考慮する場合、沸騰状態では水密度の低下に伴いほう素の密度も低下することから、ほう素による中性子吸収効果が減少して実効増倍率が増加する効果がある。ほう素濃度が高くなると、ほう素の密度低下により実効増倍率が増加する効果が、水密度の低下で中性子の減速が不足することにより実効増倍率が低下する効果を上回る場合があるが、その場合でも、実効増倍率は、純水条件に比べて低くなる。</p> <p>泊3号炉においては、上記のとおり使用済燃料ピット水中のほう素を無視し、純水で満たされた状態（水密度 1.0g/cm<sup>3</sup>）で、最も反応度が高い新燃料を設備容量分収容した場合を想定した実効増倍率は B-使用済燃料ピット（使用済燃料ラック：ボロン添加ステンレス鋼製）は約 0.970 であり、十分な未臨界性を確保できる設計としている。</p> <p>また、使用済燃料ピット（使用済燃料ラック：ボロン添加ステンレス鋼製）内の水が沸騰状態となり水密度が低下した場合について、使用済燃料ピット内が純水の条件で未臨界性評価を実施した。</p> <p>その結果、純水冠水状態（水密度 1.0g/cm<sup>3</sup>）から水密度が低下し 0.5g/cm<sup>3</sup> となった場合、B-使用済燃料ピット（使用済燃料ラック：ボロン添加ステンレス鋼製）の実効増倍率は約 13% Δk 低下することから、十分に未臨界性は維持される。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	①水温 100℃までの時間	②水位低下時間	合計	約 5.8 時間	約 18.8 時間	約 1.0 日 (約 24.6 時間)	<p><b>【大飯】</b>          評価結果の相違</p> <p><b>【大飯】</b>          解析コードの相違          ・大飯はウラン燃料のみの無限体系に対し、泊はウランと MOX 同時貯蔵の有限体系での評価のため使用するコードが異なる。</p> <p><b>【大飯】</b>          記載内容の相違          ・評価結果が厳しくなる B-使用済燃料ピットのみを記載</p> <p><b>【大飯】</b>          記載方針の相違</p> <p><b>【大飯】</b>          記載方針の相違</p>
①水温 100℃までの時間	②水位低下時間	合計												
約 11 時間	約 1.3 日間	約 1.8 日間												
①水温 100℃までの時間	②水位低下時間	合計												
約 5.8 時間	約 18.8 時間	約 1.0 日 (約 24.6 時間)												

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">添付資料 1.11.4</p> <p style="text-align: center;">燃料取替用水ピットから使用済燃料ピットへの注水</p> <p>1. 操作概要                      使用済燃料ピットへ注水するための準備として系統構成を行う。</p> <p>2. 必要要員数及び操作時間                      必要要員数：1名/ユニット                      操作時間（想定）：約20分                      操作時間（模擬）：約20分以内                      （移動、防保護具着用時間を含む）</p> <p>3. 操作の成立性                      アクセス性：ヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。                      作業環境：事故環境下における室温は通常運転状態と同等である。また、作業エリアに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においても作業可能である。                      また、汚染が予想されることから個人線量計を携帯し、全面マスク等を着用する。                      操作性：通常行う弁操作と同じであり、容易に操作可能である。                      連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置を使用し、確実に連絡可能である。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="font-size: small;">燃料取替用水ピットによる使用済燃料ピットへの注水                      （原子炉周辺機棟 E.L.+17.1m）</p> <p style="font-size: small;">燃料取替用水ピットによる使用済燃料ピットへの注水                      （原子炉周辺機棟 E.L.+17.1m）</p>	<p style="text-align: center;">添付資料1.11.5</p> <p style="text-align: center;">燃料取替用水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水</p> <p>1. 操作概要                      使用済燃料ピットへ注水するための準備として系統構成を行う。</p> <p>2. 操作場所                      周辺補機棟 T.P.14.9m, T.P.24.8m</p> <p>3. 必要要員数及び操作時間                      必要要員数：1名                      操作時間（想定）：35分                      操作時間（訓練実績等）：24分                      （現場移動、放射線防護具着用時間を含む。）</p> <p>4. 操作の成立性                      移動経路：ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、建屋内照明消灯時においてもアクセス可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。                      作業環境：事故環境下における室温は通常運転状態と同等である。また、作業エリアに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においても作業可能である。                      操作は汚染の可能性を考慮し、防護具（全面マスク、個人線量計、ゴム手袋等）を装備又は携行して作業を行う。                      操作性：通常行う弁操作と同じであり、容易に操作可能である。                      連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置を使用し、確実に中央制御室へ連絡することが可能である。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">燃料取替用水ポンプによる注水系統構成                      （周辺補機棟 T.P.14.9m）</p>	<p>【大飯】                      記載方針の相違（女川審査実績の反映）                      ・操作又は作業場所の追加。                      ・以降、同様の相違理由は省略する。</p> <p>【大飯】                      記載表現の相違                      ・泊は「実績」及び「模擬」を「訓練実績等」で統一。                      ・放射性防護具着用時間を含めていることを記載。（伊方、玄海と同様）</p> <p>【大飯】                      記載表現の相違（女川実績の反映）                      ・泊は「実績」及び「模擬」を「訓練実績等」で統一。                      ・放射線防護具着用時間を含めていることを記載。（伊方、玄海と同様）                      ・以降、同様の相違理由は省略する。</p> <p>【大飯】                      設備の相違                      ・燃料取替用水ポンプの起動操作について、現場起動となる大飯に対し、泊は中央制御室にて起動可能。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">添付資料 1.11.5</p> <p style="text-align: center;">No. 3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水</p> <p>1. 操作概要 使用済燃料ピットへ注水するための準備として系統構成を行う。</p> <p>2. 必要要員数及び操作時間 必要要員数：1名/ユニット 操作時間（想定）：約25分 操作時間（実績）：約23分（移動、防保護具着用時間を含む）</p> <p>3. 操作の成立性 アクセス性：ヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。</p> <p>作業環境：事故環境下における室温は通常運転状態と同等である。また、作業エリアに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においても作業可能である。また、汚染が予想されることから個人線量計を携帯し、全面マスク等を着用する。</p> <p>操作性：通常行う弁操作と同じであり、容易に操作可能である。 連絡手段：事故環境下において通常連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置を使用し、確実に連絡可能である。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">No. 3淡水タンクによる使用済燃料ピットへの注水 （原子炉周辺建屋 E.L.+17.1m）</p>	<p style="text-align: center;">添付資料1.11.6</p> <p style="text-align: center;">2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水</p> <p>1. 操作概要 使用済燃料ピットへ注水するための準備として系統構成を行う。</p> <p>2. 操作場所 周辺補機棟 T.P.14.9m</p> <p>3. 必要要員数及び操作時間 必要要員数：1名 操作時間（想定）：30分 操作時間（訓練実績等）：20分（現場移動、放射線防護具着用時間を含む。）</p> <p>4. 操作の成立性 移動経路：ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、建屋内照明消灯時においてもアクセス可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。</p> <p>作業環境：事故環境下における室温は通常運転状態と同等である。また、作業エリアに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においても作業可能である。</p> <p>操作は汚染の可能性を考慮し、防護具（全面マスク、個人線量計、ゴム手袋等）を装備又は携行して作業を行う。</p> <p>操作性：通常行う弁操作と同じであり、容易に操作可能である。 連絡手段：事故環境下において通常連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置を使用し、確実に中央制御室へ連絡することが可能である。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>2次系補給水ポンプによる注水系統構成 （周辺補機棟 T.P.14.9m）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>2次系補給水ポンプによる注水 （周辺補機棟 T.P.14.9m）</p> </div> </div>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">添付資料 1.11.10</p> <p style="text-align: center;">1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水</p> <p>【系統構成】</p> <p>1. 操作概要 使用済燃料ピットへ注水するための準備として系統構成を行う。</p> <p>2. 必要要員数及び操作時間 必要要員数：3名/ユニット 操作時間（想定）：約60分 操作時間（実績）：約41分（移動、防保護具着用時間を含む）</p> <p>3. 操作の成立性 アクセス性：アクセスルートに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においてもアクセス可能である。 作業環境：室温及び放射線量は通常運転状態と同等である。また、作業エリアに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においても作業可能である。</p> <p>操作性：操作場所はバルブ室や通路付近にあり、容易に操作可能である。 連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置を使用し、確実に連絡可能である。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;">  <p>① 系統構成 (原子炉補助建屋 E.L.+26.0m)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>② 1次系補給水ポンプ起動 (原子炉制御建屋 E.L.+21.8m)</p> </div> </div> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>	<p style="text-align: center;">添付資料1.11.7</p> <p style="text-align: center;">1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水</p> <p>【系統構成】</p> <p>1. 操作概要 使用済燃料ピットへ注水するための準備として系統構成を行う。</p> <p>2. 操作場所 原子炉補助建屋T.P.17.8m</p> <p>3. 必要要員数及び操作時間 必要要員数：1名 操作時間（想定）：25分 操作時間（訓練実績等）：15分（現場移動、放射線防護具着用時間を含む。）</p> <p>4. 操作の成立性 移動経路：ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、建屋内照明消灯時においてもアクセス可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。 作業環境：室温及び放射線量は通常運転状態と同等である。また、作業エリアに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においても作業可能である。 操作は汚染の可能性を考慮し、防護具（全面マスク、個人線量計、ゴム手袋等）を装備又は携行して作業を行う。</p> <p>操作性：操作場所はバルブ室や通路付近にあり、容易に操作可能である。 連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置を使用し、確実に中央制御室へ連絡することが可能である。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;">  <p>1次系補給水ポンプによる注水系統構成 (原子炉補助建屋 T.P.17.8m)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>1次系補給水ポンプによる注水 (原子炉補助建屋 T.P.17.8m)</p> </div> </div>	<p>【大阪】 運用の相違（相違理由①）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
<p style="text-align: right;">添付資料 1.11.6</p> <p style="text-align: center;">No. 2 淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水（屋内消火栓）</p> <p>【可搬型ホース敷設、接続】</p> <p>1. 作業概要                  屋内消火栓を用いてNo. 2 淡水タンクから使用済燃料ピットへ水を注水するため、屋内消火栓から使用済燃料ピットまで可搬型ホースを敷設、接続する。</p> <p>2. 必要要員数及び作業時間                  必要要員数：2名/ユニット                  作業時間（想定）：約60分                  作業時間（実績）：約49分（移動、防保護具着用時間を含む）</p> <p>3. 作業の成立性                  (1) 屋内消火栓から使用済燃料ピットへの可搬型ホースの敷設、接続                  アクセス性：アクセスルートに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においてもアクセス可能である。                  作業環境：室温及び放射線量は通常運転状態と同等である。また、作業エリアに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においても作業可能である。</p> <p>作業性：可搬型ホースの接続はワンタッチ式であり、容易に実施可能である。                  連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、要員は携行型通話装置を携帯しており、確実に連絡可能である。</p> <table border="1" data-bbox="241 1038 846 1238"> <thead> <tr> <th>号炉</th> <th>敷設ルート</th> <th>敷設長さ</th> <th>ホース口径</th> <th>本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉</td> <td>消火栓～可搬型ホース敷設</td> <td>30 m</td> <td>40 A</td> <td>2 本</td> </tr> <tr> <td>4号炉</td> <td>消火栓～可搬型ホース敷設</td> <td>30 m</td> <td>40 A</td> <td>2 本</td> </tr> </tbody> </table>	号炉	敷設ルート	敷設長さ	ホース口径	本数	3号炉	消火栓～可搬型ホース敷設	30 m	40 A	2 本	4号炉	消火栓～可搬型ホース敷設	30 m	40 A	2 本	<p style="text-align: right;">添付資料1.11.8</p> <p style="text-align: center;">電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる使用済燃料ピットへの注水</p> <p>【消防ホース敷設、接続】</p> <p>1. 作業概要                  屋内消火栓を用いて電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプから使用済燃料ピットへ水を注水するため、屋内消火栓から使用済燃料ピットまで消防ホースを敷設、接続する。</p> <p>2. 操作場所                  燃料取扱棟T.P.33.1m                  屋外T.P.10.3m</p> <p>3. 必要要員数及び作業時間                  必要要員数：1名                  作業時間（想定）：30分                  作業時間（訓練実績等）：25分（現場移動、放射線防護具着用時間を含む。）</p> <p>4. 操作の成立性                  移動経路：ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、建屋内照明消灯時においてもアクセス可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。                  作業環境：室温及び放射線量は通常運転状態と同等である。また、作業エリアに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においても作業可能である。                  操作は汚染の可能性を考慮し、防護具（全面マスク、個人線量計、ゴム手袋等）を装備又は携行して作業を行う。</p> <p>作業性：消防ホースの接続はワンタッチ式であり、容易に作業可能である。                  連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、要員は携行型通話装置を携帯しており、確実に中央制御室へ連絡することが可能である。</p> <p style="text-align: center;">消防ホース敷設箇所</p> <table border="1" data-bbox="1227 1059 1816 1155"> <thead> <tr> <th>敷設ルート</th> <th>敷設長さ</th> <th>ホース口径</th> <th>本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内消火栓～3A-使用済燃料ピット</td> <td>3 m</td> <td rowspan="2">65A</td> <td>1 本</td> </tr> <tr> <td>屋内消火栓～3B-使用済燃料ピット</td> <td>27m</td> <td>2 本</td> </tr> </tbody> </table>	敷設ルート	敷設長さ	ホース口径	本数	屋内消火栓～3A-使用済燃料ピット	3 m	65A	1 本	屋内消火栓～3B-使用済燃料ピット	27m	2 本	<p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p>
号炉	敷設ルート	敷設長さ	ホース口径	本数																								
3号炉	消火栓～可搬型ホース敷設	30 m	40 A	2 本																								
4号炉	消火栓～可搬型ホース敷設	30 m	40 A	2 本																								
敷設ルート	敷設長さ	ホース口径	本数																									
屋内消火栓～3A-使用済燃料ピット	3 m	65A	1 本																									
屋内消火栓～3B-使用済燃料ピット	27m		2 本																									

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由															
<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>①可搬型ホース敷設      ②可搬型ホース取付 (使用済燃料ピット側)</p> <p><b>(2) 屋内消火栓から冷却用補給配管への接続</b></p> <p>アクセス性：アクセスルートに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においてもアクセス可能である。</p> <p>作業環境：室温は通常運転状態と同等である。また、作業エリアに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においても作業可能である。</p> <p>作業性：操作場所は通路付近にあり、容易に操作可能である。</p> <p>連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置を使用し、確実に連絡可能である。</p> <table border="1" data-bbox="264 906 795 1082" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>号炉</th> <th>敷設ルート</th> <th>敷設長さ</th> <th>ホース口径</th> <th>本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉</td> <td>消火栓 ~ 使用済燃料ピット冷却 用補給配管接続口</td> <td>30 m</td> <td>40 A</td> <td>2 本</td> </tr> <tr> <td>4号炉</td> <td>消火栓 ~ 使用済燃料ピット冷却 用補給配管接続口</td> <td>30 m</td> <td>40 A</td> <td>2 本</td> </tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;">   </div> <p>①屋内消火栓      ②屋内消火栓</p>	号炉	敷設ルート	敷設長さ	ホース口径	本数	3号炉	消火栓 ~ 使用済燃料ピット冷却 用補給配管接続口	30 m	40 A	2 本	4号炉	消火栓 ~ 使用済燃料ピット冷却 用補給配管接続口	30 m	40 A	2 本	<div style="display: grid; grid-template-columns: 1fr 1fr; gap: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>消防ホース敷設 (燃料取扱棟 T. P. 33. 1m)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>消防ホース接続 (燃料取扱棟 T. P. 33. 1m)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>消火ポンプ起動 (燃料取扱棟 T. P. 33. 1m)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>消火ポンプによる注水 (燃料取扱棟 T. P. 33. 1m)</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 50px; border: 1px solid black; padding: 5px; font-size: 1.2em;">比較対象なし</div>	<p><b>【大飯】</b>                  設備の相違 (相違理由                  ②)</p>
号炉	敷設ルート	敷設長さ	ホース口径	本数													
3号炉	消火栓 ~ 使用済燃料ピット冷却 用補給配管接続口	30 m	40 A	2 本													
4号炉	消火栓 ~ 使用済燃料ピット冷却 用補給配管接続口	30 m	40 A	2 本													

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>③消火栓～使用済燃料ピット補給用冷却配管 接続前</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>④消火栓～使用済燃料ピット補給用冷却配管 接続後</p> </div> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">比較対象なし</div>	<p>【大飯】                  設備の相違（相違理由②）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由															
<p style="text-align: right;">添付資料 1.11.7</p> <p style="text-align: center;">No. 2 淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水（屋外消火栓）</p> <p>【可搬型ホース敷設、接続】</p> <p>1. 作業概要                  屋外消火栓を用いてNo. 2 淡水タンクから使用済燃料ピットへ水を注水するため、屋外消火栓から使用済燃料ピットまで可搬型ホースを敷設、接続する。</p> <p>2. 必要要員数及び作業時間                  必要要員数：3名/ユニット                  作業時間（想定）：約60分                  作業時間（実績）：約48分（移動、防保護具着用時間を含む）</p> <p>3. 作業の成立性                  (1) 屋外消火栓から使用済燃料ピットへの可搬型ホースの敷設、接続                  アクセス性：夜間においても、ヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。                  作業環境：可搬型設備保管エリア、運搬ルート及び設置エリア周辺には、作業を行う上で支障となる設備はなく、また、作業員はヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、作業可能である。                  作業性：可搬型ホースの敷設はワンタッチ式であり、容易に実施可能である。                  連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、トランシーバー、衛星電話（アイサットフォン）を携帯しており、確実に連絡可能である。</p> <table border="1" data-bbox="120 895 665 1032"> <thead> <tr> <th>号炉</th> <th>敷設ルート</th> <th>敷設長さ</th> <th>ホース口径</th> <th>本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉</td> <td>消火栓～可搬型ホース敷設</td> <td>100 m</td> <td>65 A</td> <td>5 本</td> </tr> <tr> <td>4号炉</td> <td>消火栓～可搬型ホース敷設</td> <td>100 m</td> <td>65 A</td> <td>5 本</td> </tr> </tbody> </table>	号炉	敷設ルート	敷設長さ	ホース口径	本数	3号炉	消火栓～可搬型ホース敷設	100 m	65 A	5 本	4号炉	消火栓～可搬型ホース敷設	100 m	65 A	5 本	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">比較対象なし</div>	<p>【大飯】                  設備の相違（相違理由②）</p>
号炉	敷設ルート	敷設長さ	ホース口径	本数													
3号炉	消火栓～可搬型ホース敷設	100 m	65 A	5 本													
4号炉	消火栓～可搬型ホース敷設	100 m	65 A	5 本													

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

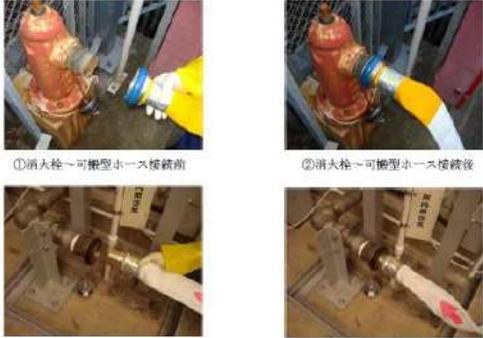
1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由															
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>①可搬型ホース敷設</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>②可搬型ホース接続（屋外消火栓）</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>③可搬型ホース取付（使用済燃料ピット側）</p> </div> <p><b>(2) 屋外消火栓から冷却用補給配管への接続</b></p> <p>アクセス性：アクセスルートに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においてもアクセス可能である。</p> <p>作業環境：室温は通常運転状態と同等である。また、作業エリアに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においても作業可能である。</p> <p>作業性：操作場所は通路付近にあり、容易に操作可能である。</p> <p>連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置を使用し、確実に連絡可能である。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <thead> <tr> <th>号炉</th> <th>敷設ルート</th> <th>敷設長さ</th> <th>ホース口径</th> <th>本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉</td> <td>消火栓 ~ 使用済燃料ピット冷却用補給配管接続口</td> <td>60 m</td> <td>65 A</td> <td>3 本</td> </tr> <tr> <td>4号炉</td> <td>消火栓 ~ 使用済燃料ピット冷却用補給配管接続口</td> <td>60 m</td> <td>65 A</td> <td>3 本</td> </tr> </tbody> </table>	号炉	敷設ルート	敷設長さ	ホース口径	本数	3号炉	消火栓 ~ 使用済燃料ピット冷却用補給配管接続口	60 m	65 A	3 本	4号炉	消火栓 ~ 使用済燃料ピット冷却用補給配管接続口	60 m	65 A	3 本	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">比較対象なし</div>	<p>【大飯】 設備の相違（相違理由②）</p>
号炉	敷設ルート	敷設長さ	ホース口径	本数													
3号炉	消火栓 ~ 使用済燃料ピット冷却用補給配管接続口	60 m	65 A	3 本													
4号炉	消火栓 ~ 使用済燃料ピット冷却用補給配管接続口	60 m	65 A	3 本													

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>①消火栓～可搬型ホース接続前</p> <p>②消火栓～可搬型ホース接続後</p> <p>③可搬型ホース～使用済燃料ピット補給用冷気配管 接続前</p> <p>④可搬型ホース～使用済燃料ピット補給用冷気配管 接続後</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">比較対象なし</div>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">【比較のため、添付資料 1.11.11 より再掲】</p> <p style="text-align: center;">海水から使用済燃料ピットへの注水</p> <p>【送水車等配備】</p> <p>1. 作業概要 海水を使用済燃料ピットに注水するための送水車等を配備する。</p> <p>2. 必要要員数及び作業時間 必要要員数：5名/ユニット 作業時間（想定）：約2時間40分 作業時間（模擬）：約2時間40分以内 （移動、防保護具着用時間を含む）</p> <p>3. 作業の成立性 (1) 送水車の設置 アクセス性：夜間においても、ヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。 作業環境：可搬型設備保管エリア、運搬ルート及び設置エリア周辺には、作業を行う上で支障となる設備はなく、また、作業員はヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、作業可能である。</p> <p>作業性：送水車の設置作業は一般的な作業と同等であり、作業は実施可能である。</p>	<p style="text-align: right;">添付資料1.11.9</p> <p style="text-align: center;">海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水</p> <p>【可搬型ホースの敷設、可搬型大型送水ポンプ車等の設置（水中ポンプの設置含む。）】</p> <p>1. 作業概要 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水を行うため、可搬型大型送水ポンプ車の設置、海水取水箇所への水中ポンプの設置、可搬型ホース等の敷設等を行う。</p> <p>2. 作業場所 燃料取扱棟T.P.33.1m 屋外T.P.10.3m, T.P.33.1m</p> <p>3. 必要要員数及び作業時間 (1) 災害対策要員6名及び災害対策要員（支援）2名で実施する場合 必要要員数：8名 作業時間（想定）：200分 作業時間（訓練実績等）：160分 （現場移動、放射線防護具着用時間を含む。） (2) 災害対策要員3名及び災害対策要員（支援）2名で実施する場合 必要要員数：5名 作業時間（想定）：250分 作業時間（訓練実績等）：220分 （現場移動、放射線防護具着用時間を含む。）</p> <p>4. 作業の成立性 移動経路：夜間においても、ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。 作業環境：可搬型大型送水ポンプ車等の保管エリア、運搬ルート及び設置エリア周辺には、作業を行う上で支障となる設備はなく、また、ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから作業可能である。 操作は汚染の可能性を考慮し、防護具（全面マスク、個人線量計、ゴム手袋等）を装備又は携行して作業を行う。 なお、冬季間の屋外作業では防寒服等の着用が必要となるが、夏季と冬季での作業時間に相違がないことを訓練実績等で確認している。</p> <p>作業性：可搬型大型送水ポンプ車は、車両として移動可能な設計であり容易に移動できる。 屋外に敷設する可搬型ホースは、ホース延長・回収車（送水車用）を使用することから、容易に実施可能である。 また、可搬型ホースの接続は汎用の結合金具であり、容易に接続可能である。</p>	<p>【大飯】 設備の相違（相違理由③）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 【大飯】設備の相違 ・泊は、海水を取水するためにポンプ車付属の水中ポンプを使用する。（海水取水に水中ポンプを使用するのは、川内及び玄海と同様）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 泊は、海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水について災害対策要員6名の手順と災害対策要員3名の手順を整備している。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・大飯は「送水車の配備」、「可搬型ホースの設置」の資料構成としている。 ・泊は、「可搬型ホースの敷設」及び「可搬型大型送水ポンプ車等の設置」をまとめた資料構成。 ・操作及び作業の成立性について網羅的に説明する方針は同様である。 ・泊は寒冷地特有の考慮事項を整理。</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																						
<p style="text-align: center;">【比較のため、添付資料 1.11.11 より再掲】</p> <p>連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、トランシーバー、衛星電話（アイサットフォン）を携帯しており、確実に連絡可能である。</p>  <p>① 送水車の設置</p> <p>(2) 可搬型ホースの設置</p> <p>アクセス性：アクセスルートに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においてもアクセス可能である。</p> <p>作業環境：室温は通常運転状態と同等である。また、作業エリアに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においても作業可能である。</p> <p>作業性：操作場所は通路付近にあり、容易に操作可能である。</p> <p>連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置を使用し、確実に連絡可能である。</p> <table border="1" data-bbox="286 965 815 1281"> <thead> <tr> <th>号炉</th> <th>敷設ルート</th> <th>敷設長さ</th> <th>ホース口径</th> <th>本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3号炉</td> <td rowspan="2">取水路～ホース敷設</td> <td>1300m</td> <td>150 A</td> <td>26本</td> </tr> <tr> <td>80m</td> <td>65 A</td> <td>4本</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4号炉</td> <td rowspan="2">取水路～ホース敷設</td> <td>1400m</td> <td>150 A</td> <td>28本</td> </tr> <tr> <td>80m</td> <td>65 A</td> <td>4本</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="286 1134 815 1281"> <thead> <tr> <th>号炉</th> <th>敷設ルート</th> <th>敷設長さ</th> <th>ホース口径</th> <th>本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3号炉</td> <td rowspan="2">放水路ピット～ホース敷設</td> <td>950m</td> <td>150 A</td> <td>19本</td> </tr> <tr> <td>60m</td> <td>65 A</td> <td>3本</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4号炉</td> <td rowspan="2">放水路ピット～ホース敷設</td> <td>800m</td> <td>150 A</td> <td>20本</td> </tr> <tr> <td>60m</td> <td>65 A</td> <td>3本</td> </tr> </tbody> </table>	号炉	敷設ルート	敷設長さ	ホース口径	本数	3号炉	取水路～ホース敷設	1300m	150 A	26本	80m	65 A	4本	4号炉	取水路～ホース敷設	1400m	150 A	28本	80m	65 A	4本	号炉	敷設ルート	敷設長さ	ホース口径	本数	3号炉	放水路ピット～ホース敷設	950m	150 A	19本	60m	65 A	3本	4号炉	放水路ピット～ホース敷設	800m	150 A	20本	60m	65 A	3本	<p>海水取水箇所より吊り下げて設置する水中ポンプは軽量なものであり人力で降下設置できる。</p> <p>連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、無線連絡設備（携帯型）、衛星電話設備（携帯型）を携帯しており、確実に中央制御室へ連絡することが可能である。</p> <table border="1" data-bbox="1093 981 1906 1236"> <caption>可搬型ホース敷設箇所</caption> <thead> <tr> <th>敷設ルート</th> <th>敷設長さ</th> <th>ホース口径</th> <th>本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海水取水箇所（3号炉取水ピットスクリーン室）～3A、3B-使用済燃料ピット（東側ルート）</td> <td>約550m×1系統 約60m×1系統</td> <td>150A</td> <td>約11本×1系統 約3本×1系統</td> </tr> <tr> <td>海水取水箇所（3号炉取水ピットスクリーン室）～3A、3B-使用済燃料ピット（西側ルート）</td> <td>約450m×2系統 約500m×1系統 約40m×1系統</td> <td>150A</td> <td>約9本×2系統 約10本×1系統 約2本×1系統</td> </tr> </tbody> </table>	敷設ルート	敷設長さ	ホース口径	本数	海水取水箇所（3号炉取水ピットスクリーン室）～3A、3B-使用済燃料ピット（東側ルート）	約550m×1系統 約60m×1系統	150A	約11本×1系統 約3本×1系統	海水取水箇所（3号炉取水ピットスクリーン室）～3A、3B-使用済燃料ピット（西側ルート）	約450m×2系統 約500m×1系統 約40m×1系統	150A	約9本×2系統 約10本×1系統 約2本×1系統	<p>【大飯】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊の可搬型大型送水ポンプ車の水中ポンプは人力により設置が可能。</li> </ul> <p>【大飯】 設備名称、記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊はポンプ車設置と可搬型ホース設置作業の成立性について上段にまとめて記載。</li> <li>操作及び作業の成立性について網羅的に説明する方針は同様である。</li> </ul>
号炉	敷設ルート	敷設長さ	ホース口径	本数																																																				
3号炉	取水路～ホース敷設	1300m	150 A	26本																																																				
		80m	65 A	4本																																																				
4号炉	取水路～ホース敷設	1400m	150 A	28本																																																				
		80m	65 A	4本																																																				
号炉	敷設ルート	敷設長さ	ホース口径	本数																																																				
3号炉	放水路ピット～ホース敷設	950m	150 A	19本																																																				
		60m	65 A	3本																																																				
4号炉	放水路ピット～ホース敷設	800m	150 A	20本																																																				
		60m	65 A	3本																																																				
敷設ルート	敷設長さ	ホース口径	本数																																																					
海水取水箇所（3号炉取水ピットスクリーン室）～3A、3B-使用済燃料ピット（東側ルート）	約550m×1系統 約60m×1系統	150A	約11本×1系統 約3本×1系統																																																					
海水取水箇所（3号炉取水ピットスクリーン室）～3A、3B-使用済燃料ピット（西側ルート）	約450m×2系統 約500m×1系統 約40m×1系統	150A	約9本×2系統 約10本×1系統 約2本×1系統																																																					

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="421 549 674 603" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">比較対象なし</div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> <div style="text-align: center;">  <p>可搬型ホース敷設 (屋外 T.P.33.1m)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>可搬型ホース敷設 (燃料取扱棟 T.P.33.1m)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>ホース延長・回収車 (送水車用) による 可搬型ホース敷設 (屋外 T.P.10.3m)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ホース延長・回収車 (送水車用) による 可搬型ホース敷設 (屋外 T.P.33.1m)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>可搬型ホース (150A) 接続口</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>可搬型ホース (150A) 接続後</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>可搬型大型送水ポンプ車の設置 ポンプ車周辺のホース敷設 (屋外 T.P.10.3m)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>海水取水箇所への水中ポンプ設置 (屋外 T.P.10.3m)</p> </div> </div> </div>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料 1.11.8</p> <p style="text-align: center;">ポンプ車によるNo. 3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水</p> <p>【ポンプ車・可搬型ホース等配備】</p> <p>1. 作業概要                  純水を使用済燃料ピットに注水するためのポンプ車・可搬型ホースを配備する。</p> <p>2. 必要要員数及び作業時間                  必要要員数：4名/ユニット                  作業時間（想定）：約4時間50分                  作業時間（模擬）：約4時間50分以内                  （移動、防保護具着用時間を含む）</p> <p>3. 作業の成立性                  (1) ポンプ車の配備</p> <p>アクセス性：夜間においても、ヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。                  作業環境：可搬型設備保管エリア、運搬ルート及び設置エリア周辺には、作業を行う上で支障となる設備はなく、また、作業員はヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、作業可能である。</p> <p>作業性：ポンプ車の設置作業は一般的な作業と同等であり、作業は実施可能である。</p>	<p style="text-align: right;">添付資料1.11.10</p> <p style="text-align: center;">代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水</p> <p>【可搬型ホースの敷設、可搬型大型送水ポンプ車等の設置（吸管の挿入含む。）】</p> <p>1. 作業概要                  代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水を行うため、可搬型大型送水ポンプ車の設置、代替給水ピットへの吸管挿入、可搬型ホース等の敷設等を行う。</p> <p>2. 作業場所                  燃料取扱棟T.P.33.1m                  屋外T.P.33.1m</p> <p>3. 必要要員数及び作業時間                  (1) 災害対策要員6名及び災害対策要員（支援）2名で実施する場合                  必要要員数：8名                  作業時間（想定）：115分                  作業時間（訓練実績等）：95分                  （現場移動、放射線防護具着用時間を含む。）                  (2) 災害対策要員3名及び災害対策要員（支援）2名で実施する場合                  必要要員数：5名                  作業時間（想定）：150分                  作業時間（訓練実績等）：125分                  （現場移動、放射線防護具着用時間を含む。）</p> <p>4. 作業の成立性</p> <p>移動経路：夜間においても、ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。                  作業環境：可搬型大型送水ポンプ車等の保管エリア、運搬ルート及び設置エリア周辺には、作業を行う上で支障となる設備はなく、また、ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから作業可能である。                  操作は汚染の可能性を考慮し、防護具（全面マスク、個人線量計、ゴム手袋等）を装備又は携行して作業を行う。                  なお、冬季間の屋外作業では防寒服等の着用が必要となるが、夏季と冬季での作業時間に相違がないことを訓練実績等で確認している。</p> <p>作業性：可搬型大型送水ポンプ車は、車両として移動可能な設計であり容易に移動できる。屋外に敷設する可搬型ホースは、ホース延長・回収車（送水車用）を使用することから、容易に実施可能である。また、可搬型ホースの接続は汎用の結合金具であり、容易に接続可能である。</p>	<p>【大飯】                  設備の相違（相違理由③）                  【大飯】                  記載表現の相違</p> <p>【大飯】                  記載方針の相違                  泊は、海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水と同様に災害対策要員6名の手順と災害対策要員3名の手順を整備している。</p> <p>【大飯】                  記載方針の相違                  ・大飯は「ポンプ車の配備」、「可搬型ホースの設置」の資料構成としている。                  ・泊は、「可搬型ホースの敷設」及び「可搬型大型送水ポンプ車等の設置」をまとめた資料構成。                  ・操作及び作業の成立性について網羅的に説明する方針は同様である。                  ・泊は寒冷地特有の考慮する事項を整理。</p> <p>【大飯】                  設備名称の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、トランシーバー、衛星電話（アイサットフォン）を携帯しており、確実に連絡可能である。</p>  <p>①ポンプ車の設置</p> <p>(2) 可搬型ホースの設置</p> <p>アクセス性：アクセスルートに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においてもアクセス可能である。</p> <p>作業環境：室温は通常運転状態と同等である。また、作業エリアに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においても作業可能である。</p> <p>作業性：操作場所は通路付近にあり、容易に操作可能である。</p> <p>連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置を使用し、確実に連絡可能である。</p>	<p>代替給水ビットへ挿入する吸管は可搬型大型送水ポンプ車に搭載されており、人力で挿入できる。</p> <p>連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、無線連絡設備（携帯型）、衛星電話設備（携帯型）を携帯しており、確実に中央制御室へ連絡することが可能である。</p>	<p>【大飯】 設備の相違（相違理由③）</p> <p>【大飯】 設備名称、記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊はポンプ車設置と可搬型ホース設置作業の成立性について上段にまとめて記載。</li> <li>・操作及び作業の成立性について網羅的に説明する方針は同様である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所 3 / 4号炉					泊発電所 3号炉				相違理由
号炉	敷設ルート	敷設長さ	ホース口径	本数	可搬型ホース敷設箇所				
3号炉	N.o. 3 淡水タンク～使用済燃料ピット冷却用補給配管接続口	1,110 m	65 A	56 本	代替給水ピット～3A, 3B～使用済燃料ピット (西側ルート)	約100m×1系統 約40m×1系統	150 A	約2本×1系統 約2本×1系統	
	N.o. 3 淡水タンク～可搬型ホース敷設	1,160 m	65 A	58 本					
4号炉	N.o. 3 淡水タンク～使用済燃料ピット冷却用補給配管接続口	990 m	65 A	50 本	<p>可搬型ホース敷設 (屋外 T.P.33.1m)</p> <p>可搬型ホース敷設 (燃料取扱棟 T.P.33.1m)</p> <p>ホース延長・回収車 (送水車用) による可搬型ホース敷設 (屋外 T.P.33.1m)</p>				
	N.o. 3 淡水タンク～可搬型ホース敷設	1,040 m	65 A	52 本					
<p>① ポンプ車へ吐出ホース接続前</p> <p>② ポンプ車へ吐出ホース接続後</p>									
<p>③ 可搬型ホース接続前</p> <p>④ 可搬型ホース接続後</p>									
<p>⑤ 可搬型ホース～使用済燃料ピット補給用冷却配管 接続前</p> <p>⑥ 可搬型ホース～使用済燃料ピット補給用冷却配管 接続後</p>									
					<p>可搬型ホース(150A)接続口</p> <p>可搬型ホース(150A)接続後</p>				
					<p>可搬型大型送水ポンプ車の設置 代替給水ピットへの吸管挿入 (屋外 T.P.33.1m) (作業風景は類似作業)</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車 周辺のホース敷設 (屋外 T.P.33.1m)</p>				

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料 1.11.9</p> <p style="text-align: center;">ポンプ車によるNo. 2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水</p> <p>【ポンプ車・可搬型ホース等配備】</p> <p>1. 作業概要                  淡水を使用済燃料ピットに注水するためのポンプ車・可搬型ホースを配備する。</p> <p>2. 必要要員数及び作業時間                  必要要員数：4名/ユニット                  作業時間（想定）：約4時間50分                  作業時間（模擬）：約4時間50分以内                  （移動、防保護具着用時間を含む）</p> <p>3. 作業の成立性                  (1) ポンプ車の配備                  アクセス性：夜間においても、ヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。                  作業環境：可搬型設備保管エリア、運搬ルート及び設置エリア周辺には、作業を行う上で支障となる設備はなく、また、作業員はヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、作業可能である。</p> <p>作業性：ポンプ車の設置作業は一般的な作業と同等であり、作業は実施可能である。</p>	<p style="text-align: right;">添付資料1.11.11</p> <p style="text-align: center;">原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水</p> <p>【可搬型ホースの敷設、可搬型大型送水ポンプ車等の設置（吸管の挿入を含む。）】</p> <p>1. 作業概要                  原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水を行うため、可搬型大型送水ポンプ車の設置、原水槽への吸管挿入、可搬型ホース等の敷設等を行う。</p> <p>2. 作業場所                  燃料取扱棟T.P.33.1m                  屋外T.P.10.3m</p> <p>3. 必要要員数及び作業時間                  (1) 災害対策要員6名及び災害対策要員（支援）2名で実施する場合                  必要要員数：8名                  作業時間（想定）：200分                  作業時間（訓練実績等）：160分                  （現場移動、放射線防護具着用時間を含む。）                  (2) 災害対策要員3名及び災害対策要員（支援）2名で実施する場合                  必要要員数：5名                  作業時間（想定）：225分                  作業時間（訓練実績等）：190分                  （現場移動、放射線防護具着用時間を含む。）</p> <p>4. 作業の成立性                  移動経路：夜間においても、ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。                  作業環境：可搬型大型送水ポンプ車等の保管エリア、運搬ルート及び設置エリア周辺には、作業を行う上で支障となる設備はなく、また、ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから作業可能である。                  操作は汚染の可能性を考慮し、防護具（全面マスク、個人線量計、ゴム手袋等）を装備又は携行して作業を行う。                  なお、冬季間の屋外作業では防寒服等の着用が必要となるが、夏季と冬季での作業時間に相違がないことを訓練実績等で確認している。</p> <p>作業性：可搬型大型送水ポンプ車は、車両として移動可能な設計であり容易に移動できる。屋外に敷設する可搬型ホースは、ホース延長・回収車（送水車用）を使用することから、容易に実施可能である。また、可搬型ホースの接続は汎用の結合金具であり、容易に接続可能である。</p>	<p>【大飯】                  設備の相違（相違理由③）</p> <p>【大飯】                  記載表現の相違</p> <p>【大飯】                  記載方針の相違                  泊は、海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水と同様に災害対策要員6名の手順と災害対策要員3名の手順を整備している。</p> <p>【大飯】                  記載方針の相違                  ・大飯は「ポンプ車の配備」、「可搬型ホースの設置」の資料構成としている。                  ・泊は、「可搬型ホースの敷設」及び「可搬型大型送水ポンプ車等の設置」をまとめた資料構成。                  ・操作及び作業の成立性について網羅的に説明する方針は同様である。                  ・泊は寒冷地特有の考慮事項を整理。</p> <p>【大飯】                  記載表現の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、<b>トランシーバー</b>、<b>衛星電話（アイサットフォン）</b>を携帯しており、確実に連絡可能である。</p>  <p>①ポンプ車の設置</p> <p>(2) 可搬型ホースの設置</p> <p>アクセス性：アクセスルートに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においてもアクセス可能である。</p> <p>作業環境：室温は通常運転状態と同等である。また、作業エリアに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においても作業可能である。</p> <p>作業性：操作場所は通路付近にあり、容易に操作可能である。</p> <p>連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置を使用し、確実に連絡可能である。</p>	<p>原水槽へ挿入する吸管は<b>可搬型大型送水ポンプ車</b>に搭載されており、人力で挿入できる。</p> <p>連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、<b>無線連絡設備（携帯型）</b>、<b>衛星電話設備（携帯型）</b>を携帯しており、確実に中央制御室へ連絡することが可能である。</p>	<p>【大飯】 設備の相違（相違理由③）</p> <p>【大飯】 設備名称、記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊はポンプ車設置と可搬型ホース設置の成立性についてまとめて記載。</li> <li>・操作及び作業の成立性について網羅的に説明する方針は同様である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所 3 / 4号炉					泊発電所 3号炉				相違理由
号炉	敷設ルート	敷設長さ	ホース口径	本数	可搬型ホース敷設箇所				
3号炉	N.o. 2 淡水タンク～ 使用済燃料ピット冷却 用補給配管接続口	1,040 m	65 A	52 本	敷設ルート	敷設長さ	ホース口径	本数	 可搬型ホース敷設 (屋外 T.P.33.1m)  可搬型ホース敷設 (燃料取扱棟 T.P.33.1m)
	N.o. 2 淡水タンクへ 可搬型ホース敷設	1,080 m	65 A	54 本	原水槽～ 3 A, 3 B～使用済燃料ピット (東側ルート)	約 750m×1 系統 約 60m×1 系統	150A	約 15 本×1 系統 約 3 本×1 系統	
4号炉	N.o. 2 淡水タンク～ 使用済燃料ピット冷却 用補給配管接続口	920 m	65 A	46 本	 ホース延長・回収車 (送水車用) による可搬型ホース敷設 (屋外 T.P.10.3m)  可搬型ホース(150A)接続口  可搬型ホース(150A)接続後				
	N.O. 2 淡水タンクへ 可搬型ホース敷設	900 m	65 A	48 本					
 ① ポンプ車へ吐出ホース接続前  ② ポンプ車へ吐出ホース接続後					 可搬型大型送水ポンプ車の設置 原水槽への吸管挿入 (屋外 T.P.10.3m)  可搬型大型送水ポンプ車 周辺のホース敷設 (屋外 T.P.10.3m)				
 ③ 可搬型ホース接続前  ④ 可搬型ホース接続後									
 ⑤ 可搬型ホース～使用済燃料ピット補給用 冷却配管 接続前  ⑥ 可搬型ホース～使用済燃料ピット補給用 冷却配管 接続後									

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">添付資料 1.11.10</p> <p style="text-align: center;">1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水</p> <p>【系統構成】</p> <p>1. 操作概要                      使用済燃料ピットへ注水するための準備として系統構成を行う。</p> <p>2. 必要要員数及び操作時間                      必要要員数：3名/ユニット                      操作時間（想定）：約60分                      操作時間（実績）：約41分（移動、防保護具着用時間を含む）</p> <p>3. 操作の成立性                      アクセス性：アクセスルートに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においてもアクセス可能である。                      作業環境：室温及び放射線量は通常運転状態と同等である。また、作業エリアに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においても作業可能である。                      操作性：操作場所はバルブ室や通路付近にあり、容易に操作可能である。                      連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置を使用し、確実に連絡可能である。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  <p>① 系統構成                              (原子炉側バルブ室 E.L.+26.0m)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>② 1次系純水ポンプ起動                              (原子炉側バルブ室 E.L.+21.8m)</p> </div> </div> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     特記の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>比較対象は泊3号炉の添付資料 1. 11. 7                              を参照</p> </div>	<p>【大飯】                      運用の相違（相違理由                      ①）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料 1.11.11</p> <p style="text-align: center;">海水から使用済燃料ピットへの注水</p> <p><b>【送水車等配備】</b></p> <p>1. 作業概要                      海水を使用済燃料ピットに注水するための送水車等を配備する。</p> <p>2. 必要要員数及び作業時間</p> <p>必要要員数：5名／ユニット                      作業時間（想定）：約2時間40分                      作業時間（模擬）：約2時間40分以内                      （移動、防保護具着用時間を含む）</p> <p>3. 作業の成立性</p> <p>(1) 送水車の設置</p> <p>アクセス性：夜間においても、ヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。</p> <p>作業環境：可搬型設備保管エリア、運搬ルート及び設置エリア周辺には、作業を行う上で支障となる設備はなく、また、作業員はヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、作業可能である。</p> <p>作業性：送水車の設置作業は一般的な作業と同等であり、作業は実施可能である。</p> <p>連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、トランシーバー、衛星電話（アイサットフォン）を携帯しており、確実に連絡可能である。</p> <div style="text-align: center;">  <p>① 送水車の設置</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>比較対象は泊3号炉の添付資料 1. 11. 9 を参照</p> </div>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
<p>(2) 可搬型ホースの設置</p> <p>アクセス性：アクセスルートに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においてもアクセス可能である。</p> <p>作業環境：室温は通常運転状態と同等である。また、作業エリアに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においても作業可能である。</p> <p>作業性：操作場所は通路付近にあり、容易に操作可能である。</p> <p>連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置を使用し、確実に連絡可能である。</p> <table border="1" data-bbox="286 416 815 563"> <thead> <tr> <th>号炉</th> <th>敷設ルート</th> <th>敷設長さ</th> <th>ホース口径</th> <th>本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3号炉</td> <td rowspan="2">取水路～ホース敷設</td> <td>1300m</td> <td>150 A</td> <td>26本</td> </tr> <tr> <td>80m</td> <td>65 A</td> <td>4本</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4号炉</td> <td rowspan="2">取水路～ホース敷設</td> <td>1400m</td> <td>150 A</td> <td>28本</td> </tr> <tr> <td>80m</td> <td>65 A</td> <td>4本</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="286 584 815 730"> <thead> <tr> <th>号炉</th> <th>敷設ルート</th> <th>敷設長さ</th> <th>ホース口径</th> <th>本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3号炉</td> <td rowspan="2">放水路ピット～ホース敷設</td> <td>950m</td> <td>150 A</td> <td>19本</td> </tr> <tr> <td>60m</td> <td>65 A</td> <td>3本</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4号炉</td> <td rowspan="2">放水路ピット～ホース敷設</td> <td>800m</td> <td>150 A</td> <td>20本</td> </tr> <tr> <td>60m</td> <td>65 A</td> <td>3本</td> </tr> </tbody> </table>	号炉	敷設ルート	敷設長さ	ホース口径	本数	3号炉	取水路～ホース敷設	1300m	150 A	26本	80m	65 A	4本	4号炉	取水路～ホース敷設	1400m	150 A	28本	80m	65 A	4本	号炉	敷設ルート	敷設長さ	ホース口径	本数	3号炉	放水路ピット～ホース敷設	950m	150 A	19本	60m	65 A	3本	4号炉	放水路ピット～ホース敷設	800m	150 A	20本	60m	65 A	3本	<div data-bbox="1077 738 1910 847" style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>比較対象は泊3号炉の添付資料1.11.9 を参照</p> </div>	
号炉	敷設ルート	敷設長さ	ホース口径	本数																																								
3号炉	取水路～ホース敷設	1300m	150 A	26本																																								
		80m	65 A	4本																																								
4号炉	取水路～ホース敷設	1400m	150 A	28本																																								
		80m	65 A	4本																																								
号炉	敷設ルート	敷設長さ	ホース口径	本数																																								
3号炉	放水路ピット～ホース敷設	950m	150 A	19本																																								
		60m	65 A	3本																																								
4号炉	放水路ピット～ホース敷設	800m	150 A	20本																																								
		60m	65 A	3本																																								

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
添付資料 1.11.12		添付資料1.11.12		【大飯】 設備の相違（相違理由①、②、③）	
使用済燃料ピットへの注水方法について		使用済燃料ピットへの注水方法について			
	水源	注水可能水量	流れ	注水流量	連続注水可能時間
①	燃料取替用水ピット	1,860m <sup>3</sup> ※2	→	46m <sup>3</sup> /h※4	約40h
②	No.3 淡水タンク	8,000m <sup>3</sup> ※1	→	20m <sup>3</sup> /h※4 以上	約400h
③	No.2 淡水タンク	8,000m <sup>3</sup> ※1	→	20m <sup>3</sup> /h※4 以上	約400h
④	No.3 淡水タンク (ポンプ室)	8,000m <sup>3</sup> ※1	→	20m <sup>3</sup> /h※4 以上	約400h
⑤	No.2 淡水タンク (ポンプ室)	8,000m <sup>3</sup> ※1	→	20m <sup>3</sup> /h※4 以上	約400h
⑥	1次系純水タンク	258m <sup>3</sup> ※1	→	45.5m <sup>3</sup> /h※4	約5h
⑦	海水	長期的に連続注水可能	→	25m <sup>3</sup> /h※4 以上	長期的に 連続注水可能
①	燃料取替用水ピット	1700m <sup>3</sup> ※2	→	46m <sup>3</sup> /h※4	約36h
	2次系純水タンク	1886m <sup>3</sup> (943m <sup>3</sup> ※1×2基)	→	22.5m <sup>3</sup> /h※4	約83h
②	1次系純水タンク	110m <sup>3</sup> ※2	→	45m <sup>3</sup> /h※3	約2.4h
③	ろ過水タンク	1806m <sup>3</sup> (903m <sup>3</sup> ※1×2基)	→	28m <sup>3</sup> /h※5 (14m <sup>3</sup> /h×2台)	約64h
④	海水	長期的に連続注水可能	→	47m <sup>3</sup> /h※4	長期的に連続注水可能
⑤	代替給水ピット	約473m <sup>3</sup> ※1	→	47m <sup>3</sup> /h※4	約10h
⑥	原水槽	9200m <sup>3</sup> (4600m <sup>3</sup> ※1×2基)	→	47m <sup>3</sup> /h※4	約195h

※1：有効水量として評価した値  
 ※2：保安規定値（燃料取替用水ピット水量を使用済燃料ピット内に全量注水可能な水量として想定する）  
 ※3：ポンプ定格流量  
 ※4：訓練時の値

※1：有効水量として評価した値  
 ※2：保安規定値（燃料取替用水ピット水量をSFP内に全量注水可能な水量として想定する）  
 ※3：ポンプ定格流量  
 ※4：有効性評価「想定事故1」及び「想定事故2」における主要評価条件  
 ※5：屋内消火栓設備試験結果  
 ※6：使用済燃料ピット水張り操作時の値

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3 / 4号炉の冷却システム図。No. 3 淡水タンク (8,000m³) と No. 2 淡水タンク (8,000m³) から、使用済燃料ピットへ水を供給する。ポンプ車、燃料取扱用水ピット、使用済燃料ピット冷却器、使用済燃料ピットポンプ、燃料取扱用水ポンプ、1次系純水タンク (250 m³) などが含まれる。流量は20m³/h以上、45.5m³/hなどと記載されている。</p>	<p>泊発電所3号炉の冷却システム図。①2次系純水タンク (1500m³×2基)、②1次系純水タンク (350m³)、③ろ過水タンク (150m³×2基) が含まれる。ポンプ車、燃料取扱用水ピット、使用済燃料ピット冷却器、使用済燃料ピットポンプ、燃料取扱用水ポンプ、水中ポンプ、④海水、⑤代稼給水ピット (約473m³×1基) などが含まれる。流量は45m³/h、300m³/hなどと記載されている。</p>	<p><b>【大飯】</b>          設備の相違（相違理由①、②、③）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																				
<p style="text-align: right;">添付資料 1.11.13 添付5-1</p> <p style="text-align: center;">使用済燃料ピットへのスプレイ手順の妥当性について</p> <p>(1) 使用済燃料ピットへの必要スプレイ流量について                  送水車等による使用済燃料ピット（以下「SFP」という）への注水によってもSFP水位を維持できないような漏えいが生じた場合に実施するSFPスプレイ手順について、SFP内に保管されている照射済燃料の冷却に必要なスプレイ流量を算出する。</p> <p>a. 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SFP内の冷却水が流出して燃料が全露出している状態を想定する。</li> <li>・崩壊熱をスプレイ水により冷却できるスプレイ流量を算出する。</li> <li>・スプレイ水の温度は保守的に見積っても40℃程度であるが、顕熱冷却による効果は考慮せずに飽和水(大気圧下)と仮定する。</li> <li>・想定する崩壊熱は、定検中(全炉心燃料取出し後)と出力運転中(定検終了直後)の2ケースを評価する。(SFPの有効性評価と同一の発熱量)</li> </ul> <table border="1" data-bbox="264 624 846 986"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">大飯3(4)号炉</th> </tr> <tr> <th>3(4)号炉</th> <th>1号炉及び2号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">燃焼条件</td> <td>&lt;燃焼度&gt;</td> <td>&lt;燃焼度&gt;</td> </tr> <tr> <td>3回照射燃料 55,000MWd/t</td> <td>3回照射燃料 55,000MWd/t</td> </tr> <tr> <td>2回照射燃料 36,700MWd/t</td> <td>1回照射燃料 18,300MWd/t</td> </tr> <tr> <td>&lt;ウラン濃縮度&gt;</td> <td>&lt;ウラン濃縮度&gt;</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4.8wt%</td> <td>4.8wt%</td> </tr> <tr> <td>運転期間</td> <td>13ヶ月</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>停止期間(定期検査での停止期間)</td> <td>30日</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>燃料取出期間</td> <td>8.5日</td> <td>21ヶ月冷却後輸送</td> </tr> </tbody> </table>		大飯3(4)号炉		3(4)号炉	1号炉及び2号炉	燃焼条件	<燃焼度>	<燃焼度>	3回照射燃料 55,000MWd/t	3回照射燃料 55,000MWd/t	2回照射燃料 36,700MWd/t	1回照射燃料 18,300MWd/t	<ウラン濃縮度>	<ウラン濃縮度>		4.8wt%	4.8wt%	運転期間	13ヶ月	同左	停止期間(定期検査での停止期間)	30日	同左	燃料取出期間	8.5日	21ヶ月冷却後輸送	<p style="text-align: right;">添付資料1.11.13</p> <p style="text-align: center;">使用済燃料ピットへのスプレイ手順の妥当性について</p> <p>(1) 使用済燃料ピットへの必要スプレイ流量について                  可搬型大型送水ポンプ車等による使用済燃料ピットへの注水によっても使用済燃料ピット水位を維持できないような規模の漏えいが生じた場合に実施する使用済燃料ピットスプレイ手順について、使用済燃料ピット内に保管されている照射済燃料の冷却に必要なスプレイ流量を算出する。</p> <p>a. 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料ピット内の冷却水が流出して燃料が全露出している状態を想定する。</li> <li>・崩壊熱をスプレイ水により冷却できるスプレイ流量を算出する。</li> <li>・スプレイ水の温度は保守的に見積っても40℃程度であるが、顕熱冷却による効果は考慮せずに飽和水(大気圧下)と仮定する。</li> <li>・想定する崩壊熱は、定検中(全炉心燃料取出し後)と出力運転中(定検終了直後)の2ケースを評価する。(使用済燃料ピットの有効性評価と同一の発熱量)</li> </ul> <p style="text-align: center;">第2表 泊発電所3号炉 崩壊熱評価条件<sup>※1</sup></p> <table border="1" data-bbox="1055 657 1939 1023"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th colspan="3">泊発電所3号炉</th> </tr> <tr> <th colspan="2">3号炉燃料</th> <th>1号及び2号炉燃料</th> </tr> <tr> <th>ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料</th> <th>ウラン燃料</th> <th>ウラン燃料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃焼条件</td> <td>                     ・燃焼度：                      3回照射燃料 45,000MWd/t                      2回照射燃料 35,000MWd/t<sup>※2</sup>                      1回照射燃料 15,000MWd/t                      ・Pu含有率：                      4.1wt%濃縮ウラン相当                 </td> <td>                     ・燃焼度：                      3回照射燃料 55,000MWd/t                      2回照射燃料 36,700MWd/t                      1回照射燃料 18,300MWd/t                      ・ウラン濃縮度：                      4.8wt%                 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>運転期間</td> <td>13ヶ月</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>停止期間(定期検査での停止期間)</td> <td>30日</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>燃料取出期間</td> <td>7.5日</td> <td>同左</td> <td>2年冷却後輸送</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：泊発電所3号炉 ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料使用等に伴う原子炉設置変更許可申請(平成21年3月申請)安全審査における使用済燃料ピット冷却設備の評価条件                  ※2：ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料は、2回照射で取り出されることも想定され、その場合は燃料有効活用の観点から、取出し時の燃焼度が30GWd/tを超えることも考えられることから、2回照射ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の燃焼度は最高燃焼度の2/3である30GWd/tより高めめの35GWd/tに設定している。なお、安全審査等での評価に用いたウラン・プルトニウム混合酸化物燃料平衡炉心における2回照射取出ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の燃焼度の最高値は34.2GWd/tであり、35GWd/tに包絡される。</p>		泊発電所3号炉			3号炉燃料		1号及び2号炉燃料	ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料	ウラン燃料	ウラン燃料	燃焼条件	・燃焼度： 3回照射燃料 45,000MWd/t 2回照射燃料 35,000MWd/t <sup>※2</sup> 1回照射燃料 15,000MWd/t ・Pu含有率： 4.1wt%濃縮ウラン相当	・燃焼度： 3回照射燃料 55,000MWd/t 2回照射燃料 36,700MWd/t 1回照射燃料 18,300MWd/t ・ウラン濃縮度： 4.8wt%		運転期間	13ヶ月	同左	同左	停止期間(定期検査での停止期間)	30日	同左	同左	燃料取出期間	7.5日	同左	2年冷却後輸送	<p>本資料は、泊3号炉技術的能力「2.大規模損壊」添付資料2.1.6と同一資料。</p> <p>【大飯】                  資料構成の相違                  【大飯】                  記載表現の相違                  ・泊は本添付資料においては「使用済燃料ピット」を「SFP」と読み替えない(以降、相違理由の記載を省略する。)</p> <p>【大飯】                  記載表現の相違</p>
		大飯3(4)号炉																																																				
	3(4)号炉	1号炉及び2号炉																																																				
燃焼条件	<燃焼度>	<燃焼度>																																																				
	3回照射燃料 55,000MWd/t	3回照射燃料 55,000MWd/t																																																				
	2回照射燃料 36,700MWd/t	1回照射燃料 18,300MWd/t																																																				
<ウラン濃縮度>	<ウラン濃縮度>																																																					
	4.8wt%	4.8wt%																																																				
運転期間	13ヶ月	同左																																																				
停止期間(定期検査での停止期間)	30日	同左																																																				
燃料取出期間	8.5日	21ヶ月冷却後輸送																																																				
	泊発電所3号炉																																																					
	3号炉燃料		1号及び2号炉燃料																																																			
	ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料	ウラン燃料	ウラン燃料																																																			
燃焼条件	・燃焼度： 3回照射燃料 45,000MWd/t 2回照射燃料 35,000MWd/t <sup>※2</sup> 1回照射燃料 15,000MWd/t ・Pu含有率： 4.1wt%濃縮ウラン相当	・燃焼度： 3回照射燃料 55,000MWd/t 2回照射燃料 36,700MWd/t 1回照射燃料 18,300MWd/t ・ウラン濃縮度： 4.8wt%																																																				
運転期間	13ヶ月	同左	同左																																																			
停止期間(定期検査での停止期間)	30日	同左	同左																																																			
燃料取出期間	7.5日	同左	2年冷却後輸送																																																			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉

【比較のため、大飯3/4号炉添付資料1.11.13より再掲】

燃料取出スキーム（大飯3（4）号炉燃料取出直後）

取出燃料	大飯3（4）号炉からの発生分			大飯1、2号炉からの発生分		
	冷却期間	燃料数	崩壊熱(MW)	冷却期間	燃料数	崩壊熱(MW)
1.6サイクル冷却済燃料	1.6×(13ヶ月+30日)+8、9日	8	0.006	1.4×(13ヶ月+30日)+2.1ヶ月	1/3炉心	0.052
1.5サイクル冷却済燃料	1.5×(13ヶ月+30日)+8、9日	1/3炉心	0.063	1.3×(13ヶ月+30日)+2.1ヶ月	1/3炉心	0.063
1.4サイクル冷却済燃料	1.4×(13ヶ月+30日)+8、9日	1/3炉心	0.063	1.2×(13ヶ月+30日)+2.1ヶ月	1/3炉心	0.066
1.3サイクル冷却済燃料	1.3×(13ヶ月+30日)+8、9日	1/3炉心	0.066	1.1×(13ヶ月+30日)+2.1ヶ月	1/3炉心	0.067
1.2サイクル冷却済燃料	1.2×(13ヶ月+30日)+8、9日	1/3炉心	0.068	1.0×(13ヶ月+30日)+2.1ヶ月	1/3炉心	0.068
1.1サイクル冷却済燃料	1.1×(13ヶ月+30日)+8、9日	1/3炉心	0.069	9ヶ月(13ヶ月+30日)+2.1ヶ月	1/3炉心	0.080
1.0サイクル冷却済燃料	1.0×(13ヶ月+30日)+8、9日	1/3炉心	0.062	8ヶ月(13ヶ月+30日)+2.1ヶ月	1/3炉心	0.063
9サイクル冷却済燃料	9ヶ月(13ヶ月+30日)+8、9日	1/3炉心	0.064	7ヶ月(13ヶ月+30日)+2.1ヶ月	1/3炉心	0.066
8サイクル冷却済燃料	8ヶ月(13ヶ月+30日)+8、9日	1/3炉心	0.067	6ヶ月(13ヶ月+30日)+2.1ヶ月	1/3炉心	0.070
7サイクル冷却済燃料	7ヶ月(13ヶ月+30日)+8、9日	1/3炉心	0.072	5ヶ月(13ヶ月+30日)+2.1ヶ月	1/3炉心	0.076
6サイクル冷却済燃料	6ヶ月(13ヶ月+30日)+8、9日	1/3炉心	0.078	4ヶ月(13ヶ月+30日)+2.1ヶ月	1/3炉心	0.083
5サイクル冷却済燃料	5ヶ月(13ヶ月+30日)+8、9日	1/3炉心	0.088	3ヶ月(13ヶ月+30日)+2.1ヶ月	1/3炉心	0.095
4サイクル冷却済燃料	4ヶ月(13ヶ月+30日)+8、9日	1/3炉心	0.106	2ヶ月(13ヶ月+30日)+2.1ヶ月	1/3炉心	0.120
3サイクル冷却済燃料	3ヶ月(13ヶ月+30日)+8、9日	1/3炉心	0.140	1ヶ月(13ヶ月+30日)+2.1ヶ月	1/3炉心	0.177
2サイクル冷却済燃料	2ヶ月(13ヶ月+30日)+8、9日	1/3炉心	0.215	2.1ヶ月	1/3炉心	0.284
1サイクル冷却済燃料	1ヶ月(13ヶ月+30日)+8、9日	1/3炉心	0.308			
定額貯蔵出燃料3	8、9日	1/3炉心	2.144			
定額貯蔵出燃料2	9、9日	1/3炉心	2.372			
定額貯蔵出燃料1	8、9日	1/3炉心	2.473			
小計			10.204			1.270
崩壊熱合計(MW)			11.476	燃料体数(1/3炉心)		

\*：崩壊熱の合計は、四捨五入の関係で個々の発生熱量の合計とはならない場合がある。  
 注1：大飯1～4号炉55,000MWh/燃料使用等に伴う原子炉設置変更許可申請（平成14年8月申請）安全審査におけるSFP冷却設備の評価条件  
 注2：大飯3（4）号炉のSFPの燃料保管容量は、2、12.9体

泊発電所3号炉

第3表 泊発電所3号炉 燃料取出スキーム（燃料取出直後）

取出燃料	冷却期間	3号炉燃料		1号及び2号炉燃料	
		ウラン・プルトニウム混合燃料		ウラン燃料	
		取出燃料数	崩壊熱(MW)	取出燃料数	崩壊熱(MW)
今回取出	2.5日	8体	0.978	39体	1.712
今回取出	2.5日	8体	1.110	39体	1.855
今回取出	2.5日	8体	0.371	39体	1.988
1サイクル冷却済燃料	(13ヶ月+30日)×1+2.5日	8体	0.176	39体	0.284
2サイクル冷却済燃料	(13ヶ月+30日)×2+2.5日	8体	0.088	39体	0.227
3サイクル冷却済燃料	(13ヶ月+30日)×3+2.5日	8体	0.062	39体	0.081
4サイクル冷却済燃料	(13ヶ月+30日)×4+2.5日	8体	0.053	39体	0.064
5サイクル冷却済燃料	(13ヶ月+30日)×5+2.5日	8体	0.049	—	—
6サイクル冷却済燃料	(13ヶ月+30日)×6+2.5日	8体	0.047	—	—
7サイクル冷却済燃料	(13ヶ月+30日)×7+2.5日	8体	0.045	—	—
...	...	...	...	—	—
39サイクル冷却済燃料	(13ヶ月+30日)×39+2.5日	8体	0.023	—	—
40サイクル冷却済燃料	(13ヶ月+30日)×40+2.5日	8体	0.023	—	—
61サイクル冷却済燃料	(13ヶ月+30日)×61+2.5日	8体	0.013	—	—
合計	—	1008体	5.020	273体	6.064
合計	取出燃料体数 <sup>2)</sup>	1,411体	崩壊熱	11.568MW	

※1：2号炉ウラン・プルトニウム混合燃料8体、3号炉ウラン・プルトニウム混合燃料8体  
 ※2：泊発電所3号炉の使用済燃料ピットの燃料保管容量は1,410体

第4表 泊発電所3号炉 燃料取出スキーム（定検終了直後）

取出燃料	冷却期間	3号炉燃料		1号及び2号炉燃料	
		ウラン・プルトニウム混合燃料		ウラン燃料	
		取出燃料数	崩壊熱(MW)	取出燃料数	崩壊熱(MW)
今回取出	—	—	—	—	—
今回取出	30日	8体	0.376	—	—
今回取出	30日	8体	0.390	39体	1.094
1サイクル冷却済燃料	(13ヶ月+30日)×1+30日	8体	0.166	39体	0.224
2サイクル冷却済燃料	(13ヶ月+30日)×2+30日	8体	0.085	39体	0.224
3サイクル冷却済燃料	(13ヶ月+30日)×3+30日	8体	0.062	39体	0.081
4サイクル冷却済燃料	(13ヶ月+30日)×4+30日	8体	0.053	39体	0.063
5サイクル冷却済燃料	(13ヶ月+30日)×5+30日	8体	0.049	—	—
6サイクル冷却済燃料	(13ヶ月+30日)×6+30日	8体	0.047	—	—
7サイクル冷却済燃料	(13ヶ月+30日)×7+30日	8体	0.045	—	—
...	...	...	...	—	—
39サイクル冷却済燃料	(13ヶ月+30日)×39+30日	8体	0.023	—	—
40サイクル冷却済燃料	(13ヶ月+30日)×40+30日	8体	0.023	—	—
61サイクル冷却済燃料	(13ヶ月+30日)×61+30日	8体	0.013	—	—
合計	—	981体	3.112	196体	1.386
合計	取出燃料体数 <sup>2)</sup>	1,339体	崩壊熱	5.123MW	

※1：2号炉ウラン・プルトニウム混合燃料8体、3号炉ウラン・プルトニウム混合燃料8体  
 ※2：泊発電所3号炉の使用済燃料ピットの燃料保管容量は1,410体

相違理由  
 本資料は、泊3号炉技術的能力「2.大規模損壊」添付資料2.1.6と同一資料。  
 【大飯】  
 記載表現の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由																										
<p>b. 評価式</p> <p>SFP 内燃料体の崩壊熱をスプレイ水の気化熱によって取り除くために必要なスプレイ流量は、SFP 内燃料体の崩壊熱Qによるスプレイ水の蒸散量<math>\Delta V / \Delta t</math> (m<sup>3</sup>/h) に等しいとして、下式で計算した。</p> $\Delta V / \Delta t \text{ (m}^3\text{/h)} = Q \text{ (kW)} \times 3600 / (\rho \text{ (kg/m}^3\text{)} \times h_{fg} \text{ (kJ/kg)}) *1$ <p><math>\rho</math> (飽和水密度) : 958kg/m<sup>3</sup> *2  <math>h_{fg}</math> (飽和水蒸発潜熱) : 2,257kJ/kg *2  <math>Q</math> (貯蔵槽内燃料体の崩壊熱) : 11,674kW *3 (停止時最大値)</p> <p>*1 : (<math>\rho \times \Delta V</math>) (kg) の飽和水が蒸気になるための熱量は <math>h_{fg} \times (\rho \times \Delta V)</math> (kJ) で、貯蔵槽内燃料体の <math>\Delta t</math> 時間あたりの崩壊熱量 <math>Q \Delta t</math> に等しい。              なお、保有水は保守的に大気圧下での飽和水 (100℃) として評価している。              *2 : 物性値の出自 : 国立天文台編「理科年表」              *3 : 燃料取出スキーム (次頁) 参照</p> <p>c. 大飯発電所 3 (4) 号炉において、必要な SFP スプレイ流量</p> <table border="1" data-bbox="94 880 866 1050"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">大飯 3 (4) 号炉</th> </tr> <tr> <th>定期検査中 (全炉心燃料取出し後)</th> <th>出力運転中 (定検終了直後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>崩壊熱</td> <td>11.674 MW</td> <td>4.743 MW</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">必要なスプレイ流量</td> <td>約19.44 m<sup>3</sup>/h</td> <td>約7.90 m<sup>3</sup>/h</td> </tr> <tr> <td>約85.5 gpm</td> <td>約32.8 gpm</td> </tr> </tbody> </table> <p>d. まとめ</p> <p>SFP の熱負荷が最大となるような組み合わせで燃料を貯蔵した場合を想定した厳しい条件でも、当該の燃料の崩壊熱除去に必要なスプレイ流量は約 19.44m<sup>3</sup>/h である。</p> <p>大飯発電所 3 (4) 号炉で配備している可搬型スプレイ設備 (スプレイヘッド 2台、送水車等) により、上記流量及び NEI06-12 で要求されるスプレイ流量 (200gpm=約 45.4m<sup>3</sup>/h) を上回る約 120m<sup>3</sup>/h を確保可能である。(送水車は 2セット以上、スプレイヘッドは 1セット以上を配備している。)</p>		大飯 3 (4) 号炉		定期検査中 (全炉心燃料取出し後)	出力運転中 (定検終了直後)	崩壊熱	11.674 MW	4.743 MW	必要なスプレイ流量	約19.44 m <sup>3</sup> /h	約7.90 m <sup>3</sup> /h	約85.5 gpm	約32.8 gpm	<p>b. 評価式</p> <p>使用済燃料ピット内燃料体の崩壊熱を除去するために必要なスプレイ流量は、使用済燃料ピット内燃料体の崩壊熱Q [kW]によるスプレイ水の蒸発水量 <math>\Delta V / \Delta t</math> [m<sup>3</sup>/h] に等しいとして、下式で計算した。</p> $\Delta V / \Delta t \text{ [m}^3\text{/h]} = Q \text{ [kW]} \times 3,600 / (\rho \text{ [kg/m}^3\text{]} \times h_{fg} \text{ [kJ/kg)}) *1$ <p><math>\rho</math> (飽和水密度) : 958[kg/m<sup>3</sup>]*2  <math>h_{fg}</math> (飽和水蒸発潜熱) : 2,256.5[kJ/kg]*3  <math>Q</math> (使用済燃料ピット内燃料体の崩壊熱) : 11,508[kW]*4 (停止時最大値)</p> <p>*1 : (<math>\rho \times \Delta V</math>) [kg] の飽和水が蒸気になるための熱量は <math>h_{fg} \times (\rho \times \Delta V)</math> [kJ] で、使用済燃料の <math>\Delta t</math> 時間あたりの崩壊熱量 <math>Q \Delta t</math> に等しい。              なお、スプレイ水は保守的に大気圧下での飽和水 (100℃) として評価している。              *2 : 物性値の出自 国立天文台編 2011 年「理科年表」              *3 : 1999 日本機械学会蒸気表              *4 : 燃料取出スキーム (第 3 表及び第 4 表) 参照</p> <p>c. 評価結果</p> <p>泊発電所 3号炉において、必要な使用済燃料ピットスプレイ流量を第 5 表に示す。</p> <p>第 5 表 泊発電所 3号炉において必要な使用済燃料ピットスプレイ流量</p> <table border="1" data-bbox="1151 887 1845 1069"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">泊 3号炉</th> </tr> <tr> <th>定期検査中 (全炉心燃料取出し後)</th> <th>出力運転中 (定検終了直後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>崩壊熱</td> <td>11.508 [MW]</td> <td>5.122 [MW]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">必要なスプレイ流量</td> <td>約 19.16 [m<sup>3</sup>/h]</td> <td>約 8.53 [m<sup>3</sup>/h]</td> </tr> <tr> <td>約 84.4 [gpm]</td> <td>約 37.6 [gpm]</td> </tr> </tbody> </table> <p>d. まとめ</p> <p>使用済燃料ピットの熱負荷が最大となるような組合せで燃料を貯蔵した場合を想定した厳しい条件でも、当該の燃料の崩壊熱除去に必要なスプレイ流量は約 19.16m<sup>3</sup>/h である。</p> <p>泊発電所 3号炉で配備している可搬型スプレイ設備 (可搬型スプレイノズル 2台、可搬型大型送水ポンプ車等) により、上記流量及び NEI 06-12 で要求されるスプレイ流量 (200gpm=約 45.4m<sup>3</sup>/h) を上回る約 120m<sup>3</sup>/h を確保可能である。(可搬型大型送水ポンプ車は 2セット以上、可搬型スプレイノズルは 1セット以上を配備している。)</p>		泊 3号炉		定期検査中 (全炉心燃料取出し後)	出力運転中 (定検終了直後)	崩壊熱	11.508 [MW]	5.122 [MW]	必要なスプレイ流量	約 19.16 [m <sup>3</sup> /h]	約 8.53 [m <sup>3</sup> /h]	約 84.4 [gpm]	約 37.6 [gpm]	<p>本資料は、泊 3号炉 技術的能力「2.大規模 損壊」添付資料 2.1.6 と同一資料。</p> <p>【大飯】              記載表現の相違              【大飯】              パラメータの相違              ・飽和水の蒸発潜熱の値が若干異なるが、必要なスプレイ流量への影響としては軽微である。なお、この数値は有効性評価 (想定事故 1, 2) のものと同様である。(伊方 3号, 玄海 3/4号も泊と同じ数値で評価している。)</p> <p>【大飯】              記載表現の相違(伊方 3号と同様。)</p> <p>【大飯】              記載表現の相違              ・組み合わせ⇔組合せ (以降、相違理由の記載を省略する。)</p> <p>【大飯】              設計方針の相違              ・使用済燃料ピット内燃料体の崩壊熱の相違に伴い必要なスプレイ流量が異なる。</p> <p>【大飯】              設備名称の相違              ・スプレイヘッド⇔可搬型スプレイノズル (以降、相違理由の記載を省略する。)</p>
		大飯 3 (4) 号炉																										
	定期検査中 (全炉心燃料取出し後)	出力運転中 (定検終了直後)																										
崩壊熱	11.674 MW	4.743 MW																										
必要なスプレイ流量	約19.44 m <sup>3</sup> /h	約7.90 m <sup>3</sup> /h																										
	約85.5 gpm	約32.8 gpm																										
	泊 3号炉																											
	定期検査中 (全炉心燃料取出し後)	出力運転中 (定検終了直後)																										
崩壊熱	11.508 [MW]	5.122 [MW]																										
必要なスプレイ流量	約 19.16 [m <sup>3</sup> /h]	約 8.53 [m <sup>3</sup> /h]																										
	約 84.4 [gpm]	約 37.6 [gpm]																										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉				泊発電所3号炉				相違理由
燃料取出スキーム（大飯3（4）号炉燃料取出直後）								
取出燃料	大飯3（4）号機からの発生分			大飯1、2号機からの発生分			相違理由	
	冷却期間	燃料数	原燃熱(MW)	冷却期間	燃料数	原燃熱(MW)		
1.6サイクル冷却済燃料	1.6×(13ヶ月+30日)+8.5日	5	0.005	1.6×(13ヶ月+30日)+2.1ヶ月	1/3炉心	0.052		
1.5サイクル冷却済燃料	1.5×(13ヶ月+30日)+8.5日	1/3炉心	0.063	1.3×(13ヶ月+30日)+2.1ヶ月	1/3炉心	0.053		
1.4サイクル冷却済燃料	1.4×(13ヶ月+30日)+8.5日	1/3炉心	0.065	1.2×(13ヶ月+30日)+2.1ヶ月	1/3炉心	0.056		
1.3サイクル冷却済燃料	1.3×(13ヶ月+30日)+8.5日	1/3炉心	0.066	1.1×(13ヶ月+30日)+2.1ヶ月	1/3炉心	0.057		
1.2サイクル冷却済燃料	1.2×(13ヶ月+30日)+8.5日	1/3炉心	0.068	1.0×(13ヶ月+30日)+2.1ヶ月	1/3炉心	0.058		
1.1サイクル冷却済燃料	1.1×(13ヶ月+30日)+8.5日	1/3炉心	0.069	9×(13ヶ月+30日)+2.1ヶ月	1/3炉心	0.060		
1.0サイクル冷却済燃料	1.0×(13ヶ月+30日)+8.5日	1/3炉心	0.062	8×(13ヶ月+30日)+2.1ヶ月	1/3炉心	0.063		
9サイクル冷却済燃料	8×(13ヶ月+30日)+8.5日	1/3炉心	0.064	7×(13ヶ月+30日)+2.1ヶ月	1/3炉心	0.066		
8サイクル冷却済燃料	8×(13ヶ月+30日)+8.5日	1/3炉心	0.067	6×(13ヶ月+30日)+2.1ヶ月	1/3炉心	0.070		
7サイクル冷却済燃料	7×(13ヶ月+30日)+8.5日	1/3炉心	0.072	6×(13ヶ月+30日)+2.1ヶ月	1/3炉心	0.076		
6サイクル冷却済燃料	6×(13ヶ月+30日)+8.5日	1/3炉心	0.078	4×(13ヶ月+30日)+2.1ヶ月	1/3炉心	0.083		
5サイクル冷却済燃料	5×(13ヶ月+30日)+8.5日	1/3炉心	0.088	3×(13ヶ月+30日)+2.1ヶ月	1/3炉心	0.095		
4サイクル冷却済燃料	4×(13ヶ月+30日)+8.5日	1/3炉心	0.106	2×(13ヶ月+30日)+2.1ヶ月	1/3炉心	0.120		
3サイクル冷却済燃料	3×(13ヶ月+30日)+8.5日	1/3炉心	0.140	1×(13ヶ月+30日)+2.1ヶ月	1/3炉心	0.177		
2サイクル冷却済燃料	2×(13ヶ月+30日)+8.5日	1/3炉心	0.215	2.1ヶ月	1/3炉心	0.284		
1サイクル冷却済燃料	1×(13ヶ月+30日)+8.5日	1/3炉心	0.308					
定燃料取出燃料3	8.5日	1/3炉心	3.184					
定燃料取出燃料2	8.5日	1/3炉心	2.912					
定燃料取出燃料1	8.5日	1/3炉心	2.673					
合計			10.304			1.276		
原燃熱合計(MW)			原燃熱：11.676MW			燃料体積：2.129体		

\*：原燃熱の合計は、四捨五入の関係で個々の発生熱量の合計とはならない場合がある。  
 注1：大飯1～4号炉55,000MWh/燃料使用等に伴う原子炉設置変更許可申請（平成14年8月申請）安全審査におけるSFP冷却設備の評価条件  
 注2：大飯3（4）号炉のSFPの燃料保管容量は 2.129体

比較対象の泊3号炉は、前ページの第3表及び第4表にて比較

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) SFP 水の大規模漏えい時の未臨界性評価</p> <p>SFP 水が喪失した場合を想定し、SFP の未臨界性評価を実施した。</p> <p>燃料の燃焼計算には、2次元輸送計算コード PHOENIX-P Ver. 8 を使用し、実効増倍率の計算には、3次元モンテカルロ計算コード KENO-VI を内蔵した SCALE Ver. 6.0 を用いた。</p> <p>a. 実施内容</p> <p>SFP にウラン燃料を配置した条件（A エリアでは貯蔵する領域を考慮、B エリアはウラン新燃料を敷き詰め）で、あらゆる水密度の未臨界性評価を実施する。判定基準は、<math>k_{eff} \leq 0.98</math>（不確定性を含む）とする。</p>	<p>(2) 使用済燃料ピット水の大規模漏えい時の未臨界性評価</p> <p>a. 評価の基本方針</p> <p>大規模漏えい時の使用済燃料ピットの未臨界性評価は、可搬型スプレー設備（使用済燃料ピットへのスプレー）にて、ラック及び燃料体等を冷却し、臨界にならないよう配慮したラック形状及び燃料配置において、スプレーや蒸気条件においても臨界を防止できることを確認するため、使用済燃料ピット全体の水密度を一様に <math>0.0 \sim 1.0 \text{g/cm}^3</math> まで変化させた条件で実行増倍率の計算を行う。</p> <p>解析には、米国オークリッジ国立研究所（ORNL）により米国原子力規制委員会（NRC）の原子力関連許認可評価用に作成された三次元多群輸送計算コードであり、米国内及び日本国内の臨界安全評価に広く使用されている SCALE システムを用いる。</p> <p>評価基準は、不確定性を含めて実効増倍率が 0.98 以下となる設計とする。不確定性としては、臨界計算上の不確定性及び製作公差に基づく不確定性（ラックセル内での燃料体が偏る効果を含む）を考慮する。</p>	<p>本資料は、泊3号炉技術的能力「2.大規模損壊」添付資料 2.1.6 と同一資料。</p> <p>【大飯】                  評価に係る記載内容、記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「(2) 使用済燃料ピット水の大規模漏えい時の未臨界性評価」については、第 54 条まとめ資料の補足説明資料 54-11 を踏まえた文章構成としている。</li> <li>（技術的能力 2.1 まとめ資料の添付資料で同様の文章構成としているプラントとして、伊方3号がある。このため、(2)項において、伊方発電所3号炉技術的能力2.1まとめ資料の添付資料 2.1.7 も引用し、比較した（次ページ以降）。また、大飯においても、第 54 条まとめ資料の補足説明資料 54-9 において使用済燃料ピット水の大規模漏えい時の未臨界性評価について示しており、計算条件等の記載があるため、必要に応じて引用し、比較した。）</li> </ul> <p>【大飯】                  評価方法の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯は、A エリアにおいて、ウラン燃料の燃焼度に応じた貯蔵領域を設定して未臨界性を評価</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、大飯発電所3/4号炉第54条まとめ資料補足説明資料54-9より引用】</p> <p>2. 計算方法</p> <p>(1) 計算体系</p> <p>計算体系は、A エリアでは垂直方向、水平方向ともに有限の体系とする。貯蔵する燃料は、各領域で貯蔵可能な最も反応度の高い燃料を当該領域の全てのラックへ貯蔵することを想定する。また、垂直方向では、上下部の構造物による中性子反射効果を考慮し、燃料有効長上部は低水密度状態においても、十分な中性子の反射効果が得られる厚さ（中性子反射効果が飽和する厚さ）である300mmの水反射と仮定し、燃料有効長下部についても同様に、1,000mmのコンクリートとして評価する。</p> <p>水平方向では、ピット側面の構造物による中性子反射効果を考慮し、垂直方向上部と同様に300mmの水反射を仮定する。</p> <p>B エリアでは、水平方向に無限の広がりを持つ体系とし、体系からの中性子漏えいを無視する。垂直方向は有限の体系とし、上下部の構造物による中性子反射効果を考慮し、燃料有効長上部は低水密度状態においても、十分な中性子の反射効果が得られる厚さ（中性子反射効果が飽和する厚さ）である300mmの水反射と仮定し、燃料有効長下部についても同様に、1,000mmのコンクリートとして評価する。</p> <p>未臨界性評価の計算体系を第2図～第5図に示す。</p> <p>(2) 計算条件</p> <p>評価の計算条件は以下のとおりである。</p>	<p>b. 計算方法</p> <p>(a) 計算体系</p> <p>計算体系は、垂直方向、水平方向ともに有限の体系とする。</p> <p>垂直方向では、上下部の構造物による中性子反射効果を考慮し、燃料有効長上部は低水密度状態においても、十分な中性子の反射効果が得られる厚さ（中性子反射効果が飽和する厚さ）である300mmの水反射と仮定し、燃料有効長下部についても同様に、1,000mmのコンクリートとして評価する。</p> <p>水平方向では、ピット側面の構造物による中性子反射効果を考慮し、垂直方向上部と同様に300mmの水反射を仮定する。</p> <p>評価対象ピットは貯蔵容量が大きいB-使用済燃料ピット（840体）とする。また、評価モデルは、B-使用済燃料ピットに、ウラン新燃料のみを貯蔵した条件並びに実運用を考慮した体数のウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料及びウラン新燃料を貯蔵した条件で評価する。</p> <p>未臨界性評価の計算体系を第2図～第5図に示す。</p> <p>(b) 計算条件</p> <p>評価の計算条件は以下のとおりである。</p>	<p>するため、燃料の燃焼計算のためのコードを併用している。</p> <p>【大飯(第54条)】              個別の計算条件の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は、MOX燃料の保管も想定している。また、使用済燃料ラックの仕様はA、B-使用済燃料ピットで同一（ボロン添加ステンレス鋼製）であるから、貯蔵容量が大きいB-使用済燃料ピットを対象として評価を実施する。</li> <li>・大飯は、ウラン燃料のみの保管を想定するため、燃料仕様の記載に相違がある。また、Aエリアはステンレス鋼製ラックであり、保管する燃料の燃焼度に応じて貯蔵する領域を考慮する。Bエリアは、泊と同様に、ボロン添加ステンレス鋼製ラックである。</li> </ul>
<p>灰色：泊3号炉と比較対象とならない記載内容</p>		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>【SUS製ラックを使用するAエリアの計算条件に係る記載については引用しない】</p> <p>《Bエリアに対する計算条件》</p> <p>Bエリアでは、ウラン新燃料を対象に以下の計算条件で評価を実施する。</p> <p>(B-a) ウラン濃縮度は、ウラン加工施設で製造される燃料材の濃縮度上限 5.00wt%に濃縮度公差を見込み <input type="text"/> wt%とする。</p> <p>(B-b) 燃料有効長は、公称値 3,648mm から延長し、3,660mm とする。</p> <p>(B-c) ラックの材料であるボロン添加ステンレス鋼のボロン添加量は、中性子吸収効果を少なくするため下限値 0.95wt%とする。</p> <p>(B-d) ラックの厚さは、中性子吸収効果を少なくするため下限値 <input type="text"/> mm とする。</p> <p>(B-e) 使用済燃料ピット内の水は純水とし、残存しているほう素は考慮しない。                  製作公差に基づく不確定性として考慮する計算条件は以下のとおりである。</p> <p>なお、製作公差に基づく不確定性として考慮する計算条件には、ラック内での燃料体等が偏る効果を含む。</p> <p>(B-f) ラックの中心間距離</p> <p>(B-g) ラックの内り</p> <p>(B-h) ラック内での燃料体等が偏る効果（ラック内燃料偏心）</p> <p>(B-i) 燃料材の直径及び密度</p> <p>(B-j) 燃料被覆材の内径及び外径</p> <p>(B-k) 燃料要素の中心間隔（燃料体外寸）</p>	<p>イ. ウラン濃縮度は、ウラン加工施設で製造される燃料材の濃縮度上限 5.00wt%に濃縮度公差を見込み <input type="text"/> wt%とする。</p> <p>ロ. ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料は、核分裂性プルトニウム (Pu) 割合が約 68wt%となる代表組成を想定する。この場合、約 4.1wt%濃縮ウラン相当となるウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の Pu 含有率は約 9 wt%であるが、保守的に設置変更許可申請書（平成 22 年 11 月 16 日許可）本文における燃料材最大 Pu 含有率 13wt%とする。さらに、<sup>241</sup>Pu から <sup>241</sup>Am への壊変は無視し、<sup>241</sup>Am についてはすべて <sup>241</sup>Pu とする。</p> <p>ハ. 燃料有効長は、公称値 3,648mm から延長し、3,660mm とする。</p> <p>二. ラックセルの材料であるボロン添加ステンレス鋼のボロン添加量は、中性子吸収効果を少なくするため下限値 0.95wt%とする。</p> <p>ホ. ラックセルの厚さは、中性子吸収効果を少なくするため下限値 <input type="text"/> mm とする。</p> <p>ヘ. 使用済燃料ピット内の水は純水とし、残存しているほう素は考慮しない。</p> <p>以下の計算条件は公称値を使用し、正負の製作公差を未臨界性評価上厳しくなる側に不確定性として考慮するものである。</p> <p>なお、製作公差に基づく不確定性として考慮する計算条件には、ラックセル内での燃料体等が偏る効果を含む。</p> <p>ト. ラックセルの中心間距離</p> <p>チ. ラックセルの内り</p> <p>リ. ラックセル内での燃料体等が偏る効果（ラックセル内燃料偏心）</p> <p>ヌ. 燃料材の直径及び密度</p> <p>ル. 燃料被覆材の内径及び外径</p> <p>ヲ. 燃料要素の中心間隔（燃料体外寸）</p> <p>本計算における計算条件を第 6 表に示す。</p> <p><input type="text"/> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>本資料は、泊 3号炉技術的能力「2.大規模損壊」添付資料 2.1.6 と同一資料。</p> <p>【大飯(第54条)】                  個別の計算条件の相違                  ・泊は、MOX燃料の保管も想定している。また、使用済燃料ラックの仕様はA,B-使用済燃料ピットで同一（ボロン添加ステンレス鋼製）であるから、貯蔵容量が大きいB-使用済燃料ピットを対象として評価を実施する。                  ・大飯は、ウラン燃料のみの保管を想定するため、燃料仕様の記載に相違がある。また、Aエリアはステンレス鋼製ラックであり、保管する燃料の燃焼度に応じて貯蔵する領域を考慮する。Bエリアは、泊と同様に、ボロン添加ステンレス鋼製ラックである。</p>
<p><input type="text"/> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>灰色：泊3号炉と比較対象とならない記載内容</p>		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由											
<p style="text-align: center;">【比較のため、大飯3/4号炉添付資料1.11.13より再掲】</p> <p>b. 評価結果                      SFPの未臨界性評価結果を下表に示す。あらゆる水密度において臨界未満である。下表では、keffが最も高くなる評価結果を示す。</p> <table border="1" data-bbox="280 268 824 422"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>評価結果<sup>(注)</sup></th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">実効増倍率</td> <td>Aエリア</td> <td>0.956 (0.9410)</td> <td>≤0.98</td> </tr> <tr> <td>Bエリア</td> <td>0.964 (0.9504)</td> <td>≤0.98</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 不確定性を含む。( )内は不確定性を含まない値。</p>			評価結果 <sup>(注)</sup>	評価基準	実効増倍率	Aエリア	0.956 (0.9410)	≤0.98	Bエリア	0.964 (0.9504)	≤0.98	<p>c. 評価結果                      使用済燃料ピットの未臨界性評価結果を第8表、第6図及び第7図に示す。実効増倍率は不確定性を考慮しても最大で0.967となり、0.98以下を満足している。</p>	<p>【大飯】                      記載内容の相違(女川審査実績反映)                      ・泊は女川審査実績を踏まえ、第7図及び第8図として、実効増倍率と水密度の関係を記載している。</p> <p>【大飯】                      個別評価による相違</p>
		評価結果 <sup>(注)</sup>	評価基準										
実効増倍率	Aエリア	0.956 (0.9410)	≤0.98										
	Bエリア	0.964 (0.9504)	≤0.98										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

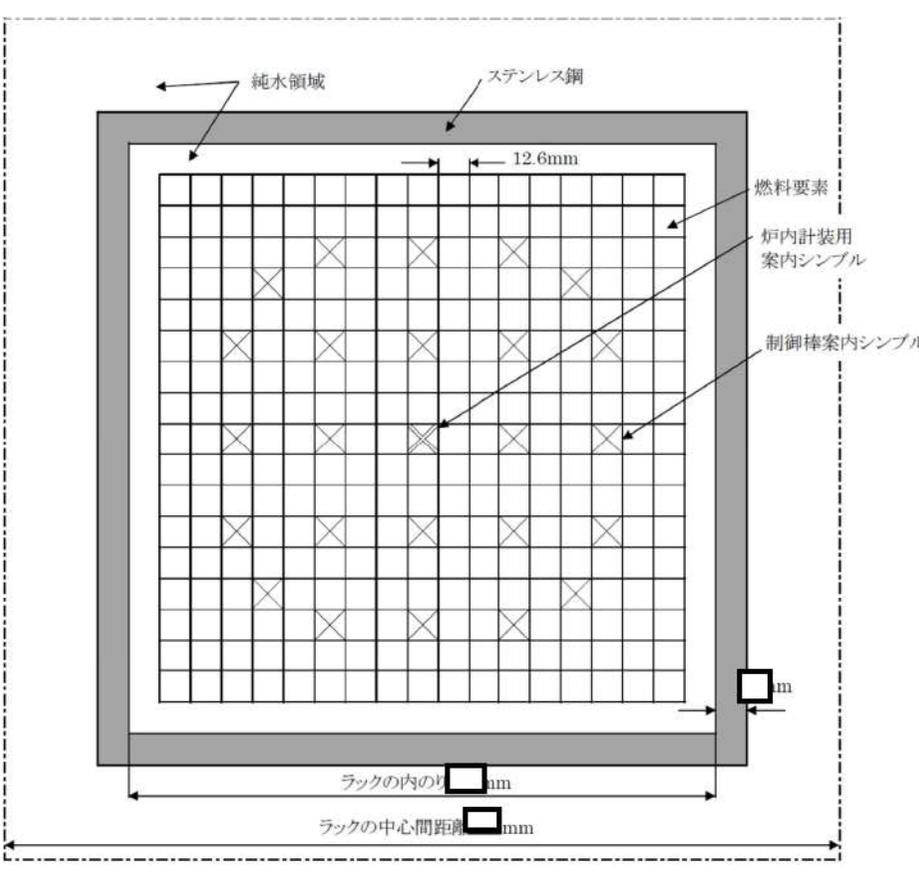
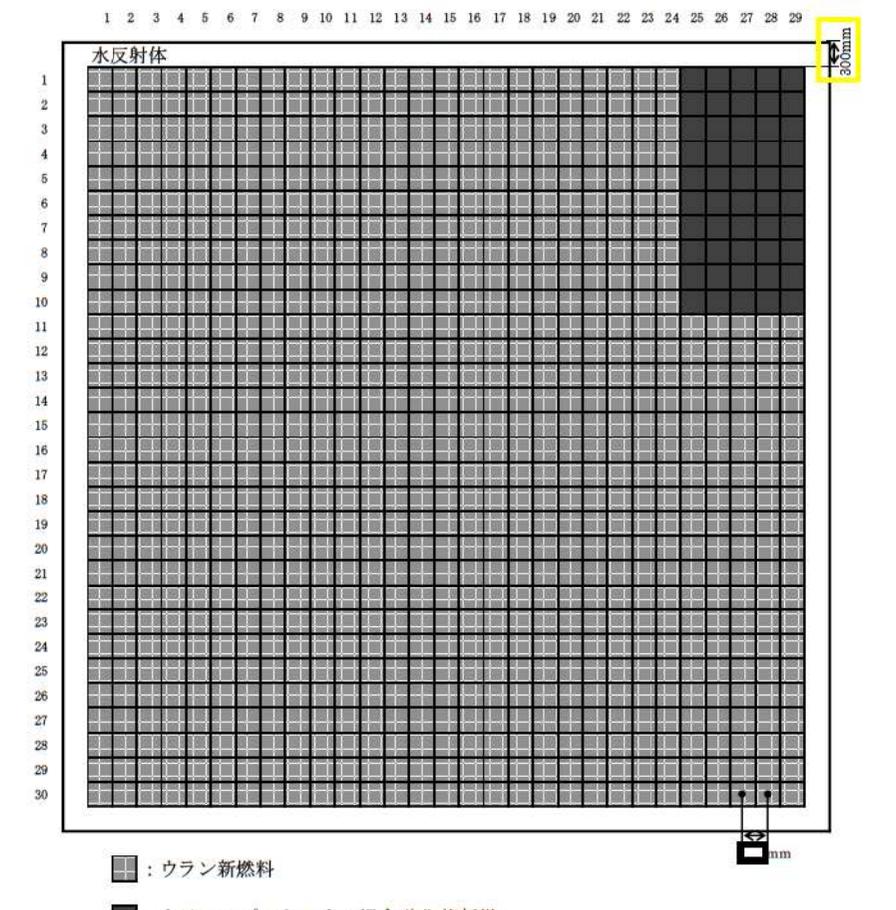
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>水反射体</p> <p>□：領域A(ウラン新燃料貯蔵 244体)              ■：領域B(ウラン燃焼燃料(燃焼度20,000MWD/t)を貯蔵 730体)</p> <p>未臨界性評価の解析モデル図 (Aエリア) (1/2)</p>	<p>水反射体</p> <p>1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29</p> <p>300mm</p> <p>300mm</p> <p>■：ウラン新燃料</p> <p>第2図 B-使用済燃料ピットにウラン新燃料のみを貯蔵した場合の計算体系 (水平方向、B-使用済燃料ピット全体)</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>本資料は、泊3号炉技術的能力「2.大規模損壊」添付資料2.1.6と同一資料。</p> <p>【大飯】              記載内容の相違              ・プラントごとに設備設計や計算条件、評価モデルが異なっていることから、記載している図表も相違しているが、実質的な相違はない。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

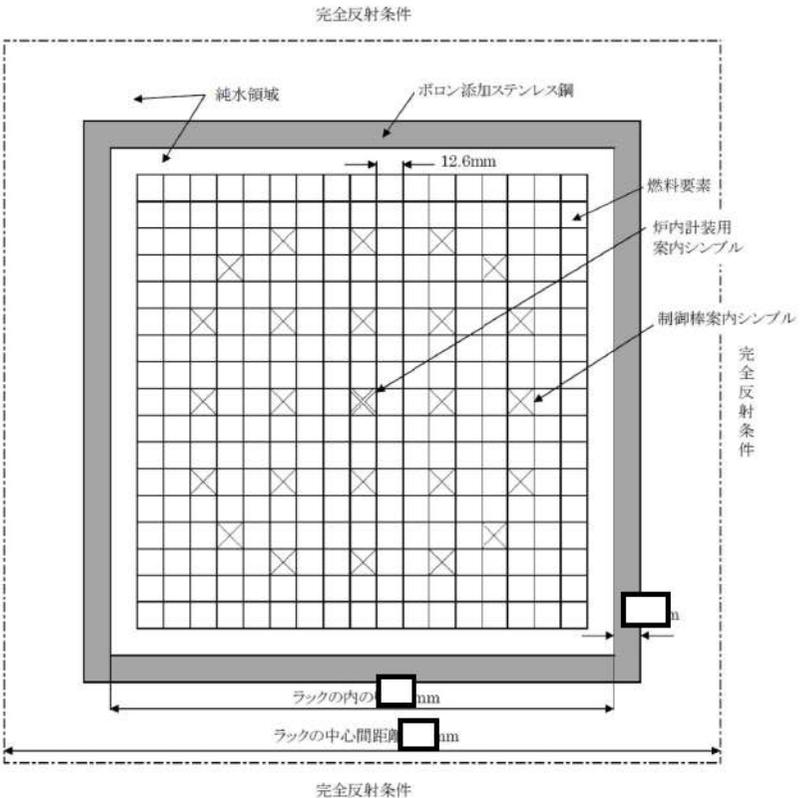
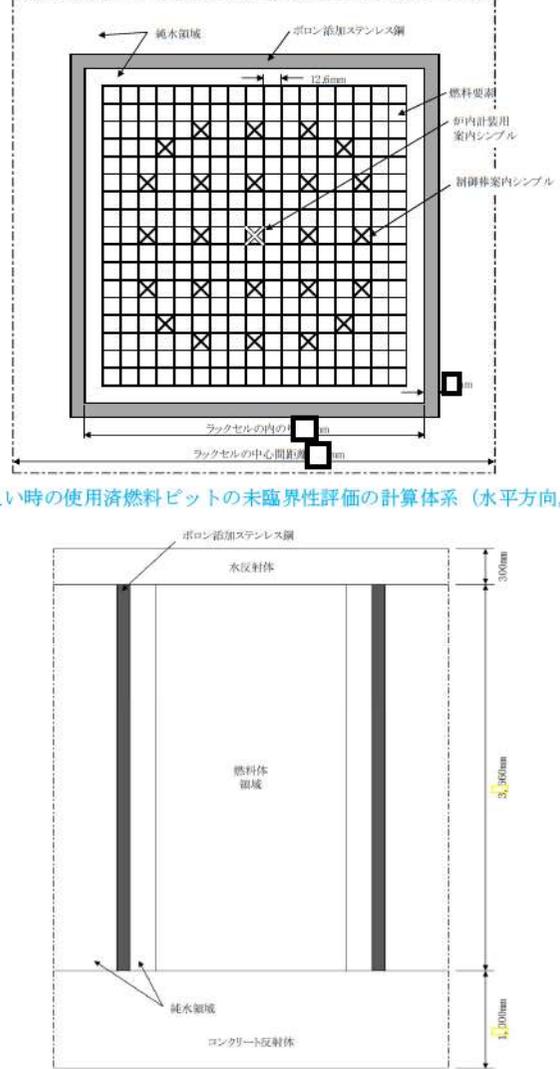
1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>未臨界性評価の解析モデル図（Aエリア）(2/2)</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開できません。</p>	 <p>第3図 B-使用済燃料ピットに実運用を考慮した体数のウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料及びウラン新燃料を貯蔵した場合の計算体系（水平方向、B-使用済燃料ピット全体）</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>相違理由</p> <p>本資料は、泊3号炉技術的能力「2.大規模損壊」添付資料2.1.6と同一資料。</p> <p>【大飯】              記載内容の相違              ・プラントごとに設備設計や計算条件、評価モデルが異なっていることから、記載している図表も相違しているが、実質的な相違はない。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
 <p>完全反射条件</p> <p>純水領域</p> <p>ボロン添加ステンレス鋼</p> <p>12.6mm</p> <p>燃料要素</p> <p>炉内計装用案内シンプル</p> <p>制御棒案内シンプル</p> <p>完全反射条件</p> <p>ラックの内の <math>\square</math> mm</p> <p>ラックの中心間距離 <math>\square</math> mm</p> <p>完全反射条件</p> <p>未臨界性評価の解析モデル図 (Bエリア)</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	 <p>純水領域</p> <p>ボロン添加ステンレス鋼</p> <p>12.6mm</p> <p>燃料要素</p> <p>炉内計装用案内シンプル</p> <p>制御棒案内シンプル</p> <p>ラックセルの内の <math>\square</math> mm</p> <p>ラックセルの中心間距離 <math>\square</math> mm</p> <p>ボロン添加ステンレス鋼</p> <p>水反射体</p> <p>300mm</p> <p>燃料体領域</p> <p>3,360mm</p> <p>純水領域</p> <p>コンクリート反射体</p> <p>1,200mm</p> <p>第4図 大規模漏えい時の使用済燃料ピットの未臨界性評価の計算体系 (水平方向、燃料体部拡大図)</p> <p>第5図 大規模漏えい時の使用済燃料ピットの未臨界性評価の計算体系 (垂直方向)</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>相違理由</p> <p>本資料は、泊3号炉技術的能力「2.大規模損壊」添付資料 2.1.6 と同一資料。</p> <p>【大飯】              記載内容の相違              ・プラントごとに設備設計や計算条件、評価モデルが異なっていることから、記載している図表も相違しているが、実質的な相違はない。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉

第1表 大規模漏えい時の使用済燃料ピットの未臨界性評価の計算条件 (Aエリア)

	計算条件	備考
(燃料体)	17×17型ウラン燃料	—
燃料 <sup>235</sup> U濃縮度	□ wt%	4.80wt%に濃縮度公差を見込んだ値
燃料材密度	理論密度の97%	(注1)
燃料材直径	8.19mm	(注1)
燃料被覆材 内径	8.36mm	(注1)
燃料被覆材 外径	9.5mm	(注1)
燃料要素中心間隔	12.6mm	(注1)
燃料有効長	3,660mm	公称値3,648mmを延長
貯蔵領域	領域A 燃焼度0MWd/tの燃料を貯蔵	—
	領域B 燃焼度20,000MWd/tの燃料を貯蔵	
(ラック)	—	配置は図参照
ラックタイプ	キャン型	—
ラックの中心間距離	□ mm × □ mm	(注1)
材 料	ステンレス鋼	—
厚 さ	□ mm	(注2)
内のり	□ mm □ mm	(注1)
(使用済燃料ピット内の水分条件)	純水	残存しているほう素は考慮しない
密度	0.0~1.0g/cm <sup>3</sup>	—

(注1) 製作公差に基づく不確実性として考慮する計算条件

(注2) 中性子吸収効果を少なくするため下限値を使用

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

泊発電所3号炉

第6表 大規模漏えい時の使用済燃料ピットの未臨界性評価の計算条件

燃料仕様	項 目	仕 様	
		17×17型 ウラン燃料	17×17型 ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料
燃料仕様	燃料種類	17×17型 ウラン燃料	17×17型 ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料
	<sup>235</sup> U濃縮度又はPu含有率/Pu組成	□ wt%	13wt%/代表組成 第7表参照
	燃料材密度	理論密度の97%	理論密度の95%
	燃料要素中心間隔	12.6mm	同左
	燃料材直径	8.19mm	同左
	燃料被覆材内径	8.36mm	同左
	燃料被覆材外径	9.50mm	同左
	燃料有効長	3,660mm	同左
使用済燃料ラック	ラックタイプ	キャン型	
	ラックセルの中心間距離	□ mm × □ mm	
	材 料	ボロン添加ステンレス鋼	
	ボロン添加量	0.95wt% <sup>※1</sup>	
	板厚	□ mm	
	内のり	□ mm	
使用済燃料ピット内の水のほう素濃度	0 ppm <sup>※2</sup>		
使用済燃料ピット内の水密度	0.0~1.0g/cm <sup>3</sup>		

※1：ボロン添加量は1.0wt%であるが、未臨界性評価上のボロン添加量は公差下限値の0.95wt%とする。

※2：燃料は、約3,200ppmのほう酸水中に保管されるが、未臨界性評価には0ppmを使用する。

□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

相違理由

本資料は、泊3号炉技術的能力「2.大規模損壊」添付資料2.1.6と同一資料。

【大飯】

記載内容の相違  
 ・プラントごとに設備設計や計算条件、評価モデルが異なっていることから、記載している図表も相違しているが、実質的な相違はない。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉

第2表 大規模漏えい時の使用済燃料ピットの未臨界性評価の計算条件 (Bエリア)

	計算条件	備考
(燃料体)	17×17型ウラン燃料	—
燃料 <sup>235</sup> U濃縮度	4.7%	5.00wt%に濃縮公差を見込んだ値
燃料材密度	理論密度の97%	(注1)
燃料材直径	8.19mm	(注1)
燃料被覆材 内径	8.36mm	(注1)
外径	9.5mm	(注1)
燃料要素中心間隔	12.6mm	(注1)
燃料有効長	3,660mm	公称値3,648mmを延長
(ラック)	—	配置は図参照
ラックタイプ	キャン型	—
ラックの中心間距離	250mm	(注1)
材 料	ボロン添加ステンレス鋼	—
ボロン添加量	0.95wt%	(注2)
厚 さ	10mm	(注2)
内 の り	10mm	(注1)
(使用済燃料ピット内の水分条件)	純水	残存しているほう素は考慮しない
密度	0.0~1.0g/cm <sup>3</sup>	—

(注1) 製作公差に基づく不確定性として考慮する計算条件

(注2) 中性子吸収効果を少なくするため下限値を使用

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

b. 評価結果

SFPの未臨界性評価結果を下表に示す。あらゆる水密度において臨界未満である。下表では、keffが最も高くなる評価結果を示す。

実効増倍率	評価結果 (注)	評価基準
Bエリア	0.964 (0.9504)	≤0.98

(注) 不確定性を含む。( )内は不確定性を含まない値。

第7表 代表組成

Pu組成 (wt%) *					
<sup>238</sup> Pu	<sup>239</sup> Pu	<sup>240</sup> Pu	<sup>241</sup> Pu	<sup>242</sup> Pu	<sup>241</sup> Am
1.9	57.5	23.3	10.0 (11.9)	5.4	1.9 (0.0)

※：( )内は未臨界性評価に用いた値

第8表 大規模漏えい時の使用済燃料ピットの未臨界性評価結果

評価項目	実効増倍率*		関連する計算体系図
	評価結果	水密度条件	
ウラン新燃料	0.964 (0.9493)	1.0g/cm <sup>3</sup>	第2図, 第4図, 第5図
ウラン新燃料+ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料	0.967 (0.9490)	1.0g/cm <sup>3</sup>	第3図, 第4図, 第5図

※：不確定性を含む。( )内は不確定性を含まない値。

相違理由  
 本資料は、泊3号炉技術的能力「2.大規模損壊」添付資料2.1.6と同一資料。

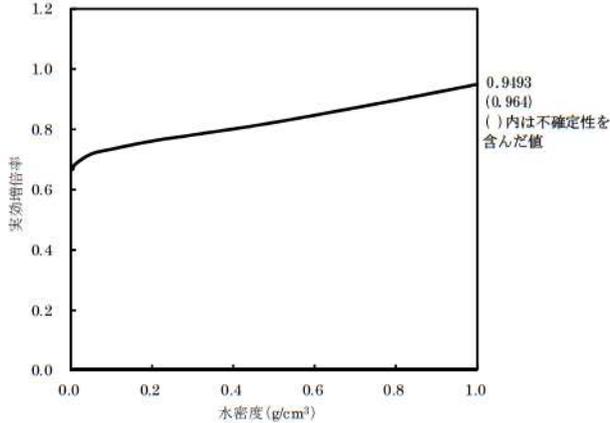
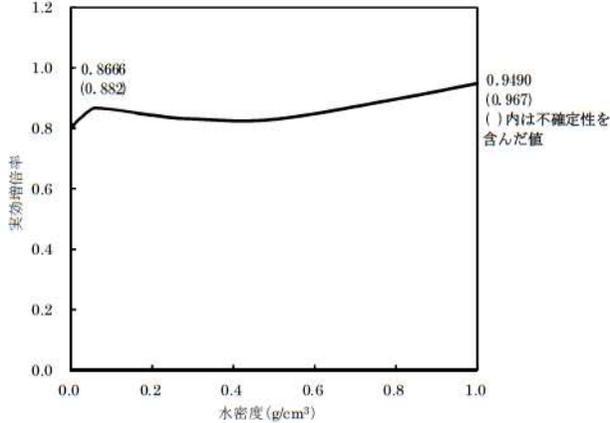
【大飯】  
 個別の評価条件の相違  
 ・泊は、MOX燃料の保管を想定していることから、MOX燃料の代表組成について記載している。  
 (伊方3号と同様)

【大飯】  
 記載内容の相違  
 ・大飯は、使用済燃料ピットの配置を記載  
 ・泊は、女川審査実績を踏まえ、実効増倍率と水密度の関係を記載した。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図 使用済燃料ビット配置</p>	 <p>第6図 使用済燃料ビット配置図</p>  <p>第7図 実効増倍率と水密度の関係（ウラン新燃料のみを貯蔵した場合）</p>  <p>第8図 実効増倍率と水密度の関係（実運用を考慮した体数のウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料及びウラン新燃料を貯蔵した場合）</p>	<p>本資料は、泊3号炉技術的能力「2.大規模損壊」添付資料2.1.6と同一資料。</p> <p>【大飯】                  記載内容の相違                  ・泊は、女川審査実績を踏まえ、実効増倍率と水密度の関係を記載した。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. 地震による SFP ラック損傷時の未臨界性維持について</p> <p>大飯3（4）号炉の SFP ラックにおいて、耐震上で相対的に強度余裕の少ない箇所は、「<b>ピット壁</b>」と「<b>固定板の溶接部</b>」である。仮に基準地震動を超える大きな地震力が作用し、これらの部分が破損した場合でもラックブロック自体に大きな負荷がかかることはない。</p> <p>一方、燃料集合体を水平方向に支持し、燃料集合体間の距離を維持するための部材（支持格子）及び中性子吸収材（ラックセル）については、基準地震動に対して一定程度の裕度を有しており健全性が期待できることから、燃料集合体間の間隔が維持されるため未臨界性に影響を与えることはない。</p> <div data-bbox="100 438 996 1141" style="border: 2px solid black; height: 440px; width: 400px; margin: 10px auto;"></div> <p>大飯3（4）号炉の SFP ラックセル数                  &lt;Aエリア&gt;：974体                  ブロックA：78、ブロックB：117、ブロックC：117、                  ブロックD：130、ブロックE：140、ブロックF：126、                  ブロックG：126、ブロックH：140                  &lt;Bエリア&gt;：1155体                  ブロックI：289、ブロックJ：272、ブロックK：306、                  ブロックL：288</p> <div data-bbox="577 1417 1003 1460" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>	<p>(3) 地震による 使用済燃料ラック損傷時の未臨界性維持について</p> <p>泊発電所3号炉の使用済燃料ラックにおいて、耐震上、相対的に強度余裕の少ない箇所は、「<b>取付ボルト</b>」及び「<b>ピット壁と固定板の溶接部</b>」である（第9図参照）。仮に基準地震動を超える大きな地震力が作用し、これらの部分が破損した場合でもラックブロック自体に大きな負荷がかかることはない。</p> <p>一方、燃料集合体を水平方向に支持し燃料集合体間の間隔を維持するための部材（支持格子）及び中性子吸収材（ラックセル）については、基準地震動に対して一定程度の裕度を有しており健全性が期待できることから、燃料集合体間の間隔が維持されるため未臨界性に影響を与えることはない。</p> <div data-bbox="1048 430 1926 1149" style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 400px; margin: 10px auto;"></div> <p>第9図 サポート部の構造例（壁支持型：泊3号炉 A-使用済燃料ピット）*</p> <p>※：泊3号炉の使用済燃料ピットのラックセル数                  ・A-使用済燃料ピット：ブロックE=300セル、ブロックF=300セル                  ・B-使用済燃料ピット：ブロックA=195セル、ブロックB=225セル、                  ブロックC=210セル、ブロックD=210セル</p> <div data-bbox="1348 1417 1921 1444" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	<p>本資料は、泊3号炉技術的能力「2.大規模損壊」添付資料2.1.6と同一資料。</p> <p>【大飯】                  設計の相違                  ・耐震上、相対的に強度余裕の少ない箇所に相違はあるが、後述のとおり、燃料集合体を支持する支持格子及びラックセルについては一定程度の裕度を有しており、未臨界性に影響を与えないことに相違はない。</p> <p>【大飯】                  記載表現の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

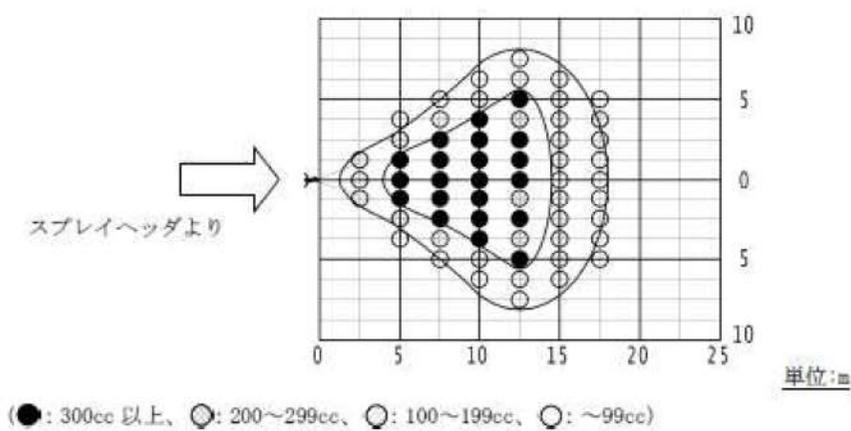
1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) スプレイヘッドの放水範囲について                      本資料は、2台のスプレイヘッドで使用済燃料ピット全域にスプレイできることを示すものである。                      (スプレイヘッドは大飯3号炉用2台、大飯4号炉用2台及び予備2台の計6台を配備している。)</p> <p>a. 放水角度の設定範囲                      スプレイヘッドの放水角度は、縦方向に10°～45°の任意の角度(仰角)に設定することが可能である。また、横方向には、スプレイヘッド内に水が流れることにより、±10°、±15°、±20°の角度でノズルが旋回し、広範囲にスプレイすることが可能である。(旋回させないことも可能)</p> <p>なお、ノズルの設定変更により、噴霧状態から直線状態まで放水状態を変更することが可能である。</p> <p>b. 放水範囲                      放水試験を実施し、放水範囲の確認を行っている。</p> <p>(a) 試験条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放水角度(仰角): 30°</li> <li>・旋回角度: ±20°</li> <li>・流量: 60m<sup>3</sup>/h</li> <li>・試験時間: 1分間</li> <li>・直径約22cmのパケツを並べ、放水量を確認</li> </ul> <p>(b) 試験結果                      旋回させない状態で飛距離を約15mになるよう設定した後、旋回状態にした場合の分布範囲は下図のとおり。</p>	<p>(4) 可搬型スプレイノズルの放水範囲について                      本項は、2台の可搬型スプレイノズルで使用済燃料ピット全域にスプレイできることを示すものである。(可搬型スプレイノズルは予備を含め計4台を配備している。)</p> <p>a. 放水角度の設定範囲                      可搬型スプレイノズルの放水角度は、縦方向に10°～45°の任意の角度(仰角)に設定することが可能である。また、横方向については、可搬型スプレイノズル内に水が流れることにより、±10°、±15°、±20°の角度でノズルが旋回し、広範囲にスプレイすることが可能である。(旋回させないことも可能)</p> <p>なお、ノズルの設定変更により、噴霧状態から直線状態まで放水状態を変更することが可能である。</p> <p>b. 放水範囲                      放水試験を実施し、放水範囲の確認を行っている。</p> <p>(a) 試験条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放水角度(仰角): 30°</li> <li>・旋回角度: ±20°</li> <li>・流量: 60m<sup>3</sup>/h</li> <li>・試験時間: 1分間</li> <li>・直径約22cmのパケツを並べ放水量を確認</li> </ul> <p>(b) 試験結果                      旋回させない状態で飛距離を約15mになるよう設定した後、旋回状態にした場合の分布範囲を第10図に示す。</p>	<p>本資料は、泊3号炉技術的能力「2.大規模損壊」添付資料2.1.6と同一資料。</p> <p>【大飯】                      記載表現の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

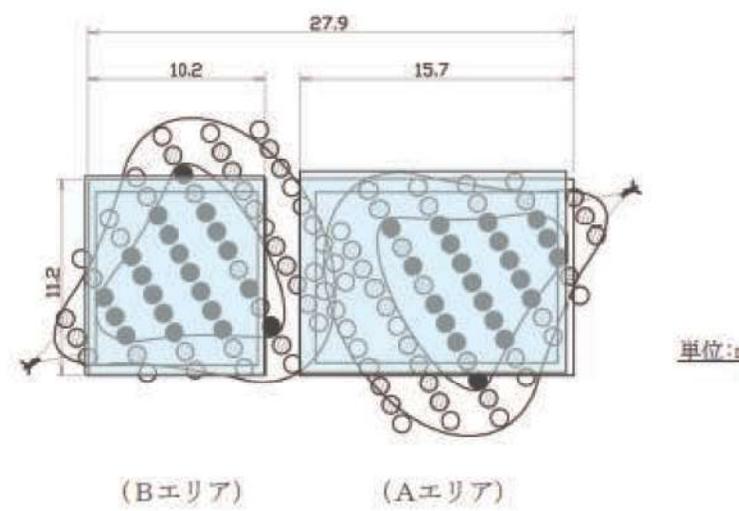
1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>スプレイヘッドより</p> <p>●: 300cc 以上、◐: 200~299cc、◑: 100~199cc、○: ~99cc</p> <p>単位:m</p>	<div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p>第10図 可搬型スプレイノズル放水範囲</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>本資料は、泊3号炉技術的能力「2.大規模損壊」添付資料 2.1.6 と同一資料。</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績反映)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

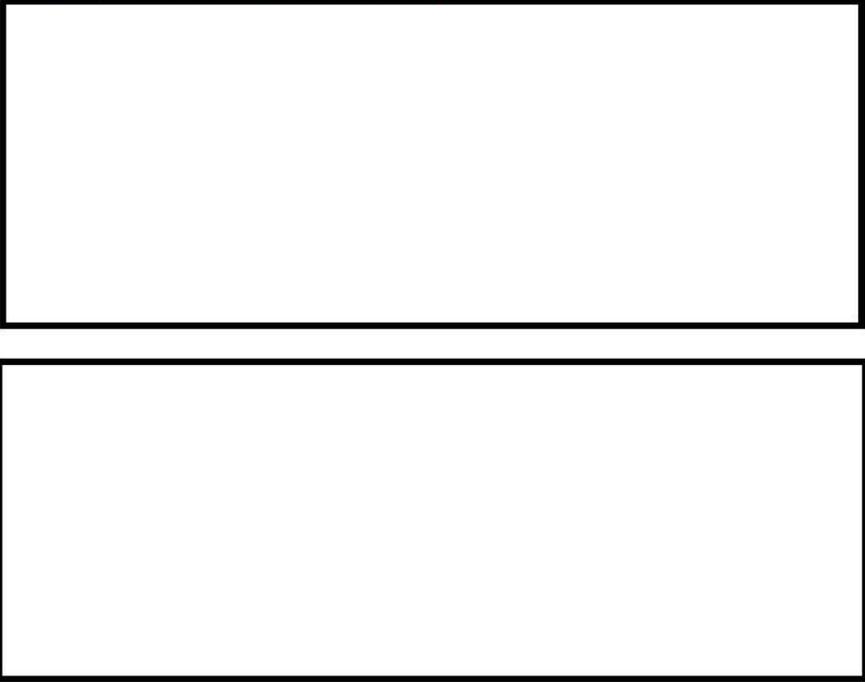
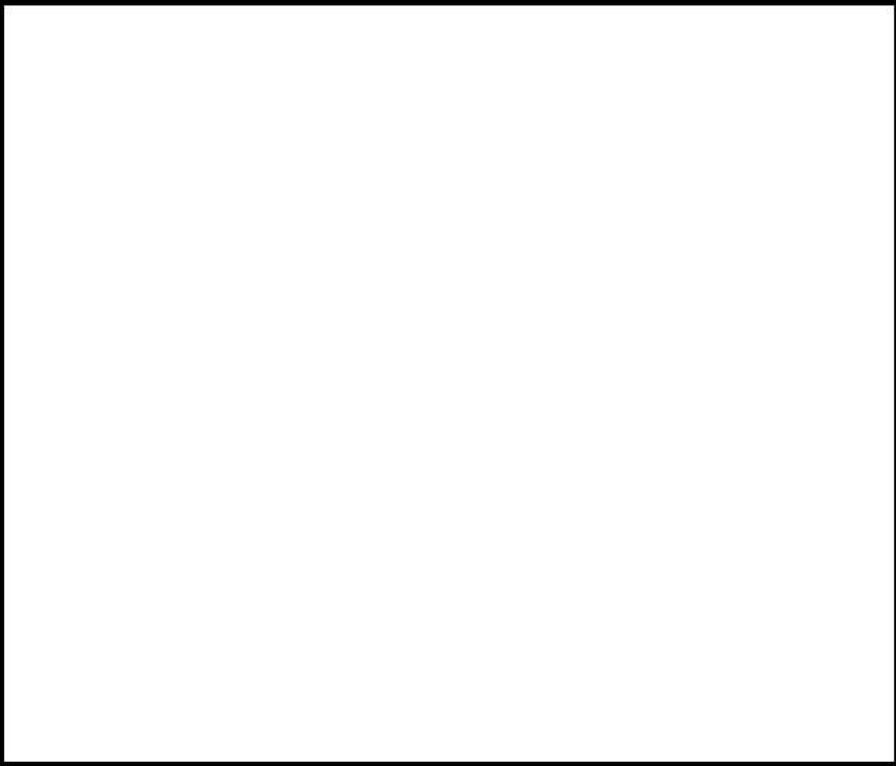
1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(c) SFP への放水範囲</p> <p>放水試験結果から、2箇所から放水することにより SFP 全域に放水することが可能である。</p>  <p>(Bエリア) (Aエリア)</p>	<p>(c) 使用済燃料ピットへの放水範囲</p> <p>可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへの放水試験の結果から、2台の可搬型スプレイノズルを使用して、使用済燃料ピットへスプレイする場合の放水範囲を第11図に示す。第11図に示すとおり、2箇所から放水することにより使用済燃料ピット全域に放水することが可能である。</p> <div data-bbox="1097 399 1948 1053" style="border: 2px solid black; height: 410px; width: 380px; margin: 20px auto;"></div> <p>第11図 使用済燃料ピットへのスプレイ範囲</p> <p>□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>本資料は、泊3号炉技術的能力「2.大規模損壊」添付資料2.1.6と同一資料。</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績反映)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. SFP へのスプレイヘッドの配置について</p> <p>下図のとおり、スプレイヘッドをSFP 近傍へ2台設置することで、SFP(A エリア及びB エリア)の全体にスプレイすることが可能となる。</p> <p>なお、2台のスプレイヘッドには、分岐具により分流し送水されるが、分岐具以降に設置している弁(A エリア及びB エリア)の開度を予めルート毎に設定したマーキング位置とすることで、それぞれの必要流量(60m<sup>3</sup>/h/台)は確保できる。</p>  <p>大飯3号炉建屋内におけるスプレイヘッドの設置図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">                 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。             </div>	<p>c. 使用済燃料ピットへの可搬型スプレイノズルの配置について</p> <p>第12図に示すとおり、可搬型スプレイノズルを使用済燃料ピット近傍へ2台設置することで、使用済燃料ピットの全体にスプレイすることが可能となる。</p>  <p>第12図 建屋内における可搬型スプレイノズルの設置場所（ルート1及び2）（建屋内部でのスプレイ）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">                 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。             </div>	<p>本資料は、泊3号炉技術的能力「2.大規模損壊」添付資料2.1.6と同一資料。</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載内容の相違</p> <p>・泊も、大飯と同様に、分水器を使用して分流し、2台の可搬型スプレイノズルに送水するが、分水器の下流には弁の設置はせず、大飯のような特徴的な流量調整の操作はないことから、記載内容が異なる。（流量調整に関する記載がないのは、高浜1/2/3/4号、伊方3号及び玄海3/4号等と同様。なお、泊は、可搬型大型送水ポンプ車からの送水流量を調整することでスプレイ流量を確保する。）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p>

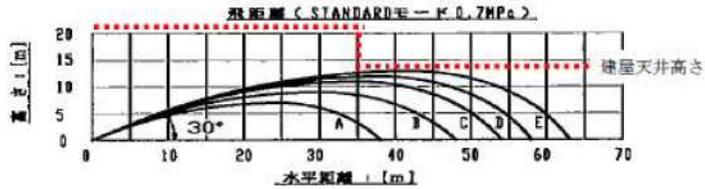
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3 / 4号炉

また、SFPへ近づけない場合を想定した、外部からのSFPスプレイを例示する。  
 例では、原子炉周辺建屋東の扉を開放して、SFPへスプレイする想定としている。スプレイヘッドの性能曲線、原子炉周辺建屋高さ及びSFPまでの距離を勘案すると、放水角30度でスプレイすれば、Aエリア及びBエリアのSFPへスプレイすることが可能である。



STANDARD PRESSUREモード		
曲線	流量[L/min]	飛距離[m]
A	380	38
B	760	48
C	1100	54
D	1500	58
E	1900	63

← 約60m³/h



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

泊発電所3号炉

また、第13図に使用済燃料ピットへ近づけない場合を想定した、外部からの使用済燃料ピットスプレイを実施する場合の可搬型スプレイノズルの設置位置等について例示する。例では、燃料取扱棟の東側シャッターを開放して、使用済燃料ピットへスプレイする想定としている。可搬型スプレイノズルの性能曲線、燃料取扱棟の建屋高さ及び使用済燃料ピットまでの距離を勘案すると（第14図）、放射角30度でスプレイすれば、A-使用済燃料ピット及びB-使用済燃料ピットへスプレイすることが可能である。



第13図 可搬型スプレイノズルの設置場所の例（建屋外（入口）からのスプレイ）



第14図 可搬型スプレイノズルの性能曲線

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

相違理由

本資料は、泊3号炉技術的能力「2.大規模損壊」添付資料2.1.6と同一資料。  
 【大飯】  
 記載表現の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

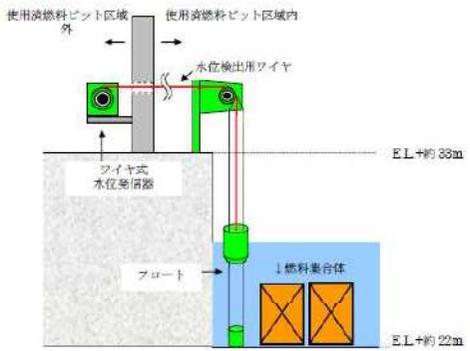
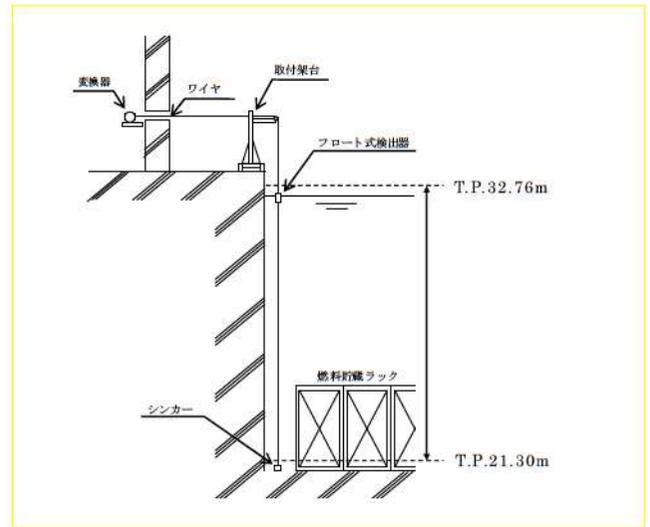
1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 使用済燃料ピットから漏えい発生時の遮蔽設計基準到達時間について</p> <p>故意による大型航空機の衝突等により、SFPが大規模に損壊し多量の漏えいが発生した場合を想定して、米国NEI-06-12(B.5.bガイド)では、SFPへのスプレイ能力として200gpm(≒45.4m<sup>3</sup>/h)以上を要求している。</p> <p>仮に、使用済燃料ピットからNEI-06-12におけるスプレイ能力200gpmの漏えいが発生している想定とした場合、原子炉周辺建屋内の遮蔽設計基準(0.15mSv/h)を満足させるための水位として大飯3、4号炉では燃料頂部より4.38mを確保できれば良いことから、3m分の漏えい(875m<sup>3</sup>)分の時間的余裕がある。(より厳しい条件として、通常運転時を想定して評価する。)</p> <p>崩壊熱による蒸発水量(約19.5m<sup>3</sup>/h)を加味すれば、875m<sup>3</sup>/(45.4m<sup>3</sup>/h+19.5m<sup>3</sup>/h)より約13.4時間で、原子炉周辺建屋遮蔽設計基準に到達する。(さらに燃料頂部が露出するまでには、更に4.38mの水位がある。)</p> <p>この間の現実的な対応として、まずは短時間で準備可能な消火設備を活用した注水により水位低下の緩和を図り、その後、送水車等による外部からの注水を並行して実施することにより水位の維持を試みる。200gpm程度の漏えいを想定した場合でも、これらの手段によってSFP水位は維持できるものと考えられるが、注水が一切行われない想定とした場合であっても遮蔽設計基準(0.15mSv/h)に到達するまでには約13.4時間程度要する計算である。</p> <p>なお、可搬型スプレイ設備の設置作業については、約2時間で設置することが可能であり、線量率を考慮しても、作業可能である。</p>	<p>(5) 使用済燃料ピットから漏えい発生時の遮蔽設計基準到達時間について</p> <p>故意による大型航空機の衝突等により、使用済燃料ピットが大規模に損壊し大量の漏えいが発生した場合を想定して、米国におけるNEI 06-12(B.5.b対応ガイド)では、使用済燃料ピットへのスプレイ能力として200gpm(≒45.4m<sup>3</sup>/h)以上を要求している。</p> <p>仮に、使用済燃料ピットからNEI 06-12におけるスプレイ能力200gpmの漏えいが発生している想定とした場合、燃料取扱棟内の遮蔽設計基準(0.15mSv/h)を満足させるための水位(以下「遮蔽水位」という。)として、泊3号炉では燃料頂部より4.25mを確保できれば良いことから、通常運転水位から遮蔽水位までには3.3m分の漏えい(525m<sup>3</sup>)分の時間的余裕がある。(より厳しい条件として、隣接する燃料検査ピット及び燃料取替キャナルが切り離された状況を想定して評価する。)</p> <p>崩壊熱による蒸発水量(約19.16m<sup>3</sup>/h)を加味した場合においても、遮蔽水位到達までの時間は約8.1時間となる。(燃料頂部が露出するまでには、さらに4.25mの水位がある。)</p> <p>この間の現実的な対応として、まずは短時間で準備可能な常設設備を活用した注水により水位低下の緩和を図り、その後、可搬型大型送水ポンプ車等による外部からの注水を並行して実施することにより水位の維持を試みる。</p> <p>なお、可搬型スプレイ設備の設置作業については、約2時間で実施可能であることから、線量率を考慮しても、十分な時間的余裕のある対応が可能である。</p>	<p>本資料は、泊3号炉技術的能力「2.大規模損壊」添付資料2.1.6と同一資料。</p> <p>【大飯】              設計の相違による遮蔽水位到達までの水量の相違</p> <p>【大飯】              記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯は、「通常運転時を想定して「3m分の漏えい(875m<sup>3</sup>)」としているが、これは、泊と同様に、使用済燃料ピットに隣接する原子炉補助建屋キャナル及び燃料検査ピットが切り離された状況を想定した評価である。(大飯の「想定事故1 添付資料4.1.2 参考1」)</li> </ul> <p>【大飯】              記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は、漏えい発生時に注水が行われない想定とした場合の遮蔽水位に到達するまでの時間については前述していることから、ここでは記載しない。</li> </ul> <p>【大飯】              記載表現の相違(女川審査実績反映)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(5) 使用済燃料ピット水位が異常に低下した場合の水位監視</p> <p>使用済燃料ピット水位が異常に低下した場合の水位監視のために、フロート式の可搬型水位計を設置する。                  フロートを水中に投入するとともに、ワイヤ設置等を実施する。機器構成の概要は図1のとおり。</p> <p><b>【耐環境性】</b>                  使用済燃料ピット水位が異常に低下した場合には、使用済燃料ピット区域内は高温、高湿度、高線量になることが想定されるため、使用済燃料ピット区域内で使用する機器を耐環境性に優れた無機物で構成する。</p>  <p>図1 機器構成の概要</p>	<p>(6) 使用済燃料ピット水位が異常に低下した場合の水位監視</p> <p>使用済燃料ピット水位が異常に低下した場合の水位監視のために、フロート式の可搬型水位計を設置する。                  フロートを水中に投入するとともに、ワイヤ設置等を実施する。機器構成の概要は第14図のとおり。</p> <p><b>【耐環境性】</b>                  使用済燃料ピット水位が異常に低下した場合には、使用済燃料ピット区域内は高温、高湿度及び高線量になることが想定されるため、使用済燃料ピット区域内で使用する機器を耐環境性に優れた無機物で構成する。</p>  <p>第14図 機器構成の概要</p>	<p>本資料は、泊3号炉SA設備「54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」添付資料 54-6 使用済燃料ピット監視設備（重大事故等対処設備）と同一資料。</p> <p><b>【大飯】</b>                  記載表現の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所 3 / 4号炉

<参考：使用済燃料ピット下部水位計の選定について>  
 下記の選定フローに示すとおり、使用可能であると選定した3つの方式から、以下の理由によりフロート式を採用した。

(理由) 使用済燃料ピット水位が異常に低下した場合には、使用済燃料ピット区域内は高温、高湿度、高線量になることが想定されるため、使用済燃料ピット区域内で使用する機器を耐環境性に優れた無機物で構成でき、かつ、水位を連続的に測定可能なフロート式水位計を選定した。(下記「[図2 使用済燃料ピット下部水位計測の選定フロー](#)」を示す。)

表-1「水位計測の種類と計測方式」

SFP下部までの計測	不可	<ul style="list-style-type: none"> <li>電波等のSFP内燃料ラック等との干渉により、燃料頂部より下部の計測が不可能。</li> <li>適用不可能な計測方式：⑤電波式、⑥超音波式、⑦放射線式、⑧レーザ式</li> <li>SFP周辺のコンクリート等でマイクロ波が反射し、誤検知による計測が不可能。</li> <li>適用不可能な計測方式：⑨ガイドバルブ式</li> </ul>
SFPへの設置	困難	<ul style="list-style-type: none"> <li>SFP側面に貫通口の追加、取出し管台等の設置が必要であり、実現が困難。</li> <li>適用不可能な計測方式：④差圧伝送器式、③ガラスゲージ式</li> <li>SFP底部に重量計を設置する必要がある、実現が困難。</li> <li>適用困難な計測方式：⑩重量式</li> </ul>
耐環境(温度、放射線)	懸念大	<ul style="list-style-type: none"> <li>SFPの水中あるいはピット直上に電気回路や有機物を有する検出部、配線等があり、異常な水位低下時の環境性(温度、耐放射線)が懸念される。</li> <li>適用に懸念の大きい計測方式：⑪圧力検出式、⑫ディスプレイメント式</li> </ul>
SFP水中での長時間使用	懸念大	<ul style="list-style-type: none"> <li>SFP内での長期間の水没による電蝕等により性能低下が懸念される。</li> <li>適用に懸念の大きい計測方式：⑩電極式、⑬静電容量式</li> </ul>
SFP区域の可搬計測が可能	不可	-
可搬計測が可能	可能	<ul style="list-style-type: none"> <li>SFP周辺に設置する機器は無機物であり、耐環境性に優れている。また、これらの設置は簡単な構成であり、可搬設備による構成が可能である。</li> <li>適用可能な計測方式：①フロート式、②熱電対式、③パブラー式</li> </ul>

**図2 使用済燃料ピット下部水位計測の選定フロー**

泊発電所 3号炉

<参考：使用済燃料ピット下部水位計の選定について>  
 下記の選定フローに示すとおり、使用可能であると選定した3つの方式から、以下の理由によりフロート式を採用した。

(理由) 使用済燃料ピット水位が異常に低下した場合には、使用済燃料ピット区域内は高温、高湿度、高線量になることが想定されるため、使用済燃料ピット区域内で使用する機器を耐環境性に優れた無機物で構成でき、かつ、水位を連続的に測定可能なフロート式水位計を選定した。(下記「[第15図 使用済燃料ピット下部水位計測の選定フロー](#)」を示す。)

表-1「水位計測の種類と計測方式」

使用済燃料ピット下端までの計測	不可	<ul style="list-style-type: none"> <li>電波などの使用済燃料ピット内燃料ラック等との干渉により、燃料頂部より下部の計測が不可能である。</li> <li>適用不可能な計測方式：⑤電波式、⑥超音波式、⑦放射線式、⑧レーザ式</li> <li>使用済燃料ピット周辺のコンクリート等でマイクロ波が反射し、誤検知による計測が不可能である。</li> <li>適用不可能な計測方式：⑨ガイドバルブ式</li> </ul>
使用済燃料ピットへの設置	困難	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用済燃料ピット側面に貫通口の追加、取出し管台等の設置が必要であり、実現が困難である。</li> <li>適用不可能な計測方式：④差圧伝送器式、③ガラスゲージ式</li> <li>使用済燃料ピット底部に重量計を設置する必要がある、実現が困難である。</li> <li>適用困難な計測方式：⑩重量式</li> </ul>
耐環境(温度、放射線)	懸念大	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用済燃料ピットの水中あるいはピット直上に電気回路や有機物を有する検出部、配線等があり、使用済燃料ピットの大量漏えいによる異常な水位低下時の環境性(温度、耐放射線)が懸念される。</li> <li>適用に懸念の大きい計測方式：⑪圧力検出式、⑫ディスプレイメント式</li> </ul>
使用済燃料ピット水温での長時間計測	懸念大	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用済燃料ピット内での長期間の水没による電蝕等により性能低下が懸念される。</li> <li>適用に懸念の大きい計測方式：⑩電極式、⑬静電容量式</li> </ul>
燃料取扱棟内の可搬計測が可能	不可	-
可搬計測が可能	可能	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用済燃料ピット周辺に設置する機器は無機物であり、耐環境性に優れている。また、これらの設備は簡単な構成であり、可搬設備による構成が可能である。</li> <li>適用可能な計測方式：①フロート式、②パブラー式、③熱電対式</li> </ul>

**第15図 使用済燃料ピット下部水位計測の選定フロー**

【大飯】  
記載表現の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉

表1 水位計測の種類と計測方式

種類	①フロート式	②静電形式	③バブラー式	④差圧伝送器式	⑤電流式
計測方式	【浮検】 【点計測】 フロート投入によるフロートの位置の変化を、ワイヤを介して別の場所に取り付ける検出部に伝達し、その位置の変化量を水位として計測する。	【浮検】 【点計測】 水中に、静電電圧を用いた電極挿入棒を挿入し、水中に発生する静電電圧、あるいは静電容量の差による電圧差を静電電圧計で計測し、その電圧差を水位として計測する。	【配管のみ挿入】 【連続計測】 水中にエアバブラーを挿入し、少量の気泡をバブラー。その気泡が気泡の浮力により、下層と上層の水の密度差により水位として計測する。	【浮検】 【連続計測】 ピットあるいはタンク下部から配管を別々の電極棒から挿入し、電圧を測定することにより、水位として計測する。	【浮検】 【連続計測】 ピットあるいはタンクの奥側に検出棒を挿入し、検出棒から検出された電圧差を水位として計測する。
構造概要					
種類	⑥超音波式	⑦放射線式	⑧レーザ式	⑨重量式	⑩圧力検出式
計測方式	【非接触】 【連続計測】 ピットあるいはタンクの奥側に検出棒を挿入し、検出棒から検出された超音波の反射時間を用いて、水位として計測する。	【非接触】 【連続計測】 ピットあるいはタンクの奥側に検出棒を挿入し、検出棒から検出された放射線の透過率を用いて、水位として計測する。	【非接触】 【連続計測】 ピットあるいはタンクの奥側に検出棒を挿入し、検出棒から検出されたレーザ光の反射時間を用いて、水位として計測する。	【配管のみ挿入】 【連続計測】 ピットあるいはタンクの奥側に検出棒を挿入し、検出棒から検出された重量の変化を用いて、水位として計測する。	【浮検】 【連続計測】 ピットあるいはタンクの奥側に検出棒を挿入し、検出棒から検出された圧力の変化を用いて、水位として計測する。
構造概要					
種類	⑪電極式	⑫静電容量式	⑬ガラスゲージ式	⑭ダイヤフラム式	⑮ガイドバルブ式
計測方式	【浮検】 【点計測】 ピットあるいはタンク内に電極棒を挿入し、電極棒が水中の静電電圧を測定することにより、水位として計測する。	【浮検】 【連続計測】 ピットあるいはタンク内に電極棒を挿入し、電極棒が水中の静電容量を測定することにより、水位として計測する。	【浮検】 【連続計測】 ピットあるいはタンク下部から配管を別々の電極棒から挿入し、電圧を測定することにより、水位として計測する。	【浮検】 【連続計測】 水中にダイヤフラムを挿入し、水位変化に伴うダイヤフラムの厚みの変化を放射線計で計測することにより、水位として計測する。	【浮検】 【連続計測】 ワイヤにマイクロ波を挿入し、水位変化に伴うマイクロ波の反射時間を用いて、水位として計測する。
構造概要					

泊発電所3号炉

表1 水位計測の種類と計測方式 (1/3)

種類	①フロート式	②バブラー式	③熱電対式	④差圧伝送器式	⑤電流式
計測方式	【浮検】 【連続計測】 水中にフロート棒を挿入し、フロート棒の位置の変化をワイヤを介して別の場所に取り付ける検出部に伝達し、その位置の変化量を水位として計測する。	【配管のみ挿入】 【連続計測】 水中にエアバブラーを挿入し、少量の気泡をバブラー。その気泡が気泡の浮力により、下層と上層の水の密度差により水位として計測する。	【浮検】 【点計測】 水中に、熱電対を用いた電極挿入棒を挿入し、水中に発生する熱電対電圧、あるいは熱電対の差による電圧差を熱電対電圧計で計測し、その電圧差を水位として計測する。	【浮検】 【連続計測】 ピットあるいはタンク下部から配管を別々の電極棒から挿入し、電圧を測定することにより、水位として計測する。	【非接触】 【連続計測】 ピットあるいはタンクの奥側に検出棒を挿入し、検出棒から検出された電圧差を水位として計測する。
構造概要					

表1 水位計測の種類と計測方式 (2/3)

種類	⑥超音波式	⑦放射線式	⑧レーザ式	⑨重量式	⑩圧力検出式
計測方式	【非接触】 【連続計測】 ピットあるいはタンクの奥側に検出棒を挿入し、検出棒から検出された超音波の反射時間を用いて、水位として計測する。	【非接触】 【連続計測】 ピットあるいはタンクの奥側に検出棒を挿入し、検出棒から検出された放射線の透過率を用いて、水位として計測する。	【非接触】 【連続計測】 ピットあるいはタンクの奥側に検出棒を挿入し、検出棒から検出されたレーザ光の反射時間を用いて、水位として計測する。	【配管のみ挿入】 【連続計測】 ピットあるいはタンクの奥側に検出棒を挿入し、検出棒から検出された重量の変化を用いて、水位として計測する。	【浮検】 【連続計測】 ピットあるいはタンクの奥側に検出棒を挿入し、検出棒から検出された圧力の変化を用いて、水位として計測する。
構造概要					

表1 水位計測の種類と計測方式 (3/3)

種類	⑪電極式	⑫静電容量式	⑬ガラスゲージ式	⑭ダイヤフラム式	⑮ガイドバルブ式
計測方式	【浮検】 【点計測】 ピットあるいはタンク内に電極棒を挿入し、電極棒が水中の静電電圧を測定することにより、水位として計測する。	【浮検】 【連続計測】 ピットあるいはタンク内に電極棒を挿入し、電極棒が水中の静電容量を測定することにより、水位として計測する。	【浮検】 【連続計測】 ピットあるいはタンク下部から配管を別々の電極棒から挿入し、電圧を測定することにより、水位として計測する。	【浮検】 【連続計測】 水中にダイヤフラムを挿入し、水位変化に伴うダイヤフラムの厚みの変化を放射線計で計測することにより、水位として計測する。	【浮検】 【連続計測】 ワイヤにマイクロ波を挿入し、水位変化に伴うマイクロ波の反射時間を用いて、水位として計測する。
構造概要					

相違理由  
 本資料は、泊3号炉 SA 設備「54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」添付資料54-6使用済燃料ピット監視設備（重大事故等対処設備）と同一資料。

【大飯】  
 記載表現の相違

【大飯】  
 記載表現の相違

【大飯】  
 記載表現の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉

表2 可搬式使用済燃料ピット水位の成立性

項目	仕様	評価	備考
計測範囲	E.L. +約22m ～ +約38m 使用済燃料ピット底部近傍から上部近傍まで計測が可能。	○	—
計測の連続性	連続計測 使用済燃料ピット底部近傍から上部近傍まで連続計測が可能。	○	異常な水位の低下事象における想定変動範囲を連続監視可能。
計測原理	フロート式 水位変化をフロートの位置変化として検知する簡単な機構であり、計測に対する大きな問題はない。	○	—
耐環境性	検出部（フロート、ワイヤー等） SFP区域内は、ピット水の沸騰による蒸散による温度、湿度の上昇及び異常な水位の低下により放射線量が上昇するが、当該計器の検出部は無機物で構成しているため、耐環境性に優れている。	○	水位発信器等の電気部品他は、事故時のSFP環境（温度、湿度及び線量率）の影響を受けない場所に設置する。恒設配管については、設計基準地震動により機能を喪失しない設計とすると共に、溢水により機能を喪失しないよう設置する。
可搬/恒設	可搬設備 フロート（シンカー含）、吊込装置、ローラー、ワイヤー、水位発信器 他	○	恒設部分との接続が容易な構造とする。
	恒設設備 記録計、ケーブル他	○	—

泊発電所3号炉

表2 可搬式使用済燃料ピット水位の成立性

項目	仕様 他	評価	備考
計測範囲	T. P. 21. 30m～32. 76m 使用済燃料ピット底部近傍からN. W. L. 近傍まで計測が可能。	○	—
計測の連続性	連続計測 使用済燃料ピット底部近傍からN. W. L. 近傍まで連続計測が可能。	○	異常な水位の低下事象における想定変動範囲を連続監視可能。
計測原理	フロート式 フロート式は、従来より一般的に採用されており、豊富な実績もあることから計測に対する大きな問題はない。	○	—
耐環境性	使用済燃料ピット内フロート 使用済燃料ピット区域内フロート吊込架台、ワイヤー及びワイヤー支持柱 使用済燃料ピット区域内は、ピット水の沸騰による蒸散による温度、湿度の上昇及び異常な水位の低下により放射線量が上昇するが、使用済燃料ピット区域内は、無機物で構成しているフロート等であり、耐環境性に優れている。	○	水位変換器等の電気部品他は、使用済燃料ピット環境（温度、湿度、放射線）の影響を受けない場所に設置。
可搬/常設	可搬設備 ・フロート ・フロート吊込架台 ・ワイヤー及びワイヤー支持柱 ・水位変換器	○	
	常設設備 ・中央制御室への伝送路	○	

相違理由

本資料は、泊3号炉SA設備「54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」添付資料54-6使用済燃料ピット監視設備（重大事故等対処設備）と同一資料。

【大飯】

設計方針の相違

- ・水位について大飯はオーバーフローまで考慮。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">添付資料 1.11.14</p> <p style="text-align: center;">送水車による使用済燃料ピットへのスプレイ</p> <p><b>【送水車等配備】</b></p> <p>1. 作業概要                      海水を使用済燃料ピットにスプレイするための送水車等を配備する。</p> <p>2. 必要要員数及び作業時間                      必要要員数：7名/ユニット                      作業時間（想定）：約2時間10分                      作業時間（模擬）：約2時間10分以内                      （移動、防保護具着用時間を含む）</p> <p>3. 作業の成立性                      (1) 送水車の設置                      アクセス性：夜間においても、ヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。                      作業環境：可搬型設備保管エリア、運搬ルート及び設置エリア周辺には、作業を行う上で支障となる設備はなく、また、作業員はヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、作業可能である。</p>	<p style="text-align: center;">添付資料1.11.14</p> <p style="text-align: center;">海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ</p> <p><b>【可搬型ホースの敷設、可搬型大型送水ポンプ車等の設置（水中ポンプの設置含む。）、可搬型スプレイノズルの設置】</b></p> <p>1. 作業概要                      海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイを行うため、可搬型大型送水ポンプ車の設置、海水取水箇所への水中ポンプ設置、可搬型ホース等の敷設、可搬型スプレイノズルの設置等を行う。</p> <p>2. 作業場所                      燃料取扱棟T.P.33.1m                      屋外T.P.10.3m, T.P.33.1m</p> <p>3. 必要要員数及び作業時間                      必要要員数：8名                      作業時間（想定）：150分                      作業時間（訓練実績等）：135分                      （現場移動、放射線防護具着用時間を含む）</p> <p>4. 作業の成立性                      移動経路：夜間においても、ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。                      作業環境：可搬型大型送水ポンプ車等の保管エリア、運搬ルート及び設置エリア周辺には、作業を行う上で支障となる設備はなく、また、ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから作業可能である。                      操作は汚染の可能性を考慮し、防護具（全面マスク、個人線量計、ゴム手袋等）を装備又は携行して作業を行う。                      なお、冬季間の屋外作業では防寒服等の着用が必要となるが、夏季と冬季での作業時間に相違がないことを訓練実績等で確認している。</p>	<p><b>【大飯】</b>                      設備名称の相違  <b>【大飯】設備の相違</b>                      ・泊は、海水を取水するためにポンプ車付属の水中ポンプを使用する。（海水取水に水中ポンプを使用するのは、川内及び玄海と同様）</p> <p><b>【大飯】</b>                      記載方針の相違                      ・大飯は「送水車の設置」、「可搬型ホース・スプレイヘッダの設置」の資料構成としている。                      ・泊は、「可搬型ホースの敷設」「可搬型大型送水ポンプ車等の設置」及び「可搬型スプレイノズルの設置」をまとめた資料構成。                      ・操作及び作業の成立性について網羅的に説明する方針は同様である。                      ・泊は寒冷地特有の考慮する事項を整理。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																						
<p>作業性：送水車の設置作業は一般的な作業と同等であり、作業は実施可能である。</p> <p>連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、トランシーバー、衛星電話（アイサットフォン）を携帯しており、確実に連絡可能である。</p>  <p>① 送水車の設置</p> <p>(2) 可搬型ホース・スプレイヘッドの設置</p> <p>アクセス性：アクセスルートに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においてもアクセス可能である。</p> <p>作業環境：室温は通常運転状態と同等である。また、作業エリアに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においても作業可能である。</p> <p>作業性：操作場所は通路付近にあり、容易に操作可能である。</p> <p>連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置を使用し、確実に連絡可能である。</p> <table border="1" data-bbox="129 933 672 1085"> <thead> <tr> <th>号炉</th> <th>敷設ルート</th> <th>敷設長さ</th> <th>ホース口径</th> <th>本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3号炉</td> <td rowspan="2">取水路～ホース敷設</td> <td>1300m</td> <td>150 A</td> <td>26本</td> </tr> <tr> <td>200m</td> <td>65 A</td> <td>10本</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4号炉</td> <td rowspan="2">取水路～ホース敷設</td> <td>1400m</td> <td>150 A</td> <td>28本</td> </tr> <tr> <td>200m</td> <td>65 A</td> <td>10本</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="129 1109 672 1260"> <thead> <tr> <th>号炉</th> <th>敷設ルート</th> <th>敷設長さ</th> <th>ホース口径</th> <th>本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3号炉</td> <td rowspan="2">放水路ピット～ホース敷設</td> <td>950m</td> <td>150 A</td> <td>19本</td> </tr> <tr> <td>200m</td> <td>65 A</td> <td>10本</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4号炉</td> <td rowspan="2">放水路ピット～ホース敷設</td> <td>800m</td> <td>150 A</td> <td>20本</td> </tr> <tr> <td>200m</td> <td>65 A</td> <td>10本</td> </tr> </tbody> </table>	号炉	敷設ルート	敷設長さ	ホース口径	本数	3号炉	取水路～ホース敷設	1300m	150 A	26本	200m	65 A	10本	4号炉	取水路～ホース敷設	1400m	150 A	28本	200m	65 A	10本	号炉	敷設ルート	敷設長さ	ホース口径	本数	3号炉	放水路ピット～ホース敷設	950m	150 A	19本	200m	65 A	10本	4号炉	放水路ピット～ホース敷設	800m	150 A	20本	200m	65 A	10本	<p>作業性：可搬型大型送水ポンプ車は、車両として移動可能な設計であり容易に移動できる。屋外に敷設する可搬型ホースは、ホース延長・回収車（送水車用）を使用することから、容易に実施可能である。</p> <p>また、可搬型ホースの接続は汎用の結合金具であり、容易に接続可能である。</p> <p>海水取水箇所（3号炉取水ピットスクリーン室）～3A、3B-使用済燃料ピット（東側ルート）</p> <p>海水取水箇所（3号炉取水ピットスクリーン室）～3A、3B-使用済燃料ピット（西側ルート）</p> <p>連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、無線連絡設備（携帯型）、衛星電話設備（携帯型）を携帯しており、確実に中央制御室へ連絡することが可能である。</p> <table border="1" data-bbox="1097 981 1892 1236"> <caption>可搬型ホース敷設箇所</caption> <thead> <tr> <th>敷設ルート</th> <th>敷設長さ</th> <th>ホース口径</th> <th>本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海水取水箇所（3号炉取水ピットスクリーン室）～3A、3B-使用済燃料ピット（東側ルート）</td> <td>約550m×1系統 約60m×1系統</td> <td>150A</td> <td>約11本×1系統 約3本×1系統</td> </tr> <tr> <td>海水取水箇所（3号炉取水ピットスクリーン室）～3A、3B-使用済燃料ピット（西側ルート）</td> <td>約450m×2系統 約500m×1系統 約40m×1系統</td> <td>150A</td> <td>約9本×2系統 約10本×1系統 約2本×1系統</td> </tr> </tbody> </table>	敷設ルート	敷設長さ	ホース口径	本数	海水取水箇所（3号炉取水ピットスクリーン室）～3A、3B-使用済燃料ピット（東側ルート）	約550m×1系統 約60m×1系統	150A	約11本×1系統 約3本×1系統	海水取水箇所（3号炉取水ピットスクリーン室）～3A、3B-使用済燃料ピット（西側ルート）	約450m×2系統 約500m×1系統 約40m×1系統	150A	約9本×2系統 約10本×1系統 約2本×1系統	<p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 設備の相違（相違理由③）</p> <p>【大飯】 設備名称、記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊はポンプ車設置、可搬型ホース設置及び可搬型スプレイノズルの設置作業の成立性について上段にまとめて記載。</li> <li>操作及び作業の成立性について網羅的に説明する方針は同様である。</li> </ul>
号炉	敷設ルート	敷設長さ	ホース口径	本数																																																				
3号炉	取水路～ホース敷設	1300m	150 A	26本																																																				
		200m	65 A	10本																																																				
4号炉	取水路～ホース敷設	1400m	150 A	28本																																																				
		200m	65 A	10本																																																				
号炉	敷設ルート	敷設長さ	ホース口径	本数																																																				
3号炉	放水路ピット～ホース敷設	950m	150 A	19本																																																				
		200m	65 A	10本																																																				
4号炉	放水路ピット～ホース敷設	800m	150 A	20本																																																				
		200m	65 A	10本																																																				
敷設ルート	敷設長さ	ホース口径	本数																																																					
海水取水箇所（3号炉取水ピットスクリーン室）～3A、3B-使用済燃料ピット（東側ルート）	約550m×1系統 約60m×1系統	150A	約11本×1系統 約3本×1系統																																																					
海水取水箇所（3号炉取水ピットスクリーン室）～3A、3B-使用済燃料ピット（西側ルート）	約450m×2系統 約500m×1系統 約40m×1系統	150A	約9本×2系統 約10本×1系統 約2本×1系統																																																					

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>①送水車～可搬型ホース接続前</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>②送水車～可搬型ホース接続後</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>③可搬型ホーススプレーヘッド接続前</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>④可搬型ホーススプレーヘッド接続後</p> </div> </div>	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>可搬型ホース敷設 (屋外T.P.33.1m)</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>可搬型ホース敷設 (燃料貯蔵庫T.P.33.1m)</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>ホース延長・回収車(送水車)による 可搬型ホース敷設 (屋外T.P.10.3m)</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>ホース延長・回収車(送水車)による 可搬型ホース敷設 (屋外T.P.33.1m)</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>可搬型ホース(150A)接続口</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>可搬型ホース(150A)接続後</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>可搬型大型送水ポンプ車の設置 ポンプ車周辺のホース敷設 (屋外T.P.10.3m)</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>海水取水箇所への水中ポンプ設置 (屋外T.P.10.3m)</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>可搬型スプレーノズル</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>可搬型スプレーノズルによる スプレー状況 (屋外での模擬運転)</p> </div> </div>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">比較対象なし</p>	<p style="text-align: right;">添付資料1.11.15</p> <p>代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ</p> <p>【可搬型ホースの敷設、可搬型大型送水ポンプ車等の設置（吸管の挿入含む。）、可搬型スプレインノズルの設置】</p> <p>1. 作業概要                  代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイを行うため、可搬型大型送水ポンプ車の設置、代替給水ピットへの吸管挿入、可搬型ホース等の敷設、可搬型スプレインノズルの設置等を行う。</p> <p>2. 作業場所                  燃料取扱棟T.P.33.1m                  屋外T.P.33.1m</p> <p>3. 必要要員数及び作業時間                  必要要員数 : 8名                  作業時間（想定） : 110分                  作業時間（訓練実績等） : 95分                  （現場移動、放射線防護具着用時間を含む。）</p> <p>4. 作業の成立性                  移動経路：夜間においても、ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。                  作業環境：可搬型大型送水ポンプ車等の保管エリア、運搬ルート及び設置エリア周辺には、作業を行う上で支障となる設備はなく、また、作業員はヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、作業可能である。                  操作は汚染の可能性を考慮し、防護具（全面マスク、個人線量計、ゴム手袋等）を装備又は携行して作業を行う。                  なお、冬季間の屋外作業では防寒服等の着用が必要となるが、夏季と冬季での作業時間に相違がないことを訓練実績等で確認している。                  作業性：可搬型大型送水ポンプ車は、車両として移動可能な設計であり容易に移動できる。屋外に敷設する可搬型ホースは、ホース延長・回収車（送水車用）を使用することから、容易に実施可能である。                  可搬型ホースの接続は汎用の結合金具であり、容易に接続可能である。                  また、代替給水ピットへ挿入する吸管は可搬型大型送水ポンプ車に搭載されており、人力で挿入できる。                  連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、無線連絡設備（携帯型）及び衛星電話設備（携帯型）を携帯しており、確実に中央制御室へ連絡することが可能である。</p>	<p>【大飯】                  設備の相違（相違理由④）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由								
<div data-bbox="421 762 678 818" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	<p style="text-align: center;">可搬型ホース敷設箇所</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>敷設ルート</th> <th>敷設長さ</th> <th>ホース口径</th> <th>本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替給水ピット～ 3A, 3B-使用済燃料ピット (西側ルート)</td> <td>約 100m×1系統 約 40m×1系統</td> <td>150A</td> <td>約 2本×1系統 約 2本×1系統</td> </tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>可搬型ホース敷設 (屋外 T.P. 33.1m)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>可搬型ホース敷設 (燃料取扱棟 T.P. 33.1m)</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>ホース延長・回収車 (送水車用) による可搬型ホース敷設 (屋外 T.P. 33.1m)</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>可搬型ホース (150A) 接続口</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>可搬型ホース (150A) 接続後</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>可搬型大型送水ポンプ車の設置 代替給水ピットへの吸管挿入 (屋外 T.P. 33.1m) (作業風景は類似作業)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>可搬型大型送水ポンプ車 周辺のホース敷設 (屋外 T.P. 33.1m)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px; border: 2px solid yellow; padding: 5px;"> <div style="text-align: center;"> <p>可搬型スプレィノズル</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>可搬型スプレィノズルによる スプレィ状況 (屋外での模擬訓練)</p> </div> </div>	敷設ルート	敷設長さ	ホース口径	本数	代替給水ピット～ 3A, 3B-使用済燃料ピット (西側ルート)	約 100m×1系統 約 40m×1系統	150A	約 2本×1系統 約 2本×1系統	
敷設ルート	敷設長さ	ホース口径	本数							
代替給水ピット～ 3A, 3B-使用済燃料ピット (西側ルート)	約 100m×1系統 約 40m×1系統	150A	約 2本×1系統 約 2本×1系統							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">比較対象なし</p>	<p style="text-align: right;">添付資料1.11.16</p> <p>原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ</p> <p>【可搬型ホースの敷設、可搬型大型送水ポンプ車等の設置（吸管の挿入を含む。）、可搬型スプレイノズルの設置】</p> <p>1. 作業概要                  原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイを行うため、可搬型大型送水ポンプ車の設置、原水槽への吸管挿入、可搬型ホース等の敷設、可搬型スプレイノズルの設置等を行う。</p> <p>2. 作業場所                  燃料取扱棟T.P.33.1m                  屋外T.P.10.3m, T.P.33.1m</p> <p>3. 必要要員数及び作業時間                  必要要員数 : 8名                  作業時間（想定） : 150分                  作業時間（訓練実績等） : 135分                  （現場移動、放射線防護具着用時間を含む。）</p> <p>4. 作業の成立性                  移動経路：夜間においても、ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。                  作業環境：可搬型大型送水ポンプ車等の保管エリア、運搬ルート及び設置エリア周辺には、作業を行う上で支障となる設備はなく、また、作業員はヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、作業可能である。                  操作は汚染の可能性を考慮し、防護具（全面マスク、個人線量計、ゴム手袋等）を装備又は携行して作業を行う。                  なお、冬季間の屋外作業では防寒服等の着用が必要となるが、夏季と冬季での作業時間に相違がないことを訓練実績等で確認している。                  作業性：可搬型大型送水ポンプ車は、車両として移動可能な設計であり容易に移動できる。屋外に敷設する可搬型ホースは、ホース延長・回収車（送水車用）を使用することから、容易に実施可能である。                  また、可搬型ホースの接続は汎用の結合金具であり、容易に接続可能である。                  原水槽へ挿入する吸管は可搬型大型送水ポンプ車に搭載されており、人力で挿入できる。                  連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、無線連絡設備（携帯型）、衛星電話設備（携帯型）を携帯しており、確実に中央制御室へ連絡することが可能である。</p>	<p>【大飯】                  設備の相違（相違理由④）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

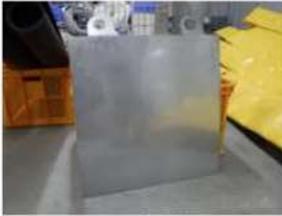
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<div data-bbox="423 767 676 815" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	<p style="text-align: center;">可搬型ホース敷設箇所</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>敷設ルート</th> <th>敷設長さ</th> <th>ホース口径</th> <th>本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     原水槽～                      3A, 3B-使用済燃料ピット                      (東側ルート)                 </td> <td>                     約750m×1系統                      約60m×1系統                 </td> <td>150A</td> <td>                     約15本×1系統                      約3本×1系統                 </td> </tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>可搬型ホース敷設 (屋外 T.P. 33.1m)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>可搬型ホース敷設 (燃料取扱機 T.P. 33.1m)</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>ホース延長・回収車 (送水車用) による可搬型ホース敷設 (屋外 T.P. 10.3m)</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>可搬型ホース (150A) 接続口</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>可搬型ホース (150A) 接続後</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>可搬型大型送水ポンプ車の設置 原水槽への吸管挿入 (屋外 T.P. 10.3m)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>可搬型大型送水ポンプ車 周辺のホース敷設 (屋外 T.P. 10.3m)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>可搬型スプレインノズル</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>可搬型スプレインノズルによる スプレイ状況 (屋外での模擬運転)</p> </div> </div>	敷設ルート	敷設長さ	ホース口径	本数	原水槽～ 3A, 3B-使用済燃料ピット (東側ルート)	約750m×1系統 約60m×1系統	150A	約15本×1系統 約3本×1系統	
敷設ルート	敷設長さ	ホース口径	本数							
原水槽～ 3A, 3B-使用済燃料ピット (東側ルート)	約750m×1系統 約60m×1系統	150A	約15本×1系統 約3本×1系統							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料 1.11.15</p> <p style="text-align: center;">使用済燃料ピットからの漏えい緩和</p> <p>【使用済燃料ピットからの漏えい緩和】</p> <p>1. 作業概要                      重大事故等時において、鋼板及びゴムシート等を用いて使用済燃料ピットからの大量の漏えいを緩和する。</p> <p>2. 必要要員数及び作業時間                      必要要員数：4名/ユニット                      作業時間（想定）：約2時間                      作業時間（模擬）：約2時間以内（移動、防保護具着用を含む）</p> <p>3. 作業の成立性                      アクセス性：夜間においても、ヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。                      作業環境：保管エリア、運搬ルート及び設置エリア周辺には、作業を行う上で支障となる設備はなく、作業員はヘッドライト・懐中電灯を携行していることから、作業可能である。                      作業性：鋼板、ゴムシート等は人力による移動が可能であるため、容易に実施可能である。                      連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、トランシーバー、衛星電話（アイサットフォン）又は携行型通話装置を携帯しており、確実に連絡可能である。</p>	<p style="text-align: right;">添付資料1.11.17</p> <p style="text-align: center;">使用済燃料ピットからの漏えい緩和</p> <p>【使用済燃料ピットエリアからの漏えい緩和】</p> <p>1. 作業概要                      重大事故等時において、ステンレス鋼板及びガスケット材等を用いて使用済燃料ピットからの大量の漏えいを緩和する。</p> <p>2. 作業場所                      燃料取扱棟T.P.33.1m</p> <p>3. 必要要員数及び作業時間                      必要要員数：2名                      作業時間（想定）：120分                      作業時間（訓練実績等）：120分（現場移動、放射線防護具着用時間を含む。）</p> <p>4. 作業の成立性                      移動経路：夜間においても、ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。                      作業環境：可搬型大型送水ポンプ車等の保管エリア、運搬ルート及び設置エリア周辺には、作業を行う上で支障となる設備はなく、また、ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、作業可能である。                      操作は汚染の可能性を考慮し、防護具（全面マスク、個人線量計、ゴム手袋等）を装備又は携行して作業を行う。                      作業性：ステンレス鋼板、ガスケット材等は人力による移動が可能であるため、容易に実施可能である。                      連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、無線連絡設備（携帯型）、衛星電話設備（携帯型）又は携行型通話装置を携帯しており、確実に中央制御室へ連絡することが可能である。</p> <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 20px; margin-top: 20px;">   </div> <p style="text-align: center;">ステンレス鋼板                      ガスケット材取り付けイメージ</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉

添付資料 1.11.16

重大事故等時における使用済燃料ピットの監視対応フロー

重大事故等時の使用済燃料ピット監視フロー

対象名称		①	②	③	④	⑤
水位	使用済燃料ピット水位					
	使用済燃料ピット水位 (AM用)					
	可搬式使用済燃料ピット水位					
温度	使用済燃料ピット温度					
	使用済燃料ピット温度 (AM用)					
空間線量率	使用済燃料ピット区域エアモニタ					
	可搬式使用済燃料ピット区域周辺エアモニタ					
状態監視	使用済燃料ピット監視カメラ					

注) 青：設計基準対象施設  
赤：重大事故等対応設備

泊発電所3号炉

比較対象の泊3号炉は、添付資料1.11.18を参照

**相違理由**

【大飯】  
 記載方針の相違（内容に相違なし）  
 ・ 泊の添付資料 1.11.18 の内容は、大飯の添付資料 1.11.16 ~ 1.11.18 の内容をすべて網羅している。本資料は DB16 条まとめ資料より重大事故等対応設備の監視計器の内容を抜粋した資料であり、泊は抜粋箇所をそのまま本審査項目の資料として掲載している。説明内容に相違はなく、泊の資料構成は伊方3号炉と同様。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料 1.11.17</p> <p style="text-align: center;">使用済燃料ピット事故時環境下での監視計器の健全性について</p> <p>使用済燃料ピットが設置されている使用済燃料ピット区域は建屋空間が大きく※、使用済燃料ピットの冷却機能喪失による蒸散蒸気は、監視計器を設置している建屋下部に留まることはないと考えられる。なお、原子炉周辺建屋は、気密性を有する建屋構造となっていないことから、通常、原子炉周辺建屋換気設備により、使用済燃料ピット区域内が負圧となるように設計されている。想定事故の場合、使用済燃料ピット水の沸騰による蒸散が継続し、高温（大気圧下であり、100℃以上に達することはない。）高湿度の環境での使用も考えられるが、検出器取付構造及び設置位置により、発生直後の蒸気が直接検出器の電気回路部等に接しない構造であることから、監視計器は事故時環境下でも使用可能である。なお、使用済燃料ピット監視カメラについては、空気による冷却等により耐環境性の向上を図ることとしている。</p> <p>※原子炉周辺建屋のうち使用済燃料ピット区域                  縦：81m／横：約17m／高さ：約15～23m</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">                     比較対象の泊3号炉は、添付資料1.11.18を参照                 </div>	<p>【大飯】                  記載方針の相違（内容に相違なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 泊の添付資料 1.11.18の内容は、大飯の添付資料 1.11.16～1.11.18の内容をすべて網羅している。本資料は DB16 条まとめ資料より重大事故等対処設備の監視計器の内容を抜粋した資料であり、泊は抜粋箇所をそのまま本審査項目の資料として掲載している。説明内容に相違はなく、泊の資料構成は伊方3号炉と同様。</li> </ul>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由		
比較対象	使用済燃料ピット水位 (AM 内)	レンジ	E.L. +25.82m -E.L. +35.42m	約 E.L. +28.07m	○ 対象範囲は、有効性評価成立性を確認した結果、想定事故1、2の水位変動範囲内であり問題ない。	【大飯】 記載方針の相違（内容に相違なし） ・泊の添付資料 1.11.18 の内容は、大飯の添付資料 1.11.16 ~ 1.11.18 の内容をすべて網羅している。本資料は DB16 条まとめ資料より重大事故等対処設備の監視計器の内容を抜粋した資料であり、泊は抜粋箇所をそのまま本審査項目の資料として掲載している。説明内容に相違はなく、泊の資料構成は伊方3号炉と同様。
		温度	70℃	~100℃	△ 100℃未満下での機能健全性を試験にて確認済。	
		湿度	100% (IP65「塵埃水」に対する保護)	~100%	○ 防水機能（いかなる方向からの水の浸透環境でも影響を及ぼさない構造）を有しており、問題ない。	
	可燃式使用済燃料ピット水位	レンジ	E.L. +約 22m -E.L. +約 35m	約 E.L. +28.07m	○ 対象範囲は、有効性評価成立性を確認した結果、想定事故1、2の水位変動範囲内であり問題ない。ただし、水位が異常に低下し空焚騒音等が上昇した場合は対応を要するため、その場合は可燃式使用済燃料ピット水位により監視する。	
		温度	-	-	○ 焼戻材の構成材料が樹脂等で構成されているため、問題ない。	
		湿度	-	-	○ 焼戻材の構成材料が樹脂等で構成されているため、問題ない。	
	使用済燃料ピット水位 (AM 内)	測定位置	E.L. +	約 E.L. +28.07m	△ 水位が所定位置以下となった場合、燃焼炉温度を制御するが、使用済燃料ピット水位監視メソッド（赤外線）にて水位測定精度を確保可能である。また、雨水により水位が影響を受け（水位監視装置）まで回復した後は制御可能である。	
		レンジ	0~100℃	~100℃	○ 対象範囲内であり問題ない。	
		湿度	80℃	~100℃	△ 100℃未満下での機能健全性を試験にて確認済。	
	可燃式使用済燃料ピット区域監視 (モニタモニタ)	レンジ	0~100℃	~100℃	○ 防水機能（規定の圧力、時間での水中に浸した場合でも影響を及ぼさない構造）を有しており、問題ない。	
		湿度	100% (IP67「水中」の浸透に対する保護)	~100%	○ 防水機能（規定の圧力、時間での水中に浸した場合でも影響を及ぼさない構造）を有しており、問題ない。	
		湿度	100%	~100%	○ 焼戻材の構成材料が樹脂等で構成されているため、問題ない。	
使用済燃料ピット監視カメラ	レンジ	0.01~100m3/h	使用済燃料ピット区域から貯蔵庫内までの監視距離や遮蔽物による減衰率による。	○ 対象範囲は、水位の異常な低下を考慮して、使用済燃料ピット内の燃料が露出した場合でも使用済燃料ピット区域内の空焚騒音等を検出できるように監視し制御している。		
	温度	~40℃	室内設置	○ 室内に設置するため、問題ない。		
	湿度	50~60%	室内設置	○ 室内に設置するため、問題ない。		
使用済燃料ピット監視カメラ	レンジ	約 15m	使用済燃料ピット区域から貯蔵庫内までの監視距離や遮蔽物による減衰率による。	○ 対象範囲は、水位の異常な低下を考慮して、使用済燃料ピット内の燃料が露出した場合でも使用済燃料ピット区域内の空焚騒音等を検出できるように監視し制御している。		
	温度	50℃	~100℃	△ 100℃未満下での機能健全性を試験にて確認済。燃焼炉温度 100℃での使用も想定し、空焚による冷却等により、影響度向上を図る。		
	湿度	100% (IP65「塵埃水」に対する保護)	~100%	○ 防水機能（いかなる方向からの水の浸透環境でも影響を及ぼさない構造）を有しており、問題ない。		
			約 4.5 × 10m3/h	△ 水位が異常に低下し空焚騒音等が上昇した場合は対応を要するため、その場合は可燃式使用済燃料ピット水位による監視を有効とし、減衰率の検定も実施した状態監視を行う。		

比較対象の泊3号炉は、添付資料1.11.18を参照

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

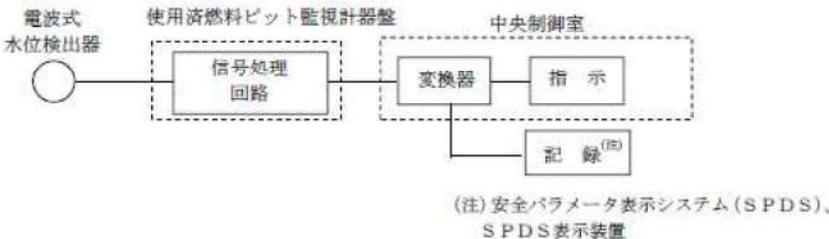
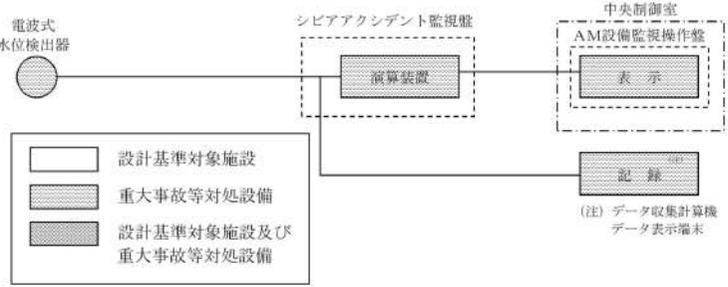
1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
<p style="text-align: center;">添付資料 1.11.18</p> <p style="text-align: center;">使用済燃料ピット監視設備（重大事故等対処設備）</p> <p>1. 概要</p> <p>平成25年7月8日に施行された新規制基準のうち、「使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」において、使用済燃料ピット監視設備に関する新たな要求が求められている。</p> <p>このため、使用済燃料ピット監視設備について、新規制基準への適合性について確認した。</p> <p>2. 使用済燃料ピット監視設備（重大事故等対処設備）について</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第五十四条（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）解釈第4項によって要求されている使用済燃料貯蔵槽の水位、水温及び上部の空間線量率については、使用済燃料ピット水位（AM用）、可搬式使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度（AM用）及び可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタにより監視可能である。</p> <p>また、使用済燃料貯蔵槽の状態をカメラにより監視できることについては、使用済燃料ピット監視カメラにて確認できる。</p> <p>なお、これらの監視設備は、非常用所内電源から電源供給するとともに、交流又は直流電源が必要な場合には、代替電源設備から電源供給が可能である。</p> <p>設置許可基準第54条において想定する重大事故等は以下の通り。</p> <p>○想定事故1（第1項 使用済燃料貯蔵槽冷却系及び注水系の故障）</p> <p>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失することにより、使用済燃料貯蔵槽内の水の温度が上昇し、蒸発により水位が低下する事故。</p> <p>○想定事故2（第1項 使用済燃料系統配管等の破断）</p> <p>サイフォン現象等により使用済燃料貯蔵槽内の小規模な喪失が発生し、使用済燃料貯蔵槽の水位が低下する事故。</p> <p>○使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下する事故。（第2項）</p> <table border="1" data-bbox="241 1077 851 1284"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>種類</th> <th>計測範囲</th> <th>取付箇所</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料ピット水位（AM用）</td> <td>電極式水位検出器</td> <td>E.L.+25.92m ～-33.41m</td> <td>使用済燃料ピット（Aエリア） 使用済燃料ピット（Bエリア）</td> <td>3号炉：2 4号炉：2</td> </tr> <tr> <td>可搬式使用済燃料ピット水位</td> <td>フロート式水位検出器</td> <td>E.L.+約22m～約33m</td> <td>使用済燃料ピット（Aエリア） 使用済燃料ピット（Bエリア）</td> <td>3号炉：2 4号炉：2</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット温度（AM用）</td> <td>高抵抗抵抗体</td> <td>0～100℃ （測定位置：E.L. [ ]）</td> <td>使用済燃料ピット（Aエリア） 使用済燃料ピット（Bエリア）</td> <td>3号炉：2 4号炉：2</td> </tr> <tr> <td>可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ</td> <td>半導体式検出器</td> <td>0.01～100mSv/h</td> <td>使用済燃料ピット区域周辺 屋外</td> <td>3号炉：2 4号炉：2</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット監視カメラ</td> <td>赤外線カメラ</td> <td>カメラの視野範囲内 （水温：-20～130℃、 水位：NWL～燃料頭部）</td> <td>使用済燃料ピット区域</td> <td>3号炉：2 4号炉：2</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">特記の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	名称	種類	計測範囲	取付箇所	個数	使用済燃料ピット水位（AM用）	電極式水位検出器	E.L.+25.92m ～-33.41m	使用済燃料ピット（Aエリア） 使用済燃料ピット（Bエリア）	3号炉：2 4号炉：2	可搬式使用済燃料ピット水位	フロート式水位検出器	E.L.+約22m～約33m	使用済燃料ピット（Aエリア） 使用済燃料ピット（Bエリア）	3号炉：2 4号炉：2	使用済燃料ピット温度（AM用）	高抵抗抵抗体	0～100℃ （測定位置：E.L. [ ]）	使用済燃料ピット（Aエリア） 使用済燃料ピット（Bエリア）	3号炉：2 4号炉：2	可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ	半導体式検出器	0.01～100mSv/h	使用済燃料ピット区域周辺 屋外	3号炉：2 4号炉：2	使用済燃料ピット監視カメラ	赤外線カメラ	カメラの視野範囲内 （水温：-20～130℃、 水位：NWL～燃料頭部）	使用済燃料ピット区域	3号炉：2 4号炉：2	<p style="text-align: center;">添付資料1.11.18</p> <p style="text-align: center;">使用済燃料ピット監視設備（重大事故等対処設備）</p> <p>1. 使用済燃料ピット監視設備について</p> <p>使用済燃料ピットの水位、温度及び使用済燃料ピット上部の放射線量率を監視する検出器の計測結果の指示又は表示及び記録する計測装置を設置する。使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット水位（可搬型）、使用済燃料ピット温度（AM用）及び使用済燃料ピット可搬型エリアモニタは、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり監視することを目的として設置する。</p> <p>また、使用済燃料ピット監視カメラは、重大事故等時の使用済燃料ピットの状態を監視するために設置する。</p> <p>なお、全交流動力電源が喪失した場合でも、代替電源設備からの給電が可能な設計とし、中央制御室で監視可能な設計とする。</p>	<p>本資料は、泊3号炉SA設備「54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」添付資料54-10 使用済燃料ピット監視設備（重大事故等対処設備）と同一資料。</p> <p>【大飯】記載方針の相違          （女川実績の反映）          【大飯】設備名称の相違</p>
名称	種類	計測範囲	取付箇所	個数																												
使用済燃料ピット水位（AM用）	電極式水位検出器	E.L.+25.92m ～-33.41m	使用済燃料ピット（Aエリア） 使用済燃料ピット（Bエリア）	3号炉：2 4号炉：2																												
可搬式使用済燃料ピット水位	フロート式水位検出器	E.L.+約22m～約33m	使用済燃料ピット（Aエリア） 使用済燃料ピット（Bエリア）	3号炉：2 4号炉：2																												
使用済燃料ピット温度（AM用）	高抵抗抵抗体	0～100℃ （測定位置：E.L. [ ]）	使用済燃料ピット（Aエリア） 使用済燃料ピット（Bエリア）	3号炉：2 4号炉：2																												
可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ	半導体式検出器	0.01～100mSv/h	使用済燃料ピット区域周辺 屋外	3号炉：2 4号炉：2																												
使用済燃料ピット監視カメラ	赤外線カメラ	カメラの視野範囲内 （水温：-20～130℃、 水位：NWL～燃料頭部）	使用済燃料ピット区域	3号炉：2 4号炉：2																												

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

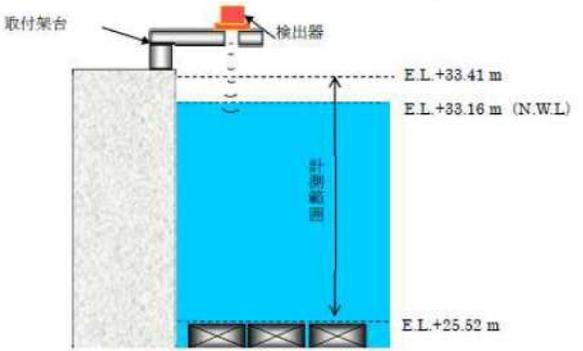
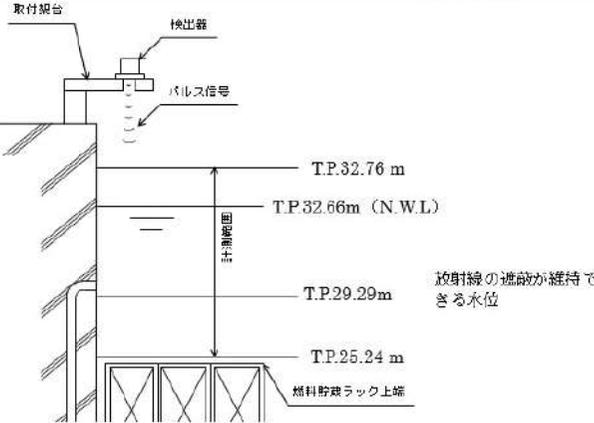
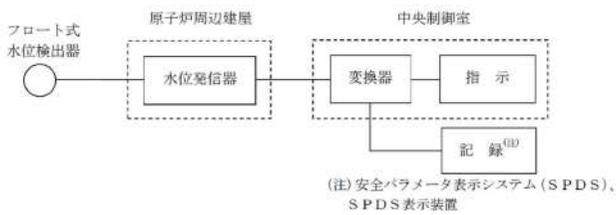
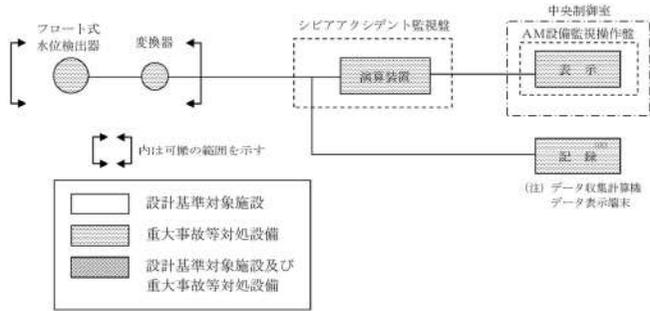
1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>(1) 使用済燃料ピット水位 (AM用)</p> <p>計測目的は、重大事故等により水位の変動する可能性のある範囲のうち、燃料体頂部近傍から使用済燃料ピット上端近傍まで水位を監視することである。</p> <p>使用済燃料ピット水位 (AM用) の検出信号は、電波式水位検出器からの電流信号を、使用済燃料ピット監視計器盤内の信号処理回路にて水位信号へ変換する処理を行った後、使用済燃料ピット水位 (AM用) を中央制御室に指示し、記録及び保存する。</p> <p>(第1図「使用済燃料ピット水位 (AM用) の概略構成図」参照。)</p>  <p>第1図 使用済燃料ピット水位 (AM用) の概略構成図</p> <p>【設備仕様】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計測範囲：E.L.+25.52m～+33.41m</li> <li>個数：2個</li> <li>設置場所：使用済燃料ピット (A, Bエリア)</li> </ul> <p>使用済燃料ピット水位 (AM用) は、マイクロ波パルスを水面に向けて発信し、水位の変動により変化する水面からの反射の往復時間の変化を検知することにより、水位を連続的に計測する。</p> <p>使用済燃料ピット水位 (AM用) は、水位が低下した場合の最低水位 (使用済燃料ピット水浄化冷却系配管が破断した場合の水位) 及びピット水のオーバーフローを監視できるよう、燃料貯蔵ラック上端近傍 (E.L.+25.52m) から使用済燃料ピット上端近傍 (E.L.+33.41m) の水位の計測が可能である。</p> <p>(第2図「使用済燃料ピット水位 (AM用) の計測範囲」参照。)(各社審査会合指摘事項 54-1)</p>	<p>(1) 使用済燃料ピット水位 (AM用)</p> <p>使用済燃料ピット水位 (AM用) は、重大事故等対処設備の機能を有しており、電波式水位検出器にて水位を電流信号として検出する。検出した電流信号は、シビアアクシデント監視盤内の演算装置にて水位信号に変換する処理を行った後、使用済燃料ピット水位 (AM用) として中央制御室に表示し、記録する。</p> <p>(「第1図 使用済燃料ピット水位 (AM用) の概略構成図」参照。)</p>  <p>第1図 使用済燃料ピット水位 (AM用) の概略構成図</p> <p>(設備仕様)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計測範囲：T.P.25.24m～32.76m</li> <li>個数：2個</li> <li>設置場所：燃料取扱棟 T.P.33.1m</li> </ul> <p>A-使用済燃料ピット及びB-使用済燃料ピット</p> <p>使用済燃料ピット水位 (AM用) は、マイクロ波パルスを水面に向けて発信し、水位の変動により変化する水面からの反射の往復時間の変化を検知することにより、水位を連続的に計測する。</p> <p>使用済燃料ピット水位 (AM用) は、設置許可基準第五十四条第1項で要求される想定事故 (第三十七条解釈 3-1 (a) 想定事故1 (冷却機能又は注水機能喪失により水温が上昇し、蒸発により水位が低下する事故) 及び (b) 想定事故2 (サイフォン現象等により使用済燃料ピット水の小規模な喪失が発生し水位が低下する事故) を考慮し、燃料貯蔵ラック上端近傍 (T.P.25.24m) から使用済燃料ピット上端近傍 (T.P.32.76m) を計測範囲とする。</p> <p>(「第2図 使用済燃料ピット水位 (AM用) の計測範囲」参照。)</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】設備構成の相違              ・泊は検出した電流信号をシビアアクシデント監視盤の演算装置にて水位信号に変換する。              ・泊は計測結果を指示計や記録計に指示するのではなく、ディスプレイに盤面表示する。              (以降、同じ相違については、相違理由の記載を省略する)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】設計構成の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】設備の相違</p> <p>【大飯】設備名称の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】設備の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

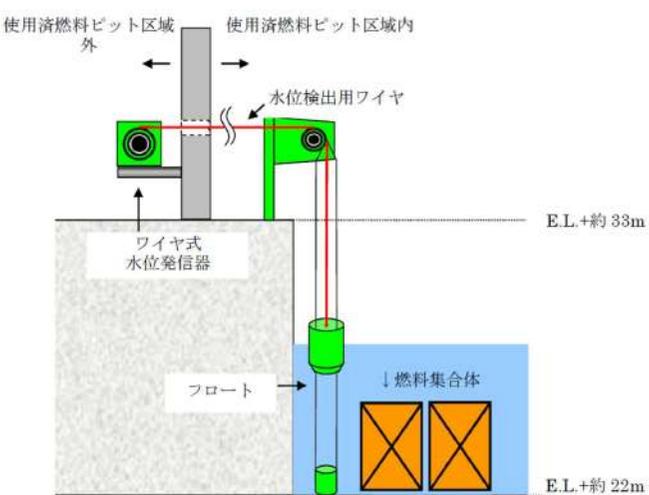
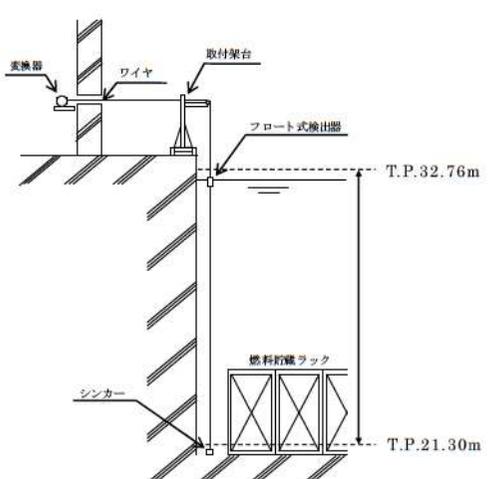
1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第2図 使用済燃料ピット水位（AM用）の計測範囲</p>	 <p>第2図 使用済燃料ピット水位（AM用）の計測範囲</p>	<p>【大飯】 設備の相違</p>
<p>(2) 可搬式使用済燃料ピット水位の構成</p> <p>計測目的は、設置許可基準第54条第2項に要求されている使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下する場合においても、変動する可能性のある範囲にわたり水位を監視することである。</p> <p>可搬式使用済燃料ピット水位の検出信号は、フロート式水位検出器からの位置変化量を、水位発信器にて水位信号へ変換する処理を行った後、可搬式使用済燃料ピット水位を中央制御室に指示し、記録及び保存する。（第3図「可搬式使用済燃料ピット水位の概略構成図」参照。）</p>  <p>第3図 可搬式使用済燃料ピット水位の概略構成図</p>	<p>(2) 使用済燃料ピット水位（可搬型）</p> <p>使用済燃料ピット水位（可搬型）は、重大事故等対処設備の機能を有しており、使用済燃料ピット水面に浮かべたフロート式水位検出器の使用済燃料ピット水位変化に伴う位置変化を水位変換器で電流信号として検出する。検出した電流信号は、シビアアクシデント監視盤内の演算装置にて水位信号へ変換する処理を行った後、使用済燃料ピット水位（可搬型）として中央制御室に表示し、記録する。</p> <p>（「第3図 使用済燃料ピット水位（可搬型）の概略構成図」参照。）</p>  <p>第3図 使用済燃料ピット水位（可搬型）の概略構成図</p>	<p>【大飯】設備名称及び記載表現の相違          【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）          【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）          【大飯】設備構成の相違・泊は検出した電流信号をシビアアクシデント監視盤の演算装置にて水位信号に変換する。          【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）          【大飯】設備構成の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

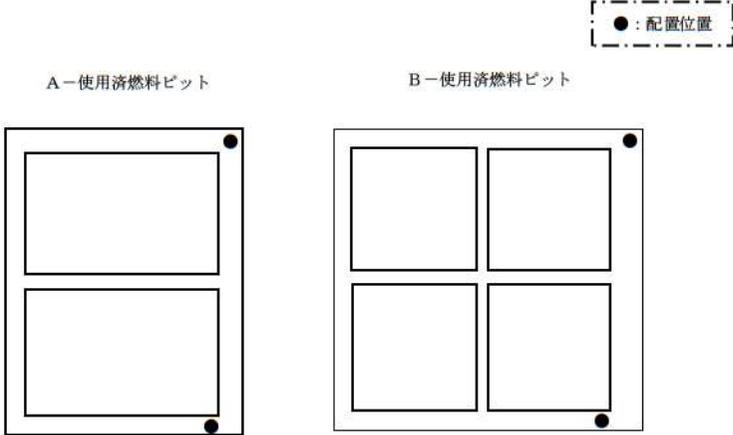
1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【設備仕様】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計測範囲：E.L.+約22m～+約33m</li> <li>個数：2個</li> <li>配置場所：使用済燃料ピット（A，Bエリア）</li> </ul> <p>可搬式使用済燃料ピット水位は、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他要因により当該使用済燃料ピット内の水位が異常に低下した場合においても、変動する可能性のある範囲にわたり水位を監視できるように使用済燃料ピット底部近傍（約E.L.+22m）から使用済燃料ピット上端近傍（約E.L.+33m）を計測範囲とした水位の計測が可能である。（第4図「可搬式使用済燃料ピット水位の計測範囲」参照。）</p> <p>（各社審査会合指摘事項54-1, 54-3, 54-9）</p>  <p>第4図 可搬式使用済燃料ピット水位の計測範囲</p>	<p><b>（設備仕様）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計測範囲：T.P. 21.30m～32.76m</li> <li>個数：2個</li> <li>配置場所：燃料取扱棟 T.P.33.1m A－使用済燃料ピット及びB－使用済燃料ピット</li> </ul> <p>使用済燃料ピット水位（可搬型）は、第五十四条第2項で要求される使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下する事故を考慮し、使用済燃料ピット底部近傍（T.P. 21.30m）から使用済燃料ピット上端近傍（T.P. 32.76m）を計測範囲とする。（第4図「使用済燃料ピット水位（可搬型）の計測範囲」参照。）</p>  <p>第4図 使用済燃料ピット水位（可搬型）の計測範囲</p>	<p>【大飯】記載表現の相違  <b>【大飯】設備の相違</b>  <b>【大飯】設備名称の相違</b></p> <p>【大飯】記載表現の相違          （女川実績の反映）  <b>【大飯】設備の相違</b></p> <p>【大飯】記載表現の相違          （女川実績の反映）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

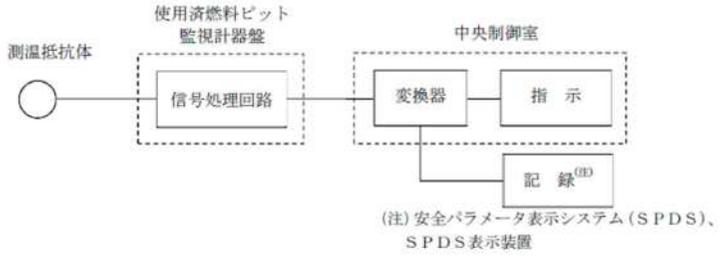
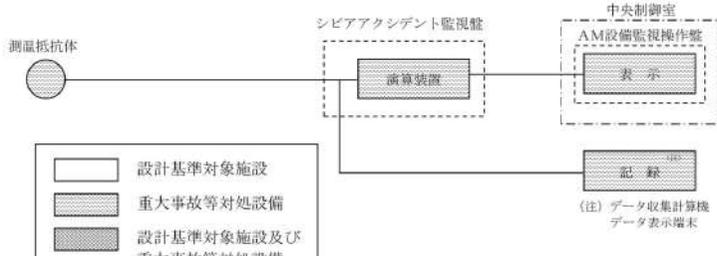
1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>可搬式使用済燃料ピット水位の設置場所を「第5図 可搬式使用済燃料ピット水位の配置図」に示す。                      （各社審査会合指摘事項 54-7）</p>  <p>第5図 可搬式使用済燃料ピット水位の配置図</p>	<p>使用済燃料ピット水位（可搬型）の設置場所を「第5図 使用済燃料ピット水位（可搬型）の配置概要図」に示す。</p>  <p>第5図 使用済燃料ピット水位（可搬型）の配置概要図</p>	<p>【大飯】記載表現の相違                      （女川実績の反映）</p> <p>【大飯】配置設計の相違</p>
<p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

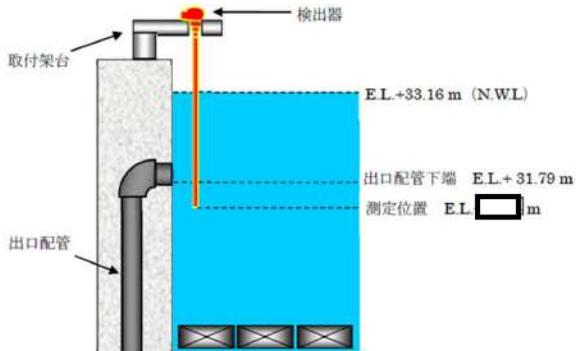
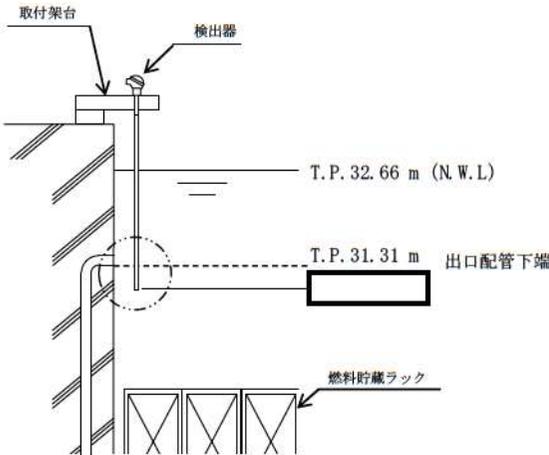
1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 使用済燃料ピット温度 (AM用)</p> <p>計測目的は、重大事故等により水温の変動する可能性のある範囲のうち、使用済燃料ピット水の沸騰による過熱状態を監視することである。</p> <p>使用済燃料ピット温度 (AM用) の検出信号は、测温抵抗体の抵抗値を、使用済燃料ピット監視計器盤内の信号処理回路にて温度信号へ変換する処理を行った後、使用済燃料ピット温度 (AM用) を中央制御室に指示し、記録及び保存する。(第6図「使用済燃料ピット温度 (AM用) の概略構成図」参照。)</p>  <p>第6図 使用済燃料ピット温度 (AM用) の概略構成図</p> <p>【設備仕様】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計測範囲：0～100℃</li> <li>・個数：2個</li> <li>・設置場所：使用済燃料ピット (A, Bエリア)</li> </ul> <p>使用済燃料ピット温度 (AM用) の計測範囲は、使用済燃料ピット内における冷却水の過熱状態を監視できるよう、0～100℃の温度が計測可能である。</p> <p>また、水位が低下した場合 (使用済燃料ピット水浄化冷却系配管が破断した場合の水位 (E.L. +31.79m)) においても温度計測できる設置位置とする。</p> <p>(第7図「使用済燃料ピット温度 (AM用) の計測範囲」参照。)(各社審査会合指摘事項54-1, 54-3, 54-6)</p>	<p>(3) 使用済燃料ピット温度 (AM用)</p> <p>使用済燃料ピット温度 (AM用) は、重大事故等対処設備の機能を有しており、测温抵抗体にて温度を抵抗値として検出する。</p> <p>検出した抵抗値は、シビアアクシデント監視盤内の演算装置にて温度信号へ変換する処理を行った後、使用済燃料ピット温度 (AM用) として中央制御室に表示し、記録する。</p> <p>(「第6図 使用済燃料ピット温度 (AM用) の概略構成図」参照。)</p>  <p>第6図 使用済燃料ピット温度 (AM用) の概略構成図</p> <p>【設備仕様】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計測範囲：0～100℃</li> <li>・個数：2個</li> <li>・設置場所：燃料取扱棟 T.P. 33. 1m                      A-使用済燃料ピット及びB-使用済燃料ピット</li> </ul> <p>使用済燃料ピット温度 (AM用) の計測範囲は、使用済燃料ピット内における冷却水の過熱状態を監視できるよう、0～100℃の温度が計測可能である。</p> <p>使用済燃料ピット温度 (AM用) は、第五十四条第1項で要求される想定事故は第三十七条解釈3-1 (a) 想定事故1 (冷却機能又は注水機能喪失により水温が上昇し、蒸発により水位が低下する事故) 及び (b) 想定事故2 (サイフォン現象等により使用済燃料ピット水の小規模な喪失が発生し水位が低下する事故) であり、水位が低下した場合の最低水位 (有効性評価使用済燃料ピット冷却系配管が破断した場合の水位 (T.P. 31. 31m)) においても温度計測可能な設置場所とする。</p> <p>(「第7図 使用済燃料ピット温度 (AM用) の計測範囲」参照。)</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】設備構成の相違・泊は検出した電流信号をシビアアクシデント監視盤の演算装置にて水位信号に変換する。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】設備構成の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】設備の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第7図 使用済燃料ピット温度（AM用）の計測範囲</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	 <p>第7図 使用済燃料ピット温度（AM用）の計測範囲</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません</p>	<p style="color: red;">【大飯】設備の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ</p> <p>計測目的は、重大事故等における使用済燃料貯蔵槽上部の空間線量率について、変動する可能性のある範囲にわたり監視することである。</p> <p>重大事故等対処設備の可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタは、使用済燃料貯蔵槽の線量当量率を、可搬型の半導体式検出器を用いてパルス信号として検出する。検出したパルス信号を可搬型の測定処理装置にて線量当量率信号へ変換した後、可搬型の表示器にて線量当量率を中央制御室に表示し、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDS表示装置に電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われなるとともに帳票が出力できる設計とする。（第8図「可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタの概略構成図」参照。）</p> <div data-bbox="174 957 952 1260"> <p>第8図 可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタの概略構成図</p> <p>【設備仕様】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計測範囲：0.01～100mSv/h</li> <li>個数：2個</li> </ul> </div>	<p>(4) 使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ</p> <p>使用済燃料ピット可搬型エリアモニタは、重大事故等対処設備の機能を有しており、半導体式検出器及び<sup>235</sup>NaI (Tl) シンチレーション検出器にて放射線量率をパルス信号として検出する。検出したパルス信号は、無線伝送先である変換器にて電流信号に変換し、シビアアクシデント監視盤内の演算装置にて放射線量率信号に変換する処理を行った後、放射線量率として中央制御室に表示し、記録する。</p> <p>（「第8図 使用済燃料ピット可搬型エリアモニタの概略構成図」参照。）</p> <div data-bbox="1075 893 1769 1268"> <p>第8図 使用済燃料ピット可搬型エリアモニタの概略構成図</p> <p>【設備仕様】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計測範囲：10nSv/h～1,000mSv/h</li> <li>個数：1個</li> </ul> </div>	<p>【大飯】設備名称の相違          【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）          【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）          【大飯】設備構成の相違          ・泊は低線量率をNaI (Tl) シンチレーション検出器で、高線量率を半導体式検出器で計測する。          ・泊は現場の状況に応じて対応できるよう可搬型を選定し、計測したパルス信号を無線伝送する設計としている。（無線伝送は、先行PWR及びBWRで実績のある可搬型モニタリングポストと同じ方式。）          ・泊は変換した電流信号をシビアアクシデント監視盤の演算装置にて放射線量率信号に変換する。</p> <p>【大飯】設備構成の相違</p> <p>【大飯】設備名称の相違</p> <p>【大飯】設備の相違          【大飯】設計方針の相違          大飯は2個で計測範</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

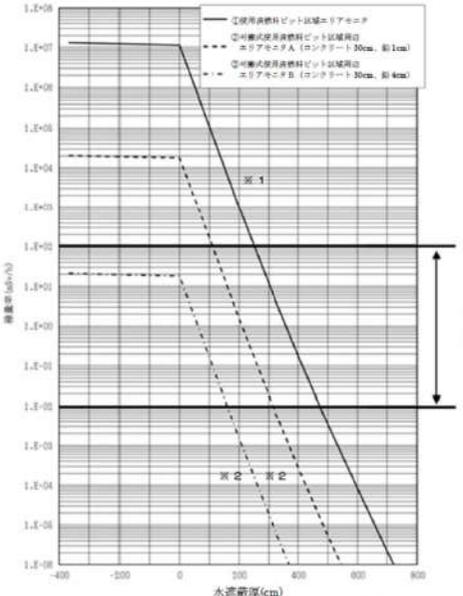
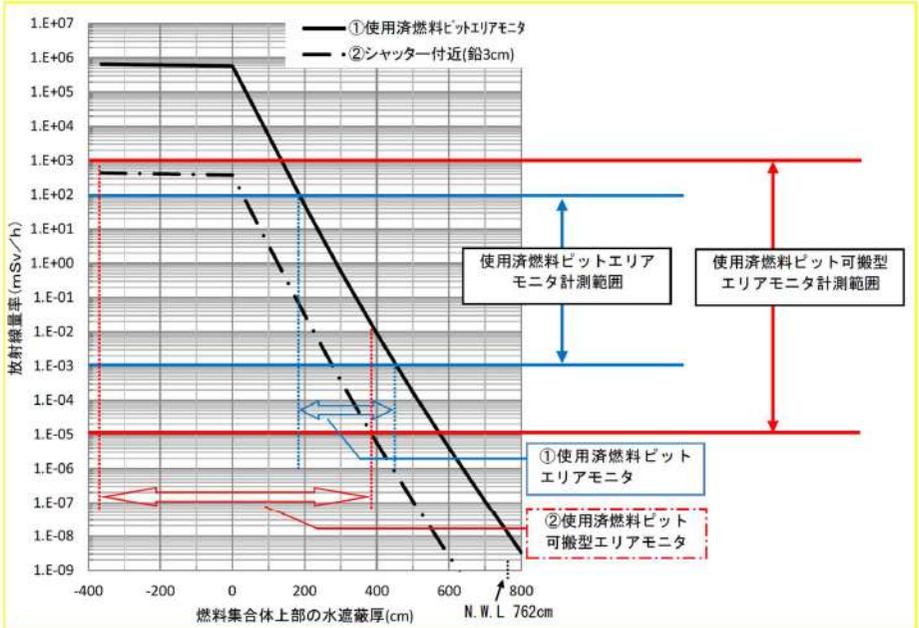
1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・配置場所：使用済燃料ピット区域周辺屋外                      ・記録場所：安全パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDS表示装置</p> <p>使用済燃料ピットの異常な水位の低下が発生した場合は、使用済燃料ピット区域の空間線量率は非常に高くなる。可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタの検出器は、設置場所を任意に選定できることから使用済燃料ピットから離隔距離等をとった場所で測定することにより、使用済燃料ピット区域の空間線量率を推定することが可能である。</p> <p>可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタの計測範囲の相関関係（壁等と距離による遮蔽を考慮した場所）は「第9図可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタの計測範囲と配置位置」のとおりであり、計測範囲としては、0.01～100mSv/hである。</p> <p>さらに、今後の運用面や解析等を踏まえ、よりよい配置場所の検討を継続していく。</p> <p>実際の運用に際しては、あらかじめ設定している設置場所での線量率の相関（減衰率）関係を評価し把握しておくことにより、実際の空間線量率を推定することができる。また、恒設の使用済燃料ピット区域エリアモニタの計測範囲がオーバーラップしている間に指示値を比較することにより可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタの指示傾向を把握し、使用済燃料ピットの異常な水位の低下時に使用済燃料ピット区域エリアモニタの計測範囲をオーバーした後も当該区域の空間線量率を推定することができる。</p> <p>なお、あらかじめ設定している設置予定場所に何らかの理由により設置不可能な場合でも、同等の距離又は遮蔽であれば、相関関係は同等であることから設置場所を変更しても当該区域の空間線量率を推定することが可能であり、現場状況に応じて測定場所を選定できる。（川内ヒアリング）</p> <p>可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタの検出器の配置判断については、使用済燃料ピットの水位低下事象が発生した場合に、配置作業を開始する。また、検出器の設置に際しては、検出器の検出面を使用済燃料ピット方向へ向け設置することとしている。（設置位置にて方向性をあらかじめ設定する。）</p>	<p>・設置場所：周辺補機棟 T.P.33.1m、原子炉補助建屋 T.P.33.1m又は屋外</p> <p>使用済燃料ピットの異常な水位の低下が発生した場合は、使用済燃料ピット区域の放射線量率は非常に高くなる。使用済燃料ピット可搬型エリアモニタの検出器は、設置場所を任意に選定できることから使用済燃料ピットから離隔距離等をとった場所で測定することにより、使用済燃料ピット区域の放射線量率を推定することが可能である。</p> <p>使用済燃料ピット可搬型エリアモニタの計測範囲の相関関係（壁等と距離による遮蔽を考慮した場所）は「第9図 使用済燃料ピットの水遮蔽厚と放射線量率の相関図」のとおりであり、計測範囲としては、10nSv/h～1,000mSv/hである。</p> <p>実際の運用に際しては、あらかじめ設定している設置場所での線量率の相関（減衰率）関係を評価し把握しておくことにより、実際の放射線量率を推定することができる。また、恒設の使用済燃料ピットエリアモニタの計測範囲がオーバーラップしている間に指示値を比較することにより使用済燃料ピット可搬型エリアモニタの指示傾向を把握し、使用済燃料ピットの異常な水位の低下時に使用済燃料ピットエリアモニタの計測範囲をオーバーした後も当該区域の放射線量率を推定することができる。</p> <p>なお、あらかじめ設定している設置予定場所に何らかの理由により設置不可能な場合でも、同等の距離又は遮蔽であれば、相関関係は同等であることから設置場所を変更しても当該区域の放射線量率を推定することが可能であり、現場状況に応じて測定場所を選定できる。</p> <p>使用済燃料ピット可搬型エリアモニタの検出器の配置判断については、使用済燃料ピットの水位低下事象が発生した場合に、配置作業を開始する。また、検出器の設置に際しては、検出器の検出面を使用済燃料ピット方向へ向け設置することとしている。（設置位置にて方向性をあらかじめ設定する。）</p>	<p>囲をカバーしているが、泊3号炉は1個で必要な測定範囲を測定できる設計としている。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）                      【大飯】記載表現の相違                      【大飯】設備名称の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】設備名称の相違                      【大飯】図面名称の相違                      【大飯】設備の相違                      【大飯】記載表現の相違                      泊は配置場所を決定している。</p> <p>【大飯】記載表現の相違                      【大飯】設備名称の相違                      【大飯】設備名称の相違                      【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違                      【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）                      【大飯】設備名称の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

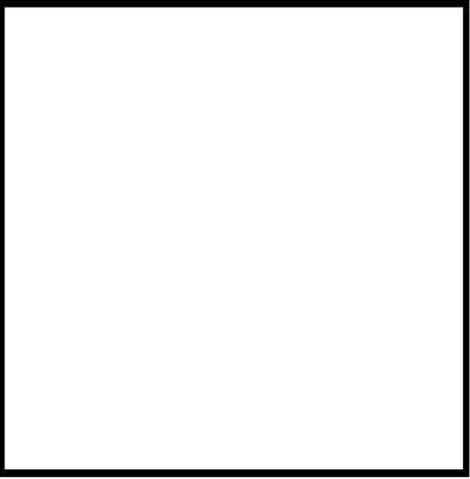
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>可搬式使用済燃料ピットの区域周辺エリアモニタの計測範囲</p> <p>※1：恒設エリアモニタについては、周辺温度6.5℃の環境下で計測可能。          ※2：使用を開始する際の当該検出器周辺の空間線量率は約10 <math>\mu</math>Sv/hであり、使用済燃料ピット区域の遮蔽設計区分Ⅲの上限線量当量率(20 <math>\mu</math>Sv/h)を下回る。</p> <p>(a)計測範囲</p>	 <p>①使用済燃料ピットエリアモニタ          ②シャッター付近(鉛3cm)</p> <p>使用済燃料ピットエリアモニタ計測範囲          使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ計測範囲</p> <p>①使用済燃料ピットエリアモニタ          ②使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ</p> <p>燃料集合体上部の水遮蔽厚(cm) N.W.L 762cm</p>	<p>【大飯】記載表現の相違          (泊は伊方と同様)</p>

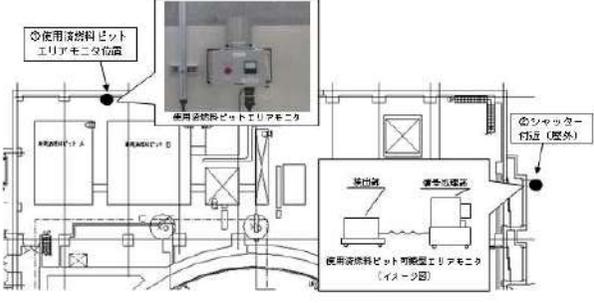
第9図 使用済燃料ピットの水遮蔽厚と放射線量率の相関図

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

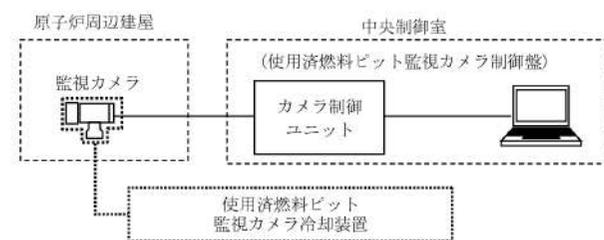
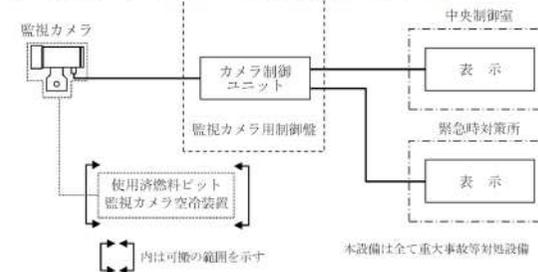
大飯発電所 3 / 4号炉					
(b)配置位置（各社審査会合指摘事項54-7）					
					
第9図 可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタの計測範囲と配置位置 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。					
(水位異常低下時の空間線量率測定に用いるエリアモニタの選定結果) 水位が異常に低下した場合の空間線量率測定に用いる追加のエリアモニタについて、恒設と可搬式を比較した結果、下表に示すとおり、可搬式による測定が重大事故等発生時の測定に適していると判断した。					
変動する可能性のある範囲の計測可否	<table border="1"> <thead> <tr> <th>可搬式を追加した場合</th> <th>恒設を追加した場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○（柔軟な計測可能） 重大事故等発生時の線量率は使用済燃料の冷却状態等に大きく依存するため、事前の解析結果だけでは最適な配置場所を選定することは困難だが、可搬式であれば配置場所の再調整等の対応が可能であるため、重大事故等により変動する可能性のある範囲を柔軟に計測できる。</td> <td>×（柔軟な計測困難） 重大事故等発生時の線量率は使用済燃料の冷却状態等に大きく依存するため、事前の解析結果だけでは最適な配置場所を選定することは困難であるため、重大事故等により変動する可能性のある範囲を柔軟に計測するのは難しい。</td> </tr> </tbody> </table>	可搬式を追加した場合	恒設を追加した場合	○（柔軟な計測可能） 重大事故等発生時の線量率は使用済燃料の冷却状態等に大きく依存するため、事前の解析結果だけでは最適な配置場所を選定することは困難だが、可搬式であれば配置場所の再調整等の対応が可能であるため、重大事故等により変動する可能性のある範囲を柔軟に計測できる。	×（柔軟な計測困難） 重大事故等発生時の線量率は使用済燃料の冷却状態等に大きく依存するため、事前の解析結果だけでは最適な配置場所を選定することは困難であるため、重大事故等により変動する可能性のある範囲を柔軟に計測するのは難しい。
可搬式を追加した場合	恒設を追加した場合				
○（柔軟な計測可能） 重大事故等発生時の線量率は使用済燃料の冷却状態等に大きく依存するため、事前の解析結果だけでは最適な配置場所を選定することは困難だが、可搬式であれば配置場所の再調整等の対応が可能であるため、重大事故等により変動する可能性のある範囲を柔軟に計測できる。	×（柔軟な計測困難） 重大事故等発生時の線量率は使用済燃料の冷却状態等に大きく依存するため、事前の解析結果だけでは最適な配置場所を選定することは困難であるため、重大事故等により変動する可能性のある範囲を柔軟に計測するのは難しい。				
機能を期待する時期までの計測開始可否	<table border="1"> <thead> <tr> <th>可搬式を追加した場合</th> <th>恒設を追加した場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>△（適切に手順を定めれば開始可能） 重大事故等発生時の対応手順等を適切に定めておくことで、使用済燃料ピット周辺の作業環境が苛酷になる前に配置し、計測を開始できる。当社においては手順を整備することで適合可能。</td> <td>○（開始可能） 常時特機状態を維持していることから、必要時には即座に計測開始が可能。</td> </tr> </tbody> </table>	可搬式を追加した場合	恒設を追加した場合	△（適切に手順を定めれば開始可能） 重大事故等発生時の対応手順等を適切に定めておくことで、使用済燃料ピット周辺の作業環境が苛酷になる前に配置し、計測を開始できる。当社においては手順を整備することで適合可能。	○（開始可能） 常時特機状態を維持していることから、必要時には即座に計測開始が可能。
可搬式を追加した場合	恒設を追加した場合				
△（適切に手順を定めれば開始可能） 重大事故等発生時の対応手順等を適切に定めておくことで、使用済燃料ピット周辺の作業環境が苛酷になる前に配置し、計測を開始できる。当社においては手順を整備することで適合可能。	○（開始可能） 常時特機状態を維持していることから、必要時には即座に計測開始が可能。				
現場の状況・環境が悪化した場合の対応可否	<table border="1"> <thead> <tr> <th>可搬式を追加した場合</th> <th>恒設を追加した場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○（対応可能） 重大事故や大規模損壊等発生時には、現場の状態や環境が予測しない状況となり、予定していた場所での計測が困難な場合も考えられるが、可搬式エリアモニタはその状況に応じて配置場所を選定して、適切な計測を継続できる。</td> <td>△（信頼性の高い設備構成は可能。柔軟な対応は困難。） 信頼性の高い設備構成とすることは可能であるが、重大事故や大規模損壊等発生時には現場の状態や環境が予測しない状況となり、予定していた場所での計測が困難な場合には、恒設エリアモニタでは柔軟な対応がとれない。</td> </tr> </tbody> </table>	可搬式を追加した場合	恒設を追加した場合	○（対応可能） 重大事故や大規模損壊等発生時には、現場の状態や環境が予測しない状況となり、予定していた場所での計測が困難な場合も考えられるが、可搬式エリアモニタはその状況に応じて配置場所を選定して、適切な計測を継続できる。	△（信頼性の高い設備構成は可能。柔軟な対応は困難。） 信頼性の高い設備構成とすることは可能であるが、重大事故や大規模損壊等発生時には現場の状態や環境が予測しない状況となり、予定していた場所での計測が困難な場合には、恒設エリアモニタでは柔軟な対応がとれない。
可搬式を追加した場合	恒設を追加した場合				
○（対応可能） 重大事故や大規模損壊等発生時には、現場の状態や環境が予測しない状況となり、予定していた場所での計測が困難な場合も考えられるが、可搬式エリアモニタはその状況に応じて配置場所を選定して、適切な計測を継続できる。	△（信頼性の高い設備構成は可能。柔軟な対応は困難。） 信頼性の高い設備構成とすることは可能であるが、重大事故や大規模損壊等発生時には現場の状態や環境が予測しない状況となり、予定していた場所での計測が困難な場合には、恒設エリアモニタでは柔軟な対応がとれない。				
採否	<table border="1"> <thead> <tr> <th>可搬式を採用する場合</th> <th>恒設を採用しない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○（可搬式を採用する）</td> <td>×（恒設は採用しない）</td> </tr> </tbody> </table>	可搬式を採用する場合	恒設を採用しない場合	○（可搬式を採用する）	×（恒設は採用しない）
可搬式を採用する場合	恒設を採用しない場合				
○（可搬式を採用する）	×（恒設は採用しない）				

泊発電所 3号炉		相違理由			
		【大飯】配置箇所の相違			
第10図 使用済燃料ピット可搬型エリアモニタの配置図					
(水位異常低下時の放射線量率測定に用いるエリアモニタの選定結果) 水位が異常に低下した場合の放射線量率測定に用いる追加のエリアモニタについて、常設と可搬型を比較した結果、下表に示すとおり、可搬型による測定が重大事故等発生時の測定に適していると判断した。		【大飯】記載表現の相違			
変動する可能性のある範囲の計測可否	<table border="1"> <thead> <tr> <th>可搬型を追加した場合</th> <th>常設を追加した場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○（柔軟な計測可能） 重大事故等発生時の放射線量率は使用済燃料の冷却状態等に大きく依存するため、事前の解析結果だけでは最適な配置場所を選定することは困難だが、可搬型であれば配置場所の再調整等の対応が可能であるため、重大事故等により変動する可能性のある範囲を柔軟に計測できる。</td> <td>×（柔軟な計測困難） 重大事故等発生時の放射線量率は使用済燃料の冷却状態等に大きく依存するため、事前の解析結果だけでは最適な配置場所を選定することは困難であるため、重大事故等により変動する可能性のある範囲を柔軟に計測するのは難しい。</td> </tr> </tbody> </table>		可搬型を追加した場合	常設を追加した場合	○（柔軟な計測可能） 重大事故等発生時の放射線量率は使用済燃料の冷却状態等に大きく依存するため、事前の解析結果だけでは最適な配置場所を選定することは困難だが、可搬型であれば配置場所の再調整等の対応が可能であるため、重大事故等により変動する可能性のある範囲を柔軟に計測できる。
可搬型を追加した場合	常設を追加した場合				
○（柔軟な計測可能） 重大事故等発生時の放射線量率は使用済燃料の冷却状態等に大きく依存するため、事前の解析結果だけでは最適な配置場所を選定することは困難だが、可搬型であれば配置場所の再調整等の対応が可能であるため、重大事故等により変動する可能性のある範囲を柔軟に計測できる。	×（柔軟な計測困難） 重大事故等発生時の放射線量率は使用済燃料の冷却状態等に大きく依存するため、事前の解析結果だけでは最適な配置場所を選定することは困難であるため、重大事故等により変動する可能性のある範囲を柔軟に計測するのは難しい。				
機能を期待する時期までの計測開始可否	<table border="1"> <thead> <tr> <th>可搬型を追加した場合</th> <th>常設を追加した場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>△（適切に手順を定めれば開始可能） 重大事故等発生時の対応手順等を適切に定めておくことで、使用済燃料ピット周辺の作業環境が苛酷になる前に配置し、計測を開始できる。当社においては手順を整備することで適合可能。</td> <td>○（開始可能） 常時特機状態を維持していることから、必要時には即座に計測開始が可能。</td> </tr> </tbody> </table>	可搬型を追加した場合	常設を追加した場合	△（適切に手順を定めれば開始可能） 重大事故等発生時の対応手順等を適切に定めておくことで、使用済燃料ピット周辺の作業環境が苛酷になる前に配置し、計測を開始できる。当社においては手順を整備することで適合可能。	○（開始可能） 常時特機状態を維持していることから、必要時には即座に計測開始が可能。
可搬型を追加した場合	常設を追加した場合				
△（適切に手順を定めれば開始可能） 重大事故等発生時の対応手順等を適切に定めておくことで、使用済燃料ピット周辺の作業環境が苛酷になる前に配置し、計測を開始できる。当社においては手順を整備することで適合可能。	○（開始可能） 常時特機状態を維持していることから、必要時には即座に計測開始が可能。				
現場の状況・環境が悪化した場合の対応可否	<table border="1"> <thead> <tr> <th>可搬型を追加した場合</th> <th>常設を追加した場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○（対応可能） 重大事故や大規模損壊等発生時には、現場の状態や環境が予測しない状況となり、予定していた場所での計測が困難な場合も考えられるが、可搬型エリアモニタはその状況に応じて配置場所を選定して、適切な計測を継続できる。</td> <td>△（信頼性の高い設備構成は可能。柔軟な対応は困難。） 信頼性の高い設備構成とすることは可能であるが、重大事故や大規模損壊等発生時には現場の状態や環境が予測しない状況となり、予定していた場所での計測が困難な場合には、常設エリアモニタでは柔軟な対応がとれない。</td> </tr> </tbody> </table>	可搬型を追加した場合	常設を追加した場合	○（対応可能） 重大事故や大規模損壊等発生時には、現場の状態や環境が予測しない状況となり、予定していた場所での計測が困難な場合も考えられるが、可搬型エリアモニタはその状況に応じて配置場所を選定して、適切な計測を継続できる。	△（信頼性の高い設備構成は可能。柔軟な対応は困難。） 信頼性の高い設備構成とすることは可能であるが、重大事故や大規模損壊等発生時には現場の状態や環境が予測しない状況となり、予定していた場所での計測が困難な場合には、常設エリアモニタでは柔軟な対応がとれない。
可搬型を追加した場合	常設を追加した場合				
○（対応可能） 重大事故や大規模損壊等発生時には、現場の状態や環境が予測しない状況となり、予定していた場所での計測が困難な場合も考えられるが、可搬型エリアモニタはその状況に応じて配置場所を選定して、適切な計測を継続できる。	△（信頼性の高い設備構成は可能。柔軟な対応は困難。） 信頼性の高い設備構成とすることは可能であるが、重大事故や大規模損壊等発生時には現場の状態や環境が予測しない状況となり、予定していた場所での計測が困難な場合には、常設エリアモニタでは柔軟な対応がとれない。				
採否	<table border="1"> <thead> <tr> <th>可搬型を採用する場合</th> <th>常設を採用しない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○（可搬型を採用する）</td> <td>×（常設は採用しない）</td> </tr> </tbody> </table>	可搬型を採用する場合	常設を採用しない場合	○（可搬型を採用する）	×（常設は採用しない）
可搬型を採用する場合	常設を採用しない場合				
○（可搬型を採用する）	×（常設は採用しない）				

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(5) 使用済燃料ピット監視カメラ                      監視目的は、重大事故等発生時の使用済燃料ピットの状態を監視することである。</p> <p>使用済燃料ピット監視カメラの映像信号は、制御ユニットを介し、中央制御室の監視用モニタに表示する。(第10図「使用済燃料ピット監視カメラの概略構成図」参照)</p>  <p>第10図 使用済燃料ピット監視カメラの概略構成図</p> <p>【設備仕様】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計測範囲 : -20℃～120℃</li> <li>・個数 : 2個</li> <li>・設置場所 : 使用済燃料ピット</li> </ul>	<p>(5) 使用済燃料ピット監視カメラ</p> <p>使用済燃料ピット監視カメラは、重大事故等対処設備の機能を有しており、使用済燃料ピットの状態が確認可能なよう高所に設置し、燃料貯蔵設備に係る重大事故等時において、使用済燃料ピットの状態を監視する。また、本カメラは照明がない場合や蒸気雰囲気下においても、状態監視が可能な赤外線カメラにより、使用済燃料ピットの状態が監視可能である。使用済燃料ピット監視カメラの映像信号は、制御ユニットを経由して中央制御室に表示する。</p> <p>なお、燃料貯蔵設備に係る重大事故等時の高温下においても、可搬型の空冷装置により赤外線カメラを冷却可能なため、監視可能である。</p> <p>(「第11図 使用済燃料ピット監視カメラの概略構成図」参照。)</p>  <p>第11図 使用済燃料ピット監視カメラの概略構成図</p> <p>【設備仕様】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計測範囲 : -40～120℃</li> <li>・個数 : 1個</li> <li>・設置場所 : 燃料取扱棟 T.P.33.1m</li> </ul>	<p>【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】図番の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】図番の相違</p> <p>【大飯】設備の相違 ・大飯はカメラ2個でAピットとBピットをそれぞれ監視する。泊はカメラ1個でA/B両ピットを監視する。(伊方と同様)</p> <p>【大飯】設備名称の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

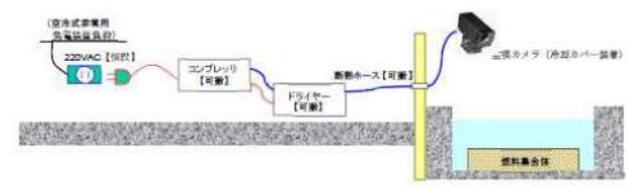
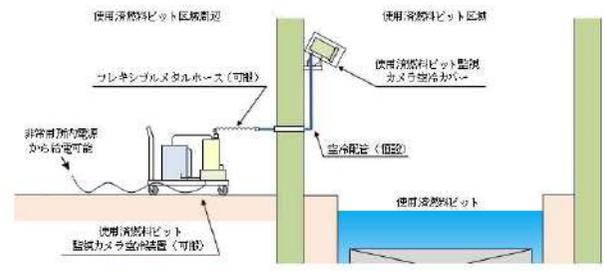
1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="235 151 840 470" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="504 502 851 534" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">                     特図みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>	<div data-bbox="1187 151 1792 518" style="text-align: center;"> <p>（下図 A-A' 断面図）</p> </div> <div data-bbox="1187 590 1792 965" style="text-align: center;"> <p>（平面図）</p> </div> <p style="text-align: center;">第12図 使用済燃料ピット監視カメラの視野概要図</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

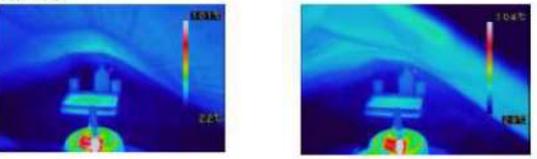
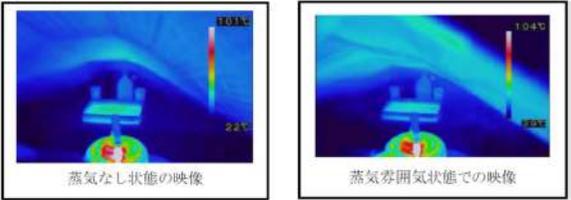
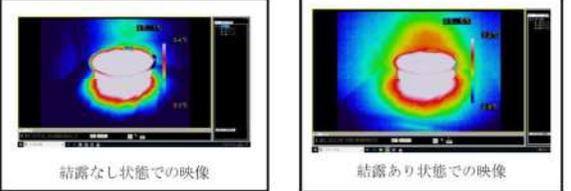
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置の構成】</b></p>  <p><b>【蒸気雰囲気下でのカメラ映像】</b></p> <p>蒸気雰囲気下での視覚的な監視可否を検討するために、以下のとおり試験を実施した。試験結果より、蒸気雰囲気下であっても、視覚的な監視継続が可能であることがわかった。</p> <p>(a)試験内容</p> <p>蒸気雰囲気下（沸騰したヤカンの蒸気に加え、空焚きした鍋に水を注いだ状態）と蒸気なし状態において、赤外線カメラと可視カメラの映像を比較した結果、可視カメラにおいては、蒸気によるレンズの曇りによって状態把握が困難であるが、赤外線カメラにおいては、可視的な状態把握が可能である。</p>	<p>・使用済燃料ピット監視カメラ機能維持対策（蒸気雰囲気下）</p> <p>使用済燃料ピットにおいて、重大事故等が発生した場合、使用済燃料監視設備は多様性を持たせており、対策に必要な情報を把握できると考えているが、使用済燃料ピット監視カメラについては、蒸気雰囲気下でも機能維持ができるよう以下の対策を実施する。</p>  <p>第13図 使用済燃料ピット監視カメラの概要図</p> <p>a. 蒸気雰囲気下での使用済燃料ピット監視カメラによる監視性確認について</p> <p>蒸気雰囲気下（沸騰したヤカンの蒸気に加え、空焚きした鍋に水を注いだ状態）と蒸気なし状態において、可視カメラと赤外線カメラの映像を比較した結果、可視カメラにおいては、蒸気によるレンズの曇りによって状態把握が困難であるが、赤外線カメラにおいては、可視的な状態把握が可能である。</p> <p>また、使用済燃料ピット監視カメラは、耐環境性向上のため使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置で冷却を行うが、使用済燃料ピット監視カメラが設置されている燃料取扱棟の温度は100℃と想定されることから、温度差により結露の発生が考えられる。赤外線カメラのレンズ表面に結露なしの状態と、レンズ表面に結露を模擬した状態のカメラ映像を比較した結果、結露ありの場合についても結露なしの状態と変化が見られないことから、赤外線カメラにおいては、カメラのレンズ表面に結露が発生した場合にも状態監視可能である。</p> <p>(第14図 「可視カメラと赤外線カメラの状態監視及び結露発生状態での状態監視」参照)</p>	<p>【大飯】 記載内容の相違 (構文は伊方を参照した。)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (鳥根実績の反映)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(b)試験結果</p> <p>①可視カメラ</p>  <p>蒸気なし状態での映像      蒸気雰囲気下での映像</p> <p>②赤外線カメラ</p>  <p>蒸気なし状態での映像      蒸気雰囲気下での映像</p>	<p>①可視カメラ</p>  <p>蒸気なし状態での映像      蒸気雰囲気状態での映像</p> <p>②赤外線カメラ</p>  <p>蒸気なし状態での映像      蒸気雰囲気状態での映像</p> <p>③赤外線カメラのレンズに結露を模擬</p>  <p>結露なし状態での映像      結露あり状態での映像</p> <p>第14図 可視カメラと赤外線カメラの状態監視及び結露発生状態での状態監視</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載内容の相違（島根実績の反映）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(6) 大量の水の漏えいその他要因により使用済燃料ピット水位が異常に低下した場合の監視設備について</p> <p>使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他要因により使用済燃料ピット水位が異常に低下する事象においては、使用済燃料ピットの水位及び空間線量率による監視を継続し、水位監視を主としながら必要に応じて、状態監視カメラにより状態及び水温の傾向を監視する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>使用済燃料ピット水位の異常な低下事象時における水位監視については、使用済燃料ピット底部までの水位低下傾向を把握するため、可搬式使用済燃料ピット水位を配備することとしている。</li> <li>使用済燃料ピット水位の異常な低下事象時における空間線量率については、使用済燃料ピット区域の空間線量率の上昇や使用済燃料ピット水の蒸散による環境状態の悪化を想定して、遮蔽や隔離距離をとった場所における線量率測定結果から空間線量率を推定する。</li> </ul> <p><b>【水位監視】</b>                      使用済燃料貯蔵槽の燃料貯蔵設備に係る重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり水位監視を行う。</p> <p><b>【水温監視】</b>                      水位監視を主として、必要に応じて状態監視カメラによる水温監視を行う。(水温は沸騰による蒸散状態では、ピット水の温度変化がないことから、必要に応じて監視する。)</p> <p><b>【空間線量率監視】</b>                      使用済燃料ピット区域の空間線量率を把握するため線量率監視を行う。</p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合の監視設備については、「<a href="#">図11 使用済燃料ピット監視設備の監視範囲概略図</a>」参照。</p>	<p>(6) 大量の水の漏えいその他要因により使用済燃料ピット水位が異常に低下した場合の監視設備について</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下する事象においては、使用済燃料ピットの水位及び放射線量率による監視を継続し、水位監視を主としながら必要に応じて、使用済燃料ピット監視カメラにより状態及び水温の傾向を監視する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>使用済燃料ピット水位の異常な低下事象時における水位監視については、使用済燃料ピット底部までの水位低下傾向を把握するため、使用済燃料ピット水位（可搬型）を配備することとしている。</li> <li>使用済燃料ピット水位の異常な低下事象時における放射線量率については、使用済燃料ピット区域の放射線量率の上昇や使用済燃料ピット水の蒸散による環境状態の悪化を想定して、遮蔽や隔離距離をとった場所における線量率測定結果から放射線量率を推定する。</li> </ul> <p><b>【水位監視】</b>                      使用済燃料ピットの燃料貯蔵設備に係る重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり水位監視を行う。</p> <p><b>【水温監視】</b>                      水位監視を主として、必要に応じて使用済燃料ピット監視カメラによる水温監視を行う。(水温は沸騰による蒸散状態では、ピット水の温度変化がないことから、必要に応じて監視する。)</p> <p><b>【放射線量率監視】</b>                      使用済燃料ピット区域の放射線量率を把握するため線量率監視を行う。</p> <p>使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合の監視設備については、「<a href="#">第15図 使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合の監視設備概略図</a>」に示す。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】設備名称の相違</p> <p>【大飯】設備名称の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】設備名称の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

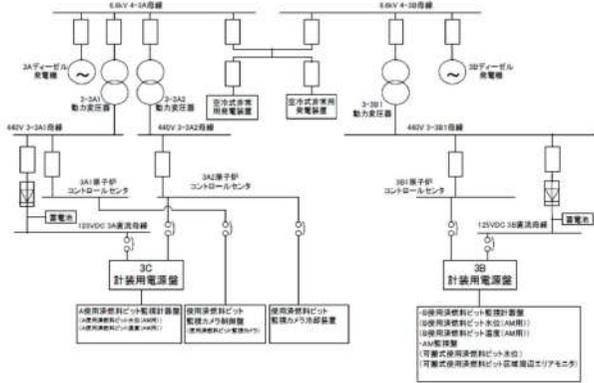
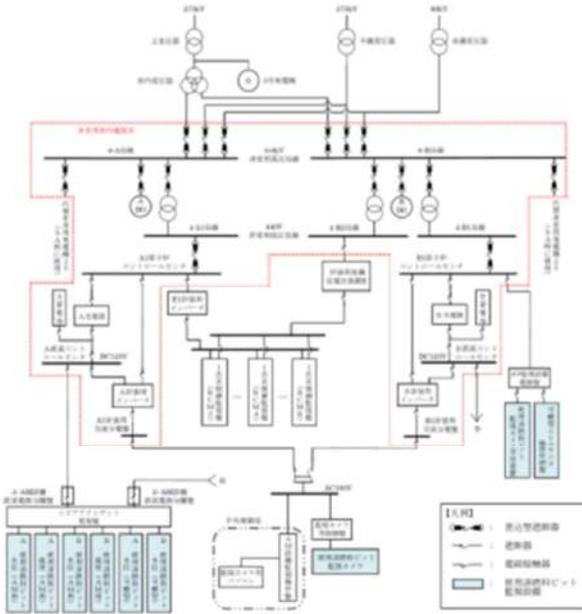
1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図 1 1 使用済燃料ピット監視設備の監視範囲概略図</p> <p>&lt;参考&gt;使用済燃料ピット水位及び温度計測範囲に係る基本的な考え方</p> <p>重大事故等時における水位計による水位計測範囲と、温度計又は監視カメラによる温度計測範囲に係る基本的な考え方は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○図 1 1 の測定範囲Aにおいては、使用済燃料ピットの水温を監視することで蒸発による水位低下の状況を把握できるので、水位と並んで水温による監視が重要である。</li> <li>○図 1 1 の測定範囲Bでは水位低下の進展が速いことから、水温による監視よりも水位による監視が相対的に重要となる。このことから、水位計による監視を主としながら、監視カメラによる水温の傾向監視も行う。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	<p>第 15 図 使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合の監視設備概略図</p> <p>&lt;参考&gt;使用済燃料ピット水位及び温度計測範囲に係る基本的な考え方</p> <p>重大事故等時における水位計による水位計測範囲と、温度計又は監視カメラによる温度計測範囲に係る基本的な考え方は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○想定事故2 低下水位においては、使用済燃料ピットの水温を監視することで蒸発による水位低下の状況を把握できるので、水位と並んで水温による監視が重要である。</li> <li>○想定事故2 低下水位を下回る場合では水位低下の進展が速いことから、水温による監視よりも水位による監視が相対的に重要となる。このことから、水位計による監視を主としながら、監視カメラによる水温の傾向監視も行う。</li> </ul>	<p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 使用済燃料ピット監視設備（重大事故等対処設備）の電源構成について</p> <p>使用済燃料ピットの温度、水位、上部の空間線量率の監視設備及び監視カメラは、非常用所内電源から供給され、交流または直流電源が必要な場合には、代替電源設備から電源供給が可能である。（第五十四条 解釈第4項）</p> <p>（図12 「使用済燃料ピット監視設備の電源構成概略図」参照）</p>  <p>図12は、使用済燃料ピット監視設備の電源構成概略図を示している。図には、6.6kV・4-2A母線、6.6kV・4-2B母線、440V・3-2A1母線、440V・3-2A2母線、440V・3-2B1母線、440V・3-2B2母線などの母線と、3A1専用機、3A2専用機、3B1専用機、3B2専用機などの専用機、そして計装用電源盤（3C、3B）が示されている。また、監視カメラ、監視装置、監視装置用電源装置、監視装置用電源装置用電源装置などの設備も示されている。</p> <p>図12 使用済燃料ピット監視設備の電源構成概略図</p>	<p>2. 使用済燃料ピット監視設備（重大事故等対処設備）の電源構成について</p> <p>使用済燃料ピットの温度、水位、上部の放射線量率の監視設備及び監視カメラは、非常用所内電源系から電源供給され、交流又は直流電源が必要な場合には、代替非常用発電機から電源供給が可能である。（設置許可基準第五十四条 解釈第4項）</p> <p>（第16図 使用済燃料ピット監視設備の電源構成概略図参照。）</p>  <p>第16図は、使用済燃料ピット監視設備の電源構成概略図を示している。図には、非常用発電機、非常用電源系、監視カメラ、監視装置、監視装置用電源装置などの設備が示されている。また、図には、監視装置用電源装置、監視装置用電源装置用電源装置などの設備も示されている。</p> <p>第16図 使用済燃料ピット監視設備の電源構成概略図</p>	<p>【大飯】記載表現の相違                  【大飯】記載表現の相違                  【大飯】設備名称の相違                  【大飯】記載表現の相違                  【大飯】図番の相違                  【大飯】図番の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. 使用済燃料ピット監視設備（重大事故等対処設備）の設置場所について                      3. 4号炉の使用済燃料ピット監視設備（恒設）の設置場所を図13に示す。</p> <div data-bbox="230 228 860 1150" data-label="Image"> </div> <p>図13 使用済燃料ピット監視設備（恒設）の設置場所</p> <div data-bbox="577 1230 1003 1262" data-label="Text"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	<p>3. 使用済燃料ピット監視設備（重大事故等対処設備）の設置場所について                      使用済燃料ピット監視設備（重大事故等対処設備）の設置場所を第17図に示す。</p> <div data-bbox="1167 228 1816 1326" data-label="Diagram"> </div> <p>第17図 使用済燃料ピット監視設備の配置図</p>	<p></p>

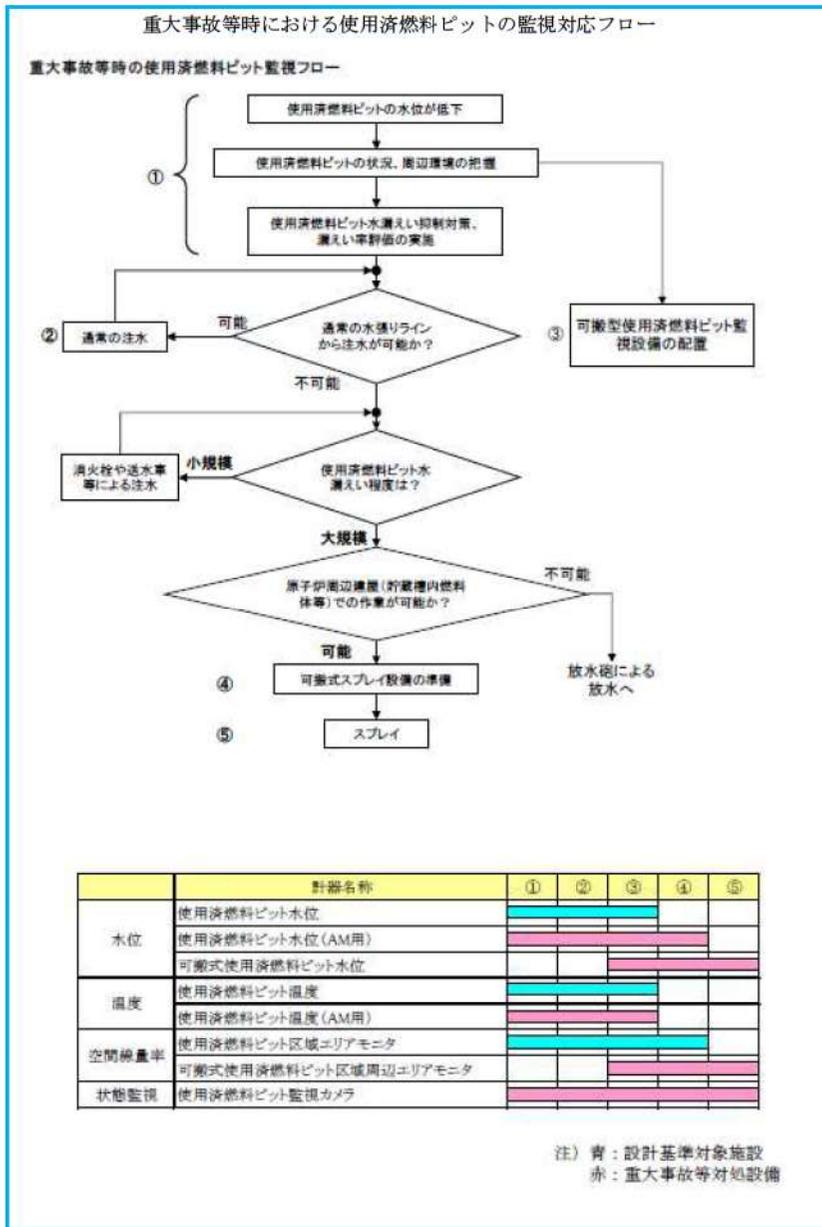
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

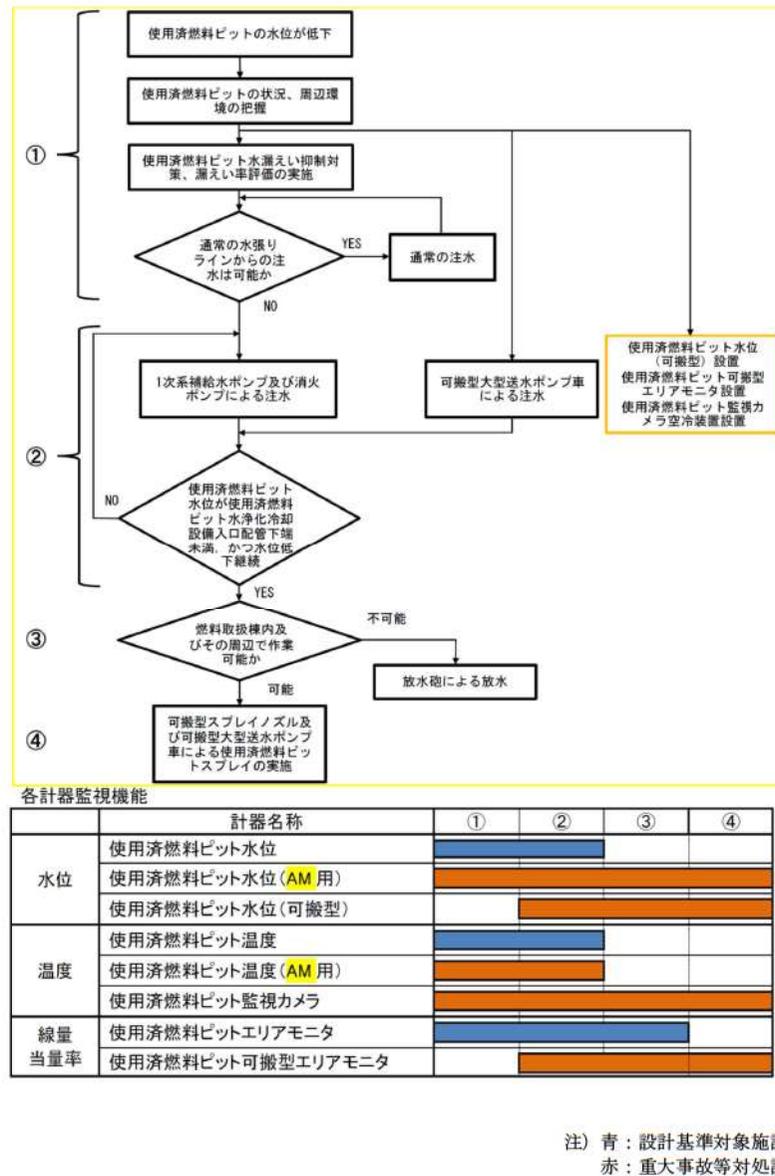
大飯発電所3/4号炉

【比較のため、大飯3/4号炉の添付資料 1.11.16 を再掲】



泊発電所3号炉

4. 重大事故等時における使用済燃料ピットの監視対応フロー



相違理由

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、大飯3 / 4号炉の添付資料 1.11.17 を再掲】                      使用済燃料ピット事故時環境下での監視計器の健全性について</p> <p>使用済燃料ピットが設置されている使用済燃料ピット区域は建屋空間が大きく※、使用済燃料ピットの冷却機能喪失による蒸散蒸気は、監視計器を設置している建屋下部に留まることはないと考えられる。なお、原子炉周辺建屋は、気密性を有する建屋構造となっていないことから、通常、原子炉周辺建屋換気設備により、使用済燃料ピット区域内が負圧となるように設計されている。想定事故の場合、使用済燃料ピット水の沸騰による蒸散が継続し、高温（大気圧下であり、100℃以上に達することはない。）高湿度の環境での使用も考えられるが、検出器取付構造及び設置位置により、発生直後の蒸気が直接検出器の電気回路部等に接しない構造であることから、監視計器は事故時環境下でも使用可能である。なお、使用済燃料ピット監視カメラについては、空気による冷却等により耐環境性の向上を図ることとしている。</p> <p>※原子炉周辺建屋のうち使用済燃料ピット区域                      縦：81m／横：約17m／高さ：約15～23m</p>	<p>5. 使用済燃料ピット事故時環境下での監視計器の健全性について</p> <p>使用済燃料ピットが設置されている燃料取扱棟は建屋空間が大きく※、使用済燃料ピットの冷却機能喪失による蒸散蒸気は、監視計器を設置している建屋下部に留まることはないと考えられる。なお、燃料取扱棟は、気密性を有する建屋構造となっていないことから、通常、原子炉補助建屋換気設備により、燃料取扱棟内が負圧となるように設計されている。想定事故の場合、使用済燃料ピット水の沸騰による蒸散が継続し、高温（大気圧下であり、100℃以上に達することはない。）高湿度の環境での使用も考えられるが、検出器取付構造及び設置位置により、発生直後の蒸気が直接検出器の電気回路部等に接しない構造であることから、監視計器は事故時環境下でも使用可能である。なお、使用済燃料ピット監視カメラについては、空気による冷却により耐環境性の向上を図ることとしている。</p> <p>※ 燃料取扱棟 縦：約57m、横：約17m、高さ：約15～22m</p>	<p>【大飯】建屋名称の相違                      【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】建屋名称の相違                      【大飯】設備の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉

【比較のため、大飯3/4号炉の添付資料 1.11.17 を再掲】

対象機器	仕様	設置場所	留意事項 (想定変動範囲)	評価	補足	総合評価
使用済燃料ピット水位 (AM用)	レンジ	E.L. +25.82m -E.L. +35.42m	～約 E.L. +28.87m	○	計測範囲は、有効性評価成立性を確認した結果、想定事故1、2の水位変動範囲内であり問題ない。	○
	温度	70℃	～100℃	△	100℃未満下での機能健全性を試験にて確認済。	○
	湿度	100% (IP65「噴流水に対する保護」)	～100%	○	防水機能 (いかなる方向からの水の浸透環境でも影響を受けない構造) を有しており、問題ない。	○
可搬式使用済燃料ピット水位	レンジ	E.L. +約 22m ～E.L. +約 35m	～約 E.L. +28.87m	○	計測範囲は、有効性評価成立性を確認した結果、想定事故1、2の水位変動範囲内であり問題ない。ただし、水位が異常に低下した場合は仕様の範囲を超え、その後は使用済燃料ピット水位 (可搬型) により監視する。	○
	温度	-	-	○	検出部の構成材料が無機物で構成されているため、問題ない。	○
	放射線	-	-	○	検出部の構成材料が無機物で構成されているため、問題ない。	○
使用済燃料ピット温度 (AM用)	測定位置	E.L. [ ] m	～約 E.L. +28.87m	△	水位が計測位置以下となった場合、雰囲気温度を計測するが、使用済燃料ピット監視カメラ (赤外線) にて水位表面温度を傾向監視可能である。また、注水により水位が計測位置 (出口配管高さ) まで回復した後は計測可能である。	○
	レンジ	0～100℃	～100℃	○	計測範囲内であり問題ない。	○
	湿度	80℃	～100℃	△	100℃未満下での機能健全性を試験にて確認済。	○
可搬式使用済燃料ピット監視用エアモニタ	レンジ	0.01～100mSv/h	使用済燃料ピット区域から貯蔵場所までの距離距離や遮蔽物による減衰率による。	○	計測範囲は、本炉の異常な低下を考慮して、使用済燃料ピット内の燃料が露出した場合でも使用済燃料ピット区域内の空気放射線量を推定できるように評価し把握している。	○
	温度	～40℃	屋外設置	○	屋外に設置するため、問題ない。	○
	湿度	50～60%	屋外設置	○	屋外に設置するため、問題ない。	○
使用済燃料ピット監視カメラ	レンジ	約 15m	使用済燃料ピット区域から貯蔵場所までの距離距離や遮蔽物による減衰率による。	○	計測範囲は、本炉の異常な低下を考慮して、使用済燃料ピット内の燃料が露出した場合でも使用済燃料ピット区域内の空気放射線量を推定できるように評価し把握している。	○
	温度	50℃	～100℃	△	100℃未満下での機能健全性を試験にて確認済。雰囲気温度 100℃ での使用も想定し、空気に応じた冷却等により、耐環境性向上を図る。	○
	湿度	100% (IP65「噴流水に対する保護」)	～100%	○	防水機能 (いかなる方向からの水の浸透環境でも影響を受けない構造) を有しており、問題ない。	○

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

泊発電所3号炉

相違理由

対象機器	仕様	設置場所	留意事項 (想定変動範囲)	評価	補足	総合評価
使用済燃料ピット水位 (AM用)	計測範囲	T.P. 25.24～32.76m	～T.P. 29.29m	○	計測範囲は、有効性評価成立性を確認した結果、想定事故1、2の水位変動範囲内であり問題ない。	○
	温度	70℃	～100℃	△	100℃未満下での機能健全性を試験にて確認済。	○
	湿度	100% (IP65「噴流水に対する保護」)	～100%	○	防水機能 (いかなる方向からの水の直接噴流で影響を受けない構造) を有しており、問題ない。	○
使用済燃料ピット水位 (可搬型)	放射線	<10Gy/h	1.3×10 <sup>6</sup> mGy/h	○	計測範囲は、有効性評価成立性を確認した結果、想定事故1、2の水位変動範囲内であり問題ない。ただし、水位が異常に低下し放射線量が上昇した場合は仕様を超えるため、その後は使用済燃料ピット水位 (可搬型) により監視する。	○
	計測範囲	T.P. 21.30～32.76m	～T.P. 29.29m	○	計測範囲は、使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合においても想定範囲内 (使用済燃料ピット底部近傍～N.W.L近傍) であり、問題ない。	○
	温度	-	-	○	検出部の構成材料が無機物で構成されているため、問題ない。	○
使用済燃料ピット温度 (AM用)	測定位置	T.P. [ ]	～T.P. 29.29m	△	水位が計測位置以下となった場合、雰囲気温度を計測するが、使用済燃料ピット監視カメラ (赤外線) にて水位表面温度を傾向監視可能である。また、注水により水位が計測位置 (出口配管高さ) まで回復した後は計測可能である。	○
	計測範囲	0～100℃	～100℃	○	計測範囲内であり、問題ない。	○
	湿度	80℃	～100℃	△	100℃未満下での機能健全性を試験にて確認済。	○
使用済燃料ピット監視用エアモニタ	計測範囲	10mSv/h～1000mSv/h	使用済燃料ピット区域から設置場所までの距離距離や遮蔽物による減衰率による。	○	計測範囲は、水位の異常な低下を考慮して、使用済燃料ピット内の燃料が露出した場合でも使用済燃料ピット区域内の放射線量を推定できるように評価し把握している。	○
	温度	-19～40℃	屋外設置	○	屋外に設置するため、問題ない。	○
	湿度	100%以下	屋外設置	○	屋外に設置するため、問題ない。	○
使用済燃料ピット監視カメラ	計測範囲	-	使用済燃料ピット区域から設置場所までの距離距離や遮蔽物による減衰率による。	○	計測範囲は、水位の異常な低下を考慮して、使用済燃料ピット内の燃料が露出した場合でも使用済燃料ピット区域内の放射線量を推定できるように評価し把握している。	○
	温度	-15～50℃	～100℃	△	100℃未満下での機能健全性を試験にて確認済。雰囲気温度 100℃ での使用も想定し、空気による冷却等により、耐環境性向上を図る。	○
	湿度	100% (IP65「噴流水に対する保護」)	～100%	○	防水機能 (いかなる方向からの水の直接噴流で影響を受けない構造) を有しており、問題ない。	○

【大飯】設備の相違設備の相違により計測範囲等が相違するが、事故時環境下における監視計器の評価内容については大飯と同様。

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

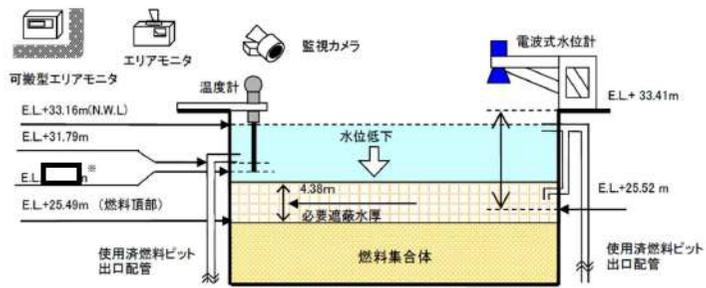
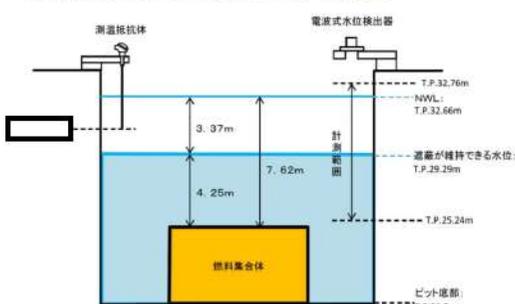
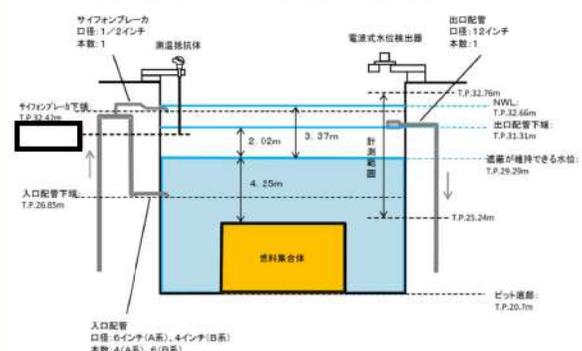
1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">補足資料1</p> <p style="text-align: center;">想定する事故等について</p> <p>(1) 設置許可基準規則第五十四条における計測装置への要求事項                  「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下、設置許可基準規則という）」第五十四条及びその解釈では以下の監視機能を要求しており、大飯3、4号炉について、これらの条件を満足する監視計器を設置する。</p> <p>a) 使用済燃料貯蔵槽の水位、水温及び上部の空間線量率について、燃料貯蔵設備に係る重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定可能であること。</p> <p>b) これらの計測設備は、交流又は直流電源が必要な場合には、代替電源設備からの給電を可能とすること。</p> <p>c) 使用済燃料貯蔵槽の状態をカメラにより監視できること。</p> <p>(2) 設置許可基準規則第五十四条第1項において想定する事故                  設置許可基準規則第五十四条第1項において想定する事故は、同第37条解釈3-1(a)想定事故1及び(b)想定事故2であり、下記のとおりである。</p> <p>a) 想定事故1（使用済燃料ピット冷却系及び注水系の故障）                  使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失することにより、使用済燃料貯蔵槽内の水の温度が上昇し、蒸発により水位が低下する事故</p> <p>b) 想定事故2（使用済燃料系配管等の破断）                  サイフォン現象等により使用済燃料貯蔵槽内の小規模な喪失が発生し、使用済燃料貯蔵槽の水位が低下する事故</p> <p>(3) 設置許可基準規則第五十四条第2項において想定する事故                  設置許可基準規則第五十四条第2項において想定する事故は、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下する事故である。</p>	<p style="text-align: right;">補足資料1</p> <p style="text-align: center;">想定する事故等について</p> <p>(1) 設置許可基準規則第五十四条における計測装置への要求事項                  「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下、設置許可基準規則という）」第五十四条及びその解釈では以下の監視機能を要求しており、大飯3、4号炉について、これらの条件を満足する監視計器を設置する。</p> <p>a) 使用済燃料貯蔵槽の水位、水温及び上部の空間線量率について、燃料貯蔵設備に係る重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定可能であること。</p> <p>b) これらの計測設備は、交流又は直流電源が必要な場合には、代替電源設備からの給電を可能とすること。</p> <p>c) 使用済燃料貯蔵槽の状態をカメラにより監視できること。</p> <p>(2) 設置許可基準規則第五十四条第1項において想定する事故                  設置許可基準規則第五十四条第1項において想定する事故は、同第37条解釈3-1(a)想定事故1及び(b)想定事故2であり、下記のとおりである。</p> <p>a) 想定事故1（使用済燃料ピット冷却系及び注水系の故障）                  使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失することにより、使用済燃料貯蔵槽内の水の温度が上昇し、蒸発により水位が低下する事故</p> <p>b) 想定事故2（使用済燃料ピット冷却系配管等の破断）                  サイフォン現象等により使用済燃料貯蔵槽内の水の小規模な喪失が発生し、使用済燃料貯蔵槽の水位が低下する事故。</p> <p>(3) 設置許可基準規則第五十四条第2項において想定する事故                  設置許可基準規則第五十四条第2項において想定する事故は、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下する事故である。</p>	<p>【大飯】                  記載表現の相違                  【大飯】記載表現の相違                  （泊は設置許可基準規則第三十七条の記載に合わせた）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

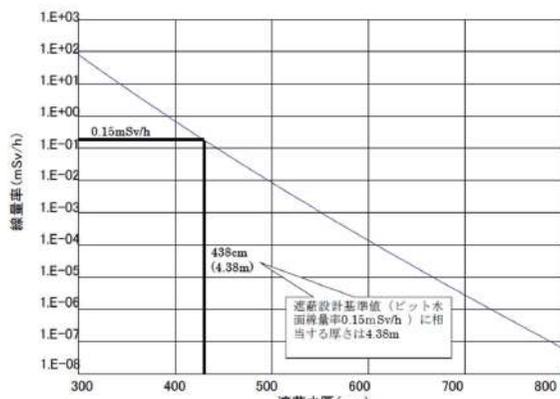
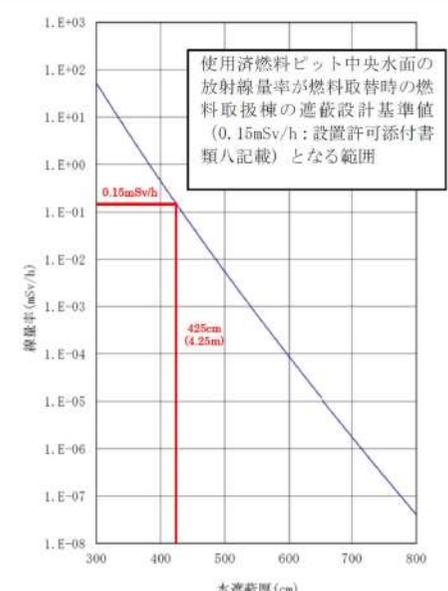
1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">補足資料2</p> <p>想定事故1, 2における使用済燃料ピットの水位及び線量率について</p> <p>想定事故1, 2において使用済燃料ピットの水位が低下した場合でも、送水車を用いた注水等により、使用済燃料ピット中央水面の線量当量率が燃料取替時の原子炉周辺建屋の遮蔽設計基準値(0.15mSv/h：設置許可添付書類八記載)を超えない水位(燃料集合体頂部から4.38m)を維持できる。(図1「大飯3, 4号炉 想定事故1, 2における水位概要図」及び図2「貯蔵中の使用済燃料からの線量率分布」参照)</p>  <p>図1 大飯3, 4号炉 想定事故1, 2における水位概要図</p>	<p>(4) 想定事故1, 2における使用済燃料ピット水位及び放射線量率について</p> <p>想定事故1, 2において使用済燃料ピットの水位が低下した場合でも、可搬型大型送水ポンプ車を用いた注水等により使用済燃料ピット中央水面の放射線量率が燃料取替時の燃料取扱棟の遮蔽設計基準値(0.15mSv/h：設置許可添付書類八記載)を超えない水位(燃料集合体頂部から約4.25m)を維持できる。(第1図「泊3号炉 想定事故1, 2における水位概要図」及び第2図「貯蔵中の使用済燃料からの線量率分布」参照)</p> <p>a. 想定事故1における想定水位 (概略図)</p>  <p>b. 想定事故2における想定水位 (概略図)</p>  <p>第1図 泊3号炉 想定事故1, 2における水位概要図</p> <p style="text-align: center;">□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】設備名称の相違</p> <p>【大飯】建屋名称の相違</p> <p>【大飯】設備の相違</p> <p>【大飯】プラント名称の相違</p> <p>【大飯】図番の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>(川内を参考に想定事故1と2を分けて記載)</p> <p>【大飯】プラント名称の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

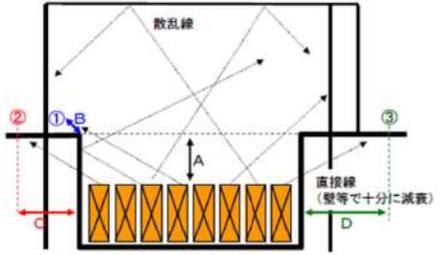
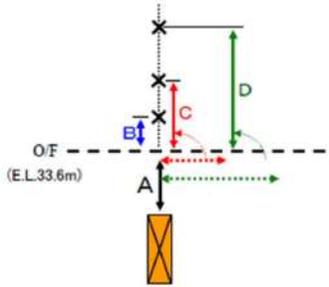
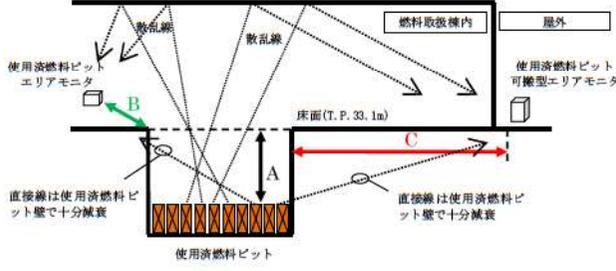
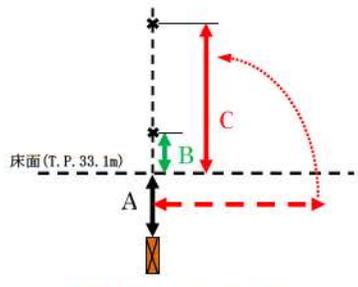
1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>※水温 52℃，燃料有効部からの評価値</p> <p>100℃の水を考慮した場合、必要水厚は約 10 cm 増加するが本評価では燃料有効部から [ ] 余裕を見込んだ燃料上部ノズル部からの必要水厚として評価していること、上部ノズル・プレナム等の遮蔽を考慮していないことから、評価上の余裕を包含される。</p> <p>図 2 貯蔵中の使用済燃料からの線量率分布</p> <p>[ ] 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	 <p>※水温 52℃，燃料有効部からの評価値</p> <p>100℃の水を考慮した場合、必要水厚は、約11cm増加するが、本評価では、燃料有効部から [ ] 余裕を見込んだ燃料上部ノズル部からの必要水厚として評価していること、上部ノズル・プレナム等の遮蔽を考慮していないことから、評価上の余裕に包含される。</p> <p>第 2 図 貯蔵中の使用済燃料からの放射線量率分布</p> <p>[ ] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【大飯】 設備の相違</p> <p>【大飯】 設備の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 図番の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

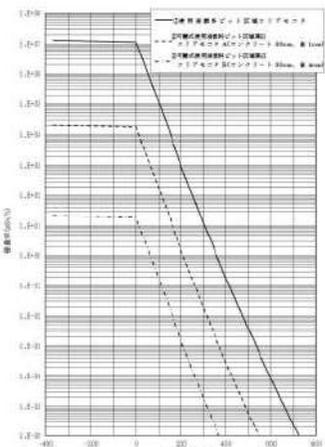
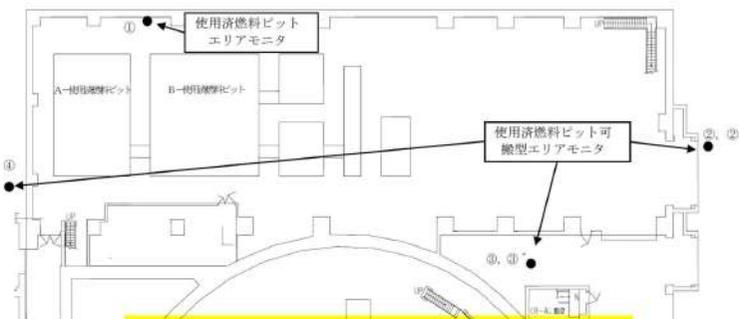
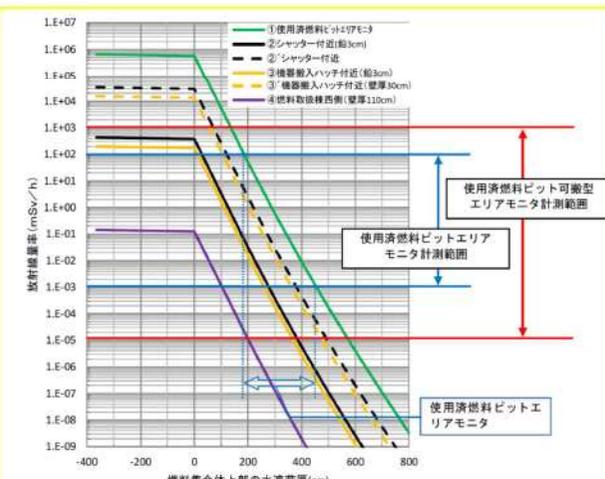
1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">補足資料3</p> <p style="text-align: center;">使用済燃料ピット監視設備の線量評価手法等について</p> <p>(1) 線量率の評価手法</p> <p>使用済燃料ピットの空間線量率を測定する各エアモニタの位置関係は、下図(a)に示すとおり、①使用済燃料ピット区域エアモニタは使用済燃料を直視、②③可搬式使用済燃料ピット区域周辺エアモニタは非直視の位置関係となる。非直視の位置については、直接線は壁等で十分減衰するため散乱線の評価する。</p> <p>評価モデルとしては、直視、非直視に関わらず、使用済燃料1体からの使用済燃料ピット上方向の距離減衰を評価し、1体の線量率に貯蔵体数を乗じる。非直視のモデルに対しては、床面からの距離を使用済燃料ピット上方向の距離として距離減衰を評価し、計算結果に散乱の減衰率を乗じている。線量率計算にはSPAN-SLABコードを用いる。(下図(b)参照)</p>  <p style="text-align: center;">(a) 使用済燃料ピットの各エアモニタの配置 (断面図)</p> <p>【諸元】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>線源強度は、工事計画認可申請書の生体遮蔽装置用に用いている原子炉停止後100時間の線源強度を使用</li> <li>壁、天井での遮蔽減衰率は0.1とする。 (「放射線施設の遮蔽計算実務マニュアル2007」における散乱線の簡易計算手法による。)</li> </ul>  <p style="text-align: center;">(b) 線量評価モデル</p>	<p style="text-align: right;">補足資料2</p> <p style="text-align: center;">使用済燃料ピット監視設備の線量評価手法等について</p> <p>(1) 放射線量率の評価手法</p> <p>使用済燃料ピットの放射線量率を測定する使用済燃料ピットエアモニタ及び使用済燃料ピット可搬式エアモニタの位置関係は、第1図に示すとおり、使用済燃料から非直視の位置関係となる。非直視の位置については、直接線は壁等で十分減衰するため散乱線の評価する。</p> <p>評価モデルとしては、使用済燃料1体からの使用済燃料ピット上方向の距離減衰を評価し、1体の放射線量率に貯蔵体数を乗じる。床面からの距離を使用済燃料ピット上方向の距離として距離減衰を評価し、計算結果に散乱の減衰率を乗じている。線量率計算にはSPAN-SLABコードを用いる。(第2図参照。)</p> <p>【諸元】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>線源強度は、工事計画認可申請書の生体遮蔽装置用に用いている原子炉停止後100時間の線源強度を使用。</li> <li>壁、天井での遮蔽減衰率は0.1とする。 (「放射線施設のしゃへい計算実務マニュアル2015」における散乱線の簡易計算手法による。)</li> </ul>  <p style="text-align: center;">図1 SFP監視設備と使用済燃料の位置関係イメージ</p>  <p style="text-align: center;">第2図 線量評価モデル</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】設備名称の相違</p> <p>【大飯】設備の相違              ・設置位置の相違              ・泊は設置位置より直視は未評価</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>・泊は非直視の位置のみ</p> <p>【大飯】図番の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>文献名称との整合</p> <p>【大飯】記載内容の相違</p> <p>泊は「放射線施設のしゃへい計算実務マニュアル」の最新版の年数を記載。同マニュアルに基づく遮蔽減衰率(0.1)に変更なし。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

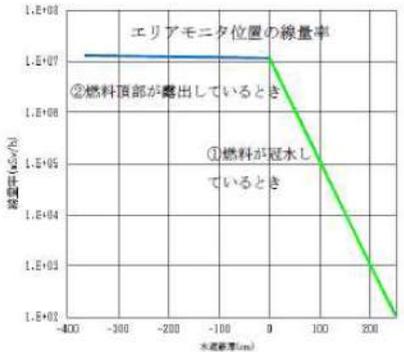
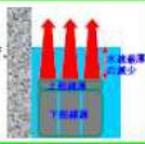
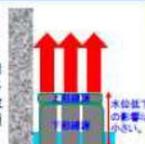
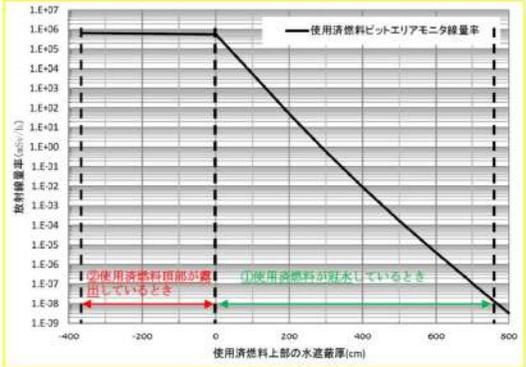
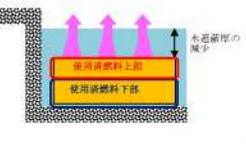
1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【計算結果（可搬式使用済燃料ピット区域周辺エアロモニタの設置場所検討）】</p>  <p>重大事故等時における空間線量率の計測範囲</p> <div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 150px; margin: 10px auto;"></div> <p>可搬式使用済燃料ピット区域周辺エアロモニタの設置検討場所</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p style="text-align: right;"><b>補足資料3</b></p> <p style="text-align: center; color: blue;">使用済燃料ピット可搬型エアロモニタによる監視について</p> <p style="color: blue;">使用済燃料ピット可搬型エアロモニタは、あらかじめ設定している設置場所での放射線量率の相関（減衰率）関係の評価し把握しておくことにより、使用済燃料ピット区域の放射線量率を推定する。</p>  <p style="text-align: center;">第1図 使用済燃料ピット可搬型エアロモニタの配置図</p>  <p style="text-align: center;">第2図 使用済燃料ピットの水遮蔽厚と放射線量率の相関図</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（泊は伊方と同様）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>(2) 線量率から水位を推定する場合</p> <p>使用済燃料ピット区域の線量率を測定し、使用済燃料ピットの水位と線量率の関係から、使用済燃料ピットの水位を推定する。</p> <p>燃料集合体が冠水していれば（下図の水遮蔽厚が0cm以上）、水位低下に伴って線量率も上昇する。また、燃料集合体頂部が露出した後は、燃料集合体冠水時に比べ、水位低下による線量率の上昇は緩慢になる。よって、線量率の上昇が緩やかになることにより、燃料集合体頂部が露出したと推定できる。燃料頂部露出以降においても、線量率の上昇から水位を推定できる可能性はあるが、水位低下に対する線量率の上昇率が小さくなるため、燃料頂部露出以前よりも水位推定は難しくなる。</p>  <div data-bbox="369 805 728 1133"> <p><b>①燃料が冠水しているとき</b>              水位が低下すると燃料の鉛直方向の遮蔽厚が減少するので、線量率が大きく上昇する。</p>  <p><b>②燃料頂部が露出しているとき</b>              燃料の鉛直方向への線量率は、下部線源の寄与が上部線源で遮蔽され上部線源の寄与が支配的であることから、水位低下による線量率の上昇の傾きは小さくなる。</p>  </div>	<p>(1) 放射線量率から水位を推定する場合</p> <p>使用済燃料ピット区域の線量率を測定し、使用済燃料ピットの水位と線量率の関係から、使用済燃料ピットの水位を推定する。</p> <p>燃料集合体が冠水していれば（下図の水遮蔽厚が0cm以上）、水位低下に伴って放射線量率も上昇する。また、燃料集合体頂部が露出した後は、燃料集合体冠水時に比べ、水位低下による放射線量率の上昇は緩慢になる。よって、放射線量率の上昇が緩やかになることにより、燃料集合体頂部が露出したと推定できる。燃料頂部露出以降においても、放射線量率の上昇から水位を推定できる可能性はあるが、水位低下に対する放射線量率の上昇率が小さくなるため、燃料頂部露出以前よりも水位の推定は難しくなる。</p>  <div data-bbox="1041 869 1624 1380"> <p><b>①燃料が冠水しているとき</b>              水位が低下すると燃料の鉛直方向の遮蔽厚が減少するので、放射線量率が大きく上昇する。</p>  <p><b>②燃料頂部が露出しているとき</b>              燃料の鉛直方向への放射線量率は、下部線源の寄与が上部線源で遮蔽され上部線源の寄与が支配的であることから、水位低下による放射線量率の上昇の傾きは小さくなる。</p>  </div>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由																				
<p style="text-align: right;">補足資料 4</p> <p style="text-align: center;"><b>重大事故等時における 使用済燃料ピット監視計器の耐環境性について</b></p> <p>(a) 重大事故等時における使用済燃料ピットの環境について                      使用済燃料ピットで重大事故等が発生した場合に、計器周辺の環境が温度 100℃、湿度 100%RH となる可能性を考慮し、使用済燃料ピット温度（AM用）および使用済燃料ピット水位（AM用）の機能健全性を評価する。</p> <p>(b) 試験方法                      試験対象となる計器（表1に記載）について、温度 100℃環境下での耐熱試験を実施する。なお、湿度 100%RH については、温度計・水位計共に防水機能を有しているため、機能健全性に問題はない。</p> <p style="text-align: center;">表1 試験対象となる使用済燃料ピット温度計および水位計の機器仕様</p> <table border="1" data-bbox="241 544 853 740"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">種類</th> <th colspan="2">機器仕様</th> </tr> <tr> <th>温度</th> <th>防水性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料ピット温度 (AM用)</td> <td>測温抵抗体</td> <td>70℃</td> <td>防水機能あり。(IP67「水中への浸漬に対する保護」(水の浸入に対する保護として、規定の圧力、時間での水中に浸漬しても有害な影響を受けないような構造))</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット水位 (AM用)</td> <td>電波式水位検出器</td> <td>80℃</td> <td>防水機能あり。(IP65「噴流水に対する保護」(いかなる方向からの水の直接噴流によっても有害な影響を受けないような構造))</td> </tr> </tbody> </table> <p>○耐熱試験                      試験装置の中に設置した計器に対して、100℃を計9日間印加した後に、監視機能を維持できることを確認する。</p> <p>(c) 試験結果                      耐熱試験の結果を表2に示す。100℃環境下においても計器の監視機能は維持されており、健全性に問題はない。</p> <p style="text-align: center;">表2 試験結果</p> <table border="1" data-bbox="250 959 844 1023"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料ピット温度 (AM用)</td> <td>100℃を印加した後の特性試験：結果 良</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット水位 (AM用)</td> <td>100℃を印加した後の特性試験：結果 良</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	名称	種類	機器仕様		温度	防水性	使用済燃料ピット温度 (AM用)	測温抵抗体	70℃	防水機能あり。(IP67「水中への浸漬に対する保護」(水の浸入に対する保護として、規定の圧力、時間での水中に浸漬しても有害な影響を受けないような構造))	使用済燃料ピット水位 (AM用)	電波式水位検出器	80℃	防水機能あり。(IP65「噴流水に対する保護」(いかなる方向からの水の直接噴流によっても有害な影響を受けないような構造))	名称	結果	使用済燃料ピット温度 (AM用)	100℃を印加した後の特性試験：結果 良	使用済燃料ピット水位 (AM用)	100℃を印加した後の特性試験：結果 良		<p>【大飯】                      記載箇所の相違                      ・泊は、使用済燃料ピット事故時環境下での監視計器の健全性について 1.11.18 にて記載済み。</p>
名称			種類	機器仕様																		
	温度	防水性																				
使用済燃料ピット温度 (AM用)	測温抵抗体	70℃	防水機能あり。(IP67「水中への浸漬に対する保護」(水の浸入に対する保護として、規定の圧力、時間での水中に浸漬しても有害な影響を受けないような構造))																			
使用済燃料ピット水位 (AM用)	電波式水位検出器	80℃	防水機能あり。(IP65「噴流水に対する保護」(いかなる方向からの水の直接噴流によっても有害な影響を受けないような構造))																			
名称	結果																					
使用済燃料ピット温度 (AM用)	100℃を印加した後の特性試験：結果 良																					
使用済燃料ピット水位 (AM用)	100℃を印加した後の特性試験：結果 良																					

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料 1.11.19</p> <p style="text-align: center;">重大事故等時における使用済燃料ピットの監視</p> <p>【可搬式使用済燃料ピット水位の設置】                  【可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタの設置】                  【使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置の設置】</p> <p>1. 作業概要                  重大事故等時に、設計基準対象施設の使用済燃料ピット監視計器が使用できなくなることを想定し、可搬式使用済燃料ピット水位、可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタを設置する。また、重大事故等時における使用済燃料ピット監視カメラの耐環境性の向上を図るために、使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置を設置する。</p> <p>2. 必要要員数及び作業時間                  必要要員数：4名/ユニット                  （2名：可搬式使用済燃料ピット水位）                  （2名：可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラ）                  作業時間（想定）：約120分                  作業時間（模擬）：約120分以内                  （移動、防護具着用時間を含む）</p> <p>3. 作業の成立性                  アクセス性：夜間においても、ヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。                  作業環境：可搬式設備保管エリア、運搬ルート及び設置エリア周辺には、作業を行う上で支障となる設備はなく、作業員はヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、作業可能である。</p>	<p style="text-align: right;">添付資料1.11.19</p> <p style="text-align: center;">可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視</p> <p>【使用済燃料ピット可搬型水位計の設置】                  【使用済燃料ピット可搬型エリアモニタの設置】                  【使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置の使用準備】</p> <p>1. 作業概要                  重大事故等時に、設計基準対象施設の使用済燃料ピット監視計器が使用できなくなることを想定し、使用済燃料ピット可搬型水位計及び使用済燃料ピット可搬型エリアモニタを設置する。また、重大事故等時における使用済燃料ピット監視カメラの耐環境性の向上を図るために、使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置を設置する。</p> <p>2. 作業場所                  周辺補機棟T.P.33.1m                  燃料取扱棟T.P.33.1m                  原子炉補助建屋T.P.33.1m                  屋外T.P.33.1m</p> <p>3. 必要要員数及び作業時間                  (1) 使用済燃料ピット可搬型水位計の設置                  必要要員数：2名                  操作時間（想定）：120分                  操作時間（訓練実績等）：105分                  （現場移動、放射線防護具着用時間を含む。）                  (2) 使用済燃料ピット可搬型エリアモニタの設置及び使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置の使用準備                  必要要員数：2名                  操作時間（想定）：120分                  操作時間（訓練実績等）：61分                  （現場移動、放射線防護具着用時間を含む。）</p> <p>4. 作業の成立性                  移動経路：夜間においても、ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。                  作業環境：可搬式大型送水ポンプ車等の保管エリア、運搬ルート及び設置エリア周辺には、作業を行う上で支障となる設備はなく、また、ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、作業可能である。                  操作は汚染の可能性を考慮し、防護具（全面マスク、個人線量計、ゴム手袋等）を装備又は携行して作業を行う。</p>	<p>【大飯】                  設備名称の相違                  【大飯】                  設備名称の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

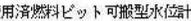
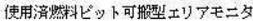
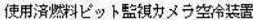
1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>作業性：各設備の接続部はコネクタ接続等の簡易な構造となっており、容易に実施可能である。</p> <p>連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、<b>トランシーバー</b>又は携行型通話装置にて通話可能である。</p>	<p>作業性：<b>【使用済燃料ピット可搬型水位計】</b>                      変換器とケーブル接続BOXとの接続はコネクタ接続であり、容易に接続可能である。また、使用済燃料ピット可搬型水位計設置時の使用工具については、一般工具を用いた簡易な作業であるため、問題なく実施できる。</p> <p><b>【使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ】</b>                      検出器用ケーブルの接続はコネクタ接続であり、容易に接続可能である。また、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ設置時の使用工具については、一般工具を用いた簡易な作業だけであるため、問題なく実施できる。</p> <p><b>【使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置】</b>                      配管との接続はカプラ接続であり、工具の必要はなく、容易に接続が可能である。また、電源ケーブルはコンセントプラグ接続であり、容易に接続可能であるため、問題なく実施できる。</p> <p>連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、<b>無線連絡設備（携帯型）</b>又は携行型通話装置を使用し、確実に<b>中央制御室へ連絡することが可能である。</b></p>	<p>【大飯】                      設備名称の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

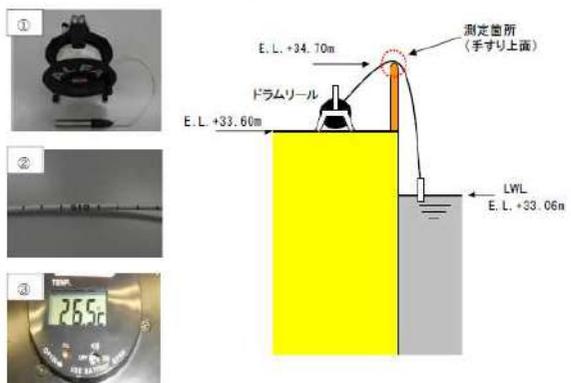
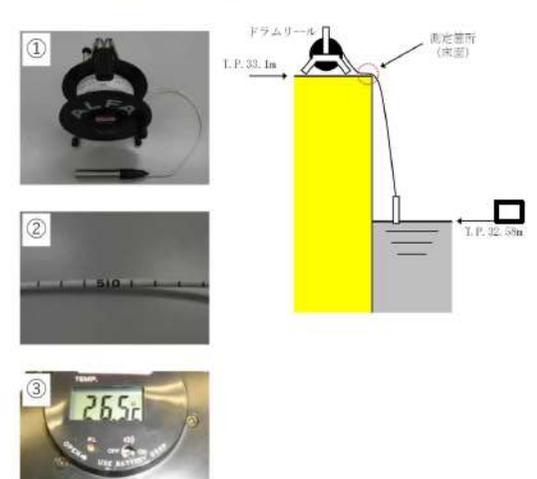
1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="423 767 676 815" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>取納(運搬)状態</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>組立状態</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>変換器</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ケーブル接続BOX</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>使用済燃料ピット可搬型水位計</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>可搬型エアモニタ 測定処理部</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>可搬型エアモニタ 検出器側</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>検出器用ケーブル接続</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>使用済燃料ピット可搬型エアモニタ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>監視カメラ空冷装置</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>空冷配管との接続</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>電源ケーブル接続</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置</p> </div> </div>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

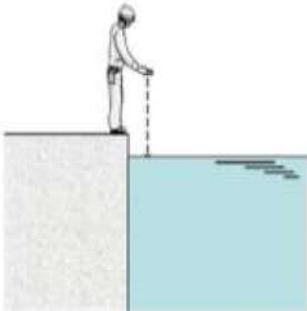
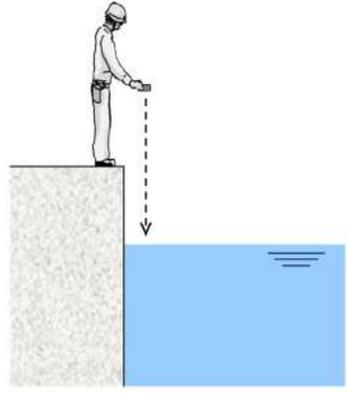
1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料 1.11.20</p> <p style="text-align: center;"><u>携帯型水温計、携帯型水位計及び携帯型水位・水温計について</u></p> <p>重大事故等が発生した場合、使用済燃料ピットの水位を把握するために使用済燃料ピット近傍に<b>携帯型水位、水温計</b>（ロープ式）（①図参照）、<b>携帯型水位計、携帯型水温計</b>（次ページ参照）を配備している。</p> <p>(1) <b>携帯型水位、水温計</b>  <b>携帯型水位、水温計</b>（ロープ式）は、先端にセンサーが付いており、センサーが水面に接触すると、ドラムリールから電子音が鳴り（センサーが水面から外れると電子音が停止）、そのときのロープの目盛りにより、使用済燃料ピットの水位を把握することができる。                  また、水面接触時には、ドラムリールの赤色ランプが点灯（非接触時には、ランプが消灯）するので電子音が不調の際にも対応することが可能である。</p> <p>水位計測定範囲：30m                  [水位計測方法]                  ・<b>携帯型水位・水温計</b>（ロープ式）のセンサーを水面へ降ろす。                  ・検出器が水面へ接触し電子音が動作した際の目盛りまたは検出器を水面から引き抜き電子音が停止した場合の目盛りを読み取る。（②図参照）</p> <p>・読み取った値と測定箇所との関係より水位を換算する。（別紙参照）</p> <p>その他の機能として、ドラムリールのデジタル盤に水温を示すことができる。（③図参照）                  ・温度計測定範囲：0℃～100℃（表示は99.9℃まで）</p> 	<p style="text-align: right;">添付資料1.11.20</p> <p style="text-align: center;"><u>携帯型水温計、携帯型水位計及び携帯型水位・水温計について</u></p> <p>重大事故等が発生した場合、使用済燃料ピットの水位を把握するために使用済燃料ピット近傍に<b>携帯型水位・水温計</b>（ロープ式）（①図参照）、<b>携帯型水位計、携帯型水温計</b>（次ページ参照）を配備している。</p> <p>(1) <b>携帯型水位・水温計</b>  <b>携帯型水位・水温計</b>（ロープ式）は、先端にセンサーが付いており、センサーが水面に接触すると、ドラムリールから電子音が鳴り（センサーが水面から外れると電子音が停止）、そのときのロープの目盛りにより、使用済燃料ピットの水位を把握することができる。                  また、水面接触時には、ドラムリールの赤色ランプが点灯（非接触時には、ランプが消灯）するので電子音が不調の際にも対応することが可能である。</p> <p>水位計測定範囲：30m                  [水位計測方法]                  ・<b>携帯型水位・水温計</b>（ロープ式）のセンサーを水面へ降ろす。                  ・検出器が水面へ接触し電子音が動作した際の目盛りまたは検出器を水面から引き抜き電子音が停止した場合の目盛りを読み取る。（②図参照）</p> <p>・読み取った値と測定箇所との関係より水位を換算する。（別紙参照）</p> <p>その他の機能として、ドラムリールのデジタル盤に水温を示すことができる。（③図参照）                  ・温度計測定範囲：0℃～100℃（表示は99.9℃まで）</p>  <p style="text-align: right;">□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 携帯型水位計, 携帯型水温計</p> <p>携帯型水位計は、水面に向けて超音波を照射し反射して戻ってくるまでの時間を計測し、超音波の速度から反射したものととの距離を逆算することにより、使用済燃料ピットの水面までの距離を把握するものである。</p> <p>携帯型水温計は、使用済燃料ピット水の表面から放出される赤外線放射エネルギーを赤外線センサーを用いて計測することにより、使用済燃料ピットの表面温度を把握するものである。</p> <p>なお、それぞれの計器は電池式であり、施設内の電源喪失時においても容易に測定することが可能である。</p> <p>[測定範囲]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯型水位計：0.47～18m（最小表示：0.01m）</li> <li>・携帯型水温計：-60～1500℃（最小表示：0.1℃）</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>[携帯型水位計]</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>[携帯型水温計]</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>[測定概略]</p> </div> </div>	<p>(2) 携帯型水位計, 携帯型水温計</p> <p>携帯型水位計は、水面に向けて超音波を照射し反射して戻ってくるまでの時間を計測し、超音波の速度から反射したものととの距離を逆算することにより、使用済燃料ピットの水面までの距離を把握するものである。</p> <p>携帯型水温計は、使用済燃料ピット水の表面から放出される赤外線放射エネルギーを赤外線センサーを用いて計測することにより、使用済燃料ピットの表面温度を把握するものである。</p> <p>なお、それぞれの計器は電池式であり、施設内の電源喪失時においても容易に測定することが可能である。</p> <p>[測定範囲]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯型水位計：0.6～16m（最小表示：0.01m）</li> <li>・携帯型水温計：-40～510℃（最小表示：1℃）</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>[携帯型水位計]</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>[携帯型水温計]</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>[測定概略]</p> </div> </div>	<p><b>【大飯】</b>                  使用計器の相違による計器仕様の相違</p>





泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料 1.11.21</p> <p style="text-align: center;">手順のリンク先について</p> <p>使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等について、手順のリンク先を以下に取りまとめる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 1.11.2.1（9）その他の手順項目にて考慮する手順                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・送水車への燃料補給に関する手順</li> <li>&lt;リンク先&gt;1.6.2.4（3）送水車への燃料補給</li> </ul> </li> <li>2. 1.11.2.2（2）大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水                     <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;リンク先&gt;1.12.2.2（1）大気への拡散抑制</li> </ul> </li> <li>3. 1.11.2.2（4）その他の手順項目にて考慮する手順                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・送水車への燃料補給に関する手順</li> <li>&lt;リンク先&gt;1.6.2.4（2）送水車への燃料補給</li> <li>・大容量ポンプ（放水砲用）への燃料補給に関する手順</li> <li>&lt;リンク先&gt;1.6.2.4（1）電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、大容量ポンプへの燃料補給</li> </ul> </li> <li>4. 1.11.2.4 使用済燃料ピット監視計器の電源（交流又は直流）を代替電源設備から給電する手順等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;リンク先&gt;1.14.2.1（1）空冷式非常用発電装置による代替電源（交流）からの給電</li> </ul> </li> </ol> <p style="text-align: right;">以上</p>		<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は本文「1.11.2.4 その他の手順項目について考慮する手順」に手順のリンク先を記載する。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所安全審査資料（平成30年8月21日）                      「大飯発電所3号炉及び4号炉柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の新規制基準適合性審査を通じて得られた技術的知見の反映に伴う改正規則への適合性について」より抜粋して比較</p> <p>1.1.2 使用済燃料貯蔵槽から発生する水蒸気による悪影響を防止するための対策</p> <p>重大事故等が発生した場合における使用済燃料貯蔵槽の水の蒸発による重大事故等対処設備への悪影響を防止するための手順等を明確化する。</p> <p>(改正された規則等)                      ・重大事故等技術的能力審査基準(1.11)                      技術的能力審査基準抜粋</p> <p>1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書                      【要求事項】                      1 発電用原子炉設置者において、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の燃料体又は使用済燃料（以下「貯蔵槽内燃料体等」という。）を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。                      2 発電用原子炉設置者は、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。                      【解釈】                      1 (省略)                      2 第1項に規定する「貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。                      a) 想定事故1及び想定事故2が発生した場合において、代替注水設備により、使用済燃料貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な手順等を整備すること。                      b) <u>想定事故1及び想定事故2が発生した場合において発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、当該悪影響を防止するために必要な手順等を整備すること。</u>                      3・4 (省略)</p> <p>(注) 追加箇所を下線部で示す。</p>	<p>使用済燃料貯蔵槽から発生する水蒸気による悪影響を防止するための対策</p> <p>重大事故等が発生した場合における使用済燃料貯蔵槽の水の蒸発による重大事故等対処設備への悪影響を防止するための手順等を明確化する。                      平成29年12月14日に施行された技術的能力審査基準追加要求事項（解釈）に対し、想定事故1、2が発生した場合において、発生した水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がないことを確認した。確認結果を本資料の1.(1)から(3)に示す。</p> <p>(平成29年12月14日に施行された規則等)                      ・重大事故等技術的能力審査基準(1.11)                      技術的能力審査基準抜粋</p> <p>1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書                      【要求事項】                      1 発電用原子炉設置者において、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の燃料体又は使用済燃料（以下「貯蔵槽内燃料体等」という。）を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。                      2 発電用原子炉設置者は、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。                      【解釈】                      1 (省略)                      2 第1項に規定する「貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。                      a) 想定事故1及び想定事故2が発生した場合において、代替注水設備により、使用済燃料貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な手順等を整備すること。                      b) <u>想定事故1及び想定事故2が発生した場合において発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、当該悪影響を防止するために必要な手順等を整備すること。</u>                      3・4 (省略)</p> <p>(注) 追加箇所を下線部で示す。</p>	<p>【大飯】                      記載内容の相違                      ・大飯欄はバックフィット対応として、既許可に影響がないことを説明する資料。                      ・泊は大飯のバックフィット対応審査資料のうち、技術的能力1.11に係る記載をベースに、表現については、新規制基準適合性審査中プラントとしての記載に変更。同様の相違については、「BF対応時期の相違」と記載する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.2.2 使用済燃料貯蔵槽から発生する水蒸気による悪影響を防止するための対策</p> <p>(1) 使用済燃料ピットが設置されている建屋構造について                  使用済燃料ピットが設置されている燃料取扱建屋は、図1.2.2.1及び図1.2.2.2に示すとおり原子炉周辺建屋の一部を構成している。燃料取扱建屋は、原子炉周辺建屋内の他のエリアとは区画されていることから、使用済燃料ピットから発生した水蒸気の影響範囲は燃料取扱建屋内となる。                  なお、柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の使用済燃料プールは、特に区画のない原子炉建屋内に設置されている。</p> <p>(2) 水蒸気の影響を考慮する重大事故等対処設備について                  (1) 項より使用済燃料ピットから発生する水蒸気の影響を考慮する重大事故等対処設備の範囲は、燃料取扱建屋内に設置されている設備が対象となる。燃料取扱建屋内に設置されている重大事故等対処設備は、以下に示す使用済燃料ピット監視設備であり、これらの使用済燃料ピット監視設備の配置を図1.2.2.3に示す。</p> <p>(対象設備)                  ・使用済燃料ピット水位(AM用)                  ・可搬式使用済燃料ピット水位                  ・使用済燃料ピット混度(AM用)                  ・使用済燃料ピット監視カメラ</p> <p>燃料取扱建屋内に設置されている使用済燃料ピット監視設備に係る重大事故等時の環境下における健全性について、表1.2.2.1に設備仕様及び環境条件を示す。                  重大事故等が発生した際には、これらの監視設備は使用済燃料ピットからの蒸散が継続し、高温(大気圧下であり100℃以上に達することはない)、高湿度環境での使用も考えられるが、検出器取付構造及び取付位置により水蒸気が直接検出器の電気回路部等に接しない構造としており、また、想定される環境状態を考慮した条件(温度100℃、湿度100%)で設計し試験により機能健全性を確認していることから、事故時環境下においても使用が可能である。</p> <p>(3) 可搬型設備による使用済燃料ピットへの代替注水措置について                  使用済燃料ピットにおける重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な技術的能力に関しては、重大事故等技術的能力審査基準「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」に対応する手順を整備しており、また、設置許可基準規則の解釈第37条に基づく想定事故1及び想定事故2に対する措置の有効性評価を実施している。有効性評価の結果では、使用済燃料ピット水の温度が100℃に到達する前に送水車による注水準備が完了することを確認している。このため、現場環境が大きく悪化する前に注水措置を実施することが可能であり、使用済燃料ピットからの水蒸気の発生が抑制できる。</p>	<p>1. 使用済燃料貯蔵槽から発生する水蒸気による悪影響を防止するための対策</p> <p>(1) 使用済燃料ピットが設置されている建屋構造について                  使用済燃料ピットが設置されている燃料取扱棟は、図1及び図2に示すとおり原子炉建屋の一部を構成している。燃料取扱棟は、原子炉建屋内の他のエリアとは区画されていることから、使用済燃料ピットから発生した水蒸気の影響範囲は燃料取扱棟内となる。                  なお、柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の使用済燃料プールは、特に区画のない原子炉建屋内に設置されている。</p> <p>(2) 水蒸気の影響を考慮する重大事故等対処設備について                  (1) 項より使用済燃料ピットから発生する水蒸気の影響を考慮する重大事故等対処設備の範囲は、燃料取扱棟内に設置されている設備が対象となる。燃料取扱棟内に設置されている重大事故等対処設備は、以下に示す使用済燃料ピット監視設備であり、これらの使用済燃料ピット監視設備の配置を図3及び図4に示す。</p> <p>(対象設備)                  ・使用済燃料ピット水位 (AM用)                  ・使用済燃料ピット水位 (可搬型)                  ・使用済燃料ピット温度 (AM用)                  ・使用済燃料ピット監視カメラ</p> <p>燃料取扱棟内に設置されている使用済燃料ピット監視設備に係る重大事故等時の環境下における健全性について、表1に設備仕様及び環境条件を示す。                  重大事故等が発生した際には、これらの監視設備は使用済燃料ピットからの蒸散が継続し、高温(大気圧下であり100℃以上に達することはない)、高湿度環境での使用も考えられるが、検出器取付構造及び取付位置により水蒸気が直接検出器の電気回路部等に接しない構造としており、また、想定される環境状態を考慮した条件(温度100℃、湿度100%)で設計し試験により機能健全性を確認していることから、事故時環境下においても使用が可能である。</p> <p>(3) 可搬型設備による使用済燃料ピットへの代替注水措置について                  使用済燃料ピットにおける重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な技術的能力に関しては、重大事故等技術的能力審査基準「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」に対応する手順を整備しており、また、設置許可基準規則の解釈第37条に基づく想定事故1及び想定事故2に対する措置の有効性評価を実施している。有効性評価の結果では、使用済燃料ピット水の温度が100℃に到達する前に可搬型大型送水ポンプ車による注水準備が完了することを確認している。このため、現場環境が大きく悪化する前に注水措置を実施することが可能であり、使用済燃料ピットからの水蒸気の発生が抑制できる。</p>	<p>【大飯】                  名称の相違                  ・燃料取扱建屋と燃料取扱棟                  ・原子炉周辺建屋と原子炉建屋                  (以降、相違理由を省略)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設置許可申請書添付書類十(平成29年5月24日許可)</p> <p>7.3. 使用済燃料ピットにおける重大事故に至るおそれがある事故</p> <p>7.3.1 想定事故1</p> <p>7.3.1.2 燃料損傷防止対策の有効性評価</p> <p>(2) 有効性評価の条件</p> <p>d. 重大事故等対策に関連する操作条件</p> <p>運転員等操作に関する条件として、「6.3.5 運転員等の操作時間に対する仮定」に示す分類に従って以下のとおり設定する。</p> <p>(a) 送水車による注水は、事象発生の確認及び移動に必要な時間等を考慮して、事象発生の5.2時間後に開始するものとする。</p> <p>(3) 有効性評価の結果</p> <p>a. 事象進展</p> <p>事象発生後、使用済燃料ピット冷却機能及び注水機能の喪失に伴い、使用済燃料ピット水温が徐々に上昇し、約12時間で100℃に到達し、使用済燃料ピット水位は緩慢に低下する。(略)</p> <p>b 評価項目等</p> <p>(略)</p> <p>事象発生の5.2時間後から送水車による注水を行うことで、事象発生の約9.1時間後には使用済燃料ピット水位を回復させ維持できることから、水位及び温度は安定し、安定状態に至る。その後も送水車による注水を行うことで、安定状態を維持できる。</p>	<p>有効性評価まとめ資料想定事故1 (抜粋)</p> <p>7.3. 使用済燃料ピットにおける重大事故に至るおそれがある事故</p> <p>7.3.1 想定事故1</p> <p>7.3.1.2 燃料損傷防止対策の有効性評価</p> <p>(2) 有効性評価の条件</p> <p>d. 重大事故等対策に関連する操作条件</p> <p>運転員等操作に関する条件として、「6.3.5 運転員等の操作時間に対する仮定」に示す分類に従って以下のとおり設定する。</p> <p>(a) 可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水準備操作は、災害対策要員の移動、注水準備に必要な時間等を考慮して、事象発生4.4時間までに完了するが、使用済燃料ピットへの注水操作は使用済燃料ピットの水温が100℃に到達することにより使用済燃料ピット水位が低下し始める事象発生約6.6時間後から開始する。</p> <p>(3) 有効性評価の結果</p> <p>a. 事象進展</p> <p>事象発生後、使用済燃料ピット冷却機能及び注水機能の喪失に伴い、使用済燃料ピット水温が徐々に上昇し、約6.6時間で100℃に到達し、使用済燃料ピット水位は緩慢に低下する。(略)</p> <p>b. 評価項目等</p> <p>(略)</p> <p>事象発生4.4時間後までに可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水準備が完了するため、使用済燃料ピットの水位が低下し始める事象発生約6.6時間後から蒸発量に応じた使用済燃料ピットへの注水を継続することで安定状態を維持できる。</p>	<p>【大飯】                  設計方針の相違                  設計方針の相違                  ・泊は注水準備完了が水位が低下し始める水温100℃到達前に完了するため注水開始時間を水温が100℃に到達する時間に明確化(島根と同様)                  【大飯】設計の相違                  ・注水開始時間の相違</p> <p>評価結果の相違                  ・崩壊熱、SFP水量等の差異により、100℃到達時間及び遮断が維持される最低水位までの水位低下時間が異なる。</p> <p>【大飯】設計の相違                  ・注水開始時間の相違                  ・初期水位の設定の違いにより安定状態に至る時間が異なる。</p> <p>【大飯】                  記載方針の相違                  ・泊はSFP水が沸騰を開始する前までに注水準備が完了するため水位が低下せず、安川(水位が低下している状態から注水</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>【大飯 3/4号炉設置許可申請書添付書類十(令和2年12月現在)より想定事故2の一部を抜粋】</p> <p>7.3.2 想定事故2                  7.3.2.2 燃料損傷防止対策の有効性評価                  (2) 有効性評価の条件                  d. 重大事故等対策に関連する操作条件                  運転員等操作に関する条件として、「6.3.5 運転員等の操作時間に対する仮定」に示す分類に従って以下のとおり設定する。</p> <p>(a) 送水車による注水は、事象発生の確認及び移動に必要な時間等を考慮して、事象発生後の5.9時間後に開始するものとする。</p> <p>(3) 有効性評価の結果                  a. 事象進展                  事象発生後、使用済燃料ピット冷却系の配管破断により使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端まで低下した後、使用済燃料ピット水温が徐々に上昇し、約11時間で100℃に到達し、使用済燃料ピット水位は緩慢に低下する。(略)</p> <p>b. 評価項目等                  (略)                  事象発生後の5.2時間後から送水車による注水を行うことで、事象発生後の5.2時間後には使用済燃料ピット出口配管下端で水位を維持できることから、水位及び温度は安定し、安定状態に至る。その後も送水車による注水を行うことで、安定状態を維持できる。</p>	<p>有効性評価まとめ資料想定事故2（抜粋）</p> <p>7.3.2 想定事故2                  7.3.2.2 燃料損傷防止対策の有効性評価                  (2) 有効性評価の条件                  d. 重大事故等対策に関連する操作条件                  運転員等操作に関する条件として、「6.3.5 運転員等の操作時間に対する仮定」に示す分類に従って以下のとおり設定する。</p> <p>(a) 可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水準備操作は、災害対策要員の移動、注水準備に必要な時間等を考慮して、事象発生4.4時間までに完了するが、使用済燃料ピットへの注水操作は使用済燃料ピットの水温が100℃に到達することにより使用済燃料ピット水位が低下し始める事象発生約5.8時間後から開始する。</p> <p>(3) 有効性評価の結果                  a. 事象進展                  事象発生後、使用済燃料ピット冷却系の配管破断により使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端まで低下した後、使用済燃料ピット水温が徐々に上昇し、約5.8時間で100℃に到達し、使用済燃料ピット水位は緩慢に低下する。(略)</p> <p>b. 評価項目等                  (略)                  事象発生4.4時間後までに可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水準備が完了するため、使用済燃料ピットの水温が低下し始める事象発生約5.8時間後から蒸発量に応じた使用済燃料ピットへの注水を継続することで、使用済燃料ピット水浄化冷却設備入口配管下端で水位を維持できることから、安定状態を維持できる。</p>	<p>し水位が回復)と状況が異なる。このため、泊と同じ状況である島根と同様の記載とした。</p> <p>【大飯】                  記載内容の相違                  ・大飯は想定事故1のみ記載。                  ・泊はSFP水沸騰までの時間が早い想定事故2についても記載する。                  ・泊は注水準備完了が水位が低下し始める水温100℃到達前に完了するため注水開始時間を水温が100℃に到達する時間に明確化(島根と同様)</p> <p>【大飯】設計の相違                  ・注水開始時間の相違</p> <p>【大飯】                  評価結果の相違                  ・崩壊熱、SFP水量等の差異により、100℃到達時間及び遮蔽が維持できる最低水位までの水位低下時間が異なる</p> <p>【大飯】設計の相違                  ・注水開始時間の相違</p> <p>【大飯】                  記載方針の相違                  ・泊はSFP水が沸騰を開始する前までに注水準備が完了するため水位が低</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>以上のとおり、大飯3号炉及び4号炉では使用済燃料ピットが設置されている燃料取扱建屋が周辺建屋と区画されていることから、使用済燃料ピットで発生した水蒸気の影響範囲は燃料取扱建屋内に設置されている重大事故等対処設備になる。また、燃料取扱建屋内に設置されている重大事故等対処設備は使用済燃料ピット監視設備であり、いずれの設備も高温、高湿度での使用を想定した設計になっていることから、重大事故等時の環境下においても使用は可能であり、水蒸気が悪影響を及ぼすことなく、既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。</p>	<p>以上のとおり、泊3号炉では使用済燃料ピットが設置されている燃料取扱棟が周辺建屋と区画されていることから、使用済燃料ピットで発生した水蒸気の影響範囲は燃料取扱棟内に設置されている重大事故等対処設備になる。また、燃料取扱棟内に設置されている重大事故等対処設備は使用済燃料ピット監視設備であり、いずれの設備も高温及び高湿度での使用を想定した設計になっていることから、重大事故等時の環境下においても使用は可能であり、水蒸気が悪影響を及ぼすことがないことを確認した。</p>	<p>下せず、女川（水位が低下している状態から注水し水位が回復）と状況が異なる。このため、泊と同じ状況である島根と同様の記載とした。</p> <p>【大飯】 BF 対応時期の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉

表1.2.2.1 燃料取扱棟屋内に設置されている使用済燃料ピット監視設備の設備仕様及び環境条件一覧

項目	計器仕様		設置場所	環境条件 (想定変動範囲)	評価	補足	総合 評価
	計器仕様	計器仕様					
水位	使用済燃料ピット水位 (AM用)	レンジ E.L.+25.52m ～E.L.+33.41m	使用済燃料 ピット上端	～約 E.L.+29.87m	○	計測範囲は、有効性評価成立性を確認した結果、想定事故1、2の水位変動範囲内であり問題ない。	○
		温度 70℃		～100℃	△	100℃環境下での機能健全性を試験にて確認済	○
		湿度 100% (IP65「噴流水に対する保護」)		～100%	○	防水機能 (いかなる方向からの水の直接噴流で影響を受けない構造) を有しており、問題ない。	○
	放射線 < 1 Gy/h	～約 1.5×10 <sup>5</sup> mSv/h	○	計測範囲は、有効性評価成立性を確認した結果、想定事故1、2の水位変動範囲内であり問題ない。ただし、水位が異常に低下し空間線量率が上昇した場合は仕様を超えるため、その後は可搬式使用済燃料ピット水位により監視する。	○		
可搬式使用済燃料ピット水位	レンジ E.L.+約 22m ～E.L.+約 33m	使用済燃料 ピット上端	～約 E.L.+29.87m	○	計測範囲は、使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合においても想定範囲内 (使用済燃料ピット底部近傍～上端近傍) であり、問題ない。	○	
	温度 —		—	○	検出部の構成材料が無機物で構成されているため、問題ない。	○	
	湿度 —		—	○	—	○	
水温	使用済燃料ピット温度 (AM用)	測定位置 E.L.+ [ ] m	使用済燃料 ピット上端	～約 E.L.+29.87m	△	水位が計測位置以下となった場合、雰囲気温度を計測するが、使用済燃料ピット監視カメラ (赤外線) にて水位表面温度を傾向監視可能である。また、注水により水位が計測位置 (出口配管高さ) まで回復した後は計測可能である。	○
		レンジ 0～100℃		～100℃	○	計測範囲内であり問題ない。	○
	温度 80℃	～100℃	△	100℃環境下での機能健全性を試験にて確認済	○		
	湿度 100% (IP67「水の中への浸漬に対する保護」)	～100%	○	防水機能 (規定の圧力、時間での水中に浸漬した場合でも影響を受けない構造) を有しており、問題ない。	○		
状態監視	使用済燃料ピット監視カメラ	放射線 —	使用済燃料 ピット区域 上部	—	○	検出部の構成材料が無機物で構成されているため、問題ない。	○
		温度 50℃		～100℃	△	[ ] 環境下での機能健全性を試験にて確認済。雰囲気温度 100℃での使用も想定し、空気による冷却等により、耐環境性向上を図る。	○
		湿度 100% (IP65「噴流水に対する保護」)		～100%	○	防水機能 (いかなる方向からの水の直接噴流で影響を受けない構造) を有しており、問題ない。	○

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはありません。

泊発電所3号炉

表1 燃料取扱棟内に設置されている使用済燃料ピット監視設備の設備仕様及び環境条件一覧

項目	計器仕様		設置場所	環境条件 (想定変動範囲)	評価	補足	総合 評価
	計器仕様	計器仕様					
水位	使用済燃料ピット水位 (AM用)	計測範囲 T.P.25.24～ 32.76m	使用済燃料 ピット 上端	～T.P.29.29m	○	計測範囲は、有効性評価成立性を確認した結果、想定事故1、2の水位変動範囲内であり問題ない。	○
		温度 70℃		～100℃	△	[ ] C環境下での機能健全性を試験にて確認済。	○
		湿度 100% (IP65「噴流水に対する保護」)		～100%	○	防水機能 (いかなる方向からの水の直接噴流で影響を受けない構造) を有しており、問題ない。	○
	放射線 < 10Gy/h	～約 1.3×10 <sup>5</sup> mGy/h	○	計測範囲は、有効性評価成立性を確認した結果、想定事故1、2の水位変動範囲内であり問題ない。ただし、水位が異常に低下し放射線量率が上昇した場合は仕様を超えるため、その後は使用済燃料ピット水位 (可搬型) により監視する。	○		
使用済燃料ピット水位 (可搬型)	計測範囲 T.P.21.30～ 32.76m	使用済燃料 ピット 上端	～T.P.29.29m	○	計測範囲は、使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合においても想定範囲内 (使用済燃料ピット底部近傍～N.W.L近傍) であり、問題ない。	○	
	温度 —		—	○	検出部の構成材料が無機物で構成されているため、問題ない。	○	
	湿度 —		—	○	—	○	
水温	使用済燃料ピット温度 (AM用)	測定位置 T.P. [ ]	使用済燃料 ピット 上端	～T.P.29.29m	△	水位が計測位置以下となった場合、雰囲気温度を計測するが、使用済燃料ピット監視カメラ (赤外線) にて水位表面温度を傾向監視可能である。また、注水により水位が計測位置 (出口配管高さ) まで回復した後は計測可能である。	○
		計測範囲 0～100℃		～100℃	○	計測範囲内であり、問題ない。	○
	温度 80℃	～100℃	△	[ ] C環境下での機能健全性を試験にて確認済。	○		
	湿度 100% (IP67「水中への浸漬に対する保護」)	～100%	○	防水機能 (規定の圧力、時間での水中に浸漬した場合でも影響を受けない構造) を有しており、問題ない。	○		
状態監視	使用済燃料ピット監視カメラ	放射線 —	使用済燃料 ピット区域 上部	—	○	検出部の構成材料が無機物で構成されているため、問題ない。	○
		温度 -15～50℃		～100℃	△	[ ] C環境下での機能健全性を試験にて確認済。雰囲気温度 [ ] Cでの使用も想定し、空気による冷却等により、耐環境性向上を図る。	○
		湿度 100% (IP65「噴流水に対する保護」)		～100%	○	防水機能 (いかなる方向からの水の直接噴流で影響を受けない構造) を有しており、問題ない。	○

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません

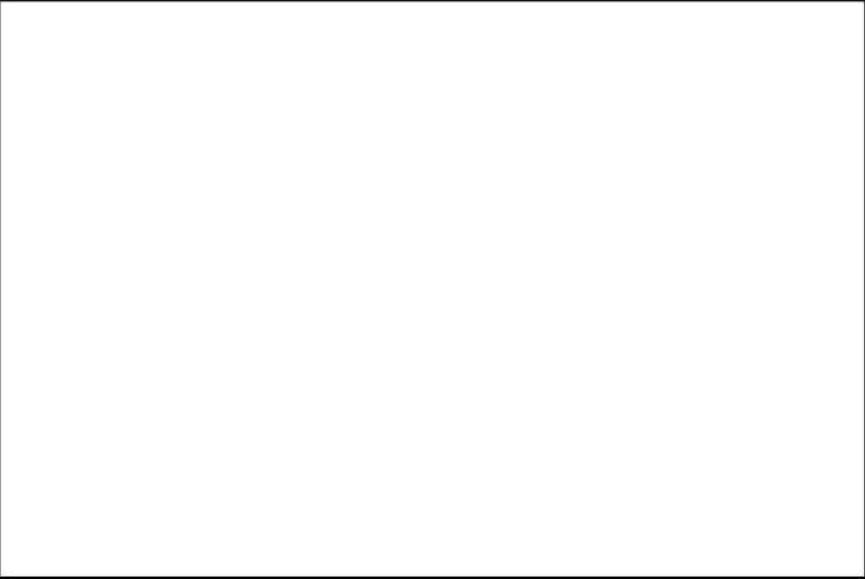
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="224 183 813 587" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="347 595 685 624" data-label="Caption"> <p>図 1.2.2.1 原子炉周辺建屋の設置位置</p> </div> <div data-bbox="208 647 813 1053" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="338 1088 683 1118" data-label="Caption"> <p>図 1.2.2.2 建屋概略平面図 (EL. <input type="text"/> m)</p> </div> <div data-bbox="358 1150 909 1190" data-label="Text"> <p><input type="text"/> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	<div data-bbox="1238 183 1776 574" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1256 619 1736 647" data-label="Caption"> <p>図 1 原子炉建屋（燃料取扱棟）の設置位置（断面図）</p> </div> <div data-bbox="1261 692 1738 1233" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1292 1265 1697 1295" data-label="Caption"> <p>図 2 原子炉建屋概略平面図 (T.P. 33.1m)</p> </div> <div data-bbox="1245 1342 1767 1377" data-label="Text"> <p><input type="text"/> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図 1.2.2.3 燃料取扱建屋内の使用済燃料ピット監視設備の配置 (EL. <input type="text"/> m)</p>	 <p>①：使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット温度（AM用）                  ②：使用済燃料ピット温度（AM用）                  ③：使用済燃料ピット水位（AM用）                  ④：使用済燃料ピット監視カメラ</p> <p>図 3 使用済燃料ピット監視設備（重大事故等対処設備）の設置場所 (T.P. 33. 1m)</p>  <p>図 4 使用済燃料ピット水位（可搬型）の配置概要図 (T.P. 33. 1m)</p> <p><input type="text"/> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p style="text-align: center;">【女川2号炉の添付資料1.11.4を掲載】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">解釈一覧</p> <p>1. 判断基準の解釈一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">事象</th> <th style="width: 15%;">判断基準記載内容</th> <th style="width: 15%;">解釈</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1.11.2.1 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料プール水の小規模な漏えい発生時の対応手順</td> <td>(1) 燃料プール代替注水 a. 燃料プール代替注水系（常設配管）による燃料プール注水</td> <td>燃料プール水位低警報 燃料プール温度高警報</td> <td>燃料ラック上端+6010 mm以下 燃料プール温度が57℃以上</td> </tr> <tr> <td>b. 燃料プール代替注水系（可搬型）による燃料プール注水</td> <td>燃料プール水位低警報 燃料プール温度高警報</td> <td>燃料ラック上端+6010 mm以下 燃料プール温度が57℃以上</td> </tr> <tr> <td>c. ろ過ポンプによる燃料プール注水</td> <td>燃料プール水位低警報 燃料プール温度高警報</td> <td>燃料ラック上端+6010 mm以下 燃料プール温度が57℃以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">1.11.2.2 使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時の対応手順</td> <td rowspan="3">(1) 燃料プールスプレイ a. 燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ b. 燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ c. 化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールスプレイ系（常設配管）を用いた使用済燃料プールへのスプレイ</td> <td>燃料プール水位低警報</td> <td>燃料ラック上端+6010 mm以下</td> </tr> <tr> <td>燃料プール水位低警報</td> <td>燃料ラック上端+6010 mm以下</td> </tr> <tr> <td>燃料プール水位低警報</td> <td>燃料ラック上端+6010 mm以下</td> </tr> <tr> <td>(2) 漏えい緩和 a. 使用済燃料プールからの漏えい緩和</td> <td>燃料プール水位低警報</td> <td>燃料ラック上端+6010 mm以下</td> </tr> </tbody> </table> </div>	事象	判断基準記載内容	解釈	1.11.2.1 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料プール水の小規模な漏えい発生時の対応手順	(1) 燃料プール代替注水 a. 燃料プール代替注水系（常設配管）による燃料プール注水	燃料プール水位低警報 燃料プール温度高警報	燃料ラック上端+6010 mm以下 燃料プール温度が57℃以上	b. 燃料プール代替注水系（可搬型）による燃料プール注水	燃料プール水位低警報 燃料プール温度高警報	燃料ラック上端+6010 mm以下 燃料プール温度が57℃以上	c. ろ過ポンプによる燃料プール注水	燃料プール水位低警報 燃料プール温度高警報	燃料ラック上端+6010 mm以下 燃料プール温度が57℃以上	1.11.2.2 使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時の対応手順	(1) 燃料プールスプレイ a. 燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ b. 燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ c. 化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールスプレイ系（常設配管）を用いた使用済燃料プールへのスプレイ	燃料プール水位低警報	燃料ラック上端+6010 mm以下	燃料プール水位低警報	燃料ラック上端+6010 mm以下	燃料プール水位低警報	燃料ラック上端+6010 mm以下	(2) 漏えい緩和 a. 使用済燃料プールからの漏えい緩和	燃料プール水位低警報	燃料ラック上端+6010 mm以下		<p>【女川】          設備の相違による判断基準及び操作手順の相違          ・泊3号炉は本示唆項目に判断基準の解釈一覧記載対象なし。</p> <p>【大飯】          記載方針の相違（女川審査実績の反映）          ・大飯に比較対象の添付資料なし。</p>
事象	判断基準記載内容	解釈																								
1.11.2.1 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料プール水の小規模な漏えい発生時の対応手順	(1) 燃料プール代替注水 a. 燃料プール代替注水系（常設配管）による燃料プール注水	燃料プール水位低警報 燃料プール温度高警報	燃料ラック上端+6010 mm以下 燃料プール温度が57℃以上																							
	b. 燃料プール代替注水系（可搬型）による燃料プール注水	燃料プール水位低警報 燃料プール温度高警報	燃料ラック上端+6010 mm以下 燃料プール温度が57℃以上																							
	c. ろ過ポンプによる燃料プール注水	燃料プール水位低警報 燃料プール温度高警報	燃料ラック上端+6010 mm以下 燃料プール温度が57℃以上																							
1.11.2.2 使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時の対応手順	(1) 燃料プールスプレイ a. 燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ b. 燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ c. 化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールスプレイ系（常設配管）を用いた使用済燃料プールへのスプレイ	燃料プール水位低警報	燃料ラック上端+6010 mm以下																							
		燃料プール水位低警報	燃料ラック上端+6010 mm以下																							
		燃料プール水位低警報	燃料ラック上端+6010 mm以下																							
	(2) 漏えい緩和 a. 使用済燃料プールからの漏えい緩和	燃料プール水位低警報	燃料ラック上端+6010 mm以下																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
<p style="text-align: center;">【女川2号炉の添付資料1.11.4を掲載】</p> <p style="text-align: center;">2. 操作手順の解釈一覧</p> <table border="1" data-bbox="232 197 862 699"> <thead> <tr> <th>手順</th> <th>燃料プール代替注水</th> <th>燃料プールスプレイ</th> <th>燃料プール冷却浄化系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.11.2.1 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料プール水の小規模な漏えい発生時の対応手順</td> <td>(1) 燃料プール代替注水 a. 燃料プール代替注水系(高圧配管)による使用済燃料プールへの注水 b. 燃料プール代替注水系(可搬型)による使用済燃料プールへの注水 c. ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水</td> <td>(1) 燃料プールスプレイ a. 燃料プールスプレイ系(高圧配管)による使用済燃料プールへのスプレイ b. 燃料プールスプレイ系(可搬型)による使用済燃料プールへのスプレイ</td> <td>(1) 燃料プール冷却浄化系 燃料プール冷却浄化系の系統流量の上昇</td> </tr> </tbody> </table>	手順	燃料プール代替注水	燃料プールスプレイ	燃料プール冷却浄化系	1.11.2.1 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料プール水の小規模な漏えい発生時の対応手順	(1) 燃料プール代替注水 a. 燃料プール代替注水系(高圧配管)による使用済燃料プールへの注水 b. 燃料プール代替注水系(可搬型)による使用済燃料プールへの注水 c. ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水	(1) 燃料プールスプレイ a. 燃料プールスプレイ系(高圧配管)による使用済燃料プールへのスプレイ b. 燃料プールスプレイ系(可搬型)による使用済燃料プールへのスプレイ	(1) 燃料プール冷却浄化系 燃料プール冷却浄化系の系統流量の上昇	<p style="text-align: center;">添付資料1.11.22-(1)</p> <p style="text-align: center;">解釈一覧</p> <p style="text-align: center;">1. 操作手順の解釈一覧</p> <table border="1" data-bbox="1084 274 1937 719"> <thead> <tr> <th>手順</th> <th>操作手順記載内容</th> <th>解釈</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.11.2.1 使用済燃料ピットの注水 (1) 使用済燃料ピットへの注水</td> <td>c. 1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水</td> <td>通常水位：NWL T.P.32.66m 通常(運用)範囲：NWL±5cm (HI ANN：T.P.32.73m Lo ANN：T.P.32.58m)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>d. 電動揚程動消防ポンプ又はディーゼル駆動消防ポンプによる使用済燃料ピットへの注水</td> <td>通常水位：NWL T.P.32.66m 通常(運用)範囲：NWL±5cm (HI ANN：T.P.32.73m Lo ANN：T.P.32.58m)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>e. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水</td> <td>通常水位：NWL T.P.32.66m 通常(運用)範囲：NWL±5cm (HI ANN：T.P.32.73m Lo ANN：T.P.32.58m)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>f. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水</td> <td>通常水位：NWL T.P.32.66m 通常(運用)範囲：NWL±5cm (HI ANN：T.P.32.73m Lo ANN：T.P.32.58m)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>g. 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水</td> <td>通常水位：NWL T.P.32.66m 通常(運用)範囲：NWL±5cm (HI ANN：T.P.32.73m Lo ANN：T.P.32.58m)</td> </tr> </tbody> </table>	手順	操作手順記載内容	解釈	1.11.2.1 使用済燃料ピットの注水 (1) 使用済燃料ピットへの注水	c. 1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水	通常水位：NWL T.P.32.66m 通常(運用)範囲：NWL±5cm (HI ANN：T.P.32.73m Lo ANN：T.P.32.58m)		d. 電動揚程動消防ポンプ又はディーゼル駆動消防ポンプによる使用済燃料ピットへの注水	通常水位：NWL T.P.32.66m 通常(運用)範囲：NWL±5cm (HI ANN：T.P.32.73m Lo ANN：T.P.32.58m)		e. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水	通常水位：NWL T.P.32.66m 通常(運用)範囲：NWL±5cm (HI ANN：T.P.32.73m Lo ANN：T.P.32.58m)		f. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水	通常水位：NWL T.P.32.66m 通常(運用)範囲：NWL±5cm (HI ANN：T.P.32.73m Lo ANN：T.P.32.58m)		g. 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水	通常水位：NWL T.P.32.66m 通常(運用)範囲：NWL±5cm (HI ANN：T.P.32.73m Lo ANN：T.P.32.58m)	<p>【女川】 設備の相違による判断基準及び操作手順の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・大飯に比較対象の添付資料なし。</p>
手順	燃料プール代替注水	燃料プールスプレイ	燃料プール冷却浄化系																									
1.11.2.1 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料プール水の小規模な漏えい発生時の対応手順	(1) 燃料プール代替注水 a. 燃料プール代替注水系(高圧配管)による使用済燃料プールへの注水 b. 燃料プール代替注水系(可搬型)による使用済燃料プールへの注水 c. ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水	(1) 燃料プールスプレイ a. 燃料プールスプレイ系(高圧配管)による使用済燃料プールへのスプレイ b. 燃料プールスプレイ系(可搬型)による使用済燃料プールへのスプレイ	(1) 燃料プール冷却浄化系 燃料プール冷却浄化系の系統流量の上昇																									
手順	操作手順記載内容	解釈																										
1.11.2.1 使用済燃料ピットの注水 (1) 使用済燃料ピットへの注水	c. 1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水	通常水位：NWL T.P.32.66m 通常(運用)範囲：NWL±5cm (HI ANN：T.P.32.73m Lo ANN：T.P.32.58m)																										
	d. 電動揚程動消防ポンプ又はディーゼル駆動消防ポンプによる使用済燃料ピットへの注水	通常水位：NWL T.P.32.66m 通常(運用)範囲：NWL±5cm (HI ANN：T.P.32.73m Lo ANN：T.P.32.58m)																										
	e. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水	通常水位：NWL T.P.32.66m 通常(運用)範囲：NWL±5cm (HI ANN：T.P.32.73m Lo ANN：T.P.32.58m)																										
	f. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水	通常水位：NWL T.P.32.66m 通常(運用)範囲：NWL±5cm (HI ANN：T.P.32.73m Lo ANN：T.P.32.58m)																										
	g. 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水	通常水位：NWL T.P.32.66m 通常(運用)範囲：NWL±5cm (HI ANN：T.P.32.73m Lo ANN：T.P.32.58m)																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順書

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由																																																																																																															
<p style="text-align: center;">【女川 2号炉の添付資料 1.11.4 を掲載】</p> <p>3. 弁番号及び弁名称一覧</p> <table border="1" data-bbox="235 199 862 702"> <thead> <tr> <th>弁番号</th> <th>弁名称</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>P70-D001-2</td><td>燃料プール注水・スプレー（可搬型）弁</td><td>屋外</td></tr> <tr><td>P70-D001-6</td><td>燃料プール注水・スプレー（常設配管）弁</td><td>屋外</td></tr> <tr><td>G41-F053</td><td>原子炉建屋東側燃料プール代替注水元弁</td><td>屋外</td></tr> <tr><td>P13-M0-F070</td><td>I/B緊急時隔離弁</td><td>中央制御室</td></tr> <tr><td>P13-M0-F071</td><td>R/B R1F緊急時隔離弁</td><td>中央制御室</td></tr> <tr><td>P13-M0-F171</td><td>R/B 1F緊急時隔離弁</td><td>中央制御室</td></tr> <tr><td>P13-M0-F190</td><td>F/B 蒸気連絡第一弁</td><td>中央制御室</td></tr> <tr><td>P13-M0-F191</td><td>F/B 蒸気連絡第二弁</td><td>中央制御室</td></tr> <tr><td>E11-F030A</td><td>R/R A系 FPC 供給連絡弁</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td></tr> <tr><td>G41-F023</td><td>FPC 用風戻り連絡弁</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td></tr> <tr><td>E11-M0-F062A</td><td>R/R ヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁</td><td>中央制御室</td></tr> <tr><td>G41-F055</td><td>原子炉建屋北側燃料プールスプレー元弁</td><td>屋外</td></tr> <tr><td>G41-F057</td><td>原子炉建屋東側燃料プールスプレー元弁</td><td>屋外</td></tr> <tr><td>G41-M0-F065A</td><td>FPC ろ過脱塩装置入口第一弁</td><td>中央制御室</td></tr> <tr><td>G41-M0-F065B</td><td>FPC ろ過脱塩装置入口第二弁</td><td>中央制御室</td></tr> <tr><td>G41-M0-F013</td><td>FPC ろ過脱塩装置出口弁</td><td>中央制御室</td></tr> <tr><td>G41-M0-F014B</td><td>FPC 熱交換器 (B) 入口弁</td><td>中央制御室</td></tr> <tr><td>G41-M0-F014A</td><td>FPC 熱交換器 (A) 入口弁</td><td>中央制御室</td></tr> <tr><td>G41-M0-F020A</td><td>FPC ろ過脱塩装置バイパス弁 (A)</td><td>中央制御室</td></tr> <tr><td>G41-M0-F020B</td><td>FPC ろ過脱塩装置バイパス弁 (B)</td><td>中央制御室</td></tr> </tbody> </table>	弁番号	弁名称	操作場所	P70-D001-2	燃料プール注水・スプレー（可搬型）弁	屋外	P70-D001-6	燃料プール注水・スプレー（常設配管）弁	屋外	G41-F053	原子炉建屋東側燃料プール代替注水元弁	屋外	P13-M0-F070	I/B緊急時隔離弁	中央制御室	P13-M0-F071	R/B R1F緊急時隔離弁	中央制御室	P13-M0-F171	R/B 1F緊急時隔離弁	中央制御室	P13-M0-F190	F/B 蒸気連絡第一弁	中央制御室	P13-M0-F191	F/B 蒸気連絡第二弁	中央制御室	E11-F030A	R/R A系 FPC 供給連絡弁	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	G41-F023	FPC 用風戻り連絡弁	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	E11-M0-F062A	R/R ヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁	中央制御室	G41-F055	原子炉建屋北側燃料プールスプレー元弁	屋外	G41-F057	原子炉建屋東側燃料プールスプレー元弁	屋外	G41-M0-F065A	FPC ろ過脱塩装置入口第一弁	中央制御室	G41-M0-F065B	FPC ろ過脱塩装置入口第二弁	中央制御室	G41-M0-F013	FPC ろ過脱塩装置出口弁	中央制御室	G41-M0-F014B	FPC 熱交換器 (B) 入口弁	中央制御室	G41-M0-F014A	FPC 熱交換器 (A) 入口弁	中央制御室	G41-M0-F020A	FPC ろ過脱塩装置バイパス弁 (A)	中央制御室	G41-M0-F020B	FPC ろ過脱塩装置バイパス弁 (B)	中央制御室	<p style="text-align: center;">2. 弁番号及び弁名称一覧</p> <table border="1" data-bbox="1075 247 1937 614"> <thead> <tr> <th>弁番号</th> <th>弁名称</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>3V-RF-008A</td><td>A-燃料取替用水ポンプ出口弁</td><td>周辺補機棟T.P.24.8m</td></tr> <tr><td>3V-RF-008B</td><td>B-燃料取替用水ポンプ出口弁</td><td>周辺補機棟T.P.24.8m</td></tr> <tr><td>3V-SF-045</td><td>使用済燃料ビット燃料取替用水ビット水補給弁</td><td>周辺補機棟T.P.10.3m</td></tr> <tr><td>3V-SF-059A</td><td>A-使用済燃料ビット補給弁</td><td>周辺補機棟T.P.10.3m</td></tr> <tr><td>3V-SF-059B</td><td>B-使用済燃料ビット補給弁</td><td>周辺補機棟T.P.10.3m</td></tr> <tr><td>3V-SF-047</td><td>使用済燃料ビット脱塩水補給弁</td><td>周辺補機棟T.P.10.3m</td></tr> <tr><td>3V-SF-104A</td><td>A-使用済燃料ビット脱塩塔入口弁</td><td>原子炉補助建屋T.P.17.8m</td></tr> <tr><td>3V-SF-104B</td><td>B-使用済燃料ビット脱塩塔入口弁</td><td>原子炉補助建屋T.P.17.8m</td></tr> <tr><td>3V-SF-112</td><td>使用済燃料ビット脱塩塔逆洗水絞り弁</td><td>原子炉補助建屋T.P.17.8m</td></tr> <tr><td>3V-SF-114A</td><td>A-使用済燃料ビット脱塩塔逆洗弁</td><td>原子炉補助建屋T.P.17.8m</td></tr> <tr><td>3V-SF-114B</td><td>B-使用済燃料ビット脱塩塔逆洗弁</td><td>原子炉補助建屋T.P.17.8m</td></tr> <tr><td>3V-SF-126A</td><td>A-使用済燃料ビットフィルタ出口絞り弁</td><td>原子炉補助建屋T.P.17.8m</td></tr> <tr><td>3V-SF-126B</td><td>B-使用済燃料ビットフィルタ出口絞り弁</td><td>原子炉補助建屋T.P.17.8m</td></tr> <tr><td>3V-CS-050</td><td>脱塩塔補給水止め弁</td><td>中央制御室</td></tr> <tr><td>R-01</td><td>3-SFP監視カメラ空冷設備空冷装置出口弁</td><td>原子炉補助建屋T.P.33.1m</td></tr> </tbody> </table>	弁番号	弁名称	操作場所	3V-RF-008A	A-燃料取替用水ポンプ出口弁	周辺補機棟T.P.24.8m	3V-RF-008B	B-燃料取替用水ポンプ出口弁	周辺補機棟T.P.24.8m	3V-SF-045	使用済燃料ビット燃料取替用水ビット水補給弁	周辺補機棟T.P.10.3m	3V-SF-059A	A-使用済燃料ビット補給弁	周辺補機棟T.P.10.3m	3V-SF-059B	B-使用済燃料ビット補給弁	周辺補機棟T.P.10.3m	3V-SF-047	使用済燃料ビット脱塩水補給弁	周辺補機棟T.P.10.3m	3V-SF-104A	A-使用済燃料ビット脱塩塔入口弁	原子炉補助建屋T.P.17.8m	3V-SF-104B	B-使用済燃料ビット脱塩塔入口弁	原子炉補助建屋T.P.17.8m	3V-SF-112	使用済燃料ビット脱塩塔逆洗水絞り弁	原子炉補助建屋T.P.17.8m	3V-SF-114A	A-使用済燃料ビット脱塩塔逆洗弁	原子炉補助建屋T.P.17.8m	3V-SF-114B	B-使用済燃料ビット脱塩塔逆洗弁	原子炉補助建屋T.P.17.8m	3V-SF-126A	A-使用済燃料ビットフィルタ出口絞り弁	原子炉補助建屋T.P.17.8m	3V-SF-126B	B-使用済燃料ビットフィルタ出口絞り弁	原子炉補助建屋T.P.17.8m	3V-CS-050	脱塩塔補給水止め弁	中央制御室	R-01	3-SFP監視カメラ空冷設備空冷装置出口弁	原子炉補助建屋T.P.33.1m	<p>添付資料1.11.22-(2)</p> <p>【女川】              設備の相違による判断基準及び操作手順の相違</p> <p>【大飯】              記載方針の相違（女川審査実績の反映）              ・大飯に比較対象の添付資料なし。</p>
弁番号	弁名称	操作場所																																																																																																															
P70-D001-2	燃料プール注水・スプレー（可搬型）弁	屋外																																																																																																															
P70-D001-6	燃料プール注水・スプレー（常設配管）弁	屋外																																																																																																															
G41-F053	原子炉建屋東側燃料プール代替注水元弁	屋外																																																																																																															
P13-M0-F070	I/B緊急時隔離弁	中央制御室																																																																																																															
P13-M0-F071	R/B R1F緊急時隔離弁	中央制御室																																																																																																															
P13-M0-F171	R/B 1F緊急時隔離弁	中央制御室																																																																																																															
P13-M0-F190	F/B 蒸気連絡第一弁	中央制御室																																																																																																															
P13-M0-F191	F/B 蒸気連絡第二弁	中央制御室																																																																																																															
E11-F030A	R/R A系 FPC 供給連絡弁	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)																																																																																																															
G41-F023	FPC 用風戻り連絡弁	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)																																																																																																															
E11-M0-F062A	R/R ヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁	中央制御室																																																																																																															
G41-F055	原子炉建屋北側燃料プールスプレー元弁	屋外																																																																																																															
G41-F057	原子炉建屋東側燃料プールスプレー元弁	屋外																																																																																																															
G41-M0-F065A	FPC ろ過脱塩装置入口第一弁	中央制御室																																																																																																															
G41-M0-F065B	FPC ろ過脱塩装置入口第二弁	中央制御室																																																																																																															
G41-M0-F013	FPC ろ過脱塩装置出口弁	中央制御室																																																																																																															
G41-M0-F014B	FPC 熱交換器 (B) 入口弁	中央制御室																																																																																																															
G41-M0-F014A	FPC 熱交換器 (A) 入口弁	中央制御室																																																																																																															
G41-M0-F020A	FPC ろ過脱塩装置バイパス弁 (A)	中央制御室																																																																																																															
G41-M0-F020B	FPC ろ過脱塩装置バイパス弁 (B)	中央制御室																																																																																																															
弁番号	弁名称	操作場所																																																																																																															
3V-RF-008A	A-燃料取替用水ポンプ出口弁	周辺補機棟T.P.24.8m																																																																																																															
3V-RF-008B	B-燃料取替用水ポンプ出口弁	周辺補機棟T.P.24.8m																																																																																																															
3V-SF-045	使用済燃料ビット燃料取替用水ビット水補給弁	周辺補機棟T.P.10.3m																																																																																																															
3V-SF-059A	A-使用済燃料ビット補給弁	周辺補機棟T.P.10.3m																																																																																																															
3V-SF-059B	B-使用済燃料ビット補給弁	周辺補機棟T.P.10.3m																																																																																																															
3V-SF-047	使用済燃料ビット脱塩水補給弁	周辺補機棟T.P.10.3m																																																																																																															
3V-SF-104A	A-使用済燃料ビット脱塩塔入口弁	原子炉補助建屋T.P.17.8m																																																																																																															
3V-SF-104B	B-使用済燃料ビット脱塩塔入口弁	原子炉補助建屋T.P.17.8m																																																																																																															
3V-SF-112	使用済燃料ビット脱塩塔逆洗水絞り弁	原子炉補助建屋T.P.17.8m																																																																																																															
3V-SF-114A	A-使用済燃料ビット脱塩塔逆洗弁	原子炉補助建屋T.P.17.8m																																																																																																															
3V-SF-114B	B-使用済燃料ビット脱塩塔逆洗弁	原子炉補助建屋T.P.17.8m																																																																																																															
3V-SF-126A	A-使用済燃料ビットフィルタ出口絞り弁	原子炉補助建屋T.P.17.8m																																																																																																															
3V-SF-126B	B-使用済燃料ビットフィルタ出口絞り弁	原子炉補助建屋T.P.17.8m																																																																																																															
3V-CS-050	脱塩塔補給水止め弁	中央制御室																																																																																																															
R-01	3-SFP監視カメラ空冷設備空冷装置出口弁	原子炉補助建屋T.P.33.1m																																																																																																															

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SAT112-9 r.6.0
提出年月日	令和5年5月31日

## 泊発電所3号炉

「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の  
重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を  
実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」  
に係る適合状況説明資料  
比較表

### 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を 抑制するための手順等

令和5年5月  
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>比較結果等を取りまとめた資料</b>			
<b>1. 先行審査実績を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)</b>			
<b>1-1) 設計方針・運用・体制等を変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由</b>			
<p>a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし</p> <p>b. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : 下記1件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性物質吸着剤の自主対策設備化及びシルトフェンスの重大事故等対処設備化</li> </ul> <p>c. 当社が自主的に変更したもの : 下記2件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外に設置していた自主対策設備の淡水源である「代替屋外給水タンク」を溢水対策に伴い撤去し、新たに「代替給水ピット」を設置するため、関連する資料を修正した。</li> </ul> <p>【例：比較表 p 1.12-9】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川2号炉の審査実績を反映し、自主対策設備であるガンマカメラ及びサーモカメラを新たに追加する。大気への放射性物質の拡散抑制のため、原子炉格納容器、アニュラス部及び燃料取扱棟の破損箇所の特定は目視による確認と合わせて、破損箇所が特定できない場合はガンマカメラ又はサーモカメラを活用する。設備の追加に関連して資料を修正した。</li> </ul>			
<b>1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由</b>			
<p>a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし</p> <p>b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : 下記1件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料構成は、炉型が同じである大飯3/4号炉の対応手段及び操作手順の参照を基本とした上で、配管・弁の流路等を含めた設備の選定方針、文章構成や記載表現については、女川2号炉の審査実績を反映している。また、各図面においても、女川2号炉の審査実績を踏まえた資料構成や記載の充実化等の見直しを行っている。</li> </ul> <p>c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : なし</p> <p>d. 当社が自主的に変更したもの : なし</p>			
<b>1-3) バックフィット関連事項</b>			
なし			
<b>1-4) その他</b>			
なし			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>2. 大飯3/4号炉まとめ資料との比較結果の概要</b></p> <p><b>2-1) 設備の相違</b>（以下については、相違理由欄にNo.を記載する）</p>				
No.	大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
①	<p>【貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時における大気への放射性物質の拡散抑制で原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水に使用する重大事故等対処設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>送水車</li> <li>スプレイヘッド</li> </ul>	<p>【使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷時における大気への放射性物質の拡散抑制で使用済燃料ピットへのスプレイに使用する重大事故等対処設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型大型送水ポンプ車</li> <li>可搬型スプレイノズル</li> </ul>	<p>【設計方針の相違（重大事故等対処設備）】（例：比較表 p 1.12-9）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯3/4号炉は、建屋の損壊状況やエリアモニタの指示値等によって建屋に近づける場合に、建屋外部からスプレイヘッドにより建屋へ放水する設備としている。</li> <li>一方、泊3号炉の可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルは、建屋へ放水するための設備ではなく、建屋内部から使用済燃料ピットへスプレイするための設備としている。この設計方針は伊方3号炉、玄海3/4号炉と同様である。</li> <li>泊3号炉は、水源切替による使用済燃料ピットへのスプレイの中断が発生しない海を水源とする手段を重大事故等対処設備による対応手段として整備し、淡水である代替給水ピットと原水槽は耐震性がないことから自主対策設備による対応手段としている。なお、淡水である2次系純水タンクとろ過水タンクは、原水槽への補給に使用する。耐震性が確保されていない水源を用いた使用済燃料ピットへのスプレイ手段を自主対策設備として整理しているのは女川2号炉と同様。</li> <li>大飯3/4号炉と設備は異なるが、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時に複数の手段により大気への拡散抑制を行うことに相違なし。</li> </ul>	
	<p>— (泊3号炉との比較対象なし)</p>	<p>【使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷時における大気への放射性物質の拡散抑制で使用済燃料ピットへのスプレイに使用する自主対策設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型大型送水ポンプ車</li> <li>代替給水ピット</li> <li>原水槽</li> <li>2次系純水タンク</li> <li>ろ過水タンク</li> <li>可搬型スプレイノズル</li> </ul>		
②	<p>【大容量ポンプ（放水砲用）等へ補給する燃料を備蓄する設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料油貯蔵タンク</li> <li>重油タンク</li> <li>タンクローリー</li> </ul>	<p>【可搬型大容量海水送水ポンプ車等へ補給する燃料を備蓄する設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料補給設備</li> </ul>	<p>【設計方針の相違（重大事故等対処設備）】（例：比較表 p 1.12-8）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯3/4号炉は、燃料補給に用いる設備として燃料油貯蔵タンクに加えて重油タンクを配備しており、これらを併せて有効性評価における7日間の重大事故等対応が可能な備蓄量を確保している。</li> <li>泊3号炉は、燃料補給設備であるディーゼル発電機燃料油貯槽に7日間の重大事故等対応が可能な備蓄量を確保している。なお、泊の燃料補給設備には、ディーゼル発電機燃料油貯槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ、可搬型タンクローリー、ディーゼル発電機設備燃料油系統 配管・弁、ホースの総称であり、この整理は女川2号炉と同様。</li> </ul>	
③	<p>【送水車への燃料補給に使用する設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>軽油ドラム缶</li> </ul>	<p>【可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給に使用する設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料補給設備</li> </ul>	<p>【設計方針の相違（重大事故等対処設備）】（例：比較表 p 1.12-9）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯3/4号炉の送水車の燃料は軽油であり、重油を使用する大容量ポンプ（放水砲用）等と燃料の種類が異なることから、軽油ドラム缶にて燃料を補給する。</li> <li>泊3号炉の可搬型大容量海水送水ポンプ車と可搬型大型送水ポンプ車の燃料は同じ軽油を使用することから、上記②と同様、燃料補給設備であるディーゼル発電機燃料油貯槽が可搬型大型送水ポンプ車の燃料補給に使用する設備に該当する。軽油のみの使用は女川と同様。</li> </ul>	

※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>2-1) 設備の相違（以下については、相違理由欄にNo.を記載する）</b></p>				
No.	大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
④	<p>【航空機燃料火災時の初期対応における泡消火及び延焼防止処置に使用する設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>送水車（消火用）</u></li> <li>・ <u>中型放水銃</u></li> <li>・ 泡原液搬送車</li> <li>・ <u>化学消防自動車</u></li> <li>・ <u>小型動力ポンプ付水槽車</u></li> <li>・ 泡消火剤等搬送車</li> </ul> <p>【比較のため、順番を入れ替えている。】</p>	<p>【航空機燃料火災時の初期対応における泡消火及び延焼防止処置に使用する設備】</p> <p>【可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲による泡消火】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>可搬型大型送水ポンプ車</u></li> <li>・ ホース延長・回収車（送水車用）</li> <li>・ 原水槽</li> <li>・ 屋外消火栓</li> <li>・ 防火水槽</li> <li>・ <u>小型放水砲</u></li> <li>・ 泡消火薬剤コンテナ式運搬車</li> <li>・ 燃料補給設備</li> </ul> <p>【化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車による泡消火】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>化学消防自動車</u></li> <li>・ <u>水槽付消防ポンプ自動車</u></li> <li>・ 原水槽</li> <li>・ 防火水槽</li> <li>・ 屋外消火栓</li> <li>・ 資機材運搬用車両（泡消火薬剤）</li> </ul> <p>【大規模火災用消防自動車による泡消火】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>大規模火災用消防自動車</u></li> <li>・ 原水槽</li> <li>・ 防火水槽</li> <li>・ 資機材運搬用車両（泡消火薬剤）</li> </ul>	<p>【設計方針の相違（自主対策設備）】（例：比較表 p 1.12-11）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大飯3/4号炉は、火災の状況や水源に応じて設備を組み合わせる手順である。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 中型放水銃は、化学消防自動車及び送水車（消火用）による放水で使用する。</li> <li>－ 泡消火剤の補給は、泡消火薬剤を積載した泡原液搬送車又は泡消火剤等搬送車にて運搬し、中型放水銃の上流側より注入する場合は泡原液搬送車を使用し、化学消防自動車より注入する場合は泡消火剤等搬送車を使用する。</li> </ul> </li> <li>・ 泊3号炉は、化学消防自動車と水槽付消防ポンプ自動車、可搬型大型送水ポンプ車と小型放水砲、大規模火災用消防自動車による泡消火の3つの手段を整備しており、設備を組み合わせ使用はしない。（消火設備を組み合わせず使用しているプラントとしては川内1/2号炉及び伊方3号炉が同様。）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 泡消火剤の補給は、泡消火剤を入れた専用容器を車両にて運搬し、化学消防自動車へ泡消火剤を投入する。また、可搬型大型送水ポンプ車で用いる泡消火剤は、小型放水砲の上流へ接続するための専用の泡消火剤を配備している。</li> <li>－ 大規模火災用消防自動車は、化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車による消火活動を開始又は使用できない場合に使用する手段である。</li> </ul> </li> <li>・ 設備は異なるが、淡水又は海を水源とした泡消火により航空機燃料火災時の初期対応を行う手段を整備していることに相違なし。</li> </ul>	
<p>※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。</p> <p>※ 本比較結果の概要において、設備を比較する場合は、女川2号炉の審査実績により追加した配管・弁等の記載は省略している。</p>				

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>2-1) 設備の相違（以下については、相違理由欄にNo.を記載する）</b>			
No.	大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
⑤	<p>【シルトフェンスによる海洋への拡散抑制】</p> <p>・<u>シルトフェンス</u></p>	<p>【シルトフェンスによる海洋への放射性物質の拡散抑制】</p> <p>・<u>集水樹シルトフェンス</u></p> <p>・<u>荷揚場シルトフェンス</u></p>	<p>【設備の相違（重大事故等対処設備）】（例：比較表 p 1.12-13）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大阪3/4号炉は、放射性物質を含む汚染水は、雨水等の排水流路を通して海へ流れるため、排水路にシルトフェンスを設置し、海洋への放射性物質の拡散を抑制する。汚染水が発電所から海洋に流出する箇所は4箇所、シルトフェンスの設置については、損傷箇所、放水砲の設置箇所等から汚染水の流出予測、状況を勘案してシルトフェンスを設置する。</li> <li>泊3号炉は、放射性物質を含む汚染水は雨水等の排水流路の集水樹から海へ流れ込むため、合計3箇所の集水樹内に集水樹シルトフェンスを設置し、海洋への放射性物質の拡散を抑制する。また、集水樹シルトフェンス及び放射性物質吸着剤設置後、状況に応じて自主対策設備である荷揚場シルトフェンスを設置することで更なる海洋への放射性物質の拡散を抑制する。集水樹にシルトフェンスを設置する構成は、東海第二発電所と同様。</li> <li>泊3号炉の集水樹シルトフェンスを設置する手順については、同様な設置方法である東海第二発電所と比較する。</li> <li>設置箇所及び方法は異なるが、海洋への放射性物質の拡散抑制を行う手段（重大事故等対処設備）を整備していることに相違なし。</li> </ul>
⑥	<p>【放射性物質吸着剤による放射性物質の吸着】</p> <p>・<u>放射性物質吸着剤</u></p>	<p>【放射性物質吸着剤による海洋への放射性物質の拡散抑制】</p> <p>・<u>放射性物質吸着剤</u></p>	<p>【設備の相違（自主対策設備）】（例：比較表 p 1.12-25）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大阪3/4号炉は、放射性物質を含む汚染水は、雨水等の排水流路を通して海へ流れるため、排水路にシルトフェンスに加えて放射性物質吸着剤を設置し、更なる放射性物質の吸着に努める。放射性物質吸着剤は汚染水が集水する排水路等や、シルトフェンスの内側に設置する。</li> <li>泊3号炉は、放射性物質を含む汚染水は雨水等の排水流路の集水樹から海へ流れ込むため、合計3箇所の集水樹内に集水樹シルトフェンスに加えて放射性物質吸着剤を設置することで、更なる放射性物質の吸着に努める。集水樹に放射性物質吸着剤を設置する構成は、東海第二発電所と同様。</li> <li>設置箇所、対応要員数及び所要時間等は異なるが、海洋への放射性物質の拡散抑制を行う手段（自主対策設備）を整備していることに相違なし。</li> </ul>
⑦	<p>—</p> <p>(泊3号炉との比較対象なし)</p>	<p>【ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所の絞り込み】</p> <p>・<u>ガンマカメラ</u></p> <p>・<u>サーモカメラ</u></p>	<p>【設備の相違（自主対策設備）】（例：比較表 p 1.12-8）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大阪3/4号炉含めて、先行PWRにはガンマカメラ及びサーモカメラを設備選定している実績はない。大気への放射性物質の拡散抑制は目視による破損箇所の特定を考えると考える。</li> <li>泊3号炉は、女川2号炉の審査実績を反映し設備を新たに追加する。大気への放射性物質の拡散抑制のため、原子炉格納容器、アンユラス部及び燃料取扱棟の破損箇所の特定に活用する。ガンマカメラ及びサーモカメラを使用するのは、柏崎6/7号炉、東海第二、島根2号炉と同様。</li> </ul>

※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>2-2) 記載方針の相違（以下については、相違理由欄に No.を記載する）</b></p>				
No.	大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
①	<p>【「1.12.1 (2) d.手順等」の記載】</p> <p>これらの手順は、<u>発電所対策本部長</u><sup>※2</sup>、<u>当直課長</u>、<u>運転員等</u><sup>※3</sup>及び<u>緊急安全対策要員</u><sup>※4</sup>の対応として、放水砲・シルトフェンスによる放射性物質拡散抑制手順等に定める（第1.12.1表）。</p> <p>※2 発電所対策本部長：重大事故等発生時における<u>発電所原子力防災管理者及び代行者をいう。</u></p> <p>※3 運転員等：運転員及び重大事故等対策要員のうち<u>当直課長の指示に基づき運転対応を実施する要員をいう。</u></p> <p>※4 緊急安全対策要員：重大事故等対策要員のうち<u>発電所対策本部長の指示に基づき対応する運転員等以外の要員をいう。</u></p>	<p>【「1.12.1 (2) d.手順等」の記載】</p> <p>これらの手順は、<u>発電所対策本部長</u>、<u>発電課長（当直）</u>、<u>災害対策要員</u>、<u>災害対策要員（支援）</u>、<u>運転班員</u>、<u>放管班員</u>、<u>消火要員</u>及び<u>復旧班員</u>の対応として、<u>発電所外への放射性物質拡散を抑制する手順書</u>等に定める（第1.12.1表）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大飯3/4号炉は、技術的能力1.0にて整理する要員の名称以外に「運転員等」という名称を使用していることから、要員名称の定義を記載している。（例：比較表p 1.12-15）</li> <li>泊3号炉は、技術的能力1.0にて整理する要員の名称を記載している場合、改めて要員名称の定義は記載しないこととしている。この記載方針は伊方3号炉、柏崎6/7号炉、東海第二及び島根2号炉と同様。</li> </ul>	
②	<p>【燃料補給手順の記載箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大容量ポンプ（放水砲用）への燃料補給の手順は、<u>技術的能力1.6</u>で整備する。</li> </ul>	<p>【燃料補給手順の記載箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給に関する手順については、<u>「1.14 電源の確保に関する手順等」</u>にて整備する。</li> <li>可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給に関する手順については、<u>「1.14 電源の確保に関する手順等」</u>にて整備する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大飯3/4号炉の 대기への拡散抑制で使用する大容量ポンプ（放水砲用）は、代替格納容器スプレイで使用する電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）及び送水車への燃料補給と併せて技術的能力1.6にて燃料補給の手順を整備している。（例：比較表p 1.12-27）</li> <li>泊3号炉は女川2号炉の審査実績を反映し、燃料補給に関する手順は技術的能力1.14に記載する方針のため大飯とは手順の参照先が相違する。（例：比較表p 1.12-50）</li> <li>大飯3/4号炉と手順を記載する審査項目は異なるが、燃料補給が必要な重大事故等対処設備に対して燃料補給の手順を整備していることに相違なし。</li> </ul>	
<p>※ 相違点を強調する箇所を下線部に示す。</p>				

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>2-3) 記載表現、設備名称等の相違（以下については、相違理由を省略する）</b>			
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
・大容量ポンプ（放水砲用）	・可搬型大容量海水送水ポンプ車	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.12-8）	
・シルトフェンス	・ <u>集水機</u> シルトフェンス	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.12-8） ・設備の仕様は異なるが、海洋への拡散抑制を行う機能に相違はないため、「設備名称の相違」に分類する。	
・送水車	・可搬型大型送水ポンプ車	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.12-9）	
・泡混合器	・泡混合設備	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.12-12）	
・泡消火剤	・泡消火薬剤	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.12-42）	
・原子炉周辺建屋	・燃料取扱棟	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.12-10）	
・使用済燃料ピット区域エリアモニタ	・使用済燃料ピットエリアモニタ	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.12-32）	
・原子炉格納容器周辺	・原子炉建屋周辺	・記載表現の相違（例：比較表 p 1.12-7）	
・貯蔵槽	・使用済燃料ピット	・記載表現の相違（例：比較表 p 1.12-7）	
・ <u>放射性物質吸着剤による放射性物質の吸着</u>	・ <u>海洋への拡散抑制設備（放射性物質吸着剤）による海洋への放射性物質の拡散抑制</u>	・記載表現の相違（例：比較表 p 1.12-25） ・女川審査実績の反映で泊3号炉の手段名称変更。	
・原子炉格納容器及びアニュラス部の <u>損壊箇所</u>	・原子炉格納容器及びアニュラス部の <u>破損口等</u>	・記載表現の相違（例：比較表 p 1.12-18）	
・燃料の給油（燃料を給油）	・燃料の補給（燃料を補給）	・記載表現の相違（例：比較表 p 1.12-19）	
・直線状で <u>放水</u>	・直線状で <u>放射</u>	・記載表現の相違（例：比較表 p 1.12-20）	
・放射性物質の抑制効果	・放射性物質の <u>拡散抑制</u> 効果	・記載表現の相違（例：比較表 p 1.12-20）	
・放水砲・シルトフェンスによる放射性物質拡散抑制手順	・発電所外への放射性物質拡散を抑制する手順	・手順名称の相違（例：比較表 p 1.12-15）	

※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>2-4) 相違識別の省略（以下については、各対応手順の共通の相違理由のため、本文中の相違識別と相違理由は省略する）</b></p>			
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
<p>【「操作手順」の対応要員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所対策本部長</li> <li>・緊急安全対策要員</li> </ul>	<p>【「操作手順」の対応要員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所対策本部長</li> <li>・発電課長（当直）</li> <li>・災害対策要員</li> <li>・災害対策要員（支援）</li> <li>・運転班員</li> <li>・放管班員</li> <li>・消火要員</li> <li>・復旧班員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応要員、要員名称の相違</li> <li>・泊3号炉は、大気への拡散抑制の手順着手を発電課長（当直）が判断し、発電所対策本部長へ作業開始を依頼するのに対し、大飯3/4は発電所対策本部長が手順着手を判断し、発電所対策本部長の指示により緊急安全対策要員が対応する。伊方3号炉及び柏崎6/7号炉と同様。（例：比較表p 1.12-18）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>－発電課長（当直）からの依頼を受けた発電所対策本部長は、災害対策要員、<b>災害対策要員（支援）、運転班員、復旧班員</b>及び放管班員に大気への拡散抑制及び海洋への拡散抑制の作業開始を指示する。（例：比較表p 1.12-18, p 1.12-23, p 1.12-26）</li> <li>－海洋への拡散抑制の手順着手の判断基準は「大気への拡散抑制を行う判断をした場合」としていることから、大気への拡散抑制の依頼を受けた発電所対策本部長が海洋への拡散抑制の手順着手を判断する。（例：比較表p 1.12-22）</li> <li>－大気への拡散抑制の手順着手は、中央制御室の監視パラメータにて判断できるため、発電課長（当直）にて判断可能である。（例：比較表p 1.12-17）</li> </ul> </li> <li>・原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の消火対応の手順着手については、泊3号炉も発電所対策本部長が判断し、災害対策要員へ作業開始を指示するため、大飯3/4号炉と相違なし。（例：比較表p 1.12-41）</li> <li>・大飯3/4号炉の要員名称の定義については「記載方針の相違①」にて整理する。</li> <li>・操作手順の比較において、これら要員の名称相違、作業開始指示及び完了報告に関する事項の相違識別は省略する。</li> </ul>	
<p>【「操作の成立性」の対応要員と所要時間】</p> <p>「上記の現場対応は緊急安全対策要員○名にて実施し、所要時間については約○時間と想定している。」</p>	<p>【「操作の成立性」の対応要員と所要時間】</p> <p>「上記の対応は、現場にて災害対策要員○名により作業を実施し、所要時間は約○分以内に設置することとしている。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応要員・操作対象機器の配置場所等の相違により、各対応手段の所要時間は相違することから、対応要員数と所要時間の相違識別は省略する。（例：比較表p 1.12-19）</li> </ul>	

※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>3. 女川2号炉まとめ資料との比較結果の概要</b></p> <p><b>3-1) 設備の相違</b>（以下については、相違理由欄に No.を記載する）</p>			
No.	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
①	<p>【(1) 対応手段と設備の選定の考え方】</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外へ放射性物質が拡散するおそれがある。発電所外へ放射性物質の拡散を抑制するための対応手段と重大事故等対処設備を選定する。</p>	<p>【(1) 対応手段と設備の選定の考え方】</p> <p>炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外へ放射性物質が拡散するおそれがある。発電所外へ放射性物質の拡散を抑制するための対応手段と重大事故等対処設備を選定する。</p>	<p>【(1) 対応手段と設備の選定の考え方（例：比較表 p 1.12-7）（以降、「(2) 対応手段と設備の選定の結果」等、多数記載箇所があり、相違理由は同様である。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>炉型の相違により、PWR である泊3号炉では、構造上、原子炉格納容器の外側にはアニュラス部があるため記載の追加を実施。伊方、玄海、高浜、大飯が同様の記載である。</li> <li>泊3号炉含めPWRの原子炉格納容器は、外層にアニュラス部が存在し、大気へ放射性物質が拡散する状態は、原子炉格納容器の破損及びアニュラス部の両方が破損した場合となる。なお、「原子炉格納容器及びアニュラス部の破損」の記載表現は、高浜、川内、玄海も同様。</li> </ul>
②	<p>【航空機燃料火災時の初期対応における泡消火及び延焼防止処置に使用する設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ろ過水タンク</li> <li>屋外消火栓</li> <li>防火水槽</li> <li>泡原液備蓄車</li> <li>化学消防自動車</li> <li>耐震性防火水槽</li> <li>泡原液搬送車</li> <li>大型化学高所放水車</li> </ul> <p>【比較のため、順番を入れ替えている。】</p>	<p>【航空機燃料火災時の初期対応における泡消火及び延焼防止処置に使用する設備】</p> <p>【可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲による泡消火】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型大型送水ポンプ車</li> <li>ホース延長・回収車（送水車用）</li> <li>代替給水ビット</li> <li>原水槽</li> <li>2次系純水タンク</li> <li>ろ過水タンク</li> <li>屋外消火栓</li> <li>防火水槽</li> <li>小型放水砲</li> <li>泡消火薬剤コンテナ式運搬車</li> </ul> <p>【化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車による泡消火】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>化学消防自動車</li> <li>水槽付消防ポンプ自動車</li> <li>資機材運搬用車両（泡消火薬剤）</li> </ul> <p>【大規模火災用消防自動車による泡消火】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模火災用消防自動車</li> <li>資機材運搬用車両（泡消火薬剤）</li> </ul>	<p>【設計方針の相違（自主対策設備）】（例：比較表 p 1.12-11）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川2号炉は、化学消防自動車と大型化学高所放水車を有しており、大型化学高所放水車は原子炉建屋トップへの消火活動を実施することができる設計である。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>泡消火剤の補給は、泡消火薬剤を積載した泡原液搬送車にて運搬する。泡原液備蓄車は大型化学高所放水車へ接続し使用されるものとする。</li> </ul> </li> <li>泊3号炉は、航空機燃料火災時の初期対応において、化学消防自動車と水槽付消防ポンプ自動車、可搬型大型送水ポンプ車と小型放水砲、大規模火災用消防自動車による泡消火の3つの手段を整備している。（消火設備を複数所持しているプラントとしては川内が同様。）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>泡消火剤の補給は、泡消火剤を入れた専用容器を車両にて運搬し、化学消防自動車へ泡消火薬剤を投入する。また、可搬型大型送水ポンプ車で用いる泡消火薬剤は、小型放水砲の上流へ接続するための専用の泡消火薬剤を配備している。</li> <li>大規模火災用消防自動車は、化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車による消火活動を開始又は使用できない場合に使用する手段である。</li> </ul> </li> <li>設備は異なるが、淡水又は海を水源とした泡消火により航空機燃料火災時の初期対応を行う手段を整備していることに相違なし。</li> </ul>

※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。

※ 本比較結果の概要において、設備を比較する場合は、女川2号炉の審査実績により追加した配管・弁等の記載は省略している。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>3-1) 設備の相違</b> （以下については、相違理由欄に No. を記載する）				
No.	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
③	<p>【シルトフェンスによる海洋への拡散抑制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>シルトフェンス</u></li> </ul>	<p>【シルトフェンスによる海洋への放射性物質の拡散抑制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>集水樹シルトフェンス</u></li> <li>・<u>荷揚場シルトフェンス</u></li> </ul>	<p>【設備の相違（重大事故等対処設備）】（例：比較表 p 1.12-13）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川2号炉は、放射性物質を含む汚染水は南側排水路排水樹及びタービン補機放水ピットを通過して南側排水路又は放水口から海へ流れ込むため、防潮堤内の南側排水路集水樹及び北側排水路集水樹の合計2箇所にシルトフェンスを設置し、海洋への放射性物質の拡散を抑制する。シルトフェンスの設置は、優先的に設置する2箇所を含め合計4箇所に設置する。</li> <li>・泊3号炉は、放射性物質を含む汚染水は雨水等の排水流路の集水樹から海へ流れ込むため、合計3箇所の集水樹内に集水樹シルトフェンスを設置し、海洋への放射性物質の拡散を抑制する。また、集水樹シルトフェンス及び放射性物質吸着剤設置後、状況に応じて自主対策設備である荷揚場シルトフェンスを設置することで更なる海洋への放射性物質の拡散を抑制する。</li> <li>・泊3号炉の集水樹シルトフェンスの設置する手順については、同様な設置方法である東海第二発電所と比較する。</li> <li>・設置箇所及び方法は異なるが、海洋への放射性物質の拡散抑制を行う手段（重大事故等対処設備）を整備していることに相違なし。</li> </ul>	
④	<p>【放射性物質吸着剤による放射性物質の吸着】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>放射性物質吸着材</u></li> </ul>	<p>【放射性物質吸着剤による海洋への放射性物質の拡散抑制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>放射性物質吸着剤</u></li> </ul>	<p>【設備の相違（自主対策設備）】（例：比較表 p 1.12-25）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川2号炉は、放射性物質を含む汚染水は、南側排水路排水樹及びタービン補機放水ピットを通過して南側排水路又は放水口から海へ流れ込むため、防潮堤内の南側排水路集水樹及び北側排水路集水樹の合計2箇所のシルトフェンス設置に加えて放射性物質吸着材を設置することで、更なる放射性物質の吸着に努める。</li> <li>・泊3号炉は、放射性物質を含む汚染水は雨水等の排水流路の集水樹から海へ流れ込むため、合計3箇所の集水樹内に集水樹シルトフェンスに加えて放射性物質吸着剤を設置することで、更なる放射性物質の吸着に努める。</li> <li>・設置箇所、対応要員数及び所要時間等は異なるが、海洋への放射性物質の拡散抑制を行う手段（自主対策設備）を整備していることに相違なし。</li> </ul>	
※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。				
<b>3-2) 記載方針の相違</b> （以下については、相違理由欄に No. を記載する）				
No.	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
①	<p>【(2) 対応手段と設備の選定の結果】</p> <p>a. 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の対応手段及び設備</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損のおそれがある場合、又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷のおそれがある場合は、大気への放射性物質の拡散抑制、放射性物質を含む汚染水が発生する場合は、海洋への放射性物質の拡散抑制を図る。</p>	<p>【(2) 対応手段と設備の選定の結果】</p> <p>a. 炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損時の対応手段及び設備</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損のおそれがある場合は、大気への放射性物質の拡散抑制、放射性物質を含む汚染水が発生する場合は、海洋への放射性物質の拡散抑制を図る。</p>	<p>【記載方針の相違】（例：比較表 p 1.12-7）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川2号炉は、「炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時の対応手段及び設備」と「使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の対応手段及び設備」が共通の設備であり、1つの項目で整理されている。</li> <li>・泊3号炉を含む全PWRは対応する手段を「炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損時の対応手段及び設備」と「使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷時の対応手段及び設備」で項目を分けている。この構成は、PWRとBWRの炉型の相違、建屋配置の相違によるものであり、伊方、玄海、高浜、大飯とは同様の記載である。</li> </ul>	
※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。				

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>3-2) 記載方針の相違（以下については、相違理由欄にNo.を記載する）</b>				
No.	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
②	【大気への放射性物質の拡散抑制で使用する設備】 ・大容量送水ポンプ（タイプII） ・ホース延長回収車 ・ホース	【大気への放射性物質の拡散抑制で使用する設備】 ・可搬型大容量海水送水ポンプ車 ・可搬型ホース	【記載方針の相違】（例：比較表 p 1.12-8） ・女川2号炉は、原子炉補機代替冷却、原子炉格納容器代替スプレイ冷却等の有効性評価で期待するホース延長回収車を重大事故等対処設備としており、大気拡散抑制時の放水砲、航空機燃料火災でも同一の設備を使用することから、ここでもホース延長回収車を重大事故等対処設備と整理しているものと考えられる。 ・泊3号炉でも有効性評価で期待するホース延長・回収車（送水車用）は重大事故等対処設備であるが、大気拡散抑制のために使用するホース延長・回収車（放水砲用）はこれとは別の設備であり、後者は有効性評価にて期待する設備ではないことから、ホース、放水砲及び泡混合設備を運搬するための資機材として整理する。大気拡散抑制のために使用するホース延長・回収車を資機材と整理する考え方は、島根、柏崎刈羽、東海、伊方、玄海、高浜、大飯と同様である。	
※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。				
<b>3-3) 記載表現、設備名称等の相違（以下については、相違理由を省略する）</b>				
	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
	・大容量送水ポンプ（タイプII）	・可搬型大容量海水送水ポンプ車	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.12-8）	
	・シルトフェンス	・集水櫛シルトフェンス	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.12-8）	
	・ホース	・可搬型ホース	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.12-8）	
	・泡消火薬剤混合装置	・泡混合設備	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.12-12）	
	・使用済燃料プール	・使用済燃料ピット	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.12-7）	
	・放射性物質吸着材	・放射性物質吸着剤	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.12-8）	
	・貯留堰 ・取水口 ・取水路 ・海水ポンプ室	・非常用取水設備	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.12-8）	
※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。				

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等</p> <p style="text-align: center;">&lt;目 次&gt;</p> <p>1.12.1 対応手段と設備の選定                      (1) 対応手段と設備の選定の考え方                      (2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>a. 炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損時の対応手段及び設備</p> <p>b. 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の対応手段及び設備</p> <p>c. 原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の対応手段及び設備</p> <p>d. 手順等</p> <p>1.12.2 重大事故等時の手順等</p> <p>1.12.2.1 炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損時の手順等</p> <p>(1) 大気への拡散抑制</p>	<p>1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等</p> <p style="text-align: center;">&lt;目 次&gt;</p> <p>1.12.1 対応手段と設備の選定                      (1) 対応手段と設備の選定の考え方                      (2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>a. 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の対応手段及び設備</p> <p>(a) 大気への放射性物質の拡散抑制                      (b) 海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>b. 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の対応手段及び設備</p> <p>c. 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>(a) 大気及び海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>(b) 航空機燃料火災への泡消火</p> <p>d. 手順等</p> <p>1.12.2 重大事故等時の手順</p> <p>1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の手順等</p> <p>(1) 大気への放射性物質の拡散抑制</p>	<p>1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等</p> <p style="text-align: center;">&lt;目 次&gt;</p> <p>1.12.1 対応手段と設備の選定                      (1) 対応手段と設備の選定の考え方                      (2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>a. 炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損時の対応手段及び設備</p> <p>(a) 大気への放射性物質の拡散抑制                      (b) 海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>b. 使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷時の対応手段及び設備</p> <p>(a) 大気への放射性物質の拡散抑制                      (b) 海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>c. 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の対応手段及び設備</p> <p>d. 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>(a) 炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損時の大気及び海洋への放射性物質の拡散抑制                      (b) 使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷時の大気及び海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>(c) 航空機燃料火災への泡消火</p> <p>e. 手順等</p> <p>1.12.2 重大事故等時の手順</p> <p>1.12.2.1 炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損時の手順</p> <p>(1) 大気への放射性物質の拡散抑制</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由①） 【女川】記載方針の相違（相違理由①）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・構成の相違であり、大飯の本文中には項目分けはないものの同様の整理がされている。</p> <p>【女川】記載方針の相違（相違理由①） 【大飯】記載方針の相違 ・構成の相違であり、大飯の本文中には項目分けはないものの同様の整理がされている。</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由①） 【女川】記載方針の相違 ・記載方針の相違（相違理由①）により泊は項目分けしているため、「d. 重大事故等対処設備と自主対策設備」も項目を分ける方針とする。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・構成の相違であり、大飯の本文中には項目分けはないものの同様の整理がされている。</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】設備の相違（相違理由①） 【女川】記載方針の相違（相違理由①） 【大飯、女川】記載表現の相違 ・泊は1.12.2.2項及び1.12.2.3項の項目名称と同様に「手順等」の「等」は付けない。島根と同様。</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
a. 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制  (2) 海洋への拡散抑制  a. シルトフェンスによる海洋への拡散抑制  b. 放射性物質吸着剤による放射性物質の吸着  (3) その他の手順項目にて考慮する手順  1.12.2.2 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の手順等  (1) 大気への拡散抑制  a. 送水車及びスプレイヘッドによる大気への拡散抑制  b. 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制	a. 放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制  b. ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所絞り込み  (2) 海洋への放射性物質の拡散抑制  a. 海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）による海洋への放射性物質の拡散抑制  b. 海洋への拡散抑制設備（放射性物質吸着材）による海洋への放射性物質の拡散抑制  c. 重大事故等時の対応手段の選択	a. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制  b. ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所絞り込み  (2) 海洋への放射性物質の拡散抑制  a. 海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）による海洋への放射性物質の拡散抑制 (a) 集水柵シルトフェンスによる海洋への放射性物質の拡散抑制 (b) 荷揚場シルトフェンスによる海洋への放射性物質の拡散抑制 b. 海洋への拡散抑制設備（放射性物質吸着剤）による海洋への放射性物質の拡散抑制  c. 重大事故等時の対応手段の選択 1.12.2.2 使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷時の手順 (1) 大気への放射性物質の拡散抑制  a. 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる大気への放射性物質の拡散抑制 b. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる大気への放射性物質の拡散抑制 c. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる大気への放射性物質の拡散抑制 d. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制	【女川】記載方針の相違 ・泊の手順名称には設備名称を記載する。後段の「1.12.2.2 使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷時の手順」の項目では手順で使用する設備が1種類ではないことを、設備名称を記載することで明確化しているため、「1.12.2.1 炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損時の手順」も同様の記載方針とする。（大飯の他、先行PWRも同様）  【大飯】 設備の相違（相違理由⑦）  【大飯】設備の相違（相違理由⑤） 【女川】設備の相違（相違理由③）  【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・大飯の「(3) その他の手順項目にて考慮する手順」には燃料補給について記載されており、泊は燃料補給手順については「1.12.2.4 その他の手順項目について考慮する手順」にて整理する。  【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】設備の相違（相違理由①） 【大飯】設備の相違（相違理由①） 【大飯】設備の相違（相違理由①）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 海洋への拡散抑制</p> <p>a. シルトフェンスによる海洋への拡散抑制</p> <p>b. 放射性物質吸着剤による放射性物質の吸着</p> <p>(3) その他の手順項目にて考慮する手順</p> <p>(4) 優先順位</p> <p>1.12.2.3 原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の手順等</p> <p>(1) 初期対応における泡消火及び延焼防止処置</p> <p>a. 化学消防自動車及び小型動力ポンプ付水槽車又は化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車及び中型放水銃による泡消火</p> <p>b. 送水車（消火用）及び中型放水銃による泡消火</p> <p>(2) 航空機燃料火災への泡消火</p> <p>a. 大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲及び泡混合器による航空機燃料火災への泡消火</p> <p>(3) その他の手順項目にて考慮する手順</p> <p>(4) 優先順位</p>	<p>1.12.2.2 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の手順</p> <p>(1) 初期対応における延焼防止処置</p> <p>a. 化学消防自動車及び大型化学高所放水車による泡消火</p> <p>(2) 航空機燃料火災への泡消火</p> <p>a. 放水設備（泡消火設備）による航空機燃料火災への泡消火</p> <p>b. 重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>1.12.2.3 その他の手順項目について考慮する手順</p>	<p>e. ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所の絞り込み</p> <p>(2) 海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>a. 海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）による海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>(a) 集水櫛シルトフェンスによる海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>(b) 荷揚場シルトフェンスによる海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>b. 海洋への拡散抑制設備（放射性物質吸着剤）による海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>(3) 重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>1.12.2.3 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の手順</p> <p>(1) 初期対応における延焼防止処置</p> <p>a. 化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車による泡消火</p> <p>b. 可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲による泡消火</p> <p>c. 大規模火災用消防自動車による泡消火</p> <p>(2) 航空機燃料火災への泡消火</p> <p>a. 可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備による航空機燃料火災への泡消火</p> <p>(3) 重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>1.12.2.4 その他の手順項目について考慮する手順</p>	<p>【大飯】 設備の相違（相違理由⑦）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑤） 【女川】設備の相違（相違理由③）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・大飯の「(3) その他の手順項目にて考慮する手順」には燃料補給について記載されており、泊は燃料補給手順については「1.12.2.4 その他の手順項目について考慮する手順」にて整理する。</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由④）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由④） 【大飯】設備の相違（相違理由④）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・大飯の「(3) その他の手順項目にて考慮する手順」には燃料補給について記載されており、泊は燃料補給手順については「1.12.2.4 その他の手順項目について考慮する手順」にて整理する。</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
添付資料 1.12.1 重大事故等対処設備及び多様性拡張設備整理表	添付資料 1.12.1 審査基準，基準規則と対処設備との対応表	添付資料 1.12.1 審査基準，基準規則と対処設備との対応表	
添付資料 1.12.2 多様性拡張設備仕様	添付資料 1.12.2 放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制	添付資料 1.12.2 自主対策設備仕様	
添付資料 1.12.3 大気への放射性物質拡散抑制（大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による放水）	添付資料 1.12.3 放射性物質拡散抑制手順の作業時間について	添付資料 1.12.3 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）
添付資料 1.12.4 放水砲配置図（原子炉格納容器最上部への放水時）	添付資料 1.12.4 放水砲の設置場所及び使用方法等について	添付資料 1.12.4 放射性物質拡散抑制手順の作業時間について	
添付資料 1.12.5 放水砲の放射方法について	添付資料 1.12.5 ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所の絞り込み	添付資料 1.12.5 放水砲配置図（原子炉格納容器最上部への放水時）	【女川】記載表現の相違 ・大飯の審査実績を反映
【再掲（目次後段より）】	添付資料 1.12.6 海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）による海洋への放射性物質の拡散抑制	添付資料 1.12.6 放水砲の放射方法について	
添付資料 1.12.14 放水砲による放射性物質の抑制効果について	添付資料 1.12.7 海洋への拡散抑制設備（放射性物質吸着材）による海洋への放射性物質の拡散抑制	添付資料 1.12.7 放水砲による放射性物質の抑制効果について	【大飯】 設備の相違（相違理由⑦）
添付資料 1.12.6 シルトフェンスの設置	添付資料 1.12.8 化学消防自動車及び大型化学高所放水車による泡消火	添付資料 1.12.8 ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所の絞り込み	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）
添付資料 1.12.7 スプレイヘッダの性能について	添付資料 1.12.9 放水設備（泡消火設備）による航空機燃料火災への泡消火	添付資料 1.12.9 海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）による海洋への放射性物質の拡散抑制	
添付資料 1.12.8 化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車又は送水車（消火用）による泡消火	添付資料 1.12.10 消火設備の消火性能について	添付資料 1.12.10 海洋への拡散抑制設備（放射性物質吸着剤）による海洋への放射性物質の拡散抑制	
添付資料 1.12.9 放水砲による泡消火（大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による泡消火）	添付資料 1.12.11 航空機燃料火災時における大容量送水ポンプ（タイプⅡ）付属水中ポンプの設置方法について	添付資料 1.12.11 可搬型スプレイノズルの性能について	【大飯】設備の相違（相違理由⑧）
添付資料 1.12.10 発電所構内の雨水排水経路図		添付資料 1.12.12 化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車による泡消火	
添付資料 1.12.11 放水設備における泡消火剤の設定根拠について		添付資料 1.12.13 可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲による泡消火	【大飯、女川】設備の相違 ・作業の成立性を説明する本資料は、設備の相違により作成する。
添付資料 1.12.10 発電所構内の雨水排水経路図		添付資料 1.12.14 大規模火災用消防自動車による泡消火	
添付資料 1.12.11 放水設備における泡消火剤の設定根拠について		添付資料 1.12.15 可搬型大容量海水送水ポンプ車，放水砲及び泡混合設備による航空機燃料火災への泡消火	
		添付資料 1.12.16 消火設備の消火性能について	
		添付資料 1.12.17 放水設備における泡消火薬剤の設定根拠について	
		添付資料 1.12.18 発電所構内の雨水排水経路図	
			【大飯】記載箇所の相違 ・上段、泊の添付資料1.12.16と比較

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料 1.12.12 シルトフェンス1重目での放射性物質の海洋への拡散抑制効果</p> <p>添付資料 1.12.13 シルトフェンス設置以降の放水に対する放射性物質吸着剤を用いた放射性物質の拡散抑制</p> <p>添付資料 1.12.14 放水砲による放射性物質の抑制効果について</p> <p>添付資料 1.12.15 大容量ポンプ（放水砲用）用の燃料について</p> <p>添付資料 1.12.16 手順のリンク先について</p>	<p>【女川2号炉 1.11 目次より引用】</p> <p>添付資料1.11.4 解釈一覧</p> <p>1. 判断基準の解釈一覧</p> <p>2. 操作手順の解釈一覧</p>	<p>添付資料 1.12.19 シルトフェンス1重目での放射性物質の海洋への拡散抑制効果</p> <p>添付資料 1.12.20 シルトフェンス設置以降の放水に対する放射性物質吸着剤を用いた放射性物質の拡散抑制</p> <p>添付資料 1.12.21 解釈一覧</p> <p>1. 判断基準の解釈一覧</p> <p>2. 操作手順の解釈一覧</p>	<p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上段、泊の添付資料 1.12.7 と比較</li> </ul> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は燃料補給については技術的能力まとめ資料 1.14 にて整理する。</li> </ul> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は 1.12.2.4 項に手順のリンク先を記載する。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等</p> <p>&lt;要求事項&gt;</p> <p>発電用原子炉設置者において、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p>【解釈】</p> <p>1. 「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な手順等」とは、以下に規定する措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。</p> <p>a) 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、放水設備により、工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な手順等を整備すること。</p> <p>b) 海洋への放射性物質の拡散を抑制する手順等を整備すること。</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の損傷又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、工場等外（以下「発電所外」という。）への放射性物質の拡散を抑制するための設備を整備しており、ここでは、この設備を活用した手順等について説明する。</p>	<p>1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等</p> <p>【要求事項】</p> <p>発電用原子炉設置者において、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p>【解釈】</p> <p>1 「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な手順等」とは、以下に規定する措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。</p> <p>a) 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、放水設備により、工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な手順等を整備すること。</p> <p>b) 海洋への放射性物質の拡散を抑制する手順等を整備すること。</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対処設備を整備しており、ここでは、この設備を活用した手順等について説明する。</p>	<p>1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等</p> <p>【要求事項】</p> <p>発電用原子炉設置者において、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p>【解釈】</p> <p>1 「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な手順等」とは、以下に規定する措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。</p> <p>a) 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、放水設備により、工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な手順等を整備すること。</p> <p>b) 海洋への放射性物質の拡散を抑制する手順等を整備すること。</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対処設備を整備しており、ここでは、この設備を活用した手順等について説明する。</p>	<p>【大阪】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大阪】記載表現の相違 ・泊は要求事項に含わせて「原子炉格納容器の破損」と記載する（女川と同様）</p> <p>【大阪】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.12.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外へ放射性物質が拡散するおそれがある。発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対応手段と重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>また、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、消火対応するための対応手段と重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>重大事故等対処設備のほかに、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び多様性拡張設備<sup>※</sup>を選定する。</p> <p>※1 多様性拡張設備：技術基準上のすべての要求事項を満たすことやすべてのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。</p> <p>選定した重大事故等対処設備により、「技術的能力審査基準（以下「審査基準」という。）だけでなく、「設置許可基準規則第五十五条及び技術基準規則第七十条（以下「基準規則」という。）の要求機能が網羅されていることを確認するとともに、多様性拡張設備との関係を明確にする。</p> <p>(添付資料 1.12.1、1.12.2)</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>審査基準及び基準規則の要求により選定した対応手段と、その対応に使用する重大事故等対処設備と多様性拡張設備を以下に示す。</p> <p>なお、重大事故等対処設備、多様性拡張設備及び整備する手順に関する関係を第1.12.1表に示す。</p> <p>a. 炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損時の対応手段及び設備</p>	<p>1.12.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外へ放射性物質が拡散するおそれがある。発電所外へ放射性物質の拡散を抑制するための対応手段と重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>また、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、消火対応するための対応手段と重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>重大事故等対処設備のほかに、柔軟な事故対応を実施するための対応手段と自主対策設備<sup>※</sup>を選定する。</p> <p>※ 自主対策設備：技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。</p> <p>選定した重大事故等対処設備により、「技術的能力審査基準（以下「審査基準」という。）だけでなく、「設置許可基準規則第五十五条及び「技術基準規則」第七十条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、重大事故等対処設備及び自主対策設備との関係を明確にする。</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>「審査基準」及び「基準規則」からの要求により選定した対応手段とその対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備を以下に示す。</p> <p>なお、対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備と整備する手順についての関係を第1.12-1表に整理する。</p> <p>a. 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の対応手段及び設備</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損のおそれがある場合、又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷のおそれがある場合は、大気への放射性物質の拡散抑制、放射性物質を含む汚染水が発生する場合は、海洋への放射性物質の拡散抑制を図る。</p>	<p>1.12.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外へ放射性物質が拡散するおそれがある。発電所外へ放射性物質の拡散を抑制するための対応手段と重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>また、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、消火対応するための対応手段と重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>重大事故等対処設備の他に、柔軟な事故対応を実施するための対応手段と自主対策設備<sup>※</sup>を選定する。</p> <p>※ 自主対策設備：技術基準上のすべての要求事項を満たすことやすべてのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。</p> <p>選定した重大事故等対処設備により、「技術的能力審査基準（以下「審査基準」という。）だけでなく、「設置許可基準規則第五十五条及び「技術基準規則」第七十条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、重大事故等対処設備及び自主対策設備との関係を明確にする。</p> <p>(添付資料 1.12.1、1.12.2)</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>「審査基準」及び「基準規則」からの要求により選定した対応手段とその対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備を以下に示す。</p> <p>なお、対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備と整備する手順についての関係を第1.12.1表に整理する。</p> <p>a. 炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損時の対応手段及び設備</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損のおそれがある場合<sup>注</sup>、大気への放射性物質の拡散抑制、放射性物質を含む汚染水が発生する場合は、海洋への放射性物質の拡散抑制を図る。</p>	<p>【女川】設備の相違（相違理由①）</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>・本項目では、設備の選定について述べているため、泊は、「要求機能を満足する設備」と記載する。（女川と同様）</p> <p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由①）</p> <p>【女川】記載方針の相違（相違理由①）</p> <p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績の相違）</p> <p>【女川】記載方針の相違（相違理由①）</p> <p>【女川】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(a) 対応手段</p> <p>重大事故等により、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損のおそれがある場合は、<b>重大事故等対処設備（大気への拡散抑制）</b>により、大気への拡散抑制を行う手段がある。</p> <p>大気への拡散抑制に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大容量ポンプ（放水砲用）</li> <li>・放水砲</li> <li>・燃料油貯蔵タンク</li> <li>・重油タンク</li> <li>・タンクローリー</li> </ul> <p>重大事故等により、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損のおそれがある場合において、原子炉格納容器及びアニュラス部への放水等により、放射性物質を含む汚染水が発生する場合は、海洋への拡散抑制を行う手段がある。</p> <p>海洋への拡散抑制に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シルトフェンス</li> <li>・放射性物質吸着剤</li> </ul> <p>(b) 重大事故等対処設備と多様性拡張設備</p> <p>審査基準及び基準規則に要求される、大気への拡散抑制に使用する設備のうち、大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーは、いずれも重大事故等対処設備と位置づける。</p> <p>海洋への拡散抑制に使用する設備のシルトフェンスは、<b>重大事故等対処設備と位置づける</b>。選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が<b>すべて</b>網羅されている。</p>	<p>(a) 大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損又は<b>使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷</b>に至った場合は、放水設備（大気への拡散抑制設備）により、大気への放射性物質の拡散抑制を行う手段がある。</p> <p>大気への放射性物質の拡散抑制に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大容量送水ポンプ（タイプⅡ）</li> <li>・ホース延長回収車</li> <li>・ホース</li> <li>・放水砲</li> <li>・貯留堰</li> <li>・取水口</li> <li>・取水路</li> <li>・海水ポンプ室</li> <li>・燃料補給設備</li> <li>・ガンマカメラ</li> <li>・サーモカメラ</li> </ul> <p>(b) 海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損又は<b>使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷</b>に至った場合において、<b>原子炉建屋への放水</b>により放射性物質を含む汚染水が発生する場合は、海洋への放射性物質の拡散抑制を行う手段がある。</p> <p>海洋への放射性物質の拡散抑制に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シルトフェンス</li> <li>・放射性物質吸着材</li> </ul> <p>これらの選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備が<b>全て</b>網羅されている。                      （添付資料 1.12.1）</p>	<p>(a) 大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及び<b>アニュラス部</b>の破損に至った場合は、放水設備（大気への拡散抑制設備）により、大気への放射性物質の拡散抑制を行う手段がある。</p> <p>大気への放射性物質の拡散抑制に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型大容量海水送水ポンプ車</li> <li>・可搬型ホース</li> <li>・放水砲</li> <li>・非常用取水設備</li> <li>・燃料補給設備</li> <li>・ガンマカメラ</li> <li>・サーモカメラ</li> </ul> <p>(b) 海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及び<b>アニュラス部</b>の破損に至った場合において、<b>原子炉格納容器及びアニュラス部への放水等</b>により放射性物質を含む汚染水が発生する場合は、海洋への放射性物質の拡散抑制を行う手段がある。</p> <p>海洋への放射性物質の拡散抑制に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集水桝シルトフェンス</li> <li>・放射性物質吸着剤</li> <li>・荷揚場シルトフェンス</li> </ul> <p>これらの選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備が<b>すべて</b>網羅されている。                      （添付資料 1.12.1）</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由①）</p> <p>【女川】記載方針の相違（相違理由①）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】記載方針の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】 設備の相違（相違理由⑦）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由①）</p> <p>【女川】記載方針の相違（相違理由①）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>・大飯の審査実績より汚染水発生は放水のみならず雨水も要因と考え「等」を追加する。</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>・泊は「重大事故等対処設備と自主対策設備」の整理は後段の1.12.1(2) d.に記載する文書構成とする。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>以上の重大事故等対処設備により発電所外への放射性物質の拡散抑制が可能であることから、以下の設備は多様性拡張設備と位置づける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射性物質吸着剤 放射性物質吸着剤を設置するために、最短でも12時間程度要するが、放射性物質の吸着効果が期待され、放射性物質の海洋への拡散抑制及び放出量の低減を図る手段として有効である。</li> </ul> <p>b. 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段 重大事故等により、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷のおそれがある場合は、重大事故等対処設備（大気への拡散抑制）により、大気への拡散抑制を行う手段がある。</p> <p>大気への拡散抑制で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>送水車</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>スプレイヘッド</li> <li>軽油ドラム缶</li> <li>大容量ポンプ（放水砲用）</li> </ul>	<p>【比較のため、比較表P1.12-7、P1.12-8より再掲】</p> <p>a. 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の対応手段及び設備</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損のおそれがある場合、又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷のおそれがある場合は、大気への放射性物質の拡散抑制、放射性物質を含む汚染水が発生する場合は、海洋への放射性物質の拡散抑制を図る。</p> <p>(a) 大気への放射性物質の拡散抑制 炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合は、放水設備（大気への拡散抑制設備）により、大気への放射性物質の拡散抑制を行う手段がある。</p> <p>大気への放射性物質の拡散抑制に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大容量送水ポンプ（タイプⅡ）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>ホース延長回収車</li> <li>ホース</li> <li>放水砲</li> <li>貯留堰</li> <li>取水口</li> <li>取水路</li> <li>海水ポンプ室</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料補給設備</li> </ul>	<p>b. 使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷時の対応手段及び設備</p> <p>使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷のおそれがある場合で、大気への放射性物質の拡散抑制、放射性物質を含む汚染水が発生する場合は、海洋への放射性物質の拡散抑制を図る。</p> <p>(a) 大気への放射性物質の拡散抑制 使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷に至った場合は、放水設備（大気への拡散抑制設備）により、大気への放射性物質の拡散抑制を行う手段がある。</p> <p>大気への放射性物質の拡散抑制に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型大型送水ポンプ車</li> <li>可搬型ホース</li> <li>ホース延長・回収車（送水車用）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常用取水設備</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>代替給水ピット</li> <li>原水槽</li> <li>2次系純水タンク</li> <li>ろ過水タンク</li> <li>可搬型スプレイノズル</li> <li>燃料補給設備</li> <li>可搬型大容量海水送水ポンプ車</li> </ul>	<p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊は「重大事故等対処設備と自主対策設備」の整理は後段の1.12.1(2) d.に記載する文書構成とする。</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の相違）</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の相違）</p> <p>【女川】記載方針の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由①）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由③）</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・放水砲                      ・燃料油貯蔵タンク                      ・重油タンク                      ・タンクローリー</p> <p>【伊方3号炉 1.12より引用】                      重大事故等により、使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷のおそれがある場合に燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）への放水により放射性物質を含む汚染水が発生する場合、海洋への拡散抑制を行う手段がある。</p> <p>重大事故等により、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷のおそれがあり、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水等により、放射性物質を含む汚染水が発生する場合は、海洋への拡散抑制を行う手段がある。</p> <p>海洋への拡散抑制に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シルトフェンス</li> <li>・放射性物質吸着剤</li> </ul> <p>(b) 重大事故等対処設備と多様性拡張設備                      審査基準及び基準規則に要求される、大気への拡散抑制に使用する設備のうち、送水車、スプレィヘッド、軽油ドラム缶、大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーは、いずれも重大事故等対処設備と位置づける。                      海洋への拡散抑制に使用する設備のシルトフェンスは、重大事故等対処設備と位置づける。                      選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備がすべて網羅されている。                      以上の重大事故等対処設備により発電所外への放射性物質の拡散抑制が可能であることから、以下の設備は多様性拡張設備と位置づける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性物質吸着剤                              放射性物質吸着剤を設置するために、最短でも12時間程度要するが、放射性物質の吸着効果が期待され、放射性物質の海洋への拡散抑制及び放出量の低減を図る手段として有効である。</li> </ul>	<p>・ガンマカメラ                      ・サーモカメラ</p> <p>(b) 海洋への放射性物質の拡散抑制                      炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、原子炉建屋への放水により放射性物質を含む汚染水が発生する場合は、海洋への放射性物質の拡散抑制を行う手段がある。</p> <p>海洋への放射性物質の拡散抑制に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シルトフェンス</li> <li>・放射性物質吸着材</li> </ul> <p>これらの選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備が全て網羅されている。                      (添付資料 1.12.1)</p>	<p>・放水砲                      ・ガンマカメラ                      ・サーモカメラ</p> <p>(b) 海洋への放射性物質の拡散抑制                      使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）への放水等により放射性物質を含む汚染水が発生する場合は、海洋への放射性物質の拡散抑制を行う手段がある。</p> <p>海洋への放射性物質の拡散抑制に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集水樹シルトフェンス</li> <li>・放射性物質吸着剤</li> <li>・荷揚場シルトフェンス</li> </ul> <p>これらの選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備がすべて網羅されている。                      (添付資料 1.12.1)</p>	<p>【大飯】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】                      設備の相違（相違理由⑦）</p> <p>【女川、大飯】記載表現の相違                      ・泊は文書構成は女川を参考として、放水先の建屋の記載表現は伊方を参考とした。                      【女川】記載表現の相違                      ・大飯の審査実績より汚染水発生は放水のみならず雨水も要因と考え「等」を追加する。</p> <p>【大飯】                      記載方針の相違（女川審査実績の反映）                      ・泊は「重大事故等対処設備と自主対策設備」の整理は後段の1.12.1(2) d. に各手段の設備を記載する。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. 原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段</p> <p>原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合は、航空機燃料火災への泡消火により、火災対応する手段がある。</p> <p>原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合、初期対応における泡消火及び延焼防止処置により火災対応する手段がある。</p> <p>初期対応における泡消火及び延焼防止処置に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学消防自動車</li> <li>・小型動力ポンプ付水槽車</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泡原液搬送車</li> <li>・泡消火剤等搬送車</li> <li>・送水車（消火用）</li> <li>・中型放水銃</li> </ul> <p>【比較のため、比較表 P1.2-11 より再掲】</p> <p>原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合は、航空機燃料火災への泡消火により、火災対応する手段がある。</p> <p>航空機燃料火災への泡消火に使用する設備は以下のとおり。</p>	<p>b. 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の対応手段及び設備</p> <p>原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合、初期対応における延焼防止処置により、火災に対応する手段がある。</p> <p>初期対応における延焼防止処置に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学消防自動車</li> <li>・耐震性防火水槽</li> <li>・防火水槽</li> <li>・ろ過水タンク</li> <li>・屋外消火栓</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泡原液搬送車</li> <li>・大型化学高所放水車</li> <li>・泡原液備蓄車</li> </ul> <p>原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合、航空機燃料火災への泡消火により、火災に対応する手段がある。</p> <p>航空機燃料火災への泡消火に使用する設備は以下のとおり。</p>	<p>c. 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の対応手段及び設備</p> <p>原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合、初期対応における延焼防止処置により、火災に対応する手段がある。</p> <p>初期対応における延焼防止処置に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型大型送水ポンプ車</li> <li>・可搬型ホース</li> <li>・ホース延長・回収車（送水車用）</li> <li>・消防ホース</li> <li>・代替給水ビット</li> <li>・原水槽</li> <li>・2次系純水タンク</li> <li>・ろ過水タンク</li> <li>・屋外消火栓</li> <li>・防火水槽</li> <li>・化学消防自動車</li> <li>・水槽付消防ポンプ自動車</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小型放水砲</li> <li>・資機材運搬用車両（泡消火薬剤）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泡消火薬剤コンテナ式運搬車</li> <li>・大規模火災用消防自動車</li> <li>・非常用取水設備</li> <li>・燃料補給設備</li> </ul> <p>原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合、航空機燃料火災への泡消火により、火災に対応する手段がある。</p> <p>航空機燃料火災への泡消火に使用する設備は以下のとおり。</p>	<p>【大飯】                      記載箇所の相違（女川審査実績の反映）                      ・泊は後段の「航空機火災への泡消火」で記載及び比較する。                      ・対応手段に相違はなし。</p> <p>【大飯】                      記載表現の相違（女川審査実績の相違）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由④）                      【女川】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】                      記載表現の相違（女川審査実績の相違）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・大容量ポンプ（放水砲用）</p> <p>・放水砲</p> <p>・泡混合器</p> <p>・燃料油貯蔵タンク</p> <p>・重油タンク</p> <p>・タンクローリー</p> <p>(b) 重大事故等対処設備と多様性拡張設備</p> <p>【比較のため、比較表 P1.12-10 より再掲】</p> <p>審査基準及び基準規則に要求される、大気への拡散抑制に使用する設備のうち、大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーは、いずれも重大事故等対処設備と位置づける。</p> <p>海洋への拡散抑制に使用する設備のシルトフェンスは、重大事故等対処設備と位置づける。選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備がすべて網羅されている。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により発電所外への放射性物質の拡散抑制が可能であることから、以下の設備は多様性拡張設備と位置づける。あわせて、その理由を示す。</p>	<p>・大容量送水ポンプ（タイプII）</p> <p>・ホース延長回収車</p> <p>・ホース</p> <p>・放水砲</p> <p>・泡消火薬剤混合装置</p> <p>・貯留堰</p> <p>・取水口</p> <p>・取水路</p> <p>・海水ポンプ室</p> <p>・燃料補給設備</p> <p>これらの選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備が全て網羅されている。                      （添付資料 1.12.1）</p> <p>c. 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>(a) 大気及び海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>「審査基準」及び「基準規則」に要求される、大気への放射性物質の拡散抑制に使用する設備のうち、大容量送水ポンプ（タイプII）、ホース延長回収車、ホース、放水砲、貯留堰、取水口、取水路、海水ポンプ室及び燃料補給設備は、いずれも重大事故等対処設備と位置付ける。</p> <p>海洋への放射性物質の拡散抑制に使用する設備のうち、シルトフェンスは重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により発電所外への放射性物質の拡散抑制が可能であることから、以下の設備は自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p> <p>・ガンマカメラ</p> <p>・サーモカメラ</p> <p>これらの設備については、大気への放射性物質の拡散を直接抑制する手段ではないが、放水設備（大気への拡散抑制設備）により原子炉建屋に向けて放水する際に、原子炉建屋から漏えいする放射性物質や熱を検出する手段として有効である。</p>	<p>・可搬型大容量海水送水ポンプ車</p> <p>・可搬型ホース</p> <p>・放水砲</p> <p>・泡混合設備</p> <p>・非常用取水設備</p> <p>・燃料補給設備</p> <p>これらの選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備がすべて網羅されている。                      （添付資料 1.12.1）</p> <p>d. 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>(a) 炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損時の大気及び海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>「審査基準」及び「基準規則」に要求される、大気への放射性物質の拡散抑制に使用する設備のうち、可搬型大容量海水送水ポンプ車、可搬型ホース、放水砲、非常用取水設備及び燃料補給設備は、いずれも重大事故等対処設備と位置付ける。</p> <p>海洋への放射性物質の拡散抑制に使用する設備のうち、集水樹シルトフェンスは、重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により発電所外への放射性物質の拡散抑制が可能であることから、以下の設備は自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p> <p>・ガンマカメラ</p> <p>・サーモカメラ</p> <p>これらの設備については、大気への放射性物質の拡散を直接抑制する手段ではないが、放水設備（大気への拡散抑制設備）により原子炉格納容器及びアニュラス部に向けて放水する際に、原子炉格納容器及びアニュラス部から漏えいする放射性物質や熱を検出する手段として有効である。</p>	<p>【女川】記載方針の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【女川】記載方針の相違</p> <p>・泊は大気及び海洋への放射性物質の拡散抑制を「原子炉格納容器及びアニュラス部の破損」と「使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷」で項目を分けていることから「d. 重大事故等対処設備と自主対策設備」においても項目を分けた記載とする。</p> <p>【女川】記載方針の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑦）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由①）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・放射性物質吸着剤                      放射性物質吸着剤を設置するために、最短でも12時間程度要するが、放射性物質の吸着効果が期待され、放射性物質の海洋への拡散抑制及び放出量の低減を図る手段として有効である。</p>	<p>・放射性物質吸着材                      放射性物質吸着材を設置するためには、最短でも作業開始を判断してから190分程度要することになるが、放射性物質の吸着効果が期待され、海洋への放射性物質の拡散抑制及び放出量の低減を図る手段として有効である。</p> <p>【比較のため、比較表P1.12-12より再掲】</p> <p>(a) 大気及び海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>「審査基準」及び「基準規則」に要求される、大気への放射性物質の拡散抑制に使用する設備のうち、大容量送水ポンプ（タイプII）、ホース延長回収車、ホース、放水砲、貯留堰、取水口、取水路、海水ポンプ室及び燃料補給設備は、いずれも重大事故等対処設備と位置付ける。</p> <p>海洋への放射性物質の拡散抑制に使用する設備のうち、シルトフェンスは重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により発電所外への放射性物質の拡散抑制が可能であることから、以下の設備は自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p>	<p>・放射性物質吸着剤                      放射性物質吸着剤を設置するためには、作業開始を判断してから250分程度要することになるが、放射性物質の吸着効果が期待され、海洋への放射性物質の拡散抑制及び放出量の低減を図る手段として有効である。</p> <p>・荷揚場シルトフェンス                      荷揚場シルトフェンスを設置するためには、作業開始を判断してから360分程度要することになるが、放射性物質をシルトフェンス内に滞留させる効果が期待され、放射性物質の海洋への拡散抑制及び放出量の低減を図る手段として有効である。</p> <p>(b) 使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷時の大気及び海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>「審査基準」及び「基準規則」に要求される、大気への放射性物質の拡散抑制に使用する設備のうち、海水を用いる場合の可搬型大型送水ポンプ車、可搬型スプレインズル、ホース延長・回収車（送水車用）、可搬型ホース、可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲、非常用取水設備及び燃料補給設備は、いずれも重大事故等対処設備と位置付ける。</p> <p>海洋への放射性物質の拡散抑制に使用する設備のうち、集水桝シルトフェンスは、重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により発電所外への放射性物質の拡散抑制が可能であることから、以下の設備は自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型大型送水ポンプ車</li> <li>・代替給水ビット</li> <li>・可搬型スプレインズル                              水源である代替給水ビットは耐震性がないものの、健全であれば使用済燃料ピットへのスプレイを行う代替手段として有効である。</li> <li>・可搬型大型送水ポンプ車</li> <li>・原水槽</li> <li>・2次系純水タンク</li> <li>・ろ過水タンク</li> <li>・可搬型スプレインズル                              水源である原水槽は耐震性がないものの、健全であれば使用済燃料ピットへのスプレイを行う代替手段として有効である。</li> </ul>	<p>【女川】記載表現の相違                      【女川】記載内容の相違                      ・設置箇所や設置方法の相違による所要時間の相違。                      ・女川は2箇所にて人力で設置し、泊は3箇所にて車両を使って設置する。集水桝内に設置する方法は女川と相違なし。</p> <p>【大阪】設備の相違（相違理由⑤）                      【女川】設備の相違（相違理由③）</p> <p>【女川】記載方針の相違                      ・前段の1.12.1(1)d.(a)と同様</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>基準規則に要求される、航空機燃料火災への泡消火に使用する設備のうち、大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲、泡混合器、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーは、いずれも重大事故等対処設備と位置づける。</p> <p>選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備がすべて網羅されている。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、航空機燃料火災への対応及び発電所外への放射性物質の拡散抑制が可能であることから、以下の設備は多様性拡張設備と位置づける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>化学消防自動車</li> <li>小型動力ポンプ付水槽車</li> <li>泡消火剤等搬送車</li> <li>送水車（消火用）</li> <li>中型放水銃</li> <li>泡原液搬送車</li> </ul> <p>これらの設備については、航空機燃料火災への対応手段として放水量が少ないものの、航空機燃料の飛散によるアクセス道路及び建屋への泡消火及び延焼拡大防止</p>	<p>【比較のため、比較表 P1.12-12 より再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ガンマカメラ</li> <li>サーモカメラ</li> </ul> <p>これらの設備については、大気への放射性物質の拡散を直接抑制する手段ではないが、放水設備（大気への拡散抑制設備）により原子炉建屋に向けて放水する際に、原子炉建屋から漏えいする放射性物質や熱を検出する手段として有効である。</p> <p>【比較のため、比較表 P1.12-13 より再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射性物質吸着材</li> </ul> <p>放射性物質吸着材を設置するためには、最短でも作業開始を判断してから190分程度要することになるが、放射性物質の吸着効果が期待され、海洋への放射性物質の拡散抑制及び放出量の低減を図る手段として有効である。</p> <p>(b) 航空機燃料火災への泡消火</p> <p>「基準規則」に要求される、航空機燃料火災への泡消火に使用する設備のうち、大容量送水ポンプ（タイプⅡ）、ホース延長回収車、ホース、放水砲、泡消火薬剤混合装置、貯留堰、取水口、取水路、海水ポンプ室及び燃料補給設備は、重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により航空機燃料火災への泡消火が可能であることから、以下の設備は自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>化学消防自動車</li> <li>泡原液搬送車</li> <li>大型化学高所放水車</li> <li>泡原液備蓄車</li> </ul> <p>これらの設備については、航空機燃料火災への対応手段として、大容量送水ポンプ（タイプⅡ）に比べ、放水量が少ないため、重大事故等対処設備と同等の放水効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガンマカメラ</li> <li>サーモカメラ</li> </ul> <p>これらの設備については、大気への放射性物質の拡散を直接抑制する手段ではないが、放水設備（大気への拡散抑制設備）により燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）に向けて放水する際に、燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）から漏えいする放射性物質や熱を検出する手段として有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射性物質吸着剤</li> </ul> <p>放射性物質吸着剤を設置するためには、作業開始を判断してから250分程度要することになるが、放射性物質の吸着効果が期待され、海洋への放射性物質の拡散抑制及び放出量の低減を図る手段として有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>荷揚場シルトフェンス</li> </ul> <p>荷揚場シルトフェンスを設置するためには、作業開始を判断してから360分程度要することになるが、放射性物質をシルトフェンス内に滞留させる効果が期待され、放射性物質の海洋への拡散抑制及び放出量の低減を図る手段として有効である。</p> <p>(c) 航空機燃料火災への泡消火</p> <p>「基準規則」に要求される、航空機燃料火災への泡消火に使用する設備のうち、可搬型大容量海水送水ポンプ車、可搬型ホース、放水砲、泡混合設備、非常用取水設備及び燃料補給設備は、重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により航空機燃料火災への泡消火が可能であることから、以下の設備は自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型大型送水ポンプ車</li> <li>化学消防自動車</li> <li>水槽付消防ポンプ自動車</li> <li>小型放水砲</li> <li>泡消火薬剤コンテナ式運搬車</li> </ul> <p>これらの設備については、航空機燃料火災への対応手段として、可搬型大容量海水送水ポンプ車に比べ、放水量が少ないため、重大事故等対処設備と同等の放水効果</p>	<p>【大飯】 設備の相違（相違理由⑦）</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置箇所や設置方法の相違による所要時間の相違。</li> <li>女川は2箇所に人力で設置し、泊は3箇所に車両を使って設置する。集水樹内に設置する方法は女川と相違なし。</li> </ul> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑤）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由③）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】記載方針の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由③）</p> <p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は1.12.1.(2)対応手段と設備の選定の結果に記載している。女川も同様。</li> </ul> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由④）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>の手段として有効である。</p> <p>【比較のため、大阪3/4号炉1.12.1(2)a、(b)より引用】</p> <p>No. 3淡水タンクは耐震性がないものの、健全であればポンプ車を使用して、使用済燃料ピットへの注水を行う代替手段として有効である。</p> <p>d. 手順等                      上記のa.、b.及びc.により選定した対応手段に係る手順を整備する。また、事故時に監視が必要となる計器についても整備する（第1.12.2表）。</p> <p>これらの手順は、発電所対策本部長<sup>※2</sup>、当直課長、運転員等<sup>※3</sup>及び緊急安全対策要員<sup>※4</sup>の対応として、放水砲・シルトフェンスによる放射性物質拡散抑制手順等に定める（第1.12.1表）。</p> <p>※2 発電所対策本部長：重大事故等発生時における発電所原子力防災管理者及び代行者をいう。</p> <p>※3 運転員等：運転員及び重大事故等対策要員のうち当直課長の指示に基づき運転対応を実施する要員をいう。</p> <p>※4 緊急安全対策要員：重大事故等対策要員のうち発電所対策本部長の指示に基づき対応する運転員等以外の要員をいう。</p>	<p>は得られにくいですが、早期に消火活動が可能であり、航空機燃料の飛散によるアクセスルート及び建屋への延焼拡大防止の手段として有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震性防火水槽</li> <li>・防火水槽</li> <li>・ろ過水タンク</li> <li>・屋外消火栓</li> </ul> <p>これらの設備については、耐震SクラスではなくSs機能維持を担保できないが、初期対応における延焼防止処置の水源として使用する手段としては有効である。</p> <p>d. 手順等                      上記a.、b.、及びc.により選定した対応手段に係る手順を整備する。</p> <p>これらの手順は、保修班員、重大事故等対応要員及び初期消火要員の対応として、重大事故等対応要領書に定める（第1.12-1表）。</p>	<p>は得られにくいですが、早期に消火活動が可能であり、航空機燃料の飛散によるアクセスルート及び建屋への延焼拡大防止の手段として有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型大型送水ポンプ車</li> <li>・ホース延長・回収車（送水車用）</li> <li>・代替給水ピット</li> <li>・原水槽</li> <li>・2次系純水タンク</li> <li>・ろ過水タンク</li> <li>・屋外消火栓</li> <li>・防火水槽</li> <li>・小型放水砲</li> </ul> <p>水源である代替給水ピット及び原水槽は耐震性がないものの、健全であれば航空機燃料の飛散によるアクセスルート及び建屋への泡消火及び延焼拡大防止の手段として有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模火災用消防自動車</li> <li>・資機材運搬用車両（泡消火薬剤）</li> </ul> <p>要員を確保してからの対応手段となるため、初期対応として使用できない場合があるものの、航空機燃料の飛散によるアクセスルート及び建屋への泡消火及び延焼拡大防止の手段として有効である。</p> <p>e. 手順等                      上記のa.、b.、c.及びd.により選定した対応手段に係る手順を整備する。</p> <p>これらの手順は、発電所対策本部長、発電課長（当直）、災害対策要員、災害対策要員（支援）、運転班員、放管班員、消火要員及び復旧班員の対応として、発電所外への放射性物質拡散を抑制する手順書等に定める（第1.12.1表）。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大阪】設備の相違（相違理由④）                      【女川】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【女川】記載表現の相違                      ・水源の耐震性の説明の表現に相違はあるものの、耐震性はないが手段として有効であるという内容に相違なし。同様の記載は、泊の他条文「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」で使用している。大阪も同様。</p> <p>【大阪】設備名称の相違                      ・引用元の技術的能力1.11との設備名称の相違</p> <p>【大阪】設備の相違（相違理由④）</p> <p>【大阪】                      記載箇所の相違（女川審査実績の反映）                      ・泊は女川と同様に同項の後段に記載する。</p> <p>【大阪】記載方針の相違（相違理由①）                      【女川、大阪】手順書名称の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【比較のため、上段より再掲】</b></p> <p>また、事故時に監視が必要となる計器についても整備する（第1.12.2表）。</p>	<p>また、重大事故等時に監視が必要となる計器についても整理する（第1.12-2表）。</p>	<p>また、重大事故等時に監視が必要となる計器についても整理する（第1.12.2表）。</p>	<p><b>【大飯】</b></p> <p>記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.12.2 重大事故等時の手順等</p> <p>1.12.2.1 炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアンニュラス部の破損時の手順等</p> <p>(1) 大気への拡散抑制</p> <p>a. 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアンニュラス部の破損のおそれがある場合は、炉心注入及び格納容器スプレイを実施する。</p> <p>これらの機能が喪失した場合を想定し、大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲により原子炉格納容器及びアンニュラス部へ海水を放水する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等が発生し、炉心出口温度が350℃以上かつ格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）が<math>1 \times 10^6 \text{mSv/h}</math>以上となり、原子炉格納容器へのスプレイが確認できない場合。</p>	<p>1.12.2 重大事故等時の手順</p> <p>1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の手順等</p> <p>(1) 大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>a. 放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため、格納容器スプレイによる原子炉格納容器内の除熱や原子炉格納容器フィルタベント系及び代替循環冷却による原子炉格納容器内の減圧及び除熱させる手段がある。</p> <p>また、使用済燃料プールからの大量の水の漏えいにより使用済燃料プールの水位が異常に低下し、使用済燃料プール注水設備で注水しても水位が維持できない場合は、燃料プールのスプレイにより燃料損傷を緩和する手段がある。</p> <p>しかし、これらの機能が喪失し、原子炉建屋から直接放射性物質が拡散する場合を想定し、放水設備（大気への拡散抑制設備）すなわち大容量送水ポンプ（タイプII）及び放水砲により原子炉建屋に海水を放水し、大気への放射性物質の拡散を抑制する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>以下のいずれかが該当する場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・炉心損傷を判断した場合※において、あらゆる注水手段を講じても発電用原子炉への注水が確認できない場合</li> <li>・使用済燃料プール水位が低下した場合において、あらゆる注水手段を講じても水位低下が継続する場合</li> <li>・大型航空機の衝突等、原子炉建屋の外観で大きな損傷を確認した場合</li> </ul> <p>※ 格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p>	<p>1.12.2 重大事故等時の手順</p> <p>1.12.2.1 炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアンニュラス部の破損時の手順等</p> <p>(1) 大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>a. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器及びアンニュラス部の破損を防止するため、炉心注水及び格納容器スプレイによる原子炉格納容器内の除熱による原子炉格納容器内の減圧及び除熱させる手段がある。</p> <p>しかし、これらの機能が喪失し、原子炉格納容器及びアンニュラス部から直接放射性物質が拡散する場合を想定し、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲により原子炉格納容器及びアンニュラス部に海水を放水し、大気への放射性物質の拡散を抑制する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等が発生し、炉心出口温度が350℃以上及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示値が<math>1 \times 10^6 \text{mSv/h}</math>以上となり、原子炉格納容器へのスプレイが確認できない場合。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の相違）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由①）</p> <p>【女川】記載方針の相違（相違理由①）</p> <p>【女川】設備の相違</p> <p>・泊は放水をする設備を原子炉格納容器及びアンニュラス部と使用済燃料ビットへ放水する設備を識別するため、手順名称に設備名称を記載する。（大飯と同様）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由①）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の相違）</p> <p>【女川】記載方針の相違（相違理由①）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の相違）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由①）</p> <p>【女川】記載方針の相違</p> <p>・泊は原子炉格納容器、アンニュラス部及び使用済燃料ビットへ放水できる設備が複数あり、手順項目を別項目としているため、手順着手の判断基準も手順項目ごとに記載する。（大飯と同様）</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】設備の相違</p> <p>・判断基準とするパラメータの名称や炉型の相違による設定値の相違はあるものの、炉心損傷を判断する意図としては相違なし（大飯と同様）。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(b) 操作手順                      大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲により大気への拡散抑制を行う手順の概要は以下のとおり。</p> <p>概略系統を第1.12.1図に、タイムチャートを第1.12.3図に、ホース敷設ルートを第1.12.4図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員に大気への拡散抑制の準備開始を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、大容量ポンプ（放水砲用）取水箇所周辺に設置する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、可搬型ホースを水中ポンプに接続後、水中ポンプを取水箇所へ設置し、大容量ポンプ（放水砲用）吸込口に、可搬型ホースを接続する。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、放水砲を設置し、可搬型ホースの運搬、大容量ポンプ（放水砲用）から放水砲までの可搬型ホース敷設を行い、放水砲に可搬型ホースを接続する。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、放水噴射位置（噴射角度、旋回角度）を原子炉格納容器頂部へ調整する。原子炉格納容器及びアンユラス部の損壊箇所が確認できる場合は、放水砲の噴射位置を原子炉格納容器及びアンユラス部の損壊箇所<sup>②</sup>に調整する。</p> <p>⑥ 発電所対策本部長は、原子炉格納容器圧力指示値が上昇し、原子炉格納容器及びアンユラス部の破損のおそれがあると判断した場合又はモニタリングポスト等の指示値が上昇し、原子炉格納容器及びアンユラス部の破損があると判断した場合、緊急安全対策要員に放水開始を指示する。</p>	<p>(b) 操作手順                      放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制する手順の概要は以下のとおりである。                      手順の概要図を第1.12-1図に、タイムチャートを第1.12-2図、第1.12-3図、第1.12-4図に、ホース敷設ルート及び放水砲の設置位置を第1.12-5図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部は、手順着手の判断基準に基づき、放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制の準備開始を<sup>②</sup>保修班員に指示する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p> <p>②<sup>②</sup> 海水ポンプ室から海水を取水する場合保修班員は、海水ポンプ室へ大容量送水ポンプ（タイプⅡ）を移動させ、防潮壁を開放し大容量送水ポンプ（タイプⅡ）を防潮壁内へ移動させる。</p> <p>②<sup>②</sup> 取水口から海水を取水する場合保修班員は、取水口へ大容量送水ポンプ（タイプⅡ）を移動させる。</p> <p>③ 保修班員は、大容量送水ポンプ（タイプⅡ）及び放水砲の設置、ホースの敷設、接続を実施する。</p> <p>④ 保修班員は、放水砲の噴射ノズルを原子炉建屋の破損口等の放射性物質放出箇所に向けて調整し、準備完了を発電所対策本部に報告する。</p> <p>⑤ 発電所対策本部は、手順着手を判断した時の状況が継続しており、以下の状況であると判断した場合は、放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制実施を保修班員に指示する。                      ・原子炉格納容器へあらゆる注水手段を講じても注水できず、原子炉格納容器の破損のおそれがあると判断した場合</p>	<p>(b) 操作手順                      可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制する手順の概要は以下のとおりである。                      概要図を第1.12.1図に、タイムチャートを第1.12.2図に、ホース敷設ルート及び放水砲の設置位置を第1.12.3図に示す。</p> <p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、発電所対策本部長に可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制の準備開始を依頼する。</p> <p>② 発電所対策本部長は、災害対策要員に大気への放射性物質の拡散抑制の準備開始を指示する。</p> <p>③ 災害対策要員は、現場で可搬型大容量海水送水ポンプ車を取水箇所周辺に設置する。</p> <p>④ 災害対策要員は、現場で可搬型ホースを水中ポンプに接続後、水中ポンプを取水箇所へ設置し、可搬型大容量海水送水ポンプ車の吸込口に、可搬型ホースを接続する。</p> <p>⑤ 災害対策要員は、現場で放水砲を設置し、可搬型ホースの運搬、可搬型大容量海水送水ポンプ車から放水砲までの可搬型ホース敷設を行い、放水砲に可搬型ホースを接続する。</p> <p>⑥ 災害対策要員は、現場で放水砲噴射位置（噴射角度、旋回角度）を原子炉格納容器頂部へ調整する。原子炉格納容器及びアンユラス部の破損口等が確認できる場合は、放水砲の噴射位置を原子炉格納容器及びアンユラス部の破損口等の放射性物質放出箇所に向けて調整し、準備完了を発電所対策本部長に報告する。</p> <p>⑦ 発電所対策本部長は、原子炉格納容器圧力が上昇し、原子炉格納容器及びアンユラス部の破損のおそれがあると判断した場合又はモニタリングポスト等の指示値が上昇し、原子炉格納容器及びアンユラス部の破損があると判断した場合、災害対策要員に放水開始を指示する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】                      設備の相違                      ・泊は原子炉格納容器、アンユラス部及び使用済燃料ピットへ放水できる設備が複数あるため手順名を設備名称で記載する。（記載表現は大飯も同様）</p> <p>【大飯】記載表現の相違                      ・大飯も図に放水砲の設置位置を示しており、泊と相違なし。</p> <p>【女川】                      設備の相違（大飯審査実績の反映）                      ・泊は原子炉格納容器、アンユラス部及び使用済燃料ピットへ放水できる設備が複数あるため手順名を設備名称で記載する。大飯も同様の記載表現である</p> <p>【女川、大飯】記載表現の相違                      ・作業の記載表現に相違があるが、大気への放射性物質の拡散抑制手段としては相違なし</p> <p>【女川】【大飯】記載表現の相違                      ・水中ポンプを取水箇所<sup>②</sup>に設置、可搬型ホースをポンプ車及び放水砲に接続し、放水を行う手段に相違なし。</p> <p>【女川、大飯】記載方針の相違                      ・泊は手順の文書中に操作場所（「現場」等）を明記する。</p> <p>・以降同様の相違は相違理由の記載を省略する。</p> <p>【大飯】                      記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違                      ・泊は計器名称の記載はなく指示値の確認ではないため「指示値」は記載しない</p> <p>【女川】記載表現の相違                      ・放水開始の判断基準となった場合の手順実施の内容に相違なし</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>⑦ 緊急安全対策要員は、大容量ポンプ（放水砲用）を起動し、放水砲により原子炉格納容器頂部又は原子炉格納容器及びアニュラス部の損壊部へ放水する。</p> <p>⑧ 緊急安全対策要員は、大容量ポンプ（放水砲用）の運転状態を継続して監視し、定格負荷運転時における給油間隔を目安に燃料の給油を実施する（燃料を給油しない場合、大容量ポンプ（放水砲用）は約4.5時間の運転ができる）。</p> <p>(c) 操作の成立性                  上記の現場対応は緊急安全対策要員12名にて実施し、所要時間については約3.5時間と想定している。</p> <p>円滑に作業できるように移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は外気温と同程度である。</p> <p>可搬型ホース取付け等については、速やかに作業ができるように大容量ポンプ（放水砲用）の保管場所に使用工具及び可搬型ホースを配備する。</p>	<p>・原子炉格納容器からの異常な漏えいにより、原子炉格納容器フィルタベント系で原子炉格納容器の減圧及び除熱をしているものの、原子炉建屋内の水素濃度が低下しないことにより原子炉建屋ベント設備を開放する場合</p> <p>・燃料プールスプレイ系（常設配管）又は燃料プールスプレイ系（可搬型）による燃料プールスプレイができない場合</p> <p>・プラントの異常により、モニタリング設備の指示がオーダーレベルで上昇した場合</p> <p>⑥ 保修班員は、大容量送水ポンプ（タイプⅡ）を起動し、放水砲により原子炉建屋の破損口等の放射性物質放出箇所へ海水の放水を開始し、発電所対策本部に報告する。また、発電所対策本部は、放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制開始について、発電課長へ連絡する。</p> <p>⑦ 保修班員は、大容量送水ポンプ（タイプⅡ）の運転状態を継続監視し、定格負荷運転時における給油間隔を目安に燃料の補給を実施する（燃料を補給しない場合、大容量送水ポンプ（タイプⅡ）は約9時間の運転が可能）。</p> <p>(c) 操作の成立性                  上記(b)の現場の操作は、準備段階では保修班員6名にて実施し、所要時間は、複数あるホース敷設ルートのうち、設置距離が短くなる海水ポンプ室からの取水を選択した場合は、手順着手から280分以内、取水口からの取水時は325分以内で大気への放射性物質の拡散抑制の準備を完了することとしている（ホース敷設距離が長くなる取水口取水の山側ルートでホースを敷設した場合は、395分以内で大気への放射性物質の拡散抑制の準備を完了することとしている）。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。作業環境の周囲温度は外気温と同程度である。</p> <p>ホース等の取り付けについては速やかに作業ができるように大容量送水ポンプ（タイプⅡ）の保管場所に使用工具及びホースを配備する。</p>	<p>⑧ 災害対策要員は、現場で可搬型大容量海水送水ポンプ車を起動し、放水砲により原子炉格納容器頂部又は原子炉格納容器及びアニュラス部の破損口等の放射性物質放出箇所へ海水の放水を開始し、発電所対策本部長に報告する。また、発電所対策本部長は、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制開始について発電課長（当直）へ連絡する。</p> <p>⑨ 災害対策要員は、現場で可搬型大容量海水送水ポンプ車の運転状態を継続監視し、定格負荷運転時における給油間隔を目安に燃料の補給を実施する（燃料を補給しない場合、可搬型大容量海水送水ポンプ車は約3.1時間の運転が可能）。</p> <p>(c) 操作の成立性                  上記の現場操作は、災害対策要員6名にて実施し、所要時間は、手順着手から280分以内で大気への放射性物質の拡散抑制の準備を完了することとしている。</p> <p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。作業環境の周囲温度は外気温と同程度である。</p> <p>可搬型ホース等の取付けについては速やかに作業ができるように可搬型大容量海水送水ポンプ車の保管場所に使用工具及び可搬型ホースを配備する。</p>	<p>【大飯】                  記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】                  記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】設備の相違                  ・ポンプ車仕様の相違による燃費の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯】                  記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】記載方針の相違                  ・女川はホース敷設ルートの違いによる各所要時間を記載している。泊は所要時間が最も長いものを記載する方針としている。（大飯と同様）</p> <p>【大飯】                  記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】                  記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>放水砲は、可搬型設備のため、任意に設置場所を設定するので、風向き等天候状況及びアクセス状況に応じて最も効果的な方角から原子炉格納容器及びアニュラス部に向けて放水を実施する。</p> <p>放水砲による放水については噴射ノズルを調整することで、放水形状を直線状又は噴霧状に調整でき、放水形状は、直線状とするより遠くまで放水できるが、噴霧状とすると、直線状よりも放射性物質の抑制効果があることかなるべく噴霧状を使用する。</p> <p>また、直線状で放水する場合も到達点では、噴霧状になっているため放射性物質の抑制効果がある。</p> <p>なお、複数のホース敷設ルートにより、プラント状況に応じて大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲の準備を実施する。</p> <p>(添付資料 1.12.3, 1.12.4, 1.12.5)</p>	<p>大容量送水ポンプ（タイプⅡ）からのホースの接続は、汎用の結合金具を使用しており、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間の作業性を確保している。</p> <p>発電所対策本部からの指示を受けて、大気への放射性物質の拡散抑制を開始する。保修班員6名にて実施し、放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制の実施指示から10分で放水することが可能である。</p> <p>放水砲は可搬型設備のため、任意に設置場所を設定することが可能であり、風向き等の天候状況及びアクセス状況に応じて、最も効果的な方向から原子炉建屋の破損口等、放射性物質の放出箇所等に向けて放水する。</p> <p>なお、原子炉建屋への放水に当たっては、原子炉建屋から漏れいする放射性物質や熱を検出する手段として、必要に応じてガンマカメラ又はサーモカメラを活用する。原子炉建屋の破損箇所や放射性物質の放出箇所が確認できない場合は、原子炉建屋の中心に向けて放水する。</p> <p>放水砲による放水は、噴射ノズルを調整することで放水形状を直線状又は噴霧状に調整でき、放水形状は、直線状とするより遠くまで放水できるが、噴霧状とすると直線状よりも放射性物質の拡散抑制効果が期待できることから、なるべく噴霧状を使用する。</p> <p>また、直線状で放射する場合も到達点では、噴霧状になっているため放射性物質の拡散抑制効果がある。</p> <p>なお、大容量送水ポンプ（タイプⅡ）及び放水砲の準備にあたり、プラント状況や周辺の現場状況、ホースの敷設時間等を考慮し、複数あるホース敷設ルートから全対応の作業時間が短くなるよう適切なルートを選択する。</p> <p>(添付資料 1.12.2, 1.12.3, 1.12.4)</p> <p>b. ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所の絞り込み</p> <p>放水設備（大気への拡散抑制設備）により原子炉建屋に向けて放水する際に、原子炉建屋から放出される放射性物質の漏えい箇所を把握し、大気への放射性物質の拡散抑制</p>	<p>可搬型大容量海水送水ポンプ車からの可搬型ホースの接続は、汎用の結合金具を使用しており、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間の作業性を確保している。</p> <p>発電所対策本部からの指示を受けて、大気への放射性物質の拡散抑制を開始する。災害対策要員6名にて実施し、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制の実施指示から5分で放水することが可能である。</p> <p>放水砲は可搬型設備のため、任意に設置場所を設定することが可能であり、風向き等の天候状況及びアクセス状況に応じて、最も効果的な方向から原子炉格納容器及びアニュラス部の破損口等、放射性物質の放出箇所等に向けて放水する。</p> <p>なお、原子炉格納容器及びアニュラス部への放水に当たっては、原子炉格納容器及びアニュラス部から漏れいする放射性物質や熱を検出する手段として、必要に応じてガンマカメラ又はサーモカメラを活用する。原子炉格納容器及びアニュラス部の破損箇所や放射性物質の放出箇所が確認できない場合は、原子炉格納容器及びアニュラス部の中心に向けて放水する。</p> <p>放水砲による放水は、噴射ノズルを調整することで放水形状を直線状又は噴霧状に調整でき、放水形状は、直線状とするより遠くまで放水できるが、噴霧状とすると直線状よりも放射性物質の拡散抑制効果が期待できることから、なるべく噴霧状を使用する。</p> <p>また、直線状で放射する場合も到達点では、噴霧状になっているため放射性物質の拡散抑制効果がある。</p> <p>なお、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲の準備にあたり、プラント状況や周辺の現場状況、ホースの敷設時間等を考慮し、複数あるホース敷設ルートから全対応の作業時間が短くなるよう適切なルートを選択する。</p> <p>(添付資料 1.12.3, 1.12.4, 1.12.5, 1.12.6, 1.12.7)</p> <p>b. ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所の絞り込み</p> <p>放水設備（大気への拡散抑制設備）により原子炉格納容器及びアニュラス部に向けて放水する際に、原子炉格納容器及びアニュラス部から放出される放射性物質の漏えい</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 設備の相違（女川審査実績の反映） ・泊は放水砲使用時の放射性物質漏えい箇所絞込みのため使用。柏崎6/7号炉、東海第二及び島根2号炉と同様。</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由①）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・プラント状況に応じて複数のホース敷設ルートから適切なルートを選択することに相違はない</p> <p>【大飯】 設備の相違（相違理由⑦）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由①）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>をより効果的なものとするため、ガンマカメラ又はサーモカメラにより放射性物質や熱を検出し、放射性物質漏えい箇所を絞り込む手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                  放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制を行う手順の着手を判断した場合において、放射性物質の漏えい箇所が原子炉建屋外観上で判断できない場合。</p> <p>(b) 操作手順                  ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質の漏えい箇所を特定する手順の概要は以下のとおり。また、手順の概要図を第 1.12-6 図に、タイムチャートを第 1.12-7 図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部は、手順着手の判断に基づき、保修班員へガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質の漏えい箇所を絞り込む作業の開始を指示する。</p> <p>② 保修班員は、ガンマカメラ又はサーモカメラを原子炉建屋が視認できる場所に運搬する。</p> <p>③ 保修班員は、ガンマカメラ又はサーモカメラにより放射性物質の漏えい箇所を絞り込む。</p> <p>(c) 操作の成立性                  ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所の特定は、保修班員2名の体制である。                  作業は、発電所対策本部の指示に従い対応することとしており、ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所の絞り込み手順着手から60分以内で絞り込み作業を開始することとしている。</p> <p style="text-align: right;">(添付資料 1.12.5)</p>	<p>箇所を把握し、大気への放射性物質の拡散抑制をより効果的なものとするため、ガンマカメラ又はサーモカメラにより放射性物質や熱を検出し、放射性物質漏えい箇所を絞り込む手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                  可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制を行う手順の着手を判断した場合において、放射性物質の漏えい箇所が原子炉格納容器及びアニュラス部外観上で判断できない場合。</p> <p>(b) 操作手順                  ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質の漏えい箇所を特定する手順の概要は以下のとおり。また、概要図を第 1.12.4 図に、タイムチャートを第 1.12.5 図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断に基づき、運転班員へガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質の漏えい箇所を絞り込む作業の開始を指示する。</p> <p>② 運転班員は、ガンマカメラ又はサーモカメラを原子炉格納容器及びアニュラス部が視認できる場所に運搬する。</p> <p>③ 運転班員は、ガンマカメラ又はサーモカメラにより放射性物質の漏えい箇所を絞り込む。</p> <p>(c) 操作の成立性                  ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所の特定は、運転班員2名の体制である。                  作業は、発電所対策本部長の指示に従い対応することとしており、ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所の絞り込み手順着手から60分以内で絞り込み作業を開始することとしている。</p> <p style="text-align: right;">(添付資料 1.12.8)</p>		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 海洋への拡散抑制</p> <p>a. シルトフェンスによる海洋への拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損のおそれがある場合において、大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による原子炉格納容器及びアニュラス部への放水等により、放射性物質を含む汚染水の発生を想定して、シルトフェンスにより汚染水の海洋への拡散抑制を行う手順を整備する。</p> <p>放射性物質を含む汚染水は雨水等の排水流路を通過して海へ流れるため、排水路にシルトフェンスを設置し、海洋への放射性物質の拡散を抑制する。</p> <p>汚染水が発電所から海洋に流出する箇所は4箇所（取水路側2箇所、放水路側2箇所）で、シルトフェンスの設置については、損傷箇所、放水砲の設置箇所等から汚染水の流出予測、状況を勘案して実施する。</p> <p>なお、1重目シルトフェンス設置により、放射性物質の海洋への拡散抑制が期待できることから、大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による放水を実施する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等が発生し、炉心出口温度が350℃以上かつ格納容器内高レンジエアモニタ（高レンジ）が<math>1 \times 10^6 \text{mSv/h}</math>以上となり、原子炉格納容器へのスプレイが確認できない場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>シルトフェンスにより海洋への拡散抑制を行う手順の概要は以下のとおり。また、シルトフェンスの設置概略図を第1.12.2図に、タイムチャートを第1.12.3図に示す。</p>	<p>(2) 海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>a. 海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）による海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、原子炉建屋から直接放射性物質が拡散する場合を想定し、放水設備（大気への拡散抑制設備）すなわち大容量送水ポンプ（タイプII）及び放水砲により原子炉建屋に海水を放水する場合は、放射性物質を含む汚染水が発生する。</p> <p>放射性物質を含む汚染水は南側排水路排水柵及びタービン補機放水ピットを通過して南側排水路又は放水口から海へ流れ込むため、シルトフェンスを設置することで、海洋への放射性物質の拡散を抑制する手順を整備する。</p> <p>シルトフェンスは、南側排水路排水柵、タービン補機放水ピット、北側排水路排水柵及び取水口の合計4箇所に設置する。設置に当たっては、原子炉建屋に放水することで発生する汚染水が、放水範囲の周囲にある南側排水路、原子炉補機放水ピットを経由して直接流れ込む南側排水路排水柵及びタービン補機放水ピットの2箇所を優先する。</p> <p>【島根2号炉1.12の放射性物質吸着材手順より抜粋】</p> <p>防波壁内側の合計3箇所に放射性物質吸着材を設置することにより、海洋への放射性物質の拡散を抑制する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制を行う手順の着手を判断した場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>シルトフェンスによる海洋への放射性物質の拡散を抑制する手順の概要は以下のとおり。また、シルトフェンスの設置位置図を第1.12-8図に、タイムチャートを第1.12-9図に示す。</p>	<p>(2) 海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>a. 海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）による海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>(a) 集水柵シルトフェンスによる海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損に至った場合において、原子炉格納容器及びアニュラス部から直接放射性物質が拡散する場合を想定し、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲により原子炉格納容器及びアニュラス部に海水を放水する場合は、放射性物質を含む汚染水が発生する。</p> <p>放射性物質を含む汚染水は雨水等の排水流路の集水柵から海へ流れ込むため、集水柵シルトフェンスを設置することで、海洋への放射性物質の拡散を抑制する手順を整備する。</p> <p>集水柵シルトフェンスは、汚染水が発電所から海洋に流出する3箇所（構内排水設備の集水柵3箇所）に設置する。</p> <p>なお、1重目の集水柵シルトフェンス設置により、放射性物質の海洋への拡散抑制が期待できることから、1重目の集水柵シルトフェンス設置完了後、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による放水を実施する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制を行う手順の着手を判断した場合。</p> <p>ii. 操作手順</p> <p>集水柵シルトフェンスによる海洋への放射性物質の拡散を抑制する手順の概要は以下のとおり。また、集水柵シルトフェンスの設置位置図を第1.12.6図に、タイムチャートを第1.12.7図に示す。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由①）          【女川】記載方針の相違（相違理由①）          【大飯】          記載表現の相違（女川審査実績の反映）          【女川】記載表現の相違          ・大飯の審査実績より汚染水発生は放水のみならず雨水も要因と考え「等」を追加する。          【女川】設備の相違（相違理由③）          【大飯】設備の相違（相違理由⑤）</p> <p>【女川】【大飯】設備の相違          ・シルトフェンスの設置優先順位は、女川や大飯の場合は、排水柵の他にも取水口に設置する等、複数の箇所に設置するために優先順位が記載されているが、泊は集水柵のみへの設置のため記載しない。島根も同様の記載方法を使用している。</p> <p>【大飯】          記載表現の相違（女川審査実績の反映）          【大飯】記載内容の相違          ・泊は集水柵シルトフェンス1重目設置完了後に放水砲により放水することを記載する。          【大飯】          記載表現の相違（女川審査実績の反映）          ・泊の放水砲による大気への拡散抑制を行う判断基準が「炉心出口温度が350℃以上及び格納容器内高レンジエアモニタ（高レンジ）の指示値が<math>1 \times 10^6 \text{mSv/h}</math>以上となり、原子炉格納容器へのスプレイが確認できない場合」であることから、大気への拡散抑制の手順と同時に着手する方針は大飯3/4号炉と相違なし。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、緊急安全対策要員へシルトフェンスの設置開始を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、シルトフェンスを現場に運搬する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、1重目のシルトフェンスを設置する。取水路側は、シルトフェンスを海上に降ろし、海上の所定の位置まで引き出し、シルトフェンスの両端をアンカーに固定して、シルトフェンスを展開する。放水路側は、シルトフェンスを海上に降ろし、雨水排水場所を覆うようにシルトフェンスの両端をアンカーに固定して、シルトフェンスを展開する。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、1重目シルトフェンスの設置が完了したことを発電所対策本部長へ報告する。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、2重目シルトフェンスを1重目同様の方法で設置し、展開する。</p> <p>⑥ 緊急安全対策要員は、2重目のシルトフェンスの設置が完了したことを発電所対策本部長へ報告する。</p>	<p>① 発電所対策本部は、手順着手の判断基準に基づき、保修班員へシルトフェンスの設置開始を指示する。</p> <p>② 保修班員は、シルトフェンス及び付属資機材を設置位置近傍に運搬する。</p> <p>③ 保修班員は、シルトフェンスの両端部に固定用ロープを取り付け、片方の固定用ロープを所定の位置まで引き出し、シルトフェンスを所定の位置に配置する。</p> <p>④ 保修班員は、シルトフェンス配置後、両端部の固定用ロープを所定の箇所へ固定して、シルトフェンスを展開する。</p> <p>⑤ 保修班員は、同作業完了後、引き続き、同様の手順により2重目のシルトフェンスを設置する。</p> <p>⑥ 保修班員は、シルトフェンス設置完了を発電所対策本部へ報告する。</p>		<p>【大飯、女川】方針の相違</p> <p>・泊のシルトフェンスの設置方法は、東海第二の設置方法と同様にするため手順も東海第二をベースとする</p>
	<p>【東海第二発電所1.12の汚濁防止膜設置手順より引用】</p> <p>① 災害対策本部長代理は、手順着手の判断基準に基づき、重大事故等対応要員へ汚濁防止膜設置開始を指示する。</p> <p>② 重大事故等対応要員は、汚濁防止膜及び付属資機材を設置位置近傍に運搬する。</p> <p>③ 重大事故等対応要員は、汚濁防止膜の両端部に固定用ロープを取り付け、他端を所定の箇所に固定する。合わせて、汚濁防止膜のフロート部を設置位置上部のグレーチング等にロープで固縛し、雨水排水路集水樹等内に吊り下げる。</p> <p>④ 重大事故等対応要員は、汚濁防止膜のカーテン部を結束していたロープを外し、カーテン部を開放する。</p> <p>⑤ 重大事故等対応要員は、汚濁防止膜両端部の固定用ロープを保持しながらフロート部を固縛していたロープを解き、その後、固定用ロープを繰り出すことにより雨水排水路集水樹等の所定の箇所へ設置する。</p> <p>⑥ 重大事故等対応要員は、同作業完了後、引き続き、同様の手順により2重目の汚濁防止膜を設置する。</p>	<p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、放管班員へ集水樹シルトフェンスの設置開始を指示する。</p> <p>② 放管班員は、現場で集水樹シルトフェンス及び付属資機材を設置位置近傍に運搬する。</p> <p>③ 放管班員は、現場で集水樹シルトフェンスの両端部に固定用ロープを取り付け、他端を所定の箇所に固定する。合わせて、集水樹シルトフェンスのフロート部を設置位置上部のグレーチング等にロープで固縛し、集水樹内に吊り下げる。</p> <p>④ 放管班員は、現場で集水樹シルトフェンスのカーテン部を結束していたロープを外し、カーテン部を開放する。</p> <p>⑤ 放管班員は、現場で集水樹シルトフェンス両端部の固定用ロープを保持しながらフロート部を固縛していたロープを解き、その後、固定用ロープを繰り出すことにより集水樹の所定の箇所へ設置する。また、設置完了を発電所対策本部長へ報告する。</p> <p>⑥ 放管班員は、同作業完了後、引き続き、同様の手順により2重目の集水樹シルトフェンスを設置する。</p>	<p>【東海】 記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は緊急安全対策要員12名にて実施し、所要時間については合計約4時間と想定している。</p> <p>設置においては、取水路側6名、放水路側6名で対応し、1重目シルトフェンス設置に約2時間、2重目シルトフェンス設置に約2時間と想定する。</p> <p>1重目シルトフェンス設置完了後、放射性物質の海洋への拡散の抑制効果があることから、放水可能とする。</p> <p>円滑に作業できるように移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。</p> <p>作業環境の周囲温度は外気温と同程度である。</p> <p>シルトフェンスは重量物であるため、人力では時間を要するが、ユニック等を用いることで効率的に車両から降ろすことができるとともに、固定金具への接続等を容易にし、設置時間の短縮を図る。</p> <p>(添付資料 1.12.6)</p>	<p>(c) 操作の成立性</p> <p>シルトフェンスの設置は、保修班員10名で実施する。</p> <p>シルトフェンスの設置作業は、優先的に設置する2箇所（南側排水路排水柵及びタービン補機放水ビット）への1重目の設置を75分以内、その後の優先的に設置する2箇所への2重目のシルトフェンス設置及び残る2箇所へのシルトフェンスの設置を190分以内に行うこととしている。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>また、複数のシルトフェンスを効率的に運搬できるよう車両を配備することで作業安全を確保するとともに作業時間の短縮を図る。</p> <p>(添付資料 1.12.6)</p> <p>【再掲 (1.12.2.1 (2) a. より (P1.12-22))】</p> <p>a. 海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）による海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合、又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、原子炉建屋から直接放射性物質が拡散する場合を想定し、放水設備（大気への拡散抑制設備）すなわち大容量送水ポンプ（タイプⅡ）及び放水砲により原子炉建屋に海水を放水する場合は、放射性物質を含む汚染水が発生する。</p> <p>放射性物質を含む汚染水は南側排水路排水柵及びタービン補機放水ビットを通して南側排水路又は放水口から海へ流れ込むため、シルトフェンスを設置することで、海洋への放射性物質の拡散を抑制する手順を整備する。</p> <p>【再掲 (1.12.2.1 (2) a. より (P1.12-22, 23, 24))】</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制を行う手順の着手を判断した場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>シルトフェンスによる海洋への放射性物質の拡散を抑制する手順の概要は以下のとおり。また、シルトフェンスの設置位置図を第1.12-8図に、タイムチャートを第1.12-9図に示す。</p>	<p>iii. 操作の成立性</p> <p>集水柵シルトフェンスの設置は、現場にて放管班員3名で実施する。</p> <p>集水柵シルトフェンスの設置作業は、優先的に設置する1重目の設置を120分以内、その後の2重目の集水柵シルトフェンス設置を210分以内に行うこととしている。</p> <p>1重目の集水柵シルトフェンス設置完了後、放射性物質の海洋への拡散の抑制効果があることから、放水可能とする。</p> <p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>また、複数の集水柵シルトフェンスを効率的に運搬できるよう車両を配備することで作業安全を確保するとともに作業時間の短縮を図る。</p> <p>(添付資料 1.12.9, 1.12.19)</p> <p>(b) 荷揚場シルトフェンスによる海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損に至った場合において、原子炉格納容器及びアニュラス部から直接放射性物質が拡散する場合を想定し、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲により原子炉格納容器及びアニュラス部に海水を放水する場合は、放射性物質を含む汚染水が発生する。</p> <p>放射性物質を含む汚染水は、専用港護岸を流れ、海へ流れ込むため、専用港内に荷揚場シルトフェンスを設置することで、海洋への放射性物質の拡散を抑制する手順を整備する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準</p> <p>放射性物質吸着剤の設置が完了した場合。</p> <p>ii. 操作手順</p> <p>荷揚場シルトフェンスによる海洋への放射性物質の拡散を抑制する手順の概要は以下のとおり。また、荷揚場シルトフェンスの設置位置図を第1.12.6図に、タイムチャートを第1.12.7図に示す。</p>	<p>【大阪】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由③）</p> <p>【大阪】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大阪】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由①）</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由③）</p> <p>【大阪、女川】設備の相違</p> <p>・泊は集水柵シルトフェンス及び放射性物質吸着剤の設置完了後、更なる海洋への放射性物質の拡散抑制のため荷揚場シルトフェンスを設置する。手順着手は本作業に時間を要することから、放射性物質吸着剤設置完了した場合とする。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>① 発電所対策本部は、手順着手の判断基準に基づき、保 修班員へシルトフェンスの設置開始を指示する。</p> <p>② 保修班員は、シルトフェンス及び付属資機材を設置位 置近傍に運搬する。</p> <p>③ 保修班員は、シルトフェンスの両端部に固定用ロープ を取り付け、片方の固定用ロープを所定の位置まで引き 出し、シルトフェンスを所定の位置に配置する。</p> <p>④ 保修班員は、シルトフェンス配置後、両端部の固定用 ロープを所定の箇所へ固定して、シルトフェンスを展張 する。</p> <p>⑤ 保修班員は、同作業完了後、引き続き、同様の手順 により2重目のシルトフェンスを設置する。</p> <p>⑥ 保修班員は、シルトフェンス設置完了を発電所対策本 部へ報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性 シルトフェンスの設置は、保修班員10名で実施する。 シルトフェンスの設置作業は、優先的に設置する2箇所 (南側排水路排水柵及びタービン補機放水ビット)への1 重目の設置を75分以内、その後の優先的に設置する2箇 所への2重目のシルトフェンス設置及び残る2箇所への シルトフェンスの設置を190分以内に行うこととしてい る。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、 照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>また、複数のシルトフェンスを効率的に運搬できるよう 車両を配備することで作業安全を確保するとともに作業 時間の短縮を図る。</p> <p>(添付資料 1.12.6)</p>	<p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、 放管班員へ荷揚場シルトフェンスの設置開始を指示す る。</p> <p>② 放管班員は、荷揚場シルトフェンスを現場の設置位置 近傍に運搬する。</p> <p>③ 放管班員は、現場で荷揚場シルトフェンスを海上に降 ろすとともに、シルトフェンスを展張し、設置する。</p> <p>④ 放管班員は、荷揚場シルトフェンス設置完了を発電所 対策本部長へ報告する。</p> <p>iii. 操作の成立性 荷揚場シルトフェンスの設置は、現場にて放管班員6名 で実施する。所要時間は310分以内で行うこととしてい る。</p> <p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、防護具、 照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>また、荷揚場シルトフェンスを効率的に運搬できるよ う車両を配備することで作業安全を確保するとともに作 業時間の短縮を図る。</p> <p>(添付資料 1.12.9)</p>	<p>【女川】記載表現の相違 ・「所要時間」の記載は、女川の他項目 「操作の成立性」で使用されている表 現である。</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・設置箇所や設置方法の相違による所要 時間の相違。 なお、海洋へシルトフェンスを設置す る方針は川内、玄海、大飯、高浜、伊方、 柏崎、島根及び女川と同様</p>
<p>b. 放射性物質吸着剤による放射性物質の吸着</p> <p>炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の 破損のおそれがある場合において、大容量ポンプ（放水砲 用）及び放水砲による原子炉格納容器及びアニュラス部へ の放水等により、放射性物質を含む汚染水の発生を想定し て、放射性物質を含む汚染水は雨水等の排水流路を通って 海へ流れるため、排水路に放射性物質吸着剤を設置し、放 射性物質の吸着に努める。</p> <p>放射性物質吸着剤は、汚染水が集水する排水路等やシル トフェンスの内側に設置する。</p>	<p>b. 海洋への拡散抑制設備（放射性物質吸着材）による海洋 への放射性物質の拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った 場合、又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に 至った場合は、原子炉建屋から直接放射性物質が拡散する 場合を想定し、放水設備（大気への拡散抑制設備）すなわ ち大容量送水ポンプ（タイプII）及び放水砲により原子炉 建屋に海水を放水する場合は、放射性物質を含む汚染水が 発生する。</p> <p>防潮堤内側の南側排水路集水柵及び北側排水路集水柵 の合計2箇所に放射性物質吸着材を設置することにより、 海洋への放射性物質の拡散を抑制する手順を整備する。</p>	<p>b. 海洋への拡散抑制設備（放射性物質吸着剤）による海 洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の 破損に至った場合において、原子炉格納容器及びアニュラ ス部から直接放射性物質が拡散する場合を想定し、可搬型 大容量海水送水ポンプ車及び放水砲により原子炉格納容 器及びアニュラス部に海水を放水する場合等は、放射性物 質を含む汚染水が発生する。</p> <p>構内排水設備の集水柵の合計3箇所に放射性物質吸着 剤を設置することにより、海洋への放射性物質の拡散を抑 制する手順を整備する。</p>	<p>【女川】設備の相違（相違理由①） 【女川】記載方針の相違（相違理由①） 【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】設備の相違（相違理由⑥） 【女川】記載表現の相違 ・大飯の審査実績より汚染水発生は放水 のみならず雨水も要因と考え「等」を追 加する。 【女川】設備の相違（相違理由④）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(a) 手順着手の判断基準                      重大事故等が発生し、大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制を行う判断をした場合。</p> <p>(b) 操作手順                      放射性物質吸着剤を設置する手順の概要は以下のとおり。また、放射性物質吸着剤の設置概略図を第1.12.2図に、タイムチャートを第1.12.3図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、緊急安全対策要員へ放射性物質吸着剤の設置開始を指示する。                      ② 緊急安全対策要員は、放射性物質吸着剤を現場に運搬する。                      ③ 緊急安全対策要員は、放射性物質吸着剤を設置する。                      ④ 緊急安全対策要員は、放射性物質吸着剤の設置が完了したことを発電所対策本部長へ報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性                      上記の対応は緊急安全対策要員22名にて実施し、所要時間については約12時間と想定する。</p> <p>放射性物質吸着剤の優先設置位置については、3号炉及び4号炉の原子炉格納容器及びアニュラス部が損傷あるいは損傷すると判断すれば放水路側シルトフェンスの内側に優先的に設置する。次に取水路側シルトフェンス内側、側溝の順に設置する。側溝については、放水路ピット付近から設置する。なお、放水の状況に応じてその設置量を決定する。放射性物質吸着剤は、人力による運搬では時間を要するが、ユニック等を用いることで効率的に運搬し、設置時間の短縮を図る。</p>	<p>(a) 手順着手の判断基準                      放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制の手順着手を判断した場合（シルトフェンスによる海洋への放射性物質の拡散抑制措置が完了した後に実施する）。</p> <p>(b) 操作手順                      放射性物質吸着材による海洋への放射性物質の拡散抑制を行う手順の概要は以下のとおり。また、放射性物質吸着材の設置位置図を第1.12-10図に、タイムチャートを第1.12-11図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部は、手順着手の判断基準に基づき、保修班員へ放射性物質吸着材の設置開始を指示する。                      ② 保修班員は、放射性物質吸着材を、設置場所近傍まで運搬する。                      ③ 保修班員は、放射性物質吸着材を設置する。設置完了後、発電所対策本部へ報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性                      放射性物質吸着材の設置は、保修班員4名の体制である。設置作業は、発電所対策本部の指示に従い対応することとしており、放射性物質吸着材を放射性物質拡散抑制の手順着手から190分以内に設置することとしている。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>【再掲（1.12.2.1(2)aより（P1.12-24））】                      また、複数のシルトフェンスを効率的に運搬できるよう車両を配備することで作業安全を確保するとともに作業時間の短縮を図る。</p> <p>（添付資料 1.12.7）</p>	<p>(a) 手順着手の判断基準                      可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制の手順着手を判断した場合（集水樹シルトフェンスによる海洋への放射性物質の拡散抑制措置が完了した後に実施する）。</p> <p>(b) 操作手順                      放射性物質吸着剤による海洋への放射性物質の拡散抑制を行う手順の概要は以下のとおり。また、放射性物質吸着剤の設置位置図を第1.12.6図に、タイムチャートを第1.12.8図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、復旧班員及び放管班員へ放射性物質吸着剤の設置開始を指示する。                      ② 復旧班員及び放管班員は、現場で放射性物質吸着剤を設置場所近傍まで運搬する。                      ③ 復旧班員及び放管班員は、現場で放射性物質吸着剤を設置する。設置完了後、発電所対策本部長へ報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性                      放射性物質吸着剤の設置は、復旧班員3名及び放管班員3名の体制である。設置作業は、発電所対策本部長の指示に従い対応することとしており、放射性物質吸着剤を放射性物質拡散抑制の手順着手から250分以内に設置することとしている。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>複数の放射性物質吸着剤を効率的に運搬できるよう車両を配備することで作業安全を確保するとともに作業時間の短縮を図る。</p> <p>（添付資料 1.12.10, 1.12.20）</p>	<p>【大阪】                      記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大阪】                      記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大阪】                      記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大阪】                      記載内容の相違                      ・設置箇所や設置方法の相違による所要時間の相違。                      ・女川は2箇所に入力で設置し、泊は3箇所に車両を使って設置する。集水樹内に設置する方法は女川と相違なし。</p> <p>【大阪】                      記載方針の相違（女川審査実績の反映）                      ・泊は、手順の優先順位を「c. 重大事故等時の対応手段の選択」にて整理する。</p> <p>【大阪】                      記載表現の相違（女川審査実績の反映）                      ・女川のシルトフェンスの項目にある運搬に関する記載と同様とする。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) その他の手順項目にて考慮する手順                      大容量ポンプ（放水砲用）への燃料補給の手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」のうち1.6.2.4(1)「電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、大容量ポンプへの燃料補給」にて整備する。</p>	<p>c. 重大事故等時の対応手段の選択                      炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合において、放水設備（大気への拡散抑制設備）により原子炉建屋に海水を放水することで放射性物質を含む汚染水が発生するため、シルトフェンスの設置による汚染水の海洋への拡散抑制を開始する。</p> <p>海洋への放射性物質の拡散抑制の手順の流れを第1.12-12 図に示す。シルトフェンスは、原子炉建屋に放水した汚染水が流れ込む南側排水路排水柵及びタービン補機放水ピットの2箇所を優先的に設置し、最終的に合計4箇所に設置することで、海洋への放射性物質の拡散抑制を行う。</p> <p>その後、放射性物質吸着材を設置することで、更なる海洋への放射性物質の拡散抑制を行う。また、シルトフェンスの設置作業と放射性物質吸着材の設置作業を異なる要員で対応できる場合は、並行して作業を実施することが可能である。</p>	<p>c. 重大事故等時の対応手段の選択                      炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損に至った場合において、大気への拡散抑制設備により原子炉格納容器及びアニュラス部に海水を放水することで放射性物質を含む汚染水が発生するため、集水柵シルトフェンスの設置による汚染水の海洋への拡散抑制を開始する。</p> <p>海洋への放射性物質の拡散抑制の手順の流れを第1.12.9 図に示す。集水柵シルトフェンスは、原子炉格納容器及びアニュラス部に放水した汚染水が流れ込む集水柵の3箇所に設置することで、海洋への放射性物質の拡散抑制を行う。</p> <p>その後、放射性物質吸着剤を設置することで、更なる海洋への放射性物質の拡散抑制を行う。また、集水柵シルトフェンスの設置作業と放射性物質吸着剤の設置作業を異なる要員で対応できる場合は、並行して作業を実施することが可能である。</p> <p>放射性物質吸着剤を設置した後に、荷揚場シルトフェンスを設置することで、更なる海洋への放射性物質の拡散抑制を行う。</p>	<p>【大飯】                      記載方針の相違（女川審査実績の反映）                      ・泊は1.12.2.4項にて燃料補給等、その他の手順について記載する。</p> <p>【大飯】                      記載表現の相違（女川審査実績の反映）                      【女川】設備の相違（相違理由①）                      【女川】記載表現の相違                      ・泊は前段の手順項目名の相違理由と同様とするため、「放水設備」の表現で相違はあるが、手順優先順位の記載内容に相違はない。</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由③）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由③）                      【大飯】設備の相違（相違理由⑤）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.12.2.2 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の手順等</p> <p>(1) 大気への拡散抑制</p> <p>a. 送水車及びスプレイヘッドによる大気への拡散抑制</p> <p>貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷のおそれがある場合において、送水車及びスプレイヘッドにより海水を原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に放水する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>使用済燃料貯蔵槽（以下「使用済燃料ピット」という。）水位が使用済燃料ピット出口配管下端（E.L.+31.79m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続し、建屋内部の損壊等により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に立ち入ることができない場合において、使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示値の著しい上昇及び原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の著しい損壊がなく、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）近傍に近づける場合。                      （添付資料 1.12.7）</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>送水車及びスプレイヘッドによる大気への拡散抑制を行う手順の概要は以下のとおり。概略系統を第 1.12.1 図に、タイムチャートを第 1.12.3 図に、ホース敷設ルート図を第 1.12.5 図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員に大気への拡散抑制の準備開始を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、送水車を取水箇所周辺に設置する。</p>	<p>【再掲（P1.12-17）】</p> <p>1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の手順等</p> <p>(1) 大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>a. 放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>【女川2号炉 1.11.2.2(1) b. より引用】</p> <p>b. 燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ</p> <p>使用済燃料プールからの大量の水の漏えいにより、使用済燃料プールの水位が異常に低下し、燃料プール代替注水設備による注水を実施しても水位を維持できない場合に、燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイを優先して使用するが、これが機能喪失した場合は、燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイを実施することで使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>使用済燃料プールの水位が水位低警報レベルまで低下し、さらに以下のいずれかの状況に至り、燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイができない場合。ただし、燃料取替床へアクセスできる場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料プールへの注水を行っても水位低下が継続する場合。</li> <li>・使用済燃料プールの水位が、使用済燃料貯蔵ラック上端+6,000mmを下回ったことを使用済燃料プール水位/温度にて確認した場合。</li> </ul>	<p>1.12.2.2 使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷時の手順等</p> <p>(1) 大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>a. 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいにより、使用済燃料ピットの水位が異常に低下し、使用済燃料ピットへの注水を実施しても水位を維持できない場合に、海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルにより使用済燃料ピットにスプレイし、大気への放射性物質の拡散を抑制する手順を整備する。                      （添付資料 1.12.11）</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット水浄化冷却設備入口配管下端（T.P.31.31m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合において、燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）近傍に近づける場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>操作手順は、「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち、1.11.2.2(1) a. 「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ」にて整備する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は原子炉格納容器、アニュラス部及び使用済燃料ピットへ放水できる設備が複数あるため手順項目名には設備名称を明確に記載する。（記載表現は大飯も同様）</li> </ul> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料ピット出口配管下端レベルの相違。</li> </ul> <p>【大飯】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯は建屋へ放水する手順のため、泊の屋内部のスプレイとは判断基準に相違がある。</li> <li>・使用済燃料ピットへスプレイを実施するのは伊方、川内及び玄海と同様。</li> </ul> <p>【大飯】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯は、建屋へ放水する手順のため、操作手順を記載している。</li> <li>・泊は、技術的能力1.11と同様に使用済燃料ピットへのスプレイにより大気への拡散抑制を行う手順であることから、操作手順を技術的能力1.11へリンクさせる記載としている。川内及び玄海と同様。</li> </ul>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>③ 緊急安全対策要員は、可搬型ホースを水中ポンプに接続後、水中ポンプを取水箇所へ設置し、送水車吸込口に、可搬型ホースを接続する。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、スプレイヘッドを設置し、可搬型ホースの運搬、送水車からスプレイヘッドまでの可搬型ホース敷設を行い、スプレイヘッドに可搬型ホースを接続する。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、スプレイ位置を原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ調整する。原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊箇所が確認できる場合は、スプレイ位置を原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊箇所に調整する。</p> <p>⑥ 発電所対策本部長は、大気への拡散抑制の準備が完了次第、緊急安全対策要員へ放水開始を指示する。</p> <p>⑦ 緊急安全対策要員は、送水車を起動し、スプレイヘッドにより原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へスプレイする。</p> <p>⑧ 緊急安全対策要員は、送水車の運転状態を継続して監視し、定格負荷運転時における給油間隔を目安に燃料の給油を実施する（燃料を給油しない場合、送水車は約5.4時間の運転ができる）。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の現場対応は1ユニット当たり緊急安全対策要員7名により作業を実施し、所要時間は約2時間と想定する。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。</p> <p>可搬型ホース取付け等については、速やかに作業ができるように送水車の保管場所に可搬型ホース等を配備する。</p> <p>スプレイヘッドは、可搬型設備のため、任意に設置場所を設定するので、風向き等天候状況及びアクセス状況に応じて最も効果的な方向から原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に向けてスプレイを実施する。なお、複数のホース敷設ルートにより、プラント状況に応じて送水車及びスプレイヘッドの準備を実施する。</p>		<p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の現場操作は、災害対策要員7名及び災害対策要員（支援）1名にて作業を実施し、作業開始を判断してから海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ開始まで150分以内で可能である。</p>	<p>【大阪】</p> <p>記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は「(b) 操作手順」で手順を他条文へリンクさせた場合、記載内容は要員及び所要時間の記載とする。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>b. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいにより、使用済燃料ピットの水位が異常に低下し、使用済燃料ピットへの注水を実施しても水位を維持できない場合に、代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルにより使用済燃料ピットにスプレイし、大気への放射性物質の拡散を抑制する手順を整備する。</p> <p style="text-align: right;">（添付資料 1.12.13）</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット水浄化冷却設備入口配管下端（T.P. 31.31m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合において、燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）近傍に近づける場合に、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>操作手順は、「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち、1.11.2.2(1)b.「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ」にて整備する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の現場操作は、災害対策要員7名及び災害対策要員（支援）1名にて作業を実施し、作業開始を判断してから代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ開始まで110分以内で可能である。</p>	<p>【大飯】設備の相違（相違理由①）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>c. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいにより、使用済燃料ピットの水位が異常に低下し、使用済燃料ピットへの注水を実施しても水位を維持できない場合に、原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルにより使用済燃料ピットにスプレイし、大気への放射性物質の拡散を抑制する手順を整備する。</p> <p>(添付資料 1.12.13)</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット水浄化冷却設備入口配管下端 (T.P. 31.31m) 以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合において、燃料取扱棟 (使用済燃料ピット内の燃料体等) 近傍に近づける場合に、海水が取水できないと判断し、原水槽の水位が確保され、使用できることを確認した場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>操作手順は、「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち、1.11.2.2(1)c.「原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ」にて整備する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の現場操作は、災害対策要員7名及び災害対策要員(支援)1名にて作業を実施し、作業開始を判断してから原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ開始まで150分以内で可能である。</p>	<p>【大飯】設備の相違 (相違理由①)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制</p> <p>貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷のおそれがある場合において、大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲により海水を原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に放水する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端（E.L.+31.79m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続し、使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示値上昇、又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の著しい損壊により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）近傍に近づけない場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲により大気への拡散抑制を行う手順の概要は以下のとおり。</p> <p>なお、大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲の設置、可搬型ホースの敷設、接続については1.12.2.1(1)a.(b)の操作手順①から④と同様に実施する。</p>	<p>【再掲（1.12.2.1(1)a.より（P1.12-17, 18））】</p> <p>a. 放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため、格納容器スプレイによる原子炉格納容器内の除熱や原子炉格納容器フィルタベント系及び代替循環冷却による原子炉格納容器内の減圧及び除熱させる手段がある。</p> <p>また、使用済燃料プールからの大量の水の漏えいにより使用済燃料プールの水位が異常に低下し、使用済燃料プール注水設備で注水しても水位が維持できない場合は、燃料プールのスプレイにより燃料損傷を緩和する手段がある。しかし、これらの機能が喪失し、原子炉建屋から直接放射性物質が拡散する場合は、放水設備（大気への拡散抑制設備）すなわち大容量送水ポンプ（タイプⅡ）及び放水砲により原子炉建屋に海水を放水し、大気への放射性物質の拡散を抑制する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>以下のいずれかが該当する場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・炉心損傷を判断した場合※において、あらゆる注水手段を講じても発電用原子炉への注水が確認できない場合</li> <li>・使用済燃料プール水位が低下した場合において、あらゆる注水手段を講じても水位低下が継続する場合</li> <li>・大型航空機の衝突等、原子炉建屋の外観で大きな損傷を確認した場合</li> </ul> <p>※ 格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制する手順の概要は以下のとおりである。</p> <p>手順の概要図を第1.12-1図に、タイムチャートを第1.12-2図、第1.12-3図、第1.12-4図に、ホース敷設ルート及び放水砲の設置位置を第1.12-5図に示す。</p>	<p>d. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいにより使用済燃料ピットの水位が異常に低下し、使用済燃料ピット注水設備で注水しても水位が維持できない場合は、使用済燃料ピットへのスプレイにより燃料損傷を緩和する手段がある。しかし、これらの機能が喪失し、燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）から直接放射性物質が拡散する場合は、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲により燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）に海水を放水し、大気への放射性物質の拡散を抑制する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット水浄化冷却設備入口配管下端（T.P.31.31m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続し、使用済燃料ピットエリアモニタの指示値上昇又は燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）の著しい破損により燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）近傍に近づけない場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制する手順の概要は以下のとおりである。</p> <p>概要図を第1.12.1図に、タイムチャートを第1.12.2図に、ホース敷設ルート及び放水砲の設置位置を第1.12.3図に示す。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊は放水をする設備として原子炉格納容器、アンニラス部及び使用済燃料ピットへ放水できる設備が複数あるため手順名を設備名称で記載する。（記載表現は大飯も同様）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】設備の相違 ・使用済燃料ピット出口配管下端レベルの相違。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・泊も可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲設置、可搬型ホースの敷設、接続の手順は1.12.2.1(1)a.(b)と同様であり、手順内容に相違なし。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>⑤ 緊急安全対策要員は、放水砲噴射位置（噴射角度、旋回角度）を原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ調整する。原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊箇所が確認できる場合は、噴射位置（噴射角度、旋回角度）を原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊箇所に調整する。</p> <p>⑥ 発電所対策本部長は、大気への拡散抑制の準備が完了次第、緊急安全対策要員に放水開始を指示する。</p>	<p>【再掲（1.12.2.1 (1) a.より（P1.12-18, 19））】</p> <p>① 発電所対策本部は、手順着手の判断基準に基づき、放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制の準備開始を保修班員に指示する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p> <p>②<sup>a</sup> 海水ポンプ室から海水を取水する場合保修班員は、海水ポンプ室へ大容量送水ポンプ（タイプⅡ）を移動させ、防潮壁を開放し大容量送水ポンプ（タイプⅡ）を防潮壁内へ移動させる。</p> <p>②<sup>b</sup> 取水口から海水を取水する場合保修班員は、取水口へ大容量送水ポンプ（タイプⅡ）を移動させる。</p> <p>③ 保修班員は、大容量送水ポンプ（タイプⅡ）及び放水砲の設置、ホースの敷設、接続を実施する。</p> <p>④ 保修班員は、放水砲の噴射ノズルを原子炉建屋の破損口等の放射性物質放出箇所に向けて調整し、準備完了を発電所対策本部に報告する。</p> <p>⑤ 発電所対策本部は、手順着手を判断した時の状況が継続しており、以下の状況であると判断した場合は、放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制実施を保修班員に指示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉格納容器へあらゆる注水手段を講じても注水できず、原子炉格納容器の破損のおそれがあると判断した場合</li> <li>・原子炉格納容器からの異常な漏えいにより、原子炉格納容器フィルタベント系で原子炉格納容器の減圧及び除熱をしているものの、原子炉建屋内の水素濃度が低下しないことにより原子炉建屋ベント設備を開放する場合</li> <li>・燃料プールスプレイ系（常設配管）又は燃料プールスプレイ系（可搬型）による燃料プールスプレイができない場合</li> <li>・プラントの異常により、モニタリング設備の指示がオーダーレベルで上昇した場合</li> </ul>	<p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、発電所対策本部長に可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制の準備開始を依頼する。</p> <p>② 発電所対策本部長は、災害対策要員に大気への放射性物質の拡散抑制の準備開始を指示する。</p> <p>③ 災害対策要員は、現場で可搬型大容量海水送水ポンプ車を取水箇所周辺に設置する。</p> <p>④ 災害対策要員は、現場で可搬型ホースを水中ポンプに接続後、水中ポンプを取水箇所へ設置し、可搬型大容量海水送水ポンプ車の吸込口に、可搬型ホースを接続する。</p> <p>⑤ 災害対策要員は、現場で放水砲を設置し、可搬型ホースの運搬、可搬型大容量海水送水ポンプ車から放水砲までの可搬型ホース敷設を行い、放水砲に可搬型ホースを接続する。</p> <p>⑥ 災害対策要員は、現場で放水砲噴射位置（噴射角度、旋回角度）を燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）へ調整する。燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）の破損口等が確認できる場合は、噴射位置（噴射角度、旋回角度）を燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）の破損口等の放射性物質放出箇所に向けて調整し、準備完了を発電所対策本部長に報告する。</p> <p>⑦ 発電所対策本部長は、大気への拡散抑制の準備が完了次第、災害対策要員に放水開始を指示する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】記載表現の相違          ・作業の記載表現に相違があるが、大気への放射性物質の拡散抑制手段としては相違なし</p> <p>【女川】記載箇所の相違          ・女川も順序⑥に記載のとおり、「原子炉建屋の破損口等の放射性物質放出箇所へ海水の放水を開始」するため、対応手段に相違なし。          ・泊の手順は大飯を参考とした。</p> <p>【大飯】          記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>⑦ 緊急安全対策要員は、大容量ポンプ（放水砲用）を起動し、放水砲により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水する。</p> <p>⑧ 緊急安全対策要員は、大容量ポンプ（放水砲用）の運転状態を継続して監視し、定格負荷運転時における給油間隔を目安に燃料の給油を実施する（燃料を給油しない場合、大容量ポンプ（放水砲用）は約4.5時間の運転ができる）。</p> <p>(c) 操作の成立性                  上記の現場対応は緊急安全対策要員12名にて実施し、所要時間については約3.5時間と想定している。</p> <p>円滑に作業できるように移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は外気温と同程度である。                  可搬型ホース取付け等については、速やかに作業ができるように大容量ポンプ（放水砲用）の保管場所に使用工具及び可搬型ホースを配備する。</p>	<p>【再掲（1.12.2.1 (1) a. より（P1.12-18, 19）】</p> <p>⑥ 保修班員は、大容量送水ポンプ（タイプⅡ）を起動し、放水砲により原子炉建屋の破損口等の放射性物質放出箇所へ海水の放水を開始し、発電所対策本部に報告する。また、発電所対策本部は、放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制開始について、発電課長へ連絡する。</p> <p>⑦ 保修班員は、大容量送水ポンプ（タイプⅡ）の運転状態を継続監視し、定格負荷運転時における給油間隔を目安に燃料の補給を実施する（燃料を補給しない場合、大容量送水ポンプ（タイプⅡ）は約9時間の運転が可能）。</p> <p>(c) 操作の成立性                  上記(b)の現場の操作は、準備段階では保修班員6名にて実施し、所要時間は、複数あるホース敷設ルートのうち、設置距離が短くなる海水ポンプ室からの取水を選択した場合は、手順着手から280分以内、取水口からの取水時は325分以内で大気への放射性物質の拡散抑制の準備を完了することとしている（ホース敷設距離が長くなる取水口取水の山側ルートでホースを敷設した場合は、395分以内で大気への放射性物質の拡散抑制の準備を完了することとしている）。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。作業環境の周囲温度は外気温と同程度である。                  ホース等の取り付けについては速やかに作業ができるように大容量送水ポンプ（タイプⅡ）の保管場所に使用工具及びホースを配備する。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプⅡ）からのホースの接続は、汎用の結合金具を使用しており、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。                  また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間の作業性を確保している。                  発電所対策本部からの指示を受けて、大気への放射性物質の拡散抑制を開始する。保修班員6名にて実施し、放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制の実施指示から10分で放水することが可能である。</p>	<p>⑧ 災害対策要員は、現場で可搬型大容量海水送水ポンプ車を起動し、放水砲により燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）の破損口等の放射性物質放出箇所へ海水の放水を開始し、発電所対策本部長に報告する。また、発電所対策本部長は、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制開始について発電課長（当直）へ連絡する。</p> <p>⑨ 災害対策要員は、現場で可搬型大容量海水送水ポンプ車の運転状態を継続監視し、定格負荷運転時における給油間隔を目安に燃料の補給を実施する（燃料を補給しない場合、可搬型大容量海水送水ポンプ車は約3.1時間の運転が可能）。</p> <p>(c) 操作の成立性                  上記の現場操作は、災害対策要員6名にて実施し、所要時間は、手順着手から280分以内で大気への放射性物質の拡散抑制の準備を完了することとしている。</p> <p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。作業環境の周囲温度は外気温と同程度である。                  可搬型ホース等の取付けについては速やかに作業ができるように可搬型大容量海水送水ポンプ車の保管場所に使用工具及び可搬型ホースを配備する。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車からの可搬型ホースの接続は、汎用の結合金具を使用しており、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。                  また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間の作業性を確保している。                  発電所対策本部からの指示を受けて、大気への放射性物質の拡散抑制を開始する。災害対策要員6名にて実施し、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制の実施指示から5分で放水することが可能である。</p>	<p>【大飯】                  記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】設備の相違                  ・ポンプ車仕様の相違による燃費の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯】                  記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】記載方針の相違                  ・女川はホース敷設ルートの違いによる各所要時間を記載している。泊は所要時間が最も長いものを記載する方針としている。（大飯と同様）</p> <p>【大飯】                  記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>放水砲は、可搬型設備のため、任意に設置場所を設定するので、風向き等天候状況及びアクセス状況に応じて最も効果的な方角から原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に向けて放水を実施する。</p> <p>放水砲による放水については噴射ノズルを調整することで、放水形状を直線状又は噴霧状に調整でき、放水形状は、直線状とするより遠くまで放水できるが、噴霧状とすると、直線状よりも放射性物質の抑制効果があることからなるべく噴霧状を使用する。</p> <p>また、直線状で放水する場合も到達点では、噴霧状になっているため放射性物質の抑制効果がある。</p> <p>なお、複数のホース敷設ルートにより、プラント状況に応じて大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲の準備を実施する。</p> <p>(添付資料 1.12.3, 1.12.4, 1.12.5)</p>	<p><b>【再掲 (1.12.2.1 (1) a.より (P1.12-19)】</b></p> <p>放水砲は可搬型設備のため、任意に設置場所を設定することが可能であり、風向き等の天候状況及びアクセス状況に応じて、最も効果的な方向から原子炉建屋の破損口等、放射性物質の放出箇所等に向けて放水する。</p> <p>なお、原子炉建屋への放水に当たっては、原子炉建屋から漏えいする放射性物質や熱を検出する手段として、必要に応じてガンマカメラ又はサーモカメラを活用する。原子炉建屋の破損箇所や放射性物質の放出箇所が確認できない場合は、原子炉建屋の中心に向けて放水する。</p> <p>放水砲による放水は、噴射ノズルを調整することで放水形状を直線状又は噴霧状に調整でき、放水形状は、直線状とするより遠くまで放水できるが、噴霧状とすると直線状よりも放射性物質の拡散抑制効果が期待できることから、なるべく噴霧状を使用する。</p> <p>また、直線状で放射する場合も到達点では、噴霧状になっているため放射性物質の拡散抑制効果がある。</p> <p>なお、大容量送水ポンプ（タイプⅡ）及び放水砲の準備にあたり、プラント状況や周辺の現場状況、ホースの敷設時間等を考慮し、複数あるホース敷設ルートから全対応の作業時間が短くなるよう適切なルートを選択する。</p> <p>(添付資料 1.12.2, 1.12.3, 1.12.4)</p> <p><b>【再掲 (1.12.2.1 (1) b.より (P1.12-20, 21)】</b></p> <p>b. ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所の絞り込み</p> <p>放水設備（大気への拡散抑制設備）により原子炉建屋に向けて放水する際に、原子炉建屋から放出される放射性物質の漏えい箇所を把握し、大気への放射性物質の拡散抑制をより効果的なものとするため、ガンマカメラ又はサーモカメラにより放射性物質や熱を検出し、放射性物質漏えい箇所を絞り込む手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制を行う手順の着手を判断した場合において、放射性物質の漏えい箇所が原子炉建屋外観上で判断</p>	<p>放水砲は可搬型設備のため、任意に設置場所を設定することが可能であり、風向き等の天候状況及びアクセス状況に応じて、最も効果的な方向から燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）の破損口等、放射性物質の放出箇所等に向けて放水する。</p> <p>なお、燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）への放水に当たっては、燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）から漏えいする放射性物質や熱を検出する手段として、必要に応じてガンマカメラ又はサーモカメラを活用する。燃料取扱棟の破損箇所や放射性物質の放出箇所が確認できない場合は、燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）の中心に向けて放水する。</p> <p>放水砲による放水は、噴射ノズルを調整することで放水形状を直線状又は噴霧状に調整でき、放水形状は、直線状とするより遠くまで放水できるが、噴霧状とすると直線状よりも放射性物質の拡散抑制効果が期待できることから、なるべく噴霧状を使用する。</p> <p>また、直線状で放射する場合も到達点では、噴霧状になっているため放射性物質の拡散抑制効果がある。</p> <p>なお、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲の準備にあたり、プラント状況や周辺の現場状況、ホースの敷設時間等を考慮し、複数あるホース敷設ルートから全対応の作業時間が短くなるよう適切なルートを選択する。</p> <p>e. ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所の絞り込み</p> <p>放水設備（大気への拡散抑制設備）により燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）に向けて放水する際に、燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）から放出される放射性物質の漏えい箇所を把握し、大気への放射性物質の拡散抑制をより効果的なものとするため、ガンマカメラ又はサーモカメラにより放射性物質や熱を検出し、放射性物質漏えい箇所を絞り込む手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制を行う手順の着手を判断した場合において、放射性物質の漏えい箇所が燃料取扱棟（使</p> <p>(添付資料 1.12.3, 1.12.4, 1.12.5, 1.12.6, 1.12.7)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 設備の相違（女川審査実績の反映） ・泊は放水砲使用時の放射性物質漏えい箇所絞り込みのため使用。柏崎 6/7号炉、東海第二及び鳥島2号炉と同様。</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・プラント状況に応じて複数のホース敷設ルートから適切なルートを選択することに相違はない。</p> <p>【大飯】 設備の相違（相違理由⑦）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>できない場合。</p> <p>(b) 操作手順                      ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質の漏えい箇所を特定する手順の概要は以下のとおり。また、手順の概要図を第 1.12-6 図に、タイムチャートを第 1.12-7 図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部は、手順着手の判断に基づき、保修班員へガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質の漏えい箇所を絞り込む作業の開始を指示する。</p> <p>② 保修班員は、ガンマカメラ又はサーモカメラを原子炉建屋が視認できる場所に運搬する。</p> <p>③ 保修班員は、ガンマカメラ又はサーモカメラにより放射性物質の漏えい箇所を絞り込む。</p> <p>(c) 操作の成立性                      ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所の特定は、保修班員2名の体制である。                      作業は、発電所対策本部の指示に従い対応することとしており、ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所の絞り込み手順着手から60分以内で絞り込み作業を開始することとしている。</p> <p style="text-align: right;">(添付資料 1.12.5)</p>	<p>用済燃料ピット内の燃料体等) 外観上で判断できない場合。</p> <p>(b) 操作手順                      ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質の漏えい箇所を特定する手順の概要は以下のとおり。また、概要図を第 1.12.4 図に、タイムチャートを第 1.12.5 図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断に基づき、運転班員へガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質の漏えい箇所を絞り込む作業の開始を指示する。</p> <p>② 運転班員は、ガンマカメラ又はサーモカメラを燃料取扱棟(使用済燃料ピット内の燃料体等)が視認できる場所に運搬する。</p> <p>③ 運転班員は、ガンマカメラ又はサーモカメラにより放射性物質の漏えい箇所を絞り込む。</p> <p>(c) 操作の成立性                      ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所の特定は、運転班員2名の体制である。                      作業は、発電所対策本部長の指示に従い対応することとしており、ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所の絞り込み手順着手から60分以内で絞り込み作業を開始することとしている。</p> <p style="text-align: right;">(添付資料 1.12.8)</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 海洋への拡散抑制</p> <p>a. シルトフェンスによる海洋への拡散抑制</p> <p>貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷のおそれがある場合において、送水車及びスプレイヘッド又は大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水等により、放射性物質を含む汚染水の発生を想定して、シルトフェンスにより汚染水の海洋への拡散抑制を行う手順を整備する。</p> <p>放射性物質を含む汚染水は雨水等の排水流路を通して海へ流れるため、排水路にシルトフェンスを設置し、海洋への放射性物質の拡散を抑制する。</p> <p>汚染水が発電所から海洋に流出する箇所は4箇所（取水路側2箇所、放水路側2箇所）で、シルトフェンスの設置については、損傷箇所、放水砲の設置箇所等から汚染水の流出予測、状況を勘案して実施する。</p> <p>なお、1重目シルトフェンス設置により、放射性物質の海洋への拡散抑制が期待できることから送水車及びスプレイヘッド又は大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による放水を実施する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                  送水車及びスプレイヘッド又は大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制の手順着手の判断基準に同じ。</p> <p>(b) 操作手順                  1.12.2.1(2)a.(b)と同様。</p> <p>(c) 操作の成立性                  1.12.2.1(2)a.(c)と同様。</p>	<p>【再掲（1.12.2.1(2)a.より（P1.12-22））】</p> <p>(2) 海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>a. 海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）による海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合、又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、原子炉建屋から直接放射性物質が拡散する場合を想定し、放水設備（大気への拡散抑制設備）すなわち大容量送水ポンプ（タイプII）及び放水砲により原子炉建屋に海水を放水する場合は、放射性物質を含む汚染水が発生する。</p> <p>放射性物質を含む汚染水は南側排水路排水樹及びタービン補機放水ビットを通して南側排水路又は放水口から海へ流れ込むため、シルトフェンスを設置することで、海洋への放射性物質の拡散を抑制する手順を整備する。</p> <p>シルトフェンスは、南側排水路排水樹、タービン補機放水ビット、北側排水路排水樹及び取水口の合計4箇所に設置する。設置に当たっては、原子炉建屋に放水することで発生する汚染水が、放水範囲の周囲にある南側排水路、原子炉補機放水ビットを経由して直接流れ込む南側排水路排水樹及びタービン補機放水ビットの2箇所を優先する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                  放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制を行う手順の着手を判断した場合。</p>	<p>(2) 海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>a. 海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）による海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>(a) 集水樹シルトフェンスによる海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>使用済燃料ビット内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、燃料取扱棟（使用済燃料ビット内の燃料体等）から直接放射性物質が拡散する場合を想定し、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲により燃料取扱棟（使用済燃料ビット内の燃料体等）に海水を放水する場合は、放射性物質を含む汚染水が発生する。</p> <p>放射性物質を含む汚染水は雨水等の排水流路の集水樹から海へ流れ込むため、集水樹シルトフェンスを設置することで、海洋への放射性物質の拡散を抑制する手順を整備する。</p> <p>集水樹シルトフェンスは、汚染水が発電所から海洋に流出する3箇所（構内排水設備の集水樹3箇所）に設置する。</p> <p>なお、1重目の集水樹シルトフェンス設置により、放射性物質の海洋への拡散抑制が期待できることから、1重目の集水樹シルトフェンス設置完了後、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による放水を実施する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準                  可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制を行う手順の着手を判断した場合。</p> <p>ii. 操作手順                  1.12.2.1(2)a.(a)ii.と同様。</p> <p>iii. 操作の成立性                  1.12.2.1(2)a.(a)iii.と同様。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由③）                  【大飯】設備の相違（相違理由⑤）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由①）</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由③）                  【大飯】設備の相違（相違理由⑤）</p> <p>【女川】記載箇所の相違                  ・女川は1重目のシルトフェンスの設置による放水砲開始可能について、図表側で記載している。泊は大飯と同様に本文中に記載するが、大飯と同様に図表でも整理する。</p> <p>【大飯】記載内容の相違                  ・泊は集水樹シルトフェンス1重目設置完了後に放水砲により放水することを記載する。</p> <p>【大飯】                  記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【再掲（1.12.2.1(2)aより（P1.12-22））】</p> <p>a. 海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）による海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合、又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、原子炉建屋から直接放射性物質が拡散する場合を想定し、放水設備（大気への拡散抑制設備）すなわち大容量送水ポンプ（タイプII）及び放水砲により原子炉建屋に海水を放水する場合は、放射性物質を含む汚染水が発生する。</p> <p>放射性物質を含む汚染水は南側排水路排水樹及びタービン補機放水ビットを通して南側排水路又は放水口から海へ流れ込むため、シルトフェンスを設置することで、海洋への放射性物質の拡散を抑制する手順を整備する。</p>	<p>(b) 荷揚場シルトフェンスによる海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>使用済燃料ビット内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、燃料取扱棟（使用済燃料ビット内の燃料体等）から直接放射性物質が拡散する場合を想定し、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲により燃料取扱棟（使用済燃料ビット内の燃料体等）に海水を放水する場合は、放射性物質を含む汚染水が発生する。</p> <p>放射性物質を含む汚染水は、専用港護岸を流れ、海へ流れ込むため、専用港内に荷揚場シルトフェンスを設置することで、海洋への放射性物質の拡散を抑制する手順を整備する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準                  放射性物質吸着剤の設置が完了した場合。</p> <p>ii. 操作手順                  1.12.2.1(2)a.(b)ii.と同様。</p> <p>iii. 操作の成立性                  1.12.2.1(2)a.(b)iii.と同様。</p>	<p>【女川】設備の相違（相違理由③）                  【大飯】設備の相違（相違理由⑤）</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯、女川】設備の相違                  ・泊は集水樹シルトフェンス及び放射性物質吸着剤の設置完了後、更なる海洋への放射性物質の拡散抑制のため荷揚場シルトフェンスを設置する。手順着手は本作業に時間を要することから、放射性物質吸着剤設置完了した場合とする。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 放射性物質吸着剤による放射性物質の吸着</p> <p>貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷のおそれがある場合において、送水車及びスプレイヘッド又は大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水等により、放射性物質を含む汚染水の発生を想定して、放射性物質を含む汚染水は雨水等の排水管路を通過して海へ流れるため、排水路に放射性物質吸着剤を設置し、放射性物質の吸着に努める。</p> <p>放射性物質吸着剤は、汚染水が集水する排水路等やシルトフェンスの内側に設置する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                  重大事故等が発生し、送水車及びスプレイヘッド又は大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制を行う判断をした場合。</p> <p>(b) 操作手順                  1.12.2.1(2)b.(b)と同様。</p> <p>(c) 操作の成立性                  1.12.2.1(2)b.(c)と同様。</p>	<p>【再掲（1.12.2.1(2)b.より（P1.12-25, 26））】</p> <p>b. 海洋への拡散抑制設備（放射性物質吸着材）による海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合、又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合は、原子炉建屋から直接放射性物質が拡散する場合を想定し、放水設備（大気への拡散抑制設備）すなわち大容量送水ポンプ（タイプⅡ）及び放水砲により原子炉建屋に海水を放水する場合は、放射性物質を含む汚染水が発生する。</p> <p>防潮堤内側の南側排水路集水樹及び北側排水路集水樹の合計2箇所に放射性物質吸着材を設置することにより、海洋への放射性物質の拡散を抑制する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                  放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制の手順着手を判断した場合（シルトフェンスによる海洋への放射性物質の拡散抑制措置が完了した後に実施する）。</p>	<p>b. 海洋への拡散抑制設備（放射性物質吸着剤）による海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）から直接放射性物質が拡散する場合を想定し、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲により燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）に海水を放水する場合は、放射性物質を含む汚染水が発生する。</p> <p>橋内排水設備の集水樹の合計3箇所に放射性物質吸着剤を設置することにより、海洋への放射性物質の拡散を抑制する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                  可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制の手順着手を判断した場合（集水樹シルトフェンスによる海洋への放射性物質の拡散抑制措置が完了した後に実施する）。</p> <p>(b) 操作手順                  1.12.2.1(2)b.(b)と同様。</p> <p>(c) 操作の成立性                  1.12.2.1(2)b.(c)と同様。</p>	<p>【大飯】                  記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由③）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由④）</p> <p>【大飯】                  記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) その他の手順項目にて考慮する手順                      大容量ポンプ（放水砲用）への燃料補給に関する手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」のうち1.6.2.4(1)「電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、大容量ポンプへの燃料補給」にて整備する。                      送水車への燃料供給に関する手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」のうち1.6.2.4(2)「送水車への燃料補給」にて整備する。</p> <p>(4) 優先順位                      使用済燃料ピット区域エリアモニタ等の指示値上昇又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の著しい損壊により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）近傍に近づけないおそれがある場合は、送水車及びスプレィヘッドよりも射程距離が長い大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水を優先する。</p>	<p>【再掲（1.12.2.1(2)c.より（P1.12-27））】                      c. 重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合において、放水設備（大気への拡散抑制設備）により原子炉建屋に海水を放水することで放射性物質を含む汚染水が発生するため、シルトフェンスの設置による汚染水の海洋への拡散抑制を開始する。</p> <p>海洋への放射性物質の拡散抑制の手順の流れを第1.12-12 図に示す。シルトフェンスは、原子炉建屋に放水した汚染水が流れ込む南側排水路排水柵及びタービン補機放水ピットの2箇所を優先的に設置し、最終的に合計4箇所に設置することで、海洋への放射性物質の拡散抑制を行う。</p> <p>その後、放射性物質吸着材を設置することで、更なる海洋への放射性物質の拡散抑制を行う。また、シルトフェンスの設置作業と放射性物質吸着材の設置作業を異なる要員で対応できる場合は、並行して作業を実施することが可能である。</p>	<p>(3) 重大事故等時の対応手段の選択                      使用済燃料ピットエリアモニタ等の指示値上昇又は燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）の著しい破損により燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）近傍に近づけないおそれがある場合は、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレィノズルよりも射程距離が長い可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）への放水を優先する。</p> <p>燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）から直接放射性物質が拡散する場合において、大気への拡散抑制設備により燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）に海水を放水することで放射性物質を含む汚染水が発生するため、集水柵シルトフェンスの設置による汚染水の海洋への拡散抑制を開始する。</p> <p>海洋への放射性物質の拡散抑制の手順の流れを第1.12.9 図に示す。集水柵シルトフェンスは、燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）に放水した汚染水が流れ込む集水柵の3箇所に設置することで、海洋への放射性物質の拡散抑制を行う。</p> <p>その後、放射性物質吸着剤を設置することで、更なる海洋への放射性物質の拡散抑制を行う。また、集水柵シルトフェンスの設置作業と放射性物質吸着剤の設置作業を異なる要員で対応できる場合は、並行して作業を実施することが可能である。</p> <p>放射性物質吸着剤を設置した後に、荷揚場シルトフェンスを設置することで、更なる海洋への放射性物質の拡散抑制を行う。</p>	<p>【女川】記載方針の相違                      ・泊は1.12.2.4項にて燃料補給等、その他の手順について記載する。女川と同様。</p> <p>【大飯】                      記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由①）</p> <p>【女川】記載表現の相違                      ・泊は前段の手順項目名の相違理由と同様とするため、「放水設備」の表現で相違はあるが、手順優先順位の記載内容に相違はない</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由③）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由③）                      【大飯】設備の相違（相違理由⑤）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.12.2.3 原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の手順等</p> <p>(1) 初期対応における泡消火及び延焼防止処置</p> <p>a. 化学消防自動車及び<b>小型動力ポンプ付水槽車又は化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車及び中型放水銃</b>による泡消火</p> <p>原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、化学消防自動車及び<b>小型動力ポンプ付水槽車又は化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車及び中型放水銃</b>により初期対応における泡消火及び延焼防止処置を行う手順を整備する。使用可能な淡水源がある場合は、消火栓（No.2 淡水タンク）又は防火水槽を使用する。</p> <p>なお、使用可能な淡水がなければ<b>小型動力ポンプ付水槽車</b>の他に、送水車（消火用）により海水を使用する手段もある。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>航空機燃料火災が発生した場合（消火の水源に、消火栓（No.2 淡水タンク）を使用する場合は、水量が確保され使用できることをあわせて確認する。）。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>化学消防自動車及び<b>小型動力ポンプ付水槽車又は化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車及び中型放水銃</b>による泡消火手順の概要は以下のとおり。概略系統を第1.12.6図に、タイムチャートを第1.12.7図に、ホース敷設ルートを第1.12.8図に示す。</p> <p>なお、本手順において消火水源は、現場の火災状況やアクセス性を考慮して選定する。以下に示す手順では、消火栓（No.2 淡水タンク）を水源として記載する。</p> <p>① 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に、消火栓（No.2 淡水タンク）を水源とした化学消防自動車及び<b>小型動力ポンプ付水槽車又は化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車及び中型放水銃</b>による泡消火の開始を指示する。</p>	<p>1.12.2.2 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の手順</p> <p>(1) 初期対応における延焼防止処置</p> <p>a. 化学消防自動車及び<b>大型化学高所放水車</b>による泡消火</p> <p>原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、化学消防自動車及び<b>大型化学高所放水車</b>により初期対応における泡消火を行う手順を整備する。水源は、耐震性防火水槽、防火水槽、ろ過水タンク又は屋外消火栓を使用する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>航空機燃料火災が発生した場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>化学消防自動車及び<b>大型化学高所放水車</b>による泡消火を行う手順の概要は以下のとおり。また、初期対応における延焼防止処置の概要図を第1.12-13図に、タイムチャートを第1.12-15図に示す。</p> <p>① 現場指揮者は、発電所敷地内において航空機衝突による火災を確認した場合、現場の火災状況及び安全を確保した後、初期消火に必要な設備の準備を開始する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の状況（けがの有無、モニタリングの状況）</li> <li>・消火の水源に、耐震性防火水槽、防火水槽、ろ過水タンク又は屋外消火栓を使用する場合は、水量が確保され使用できることを確認</li> </ul>	<p>1.12.2.3 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の手順</p> <p>(1) 初期対応における延焼防止処置</p> <p>a. 化学消防自動車及び<b>水槽付消防ポンプ自動車</b>による泡消火</p> <p>原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、化学消防自動車及び<b>水槽付消防ポンプ自動車</b>により初期対応における泡消火を行う手順を整備する。水源は、屋外消火栓、防火水槽又は原水槽を使用する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>航空機燃料火災が発生した場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>化学消防自動車及び<b>水槽付消防ポンプ自動車</b>による泡消火を行う手順の概要は以下のとおり。また、初期対応における延焼防止処置の概要図を第1.12.10図に、タイムチャートを第1.12.11図に、ホース敷設ルート図を第1.12.12図に示す。</p> <p>なお、本手順において消火水源は、現場の火災状況やアクセス性を考慮して選定する。以下に示す手順では、原水槽を水源として記載する。</p> <p>① 現場指揮者は、発電所敷地内において航空機衝突による火災を確認した場合、現場の火災状況及び安全を確保した後、初期消火に必要な設備の準備を開始する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の状況（けがの有無、モニタリングの状況）</li> <li>・消火の水源に、原水槽を使用する場合は、水量が確保され使用できることを確認</li> </ul>	<p>【大阪】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大阪】設備の相違（相違理由④） 【女川】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大阪】設備の相違（相違理由④） 【女川】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大阪】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・手順着手の判断基準の記載は、伊方3号炉、玄海3/4号炉と同じ。</p> <p>【大阪】設備の相違（相違理由④） 【大阪】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 ・女川もホース敷設ルートが複数ある手順ではホース敷設ルートを示しており、記載方針については相違なし。 【大阪】記載方針の相違 ・大阪は消火栓を水源とした場合を例として手順を記載しており、泊は原水槽を水源とした場合を例として手順を記載している。設備と水源の相違により操作手順も相違するが、淡水源を用いて泡消火を行う手段に相違なし。</p> <p>【大阪】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・泊は消火開始時の手順を女川同様の記載内容としている。大阪の記載表現とは相違しているが、消火活動を開始する内容としては相違なし。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>② 緊急安全対策要員は、水源近傍に小型動力ポンプ付水槽車を設置し、可搬型ホースにより水源と小型動力ポンプ付水槽車を接続する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、消火活動場所へ化学消防自動車、泡原液搬送車及び中型放水銃を配置するとともに、可搬型ホースの敷設並びに泡原液搬送車、中型放水銃と化学消防自動車、化学消防自動車と小型動力ポンプ付水槽車を接続する。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、小型動力ポンプ付水槽車より取水するとともに、中型放水銃による泡消火を開始する。なお、中型放水銃が使用できない場合、化学消防自動車及び小型動力ポンプ付水槽車による泡消火を実施する。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、適宜、泡消火剤の補給を実施する。</p> <p>(c) 操作の成立性                  化学消防自動車及び小型動力ポンプ付水槽車又は化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車及び中型放水銃による泡消火は現場にて7名で実施し、開始までの所要時間は、消火栓（No.2 淡水タンク）又は防火水槽を使用し、約20分と想定する。なお、送水車（消火用）により海水を使用する場合は、約2時間と想定する。                  3%濃縮用泡消火剤 1,500ℓ、1%濃縮用泡消火剤 9,000ℓを配備し、放水開始から約7時間の泡消火ができる。                  泡消火剤は、放水流量の3%濃度又は1%濃度で自動注入となる。</p>	<p>② 現場指揮者は、現場火災状況を発電所対策本部へ報告する。                  ・周辺状況（けが人の有無、モニタリング実施結果）                  ・消火の水源</p> <p>③ 初期消火要員（消防車隊）は、化学消防自動車による泡消火を実施するため、水源近傍に化学消防自動車を設置し、水利を確保する。また、大型化学高所放水車による泡消火を実施するため、水源近傍にもう1台の化学消防自動車を設置し、水利を確保するとともに、初期消火活動場所へ大型化学高所放水車及び泡原液備蓄車を設置する。</p> <p>④ 初期消火要員（消防車隊）は、化学消防自動車による泡消火を実施するため、初期消火活動場所へホースを敷設、接続及び準備作業を行う。また、大型化学高所放水車による泡消火を実施するため、水源近傍の化学消防自動車から初期消火活動場所へホースを敷設するとともに大型化学高所放水車の中継口へホースを接続し、さらに泡原液備蓄車を大型化学高所放水車の泡消火薬液槽と接続する。</p> <p>⑤ 初期消火要員（消防車隊）は、化学消防自動車による泡消火を実施するため、消火用水と泡消火薬剤を混合させて、化学消防自動車による泡消火を開始する。</p> <p>⑥ 初期消火要員（消防車隊）は、化学消防自動車へ適宜、泡原液搬送車から泡消火薬剤の補給を実施する。</p> <p>⑦ 初期消火要員（消防車隊）は、大型化学高所放水車による泡消火を実施するため、化学消防自動車から取水し、大型化学高所放水車へ送水を開始する。</p> <p>⑧ 初期消火要員（消防車隊）は、大型化学高所放水車による泡消火を開始する。</p> <p>(c) 操作の成立性                  上記の現場対応は、初期消火要員（消防車隊）6名で対応する。化学消防自動車による泡消火は、初期消火開始まで手順着手から40分以内、大型化学高所放水車による泡消火は、初期消火開始まで手順着手から120分以内で対応することとしている。</p>	<p>② 現場指揮者は、現場火災状況を発電所対策本部長へ報告する。                  ・周辺状況（けが人の有無、モニタリング実施結果）                  ・消火の水源</p> <p>③ 消火要員は、化学消防自動車による泡消火を実施するため、現場で水源近傍に水槽付消防ポンプ自動車を設置し、水槽付消防ポンプ自動車の吸管を原水槽マンホールへ挿入する。</p> <p>④ 消火要員は、化学消防自動車による泡消火を実施するため、現場で初期消火活動場所へ化学消防自動車を配置するとともに、消防ホースを敷設し化学消防自動車と接続する。</p> <p>⑤ 消火要員は、化学消防自動車による泡消火を実施するため、現場で水槽付消防ポンプ自動車より取水するとともに、化学消防自動車による泡消火を開始する。</p> <p>⑥ 消火要員は、現場で化学消防自動車へ適宜、資機材運搬用車両（泡消火薬剤）から泡消火薬剤の補給を実施する。</p> <p>(c) 操作の成立性                  上記の現場対応は、消火要員8名で対応する。化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車による泡消火は、初期消火開始まで、いずれの水源を使用しても手順着手から30分以内で対応することとしている。                   3%濃縮用泡消火薬剤 7,200ℓを配備し、放水開始から約300分泡消火ができる。                  泡消火薬剤は、放水流量の3%濃度で自動注入となる。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由④）                  【女川】記載表現の相違                  ・泊と設備名称が相違するものの、消火水源を確保する内容に相違なし。                  【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由④）                  【女川】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由④）                  【女川】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由④）                  【女川】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）                  【大飯】設備の相違（相違理由④）</p> <p>【大飯】設備の相違                  ・泡消火薬剤の種類及び保有量は異なるが、初期対応における泡消火及び延焼防止処置として、放水砲による泡消火開始までの間、中断することなく消火活動を継続できることに相違なし。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>円滑に作業できるように移動経路を確保し、<b>可搬型照明</b>、通信設備等を整備する。</p> <p>(添付資料 1.12.8)</p> <p>b. <b>送水車（消火用）</b>及び<b>中型放水銃</b>による泡消火                  原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、<b>送水車（消火用）</b>及び<b>中型放水銃</b>により初期対応における泡消火及び<b>延焼防止処置</b>を行う手順を整備する。使用可能な淡水源がある場合は、<b>消火栓（No.2淡水タンク）</b>又は<b>防火水槽</b>を使用する。                  なお、使用可能な淡水がなければ海水を使用する手段もある。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                  航空機燃料火災が発生した場合（<b>消火の水源に、消火栓（No.2淡水タンク）</b>を使用する場合は、水量が確保され使用できることをあわせて確認する。）。</p> <p>(b) 操作手順  <b>送水車（消火用）</b>及び<b>中型放水銃</b>による泡消火手順の概要は以下のとおり。<b>概略系統</b>を第 1.12.6 図に、<b>タイムチャート</b>を第 1.12.7 図に、<b>ホース敷設ルート</b>を第 1.12.8 図に示す。</p> <p>なお、本手順において消火水源は、現場の火災状況やアクセス性を考慮して選定する。以下に示す手順では、<b>消火栓（No.2淡水タンク）</b>を水源として記載する。</p> <p>① 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に、<b>消火栓（No.2淡水タンク）</b>を水源とした<b>送水車（消火用）</b>及び<b>中型放水銃</b>による泡消火の開始を指示する。</p>	<p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、通信連絡設備を整備する。</p> <p>化学消防自動車及び<b>大型化学高所放水車</b>からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、容易に実施可能である。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>(添付資料 1.12.8, 1.12.10)  <b>【再掲（1.12.2.2 (1) a.より（P1.12-41））】</b></p> <p>a. <b>化学消防自動車及び大型化学高所放水車による泡消火</b>                  原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、<b>化学消防自動車及び大型化学高所放水車</b>により初期対応における泡消火を行う手順を整備する。水源は、<b>耐震性防火水槽</b>、<b>防火水槽</b>、<b>ろ過水タンク</b>又は<b>屋外消火栓</b>を使用する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                  航空機燃料火災が発生した場合。</p> <p>(b) 操作手順  <b>化学消防自動車及び大型化学高所放水車による泡消火</b>を行う手順の概要は以下のとおり。また、初期対応における<b>延焼防止処置</b>の概要図を第 1.12-13 図に、<b>タイムチャート</b>を第 1.12-15 図に示す。</p> <p>① 現場指揮者は、発電所敷地内において航空機衝突による火災を確認した場合、現場の火災状況及び安全を確保した後、初期消火に必要な設備の準備を開始する。                  ・周辺の状況（けが人の有無、モニタリングの状況）                  ・消火の水源に、<b>耐震性防火水槽</b>、<b>防火水槽</b>、<b>ろ過水タンク</b>又は<b>屋外消火栓</b>を使用する場合は、水量が確保され使用できることを確認</p>	<p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、通信連絡設備を整備する。</p> <p>化学消防自動車及び<b>水槽付消防ポンプ自動車</b>からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、容易に実施可能である。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>(添付資料 1.12.12, 1.12.16)</p> <p>b. <b>可搬型大型送水ポンプ車</b>及び<b>小型放水砲</b>による泡消火                  原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、<b>可搬型大型送水ポンプ車</b>及び<b>小型放水砲</b>により初期対応における泡消火を行う手順を整備する。水源は、<b>代替給水ビット</b>又は<b>原水槽</b>を使用する。                  なお、使用可能な淡水がなければ海水を使用する手段もある。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                  航空機燃料火災が発生した場合。</p> <p>(b) 操作手順  <b>可搬型大型送水ポンプ車</b>及び<b>小型放水砲</b>による泡消火を行う手順の概要は以下のとおり。また、初期対応における<b>延焼防止処置</b>の概要図を第 1.12.10 図に、<b>タイムチャート</b>を第 1.12.13 図に、<b>ホース敷設ルート図</b>を第 1.12.14 図に示す。</p> <p>なお、本手順において消火水源は、現場の火災状況やアクセス性を考慮して選定する。以下に示す手順では、<b>代替給水ビット</b>を水源として記載する。</p> <p>① 現場指揮者は、発電所敷地内において航空機衝突による火災を確認した場合、現場の火災状況及び安全を確保した後、初期消火に必要な設備の準備を開始する。                  ・周辺の状況（けが人の有無、モニタリングの状況）                  ・消火の水源に、<b>代替給水ビット</b>を使用する場合は、水量が確保され使用できることを確認</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載箇所の相違                  ・泊は審査実績を反映し、可搬型照明の記載は後段に記載した。</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由②）                  【大飯】                  記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由④）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由④）</p> <p>【大飯】記載方針の相違                  ・大飯は消火栓を水源とした場合を例として手順を記載しており、泊は代替給水ビットを水源とした場合を例として手順を記載している。設備と水源の相違により操作手順も相違するが、使用可能な淡水源を用いて泡消火を行う手段に相違なし。（後段(b)2段落目も同様の相違理由）</p> <p>【大飯】                  記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】                  記載表現の相違（女川審査実績の反映）                  ・泊は消火開始時の手順を女川同様の記載内容としている。大飯の記載表現とは相違しているが、消火活動を開始する内容としては相違なし。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>② 緊急安全対策要員は、水源近傍に送水車（消火用）を設置し、可搬型ホースを中型放水銃と接続する。送水車（消火用）より取水するとともに、中型放水銃による泡消火を開始する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、適宜、泡消火剤の補給を実施する。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、現場にて送水車（消火用）の運転状態を継続して監視し、定格負荷運転時における給油間隔を目安に燃料の給油を実施する（燃料を給油しない場合、送水車（消火用）は約5.4時間の運転ができる）。</p> <p>(c) 操作の成立性                  送水車（消火用）及び中型放水銃による泡消火は現場にて7名で実施し、開始までの所要時間は、消火栓（No.2淡水タンク）又は防火水槽を使用し、約30分と想定する。なお、海水を使用する場合は、約2時間と想定する。</p>	<p>【再掲（1.12.2.2（1）a.より（P1.12-42））】</p> <p>② 現場指揮者は、現場火災状況を発電所対策本部へ報告する。                  ・周辺の状況（けが人の有無、モニタリング実施結果）                  ・消火の水源</p> <p>③ 初期消火要員（消防車隊）は、化学消防自動車による泡消火を実施するため、水源近傍に化学消防自動車を設置し、水利を確保する。また、大型化学高所放水車による泡消火を実施するため、水源近傍にもう1台の化学消防自動車を設置し、水利を確保するとともに、初期消火活動場所へ大型化学高所放水車及び泡原液備蓄車を設置する。</p> <p>④ 初期消火要員（消防車隊）は、化学消防自動車による泡消火を実施するため、初期消火活動場所へホースを敷設、接続及び準備作業を行う。また、大型化学高所放水車による泡消火を実施するため、水源近傍の化学消防自動車から初期消火活動場所へホースを敷設するとともに大型化学高所放水車の中継口へホースを接続し、さらに泡原液備蓄車を大型化学高所放水車の泡消火薬液槽と接続する。</p> <p>⑤ 初期消火要員（消防車隊）は、化学消防自動車による泡消火を実施するため、消火用水と泡消火薬剤を混合させて、化学消防自動車による泡消火を開始する。</p> <p>⑥ 初期消火要員（消防車隊）は、化学消防自動車へ適宜、泡原液搬送車から泡消火薬剤の補給を実施する。</p> <p>⑦ 初期消火要員（消防車隊）は、大型化学高所放水車による泡消火を実施するため、化学消防自動車から取水し、大型化学高所放水車へ送水を開始する。</p> <p>⑧ 初期消火要員（消防車隊）は、大型化学高所放水車による泡消火を開始する。</p> <p>(c) 操作の成立性                  上記の現場対応は、初期消火要員（消防車隊）6名で対応する。化学消防自動車による泡消火は、初期消火開始まで手順着手から40分以内、大型化学高所放水車による泡消火は、初期消火開始まで手順着手から120分以内で対応することとしている。</p>	<p>② 現場指揮者は、現場火災状況を発電所対策本部長へ報告する。                  ・周辺の状況（けが人の有無、モニタリング実施結果）                  ・消火の水源</p> <p>③ 消火要員は、可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲による泡消火を実施するため、現場で水源近傍に可搬型大型送水ポンプ車を設置し、可搬型大型送水ポンプ車の吸管を代替給水ビットへ挿入する。</p> <p>④ 消火要員は、可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲による泡消火を実施するため、現場でホース延長・回収車（送水車用）にて可搬型ホースを敷設する。</p> <p>⑤ 消火要員は、可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲による泡消火を実施するため、現場で可搬型大型送水ポンプ車周辺の可搬型ホース運搬、敷設及び接続、並びに小型放水砲の設置を行う。</p> <p>⑥ 消火要員は、可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲による泡消火を実施するため、現場で可搬型大型送水ポンプ車より取水するとともに、小型放水砲による泡消火を開始する。</p> <p>⑦ 消火要員は、現場で適宜、泡消火薬剤の補給を実施する。</p> <p>⑧ 消火要員は、現場で可搬型大型送水ポンプ車の運転状態を継続監視し、定格負荷運転時における給油間隔を目安に燃料の補給を実施する。（燃料を補給しない場合、可搬型大型送水ポンプ車は約5.5時間の運転が可能）。</p> <p>(c) 操作の成立性                  上記の現場対応は、消火要員8名で対応する。可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲による泡消火は、初期消火開始まで、代替給水ビットを水源とした場合は手順着手から140分以内、原水槽を水源とした場合は手順着手から180分以内、海水を用いた場合は手順着手から180分以内で対応することとしている。                  また、消火要員3名にて作業を実施した場合、初期消火開始まで、代替給水ビットを水源とした場合は手順着手から215分以内、原水槽を水源とした場合は手順着手から275分以内、海水を用いた場合は手順着手から300分以内で対応することとしている。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由④）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】設備の相違                  ・ポンプ車仕様の相違による燃費の相違</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由④）</p> <p>【大飯、女川】運用の相違                  ・泊は消火設備の相違により、対応要員数が少ない場合の説明を整理する。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3%濃縮用泡消火剤 1,500ℓ、1%濃縮用泡消火剤 9,000ℓを配備し、放水開始から約7時間の泡消火ができる。</p> <p>泡消火剤は、放水流量の3%濃度又は1%濃度で自動注入となる。</p> <p>円滑に作業できるように移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。</p>	<p>【再掲（1.12.2.2（1）a.より（P1.12-43））】</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、通信連絡設備を整備する。</p> <p>化学消防自動車及び大型化学高所放水車からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、容易に実施可能である。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p style="text-align: right;">（添付資料 1.12.8、1.12.10）</p>	<p>1%濃縮用泡消火剤 6,000ℓを配備し、放水開始から約300分の泡消火ができる。</p> <p>泡消火剤は、放水流量の1%濃度で自動注入となる。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信連絡設備を整備する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲からの可搬型ホースの接続は、汎用の結合金具であり、容易に実施可能である。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p style="text-align: right;">（添付資料 1.12.13、1.12.16）</p> <p>c. 大規模火災用消防自動車による泡消火</p> <p>原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、大規模火災用消防自動車により初期対応における泡消火を行う手順を整備する。水源は、淡水である原水槽又は防火水槽を使用する。</p> <p>なお、使用可能な淡水がなければ海水を使用する手段もある。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>航空機燃料火災が発生し、化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車による泡消火を開始後又は化学消防自動車若しくは水槽付消防ポンプ自動車の機能喪失等により使用できない場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>大規模火災用消防自動車による泡消火を行う手順の概要は以下のとおり。また、初期対応における延焼防止処置の概要図を第1.12.10図に、タイムチャートを第1.12.15図に、ホース敷設ルート図を第1.12.16図に示す。</p> <p>なお、本手順において消火水源は、現場の火災状況やアクセス性を考慮して選定する。以下に示す手順では原水槽を水源として記載する。</p> <p>① 現場指揮者は、発電所敷地内において航空機衝突による火災を確認した場合、現場の火災状況及び安全を確保した後、初期消火に必要な設備の準備を開始する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の状況（けが人の有無、モニタリングの状況）</li> <li>・消火の水源に、原水槽又は防火水槽を使用する場合は、水量が確保され使用できることを確認</li> </ul>	<p>【大飯】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泡消火剤の種類及び保有量は異なるが、初期対応における泡消火及び延焼防止処置として、放水砲による泡消火開始までの間、中断することなく消火活動を継続できることに相違なし。</li> </ul> <p>【大飯】設備の相違（相違理由④）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>② 現場指揮者は、現場火災状況を発電所対策本部長へ報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の状況（けが人の有無、モニタリング実施結果）</li> <li>・消火の水源</li> </ul> <p>③ 消火要員は、大規模火災用消防自動車による泡消火を実施するため、現場で水源近傍に大規模火災用消防自動車を設置し、大規模火災用消防自動車の吸管を原水槽マンホールへ挿入する。</p> <p>④ 消火要員は、大規模火災用消防自動車による泡消火を実施するため、現場で可搬型ホースを敷設する。</p> <p>⑤ 消火要員は、大規模火災用消防自動車による泡消火を実施するため、現場で大規模火災用消防自動車周辺のホース運搬、敷設及び接続を行う。</p> <p>⑥ 消火要員は、大規模火災用消防自動車による泡消火を実施するため、現場で大規模火災用消防自動車による泡消火を開始する。</p> <p>⑦ 消火要員は、現場で適宜、資機材運搬用車両（泡消火薬剤）から泡消火薬剤の補給を実施する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の現場対応は、消火要員5名で対応する。大規模火災用消防自動車による泡消火は、初期消火開始まで、原水槽又は防火水槽を水源とした場合は手順着手から35分以内、海水を用いた場合は手順着手から75分以内で対応することとしている。</p> <p>3%濃縮用泡消火薬剤7,200Lを配備し、放水開始から約300分の泡消火ができる。</p> <p>泡消火薬剤は、放水流量の3%濃度で自動注入となる。円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、通信連絡設備を整備する。</p> <p>大規模火災用消防自動車からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、容易に実施可能である。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p style="text-align: right;">(添付資料 1.12.14, 1.12.16)</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 航空機燃料火災への泡消火</p> <p>a. 大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲及び泡混合器による航空機燃料火災への泡消火</p> <p>原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、火災対応を行うために大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲及び泡混合器により航空機燃料火災へ泡消火する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>航空機燃料火災が発生した場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲及び泡混合器による泡消火手順の概要は以下のとおり。概略系統を第1.12.6図に、タイムチャートを第1.12.7図に、ホース敷設ルートを第1.12.4図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員に大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲及び泡混合器による泡消火の開始を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、大容量ポンプ（放水砲用）を取水箇所周辺に設置する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、可搬型ホースを水中ポンプに接続後、水中ポンプを取水箇所へ設置し、大容量ポンプ（放水砲用）の吸込口に、可搬型ホースを接続する。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、放水砲を設置し、可搬型ホースの運搬、大容量ポンプ（放水砲用）、泡混合器から放水砲までの可搬型ホース敷設を行い、放水砲に可搬型ホースを接続する。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、放水砲に可搬型ホース接続後、放水砲噴射位置（噴射角度、旋回角度）を調整する。</p> <p>⑥ 緊急安全対策要員は、大容量ポンプ（放水砲用）を起動し、放水砲による消火を開始する。</p> <p>⑦ 緊急安全対策要員は、泡混合器を起動させ、泡消火を開始する。</p>	<p>(2) 航空機燃料火災への泡消火</p> <p>a. 放水設備（泡消火設備）による航空機燃料火災への泡消火</p> <p>原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合は、放水設備（泡消火設備）により、海水を水源とした航空機燃料火災への泡消火を行う手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>航空機燃料火災が発生した場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>放水設備（泡消火設備）による泡消火手順の概要は以下のとおり。また、航空機燃料火災への対応の概要図を第1.12-14図に、タイムチャートを第1.12-15図に、放水設備（泡消火設備）による泡消火に関するホース敷設ルートを第1.12-16図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部は、手順着手の判断基準に基づき、重大事故等対応要員へ放水設備（泡消火設備）による大容量送水ポンプ（タイプⅡ）、放水砲及び泡消火薬剤混合装置の設置開始を指示する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p> <p>② 重大事故等対応要員は、海水ポンプ室へ大容量送水ポンプ（タイプⅡ）を移動させ、防潮壁を開放し大容量送水ポンプ（タイプⅡ）を防潮壁内へ移動させる。</p> <p>③ 重大事故等対応要員は、大容量送水ポンプ（タイプⅡ）、放水砲及び泡消火薬剤混合装置の設置、ホースの敷設、接続を実施する。</p> <p>④ 重大事故等対応要員は、放水砲にホースを接続後、放水砲の噴射ノズルを火災発生箇所に向けて調整する。また、大容量送水ポンプ（タイプⅡ）、放水砲及び泡消火薬剤混合装置の設置、ホースの敷設、接続の完了を発電所対策本部に報告する。</p> <p>⑤ 発電所対策本部は、系統構成完了を確認後、重大事故等対応要員に大容量送水ポンプ（タイプⅡ）による送水開始を指示する。</p>	<p>(2) 航空機燃料火災への泡消火</p> <p>a. 可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備による航空機燃料火災への泡消火</p> <p>原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合は、可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備により、海水を水源とした航空機燃料火災への泡消火を行う手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>航空機燃料火災が発生した場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備による泡消火手順の概要は以下のとおり。また、航空機燃料火災への対応の概要図を第1.12.17図に、タイムチャートを第1.12.18図に、ホース敷設ルート図を第1.12.19図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策要員へ可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備による泡消火の開始を指示する。また、発電所対策本部長は発電課長（当直）へ連絡する。</p> <p>② 災害対策要員は、可搬型大容量海水送水ポンプ車を取水箇所周辺に設置する。</p> <p>③ 災害対策要員は、現場で可搬型ホースを水中ポンプに接続後、水中ポンプを取水箇所へ設置し、可搬型大容量海水送水ポンプ車の吸込口に、可搬型ホースを接続する。</p> <p>④ 災害対策要員は、現場で放水砲を設置し、可搬型ホースの運搬、可搬型大容量海水送水ポンプ車、泡混合設備の設置及び泡混合設備から放水砲までの可搬型ホース敷設を行い、放水砲に可搬型ホースを接続する。</p> <p>⑤ 災害対策要員は、現場で放水砲噴射位置（噴射角度、旋回角度）を調整する。また、可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備の設置、可搬型ホースの敷設、接続の完了を発電所対策本部長に報告する。</p> <p>⑥ 発電所対策本部長は、系統構成完了を確認後、災害対策要員に可搬型大容量海水送水ポンプ車による送水開始を指示する。</p> <p>⑦ 災害対策要員は、現場で泡混合設備を起動する。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載表現の相違（女川審査実績の相違）</p> <p>【大飯】</p> <p>記載内容の相違（女川審査実績の反映）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>⑧ 緊急安全対策要員は、適宜、<b>泡消火剤</b>の補給を実施する。</p> <p>⑨ 緊急安全対策要員は、現場にて<b>大容量ポンプ（放水砲用）</b>の運転状態を継続して監視し、定格負荷運転時における給油間隔を目安に燃料の<b>給油</b>を実施する（燃料を給油しない場合、<b>大容量ポンプ（放水砲用）</b>は約<b>4.5時間</b>の運転ができる）。</p> <p>(c) 操作の成立性                  上記の現場対応は緊急安全対策要員12名にて実施し、所要時間については約3.5時間と想定している。</p> <p>放水開始から約20分（20,000ℓ/min）の泡消火を行うために、<b>泡消火剤</b>を4,000ℓ（1,000ℓ×4）配備している。</p> <p><b>泡消火剤</b>は、1%濃度で自動注入となる。</p> <p>円滑に作業できるように移動経路を確保し、<b>可搬型照明</b>、<b>通信設備</b>等を整備する。                  可搬型ホース等の<b>取付け</b>については、速やかに作業ができるように<b>大容量ポンプ（放水砲用）</b>の保管場所に使用工具及び可搬型ホースを配備する。</p> <p style="text-align: right;">(添付資料 1.12.9)</p>	<p>⑥ 重大事故等対応要員は、現場にて<b>大容量送水ポンプ（タイプⅡ）</b>及び<b>泡消火薬剤混合装置</b>を起動し、放水砲による泡消火を開始する。また、発電所対策本部へ報告する。</p> <p>⑦ 重大事故等対応要員は、<b>大容量送水ポンプ（タイプⅡ）</b>の運転状態を継続監視し、定格負荷運転時における給油間隔を目安に燃料の補給を実施する（燃料を補給しない場合、<b>大容量送水ポンプ（タイプⅡ）</b>は約<b>6時間</b>の運転が可能）。</p> <p>(c) 操作の成立性                  放水設備（泡消火設備）による泡消火は、<b>準備段階</b>では現場にて重大事故等対応要員6名で実施する。所要時間は、<b>手順着手から205分</b>以内で準備を完了することとしている。                  放水段階では、重大事故等対応要員2名にて実施する。                  1%水成膜泡消火薬剤を1,000ℓ配備し、放水開始から約5分の泡消火が可能である。</p> <p>泡消火薬剤は、放水流量（約20,000ℓ/min）の1%濃度で自動注入となる。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプⅡ）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。                  また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p style="text-align: right;">(添付資料 1.12.4, 1.12.9, 1.12.10, 1.12.11)</p>	<p>⑧ 災害対策要員は、現場で<b>可搬型大容量海水送水ポンプ車</b>を起動し、放水砲による消火を開始する。また、発電所対策部長へ報告する。</p> <p>⑨ 災害対策要員は、現場で<b>適宜</b>、<b>泡消火薬剤</b>の補給を実施する。</p> <p>⑩ 災害対策要員は、現場で<b>可搬型大容量海水送水ポンプ車</b>の運転状態を継続監視し、定格負荷運転時における給油間隔を目安に燃料の補給を実施する（燃料を補給しない場合、<b>可搬型大容量海水送水ポンプ車</b>は約<b>3.1時間</b>の運転が可能）。</p> <p>(c) 操作の成立性                  可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備による泡消火は、<b>現場</b>にて災害対策要員6名で実施する。所要時間は、<b>手順着手から335分</b>以内で準備を完了することとしている。</p> <p>放水開始から約20分（20,000ℓ/min）の泡消火を行うために、<b>泡消火薬剤</b>を4,000ℓ（1,000ℓ×4）配備している。</p> <p>泡消火薬剤は、放水流量（約20,000ℓ/min）の1%濃度で自動注入となる。</p> <p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。                  可搬型ホース等の<b>接続</b>については速やかに作業ができるように<b>可搬型大容量海水送水ポンプ車</b>の保管場所に使用工具及び可搬型ホースを配備する。                  可搬型大容量海水送水ポンプ車からの<b>可搬型ホース</b>の接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。                  また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p style="text-align: right;">(添付資料 1.12.15, 1.12.16, 1.12.17)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】                  記載表現の相違（女川審査実績の相違）</p> <p>【大飯、女川】<b>設備</b>の相違                  ・ポンプ車仕様の相違による燃費の相違</p> <p>【女川】<b>記載内容</b>の相違                  ・ホース敷設ルート及び設備構成の相違                  所要時間は島根と同等。</p> <p>【大飯】                  記載表現の相違（女川審査実績の相違）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) その他の手順項目にて考慮する手順                      大容量ポンプ（放水砲用）への燃料補給の手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」のうち1.6.2.4(1)「電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、大容量ポンプへの燃料補給」にて整備する。</p> <p>(4) 優先順位                      航空機燃料火災への消火対応は、各消火手段に対して異なる緊急安全対策要員で対応することから、準備完了したのから随時泡消火を開始する。                      化学消防自動車及び小型動力ポンプ付水槽車又は化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車及び中型放水銃あるいは送水車（消火用）及び中型放水銃は、大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲及び泡混合器による泡消火を開始するまでのアクセスルートを確認するための泡消火、要員の安全確保のための泡消火、航空機燃料の飛散による延焼拡大防止のための広範囲の泡消火を行う。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲及び泡混合器による泡消火は、航空機燃料火災を約 1,320m<sup>3</sup>/h の流量で消火する。</p> <p>初期対応における泡消火及び延焼防止処置として、消火開始までの準備時間が、送水車（消火用）及び中型放水銃より短い化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車及び中型放水銃を優先する。なお、中型放水銃が使用できない場合、化学消防自動車及び小型動力ポンプ付水槽車による泡消火及び延焼防止処置を実施する。</p> <p>使用する水源について、化学消防自動車及び小型動力ポンプ付水槽車又は化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車及び中型放水銃あるいは送水車（消火用）及び中型放水銃は、消火栓（No.2 淡水タンク）又は防火水槽のうち、準備時間が最も短く、大容量である消火栓（No.2 淡水タンク）を優先する。消火栓（No.2 淡水タンク）又は防火水槽が使用できなければ海水を使用する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲及び泡混合器による泡消火の水源は、大流量の放水であるため海水を使用する。</p>	<p>b. 重大事故等時の対応手段の選択                      航空機燃料火災への対応は、各消火手段に対して異なる要員で対応することから、準備完了したのから泡消火を開始する。                      化学消防自動車による泡消火に用いる化学消防自動車及び泡原液搬送車並びに大型化学高所放水車による泡消火に用いる大型化学高所放水車、化学消防自動車及び泡原液備蓄車は、大容量送水ポンプ（タイプⅡ）、泡消火薬剤混合装置及び放水砲による泡消火を開始するまでのアクセスルートを確認するための泡消火、要員の安全確保のための泡消火、航空機燃料の飛散による延焼拡大防止のための広範囲の泡消火を行う。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプⅡ）、放水砲及び泡消火薬剤混合装置による泡消火は、航空機燃料火災を約 1,200m<sup>3</sup>/h の流量で消火する。</p> <p>初期対応において、アクセスルートを確認するための泡消火、要員の安全確保のための泡消火、航空機燃料の飛散による延焼拡大防止のための消火活動については、大型化学高所放水車より車両の移動が容易で、機動性が高い化学消防自動車を優先する。                      建屋等高所への消火活動を行える場合、大型化学高所放水車による泡消火を行う。</p> <p>使用する水源について、化学消防自動車及び大型化学高所放水車は、耐震性防火水槽、防火水槽、ろ過水タンク又は屋外消火栓のうち、準備時間が短い耐震性防火水槽を優先する。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプⅡ）、泡消火薬剤混合装置及び放水砲による泡消火の水源は、大流量の放水であるため海水を使用する。</p>	<p>(3) 重大事故等時の対応手段の選択                      航空機燃料火災への対応は、各消火手段に対して異なる要員で対応することから、準備完了したのから泡消火を開始する。                      化学消防自動車による泡消火に用いる化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車による泡消火、可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲による泡消火又は大規模火災用消防自動車による泡消火は、可搬型大容量海水送水ポンプ車、泡混合設備及び放水砲による泡消火を開始するまでのアクセスルートを確認するための泡消火、要員の安全確保のための泡消火、航空機燃料の飛散による延焼拡大防止のための広範囲の泡消火を行う。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備による泡消火は、航空機燃料火災を約 1,200m<sup>3</sup>/h の流量で消火する。</p> <p>初期対応において、アクセスルートを確認するための泡消火、要員の安全確保のための泡消火、航空機燃料の飛散による延焼拡大防止のための消火活動については、車両の移動が容易で、機動性が高い化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車を優先する。なお、化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車による消火活動が使用できない等の場合は、可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲による消火活動又は大規模火災用消防自動車による消火活動を実施する。</p> <p>使用する水源について、化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車は、屋外消火栓、原水槽及び防火水槽のうち、いずれの水源でも同じ準備時間のため、大容量である原水槽を優先する。原水槽が使用できなければ屋外消火栓又は防火水槽を使用する。                      可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲は、代替給水ビット、原水槽又は海水のうち、準備時間が短い代替給水ビットを優先する。                      大規模火災用消防自動車は、原水槽、防火水槽又は海水のうち、準備時間が短い原水槽又は防火水槽を優先する。                      可搬型大容量海水送水ポンプ車、泡混合設備及び放水砲による泡消火の水源は、大流量の放水であるため海水を使用する。</p>	<p>【大阪】                      記載箇所の相違（女川審査実績の反映）                      ・泊は1.12.2.4にて同様の内容を整理</p> <p>【大阪】設備の相違（相違理由④）</p> <p>【大阪】設備の相違（相違理由④）</p> <p>【大阪、女川】設備の相違                      ・泊の化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車の水源は同じ準備時間のため優先して大容量の水源（原水槽）を使用する。</p> <p>【大阪】記載表現の相違                      設備の相違から、各消火手段の優先順位の記載表現に相違はあるものの、優先順位を示す内容としては相違なし</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【再掲（1.12.2.1（3）より（P1.12-35））】</p> <p>(3) その他の手順項目にて考慮する手順</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）への燃料補給の手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」のうち1.6.2.4(1)「電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、大容量ポンプへの燃料補給」にて整備する。</p>	<p>1.12.2.3 その他の手順項目について考慮する手順</p> <p>原子炉建屋からの水素の排出に関する手順は、「1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」にて整備する。</p> <p>使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時の対応手順は、「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて整備する。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプII）による海水の供給に関する手順については、「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプII）への燃料補給に関する手順については、「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p>	<p>1.12.2.4 その他の手順項目について考慮する手順</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給に関する手順については、「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給に関する手順については、「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p>	<p>【大阪】記載方針の相違（相違理由②）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大阪発電所3/4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由																																																																																										
<p>第1.12.1表 重大事故等における対応手段と整備する手順</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>想定する重大事故等発生時</th> <th>対応手段</th> <th>対応設備</th> <th>整備する手順書</th> <th>手順書の分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">炉心への放射性物質の拡散抑制</td> <td rowspan="2">大気への放射性物質の拡散抑制</td> <td>大気量送ポンプ（海水吸引）</td> <td rowspan="2">大気量送水ポンプ（タイプII） ※1 ホース延長回収車 ※1 ホース ※1 放水砲 野留堰 取水口 取水路 海水ポンプ室 燃料補給設備 ※2</td> <td rowspan="2">重大事故等対応要領書 「放水設備による大気への拡散抑制」</td> <td rowspan="2">S.A.所管<sup>1)</sup></td> </tr> <tr> <td>放水砲 燃料補給タンク<sup>2)</sup> タンクローリー<sup>3)</sup> シルトファン<sup>4)</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">炉心への放射性物質の拡散抑制</td> <td rowspan="2">大気への放射性物質の拡散抑制</td> <td>放射線監視装置</td> <td rowspan="2">大気への放射性物質の拡散抑制</td> <td rowspan="2">重大事故等対応要領書 「大気量送水ポンプによる送水」</td> <td rowspan="2">S.A.所管<sup>1)</sup></td> </tr> <tr> <td>送水車 スプレッドヘッダ 燃料ドラム格納庫 大気量送ポンプ（海水吸引） 放水砲 燃料補給タンク<sup>2)</sup> タンクローリー<sup>3)</sup> シルトファン<sup>4)</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">炉心への放射性物質の拡散抑制</td> <td rowspan="2">大気への放射性物質の拡散抑制</td> <td>放射線監視装置</td> <td rowspan="2">海洋への放射性物質の拡散抑制</td> <td rowspan="2">重大事故等対応要領書 「シルトファンによる海洋への拡散抑制」</td> <td rowspan="2">S.A.所管<sup>1)</sup></td> </tr> <tr> <td>化学排気自動車 化学動力ポンプ付水車 放射線監視装置 海水車（鉄火船）<sup>5)</sup> 中流放水艇 沿岸放水艇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">炉心への放射性物質の拡散抑制</td> <td rowspan="2">大気への放射性物質の拡散抑制</td> <td>航空機燃料：火災への対応</td> <td rowspan="2">航空機燃料：火災への対応</td> <td rowspan="2">重大事故等対応要領書 「航空機燃料火災への危険抑制」</td> <td rowspan="2">S.A.所管<sup>1)</sup></td> </tr> <tr> <td>大気量送ポンプ（海水吸引） 放水砲 燃料補給タンク<sup>2)</sup> タンクローリー<sup>3)</sup></td> </tr> </tbody> </table>			分類	想定する重大事故等発生時	対応手段	対応設備	整備する手順書	手順書の分類	炉心への放射性物質の拡散抑制	大気への放射性物質の拡散抑制	大気量送ポンプ（海水吸引）	大気量送水ポンプ（タイプII） ※1 ホース延長回収車 ※1 ホース ※1 放水砲 野留堰 取水口 取水路 海水ポンプ室 燃料補給設備 ※2	重大事故等対応要領書 「放水設備による大気への拡散抑制」	S.A.所管 <sup>1)</sup>	放水砲 燃料補給タンク <sup>2)</sup> タンクローリー <sup>3)</sup> シルトファン <sup>4)</sup>	炉心への放射性物質の拡散抑制	大気への放射性物質の拡散抑制	放射線監視装置	大気への放射性物質の拡散抑制	重大事故等対応要領書 「大気量送水ポンプによる送水」	S.A.所管 <sup>1)</sup>	送水車 スプレッドヘッダ 燃料ドラム格納庫 大気量送ポンプ（海水吸引） 放水砲 燃料補給タンク <sup>2)</sup> タンクローリー <sup>3)</sup> シルトファン <sup>4)</sup>	炉心への放射性物質の拡散抑制	大気への放射性物質の拡散抑制	放射線監視装置	海洋への放射性物質の拡散抑制	重大事故等対応要領書 「シルトファンによる海洋への拡散抑制」	S.A.所管 <sup>1)</sup>	化学排気自動車 化学動力ポンプ付水車 放射線監視装置 海水車（鉄火船） <sup>5)</sup> 中流放水艇 沿岸放水艇	炉心への放射性物質の拡散抑制	大気への放射性物質の拡散抑制	航空機燃料：火災への対応	航空機燃料：火災への対応	重大事故等対応要領書 「航空機燃料火災への危険抑制」	S.A.所管 <sup>1)</sup>	大気量送ポンプ（海水吸引） 放水砲 燃料補給タンク <sup>2)</sup> タンクローリー <sup>3)</sup>	<p>第1.12-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対応設備と整備する手順 対応手段、対応設備、手順書一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対応設備</th> <th>対応手段</th> <th>対応設備</th> <th>手順書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">炉心への放射性物質の拡散抑制</td> <td rowspan="2">炉心への放射性物質の拡散抑制</td> <td rowspan="2">大気への放射性物質の拡散抑制</td> <td rowspan="2">大気量送水ポンプ（タイプII） ※1 ホース延長回収車 ※1 ホース ※1 放水砲 野留堰 取水口 取水路 海水ポンプ室 燃料補給設備 ※2 ガンマカメラ サーモカメラ</td> <td rowspan="2">重大事故等対応要領書 「放水設備による大気への拡散抑制」  重大事故等対応要領書 「大気量送水ポンプによる送水」</td> </tr> <tr> <td>自主対策設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">炉心への放射性物質の拡散抑制</td> <td rowspan="2">炉心への放射性物質の拡散抑制</td> <td rowspan="2">海洋への放射性物質の拡散抑制</td> <td rowspan="2">シルトファン</td> <td rowspan="2">重大事故等対応要領書 「シルトファンによる海洋への拡散抑制」  重大事故等対応要領書 「放射線監視装置による海洋への拡散抑制」</td> </tr> <tr> <td>自主対策設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">炉心への放射性物質の拡散抑制</td> <td rowspan="2">炉心への放射性物質の拡散抑制</td> <td rowspan="2">航空機燃料：火災への対応</td> <td rowspan="2">航空機燃料：火災への対応</td> <td rowspan="2">重大事故等対応要領書 「航空機燃料火災への危険抑制」  重大事故等対応要領書 「化学消防自動車及び大型化学高圧放水車による危険抑制」</td> </tr> <tr> <td>自主対策設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">炉心への放射性物質の拡散抑制</td> <td rowspan="2">炉心への放射性物質の拡散抑制</td> <td rowspan="2">炉心への放射性物質の拡散抑制</td> <td rowspan="2">初期対応における拡散抑制 化学消防自動車 耐震性放水車 防炎タンク ろ過タンク 屋外消火栓 沿岸放水艇 大型化学高圧放水車 沿岸放水艇</td> <td rowspan="2">重大事故等対応要領書 「大気量送水ポンプによる送水」</td> </tr> <tr> <td>自主対策設備</td> </tr> </tbody> </table>			分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	手順書	炉心への放射性物質の拡散抑制	炉心への放射性物質の拡散抑制	大気への放射性物質の拡散抑制	大気量送水ポンプ（タイプII） ※1 ホース延長回収車 ※1 ホース ※1 放水砲 野留堰 取水口 取水路 海水ポンプ室 燃料補給設備 ※2 ガンマカメラ サーモカメラ	重大事故等対応要領書 「放水設備による大気への拡散抑制」  重大事故等対応要領書 「大気量送水ポンプによる送水」	自主対策設備	炉心への放射性物質の拡散抑制	炉心への放射性物質の拡散抑制	海洋への放射性物質の拡散抑制	シルトファン	重大事故等対応要領書 「シルトファンによる海洋への拡散抑制」  重大事故等対応要領書 「放射線監視装置による海洋への拡散抑制」	自主対策設備	炉心への放射性物質の拡散抑制	炉心への放射性物質の拡散抑制	航空機燃料：火災への対応	航空機燃料：火災への対応	重大事故等対応要領書 「航空機燃料火災への危険抑制」  重大事故等対応要領書 「化学消防自動車及び大型化学高圧放水車による危険抑制」	自主対策設備	炉心への放射性物質の拡散抑制	炉心への放射性物質の拡散抑制	炉心への放射性物質の拡散抑制	初期対応における拡散抑制 化学消防自動車 耐震性放水車 防炎タンク ろ過タンク 屋外消火栓 沿岸放水艇 大型化学高圧放水車 沿岸放水艇	重大事故等対応要領書 「大気量送水ポンプによる送水」	自主対策設備	<p>第1.12.1表 機能喪失を想定する設計基準事故対応設備と整備する手順 対応手段、対応設備、手順書一覧（1/2）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対応設備</th> <th>対応手段</th> <th>対応設備</th> <th>整備する手順書</th> <th>手順書の分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">炉心への放射性物質の拡散抑制</td> <td rowspan="2">炉心への放射性物質の拡散抑制</td> <td rowspan="2">大気への放射性物質の拡散抑制</td> <td rowspan="2">大気量送水ポンプ（タイプII） ※1 ホース延長回収車 ※1 ホース ※1 放水砲 野留堰 取水口 取水路 海水ポンプ室 燃料補給設備 ※2</td> <td rowspan="2">重大事故等対応要領書 「放水設備による大気への拡散抑制」  重大事故等対応要領書 「大気量送水ポンプによる送水」</td> <td rowspan="2">S.A.所管<sup>1)</sup></td> </tr> <tr> <td>自主対策設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">炉心への放射性物質の拡散抑制</td> <td rowspan="2">炉心への放射性物質の拡散抑制</td> <td rowspan="2">海洋への放射性物質の拡散抑制</td> <td rowspan="2">シルトファン</td> <td rowspan="2">重大事故等対応要領書 「シルトファンによる海洋への拡散抑制」  重大事故等対応要領書 「放射線監視装置による海洋への拡散抑制」</td> <td rowspan="2">S.A.所管<sup>1)</sup></td> </tr> <tr> <td>自主対策設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">炉心への放射性物質の拡散抑制</td> <td rowspan="2">炉心への放射性物質の拡散抑制</td> <td rowspan="2">航空機燃料：火災への対応</td> <td rowspan="2">航空機燃料：火災への対応</td> <td rowspan="2">重大事故等対応要領書 「航空機燃料火災への危険抑制」  重大事故等対応要領書 「化学消防自動車及び大型化学高圧放水車による危険抑制」</td> <td rowspan="2">S.A.所管<sup>1)</sup></td> </tr> <tr> <td>自主対策設備</td> </tr> </tbody> </table>			分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	整備する手順書	手順書の分類	炉心への放射性物質の拡散抑制	炉心への放射性物質の拡散抑制	大気への放射性物質の拡散抑制	大気量送水ポンプ（タイプII） ※1 ホース延長回収車 ※1 ホース ※1 放水砲 野留堰 取水口 取水路 海水ポンプ室 燃料補給設備 ※2	重大事故等対応要領書 「放水設備による大気への拡散抑制」  重大事故等対応要領書 「大気量送水ポンプによる送水」	S.A.所管 <sup>1)</sup>	自主対策設備	炉心への放射性物質の拡散抑制	炉心への放射性物質の拡散抑制	海洋への放射性物質の拡散抑制	シルトファン	重大事故等対応要領書 「シルトファンによる海洋への拡散抑制」  重大事故等対応要領書 「放射線監視装置による海洋への拡散抑制」	S.A.所管 <sup>1)</sup>	自主対策設備	炉心への放射性物質の拡散抑制	炉心への放射性物質の拡散抑制	航空機燃料：火災への対応	航空機燃料：火災への対応	重大事故等対応要領書 「航空機燃料火災への危険抑制」  重大事故等対応要領書 「化学消防自動車及び大型化学高圧放水車による危険抑制」	S.A.所管 <sup>1)</sup>	自主対策設備	<p>【大阪】 設備の相違（相違理由⑦）</p> <p>【大阪】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊は流路に使用する設備を記載</p>
分類	想定する重大事故等発生時	対応手段	対応設備	整備する手順書	手順書の分類																																																																																														
炉心への放射性物質の拡散抑制	大気への放射性物質の拡散抑制	大気量送ポンプ（海水吸引）	大気量送水ポンプ（タイプII） ※1 ホース延長回収車 ※1 ホース ※1 放水砲 野留堰 取水口 取水路 海水ポンプ室 燃料補給設備 ※2	重大事故等対応要領書 「放水設備による大気への拡散抑制」	S.A.所管 <sup>1)</sup>																																																																																														
		放水砲 燃料補給タンク <sup>2)</sup> タンクローリー <sup>3)</sup> シルトファン <sup>4)</sup>																																																																																																	
炉心への放射性物質の拡散抑制	大気への放射性物質の拡散抑制	放射線監視装置	大気への放射性物質の拡散抑制	重大事故等対応要領書 「大気量送水ポンプによる送水」	S.A.所管 <sup>1)</sup>																																																																																														
		送水車 スプレッドヘッダ 燃料ドラム格納庫 大気量送ポンプ（海水吸引） 放水砲 燃料補給タンク <sup>2)</sup> タンクローリー <sup>3)</sup> シルトファン <sup>4)</sup>																																																																																																	
炉心への放射性物質の拡散抑制	大気への放射性物質の拡散抑制	放射線監視装置	海洋への放射性物質の拡散抑制	重大事故等対応要領書 「シルトファンによる海洋への拡散抑制」	S.A.所管 <sup>1)</sup>																																																																																														
		化学排気自動車 化学動力ポンプ付水車 放射線監視装置 海水車（鉄火船） <sup>5)</sup> 中流放水艇 沿岸放水艇																																																																																																	
炉心への放射性物質の拡散抑制	大気への放射性物質の拡散抑制	航空機燃料：火災への対応	航空機燃料：火災への対応	重大事故等対応要領書 「航空機燃料火災への危険抑制」	S.A.所管 <sup>1)</sup>																																																																																														
		大気量送ポンプ（海水吸引） 放水砲 燃料補給タンク <sup>2)</sup> タンクローリー <sup>3)</sup>																																																																																																	
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	手順書																																																																																															
炉心への放射性物質の拡散抑制	炉心への放射性物質の拡散抑制	大気への放射性物質の拡散抑制	大気量送水ポンプ（タイプII） ※1 ホース延長回収車 ※1 ホース ※1 放水砲 野留堰 取水口 取水路 海水ポンプ室 燃料補給設備 ※2 ガンマカメラ サーモカメラ	重大事故等対応要領書 「放水設備による大気への拡散抑制」  重大事故等対応要領書 「大気量送水ポンプによる送水」																																																																																															
					自主対策設備																																																																																														
炉心への放射性物質の拡散抑制	炉心への放射性物質の拡散抑制	海洋への放射性物質の拡散抑制	シルトファン	重大事故等対応要領書 「シルトファンによる海洋への拡散抑制」  重大事故等対応要領書 「放射線監視装置による海洋への拡散抑制」																																																																																															
					自主対策設備																																																																																														
炉心への放射性物質の拡散抑制	炉心への放射性物質の拡散抑制	航空機燃料：火災への対応	航空機燃料：火災への対応	重大事故等対応要領書 「航空機燃料火災への危険抑制」  重大事故等対応要領書 「化学消防自動車及び大型化学高圧放水車による危険抑制」																																																																																															
					自主対策設備																																																																																														
炉心への放射性物質の拡散抑制	炉心への放射性物質の拡散抑制	炉心への放射性物質の拡散抑制	初期対応における拡散抑制 化学消防自動車 耐震性放水車 防炎タンク ろ過タンク 屋外消火栓 沿岸放水艇 大型化学高圧放水車 沿岸放水艇	重大事故等対応要領書 「大気量送水ポンプによる送水」																																																																																															
					自主対策設備																																																																																														
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	整備する手順書	手順書の分類																																																																																														
炉心への放射性物質の拡散抑制	炉心への放射性物質の拡散抑制	大気への放射性物質の拡散抑制	大気量送水ポンプ（タイプII） ※1 ホース延長回収車 ※1 ホース ※1 放水砲 野留堰 取水口 取水路 海水ポンプ室 燃料補給設備 ※2	重大事故等対応要領書 「放水設備による大気への拡散抑制」  重大事故等対応要領書 「大気量送水ポンプによる送水」	S.A.所管 <sup>1)</sup>																																																																																														
						自主対策設備																																																																																													
炉心への放射性物質の拡散抑制	炉心への放射性物質の拡散抑制	海洋への放射性物質の拡散抑制	シルトファン	重大事故等対応要領書 「シルトファンによる海洋への拡散抑制」  重大事故等対応要領書 「放射線監視装置による海洋への拡散抑制」	S.A.所管 <sup>1)</sup>																																																																																														
						自主対策設備																																																																																													
炉心への放射性物質の拡散抑制	炉心への放射性物質の拡散抑制	航空機燃料：火災への対応	航空機燃料：火災への対応	重大事故等対応要領書 「航空機燃料火災への危険抑制」  重大事故等対応要領書 「化学消防自動車及び大型化学高圧放水車による危険抑制」	S.A.所管 <sup>1)</sup>																																																																																														
						自主対策設備																																																																																													

※1：「大気量送水ポンプ（海水吸引）」は、炉心への放射性物質の拡散抑制のための設備として整備する。  
 ※2：大気量送水ポンプ（放水砲）は、炉心への放射性物質の拡散抑制のために整備する。  
 ※3：放水砲は、炉心への放射性物質の拡散抑制のために整備する。  
 ※4：海水車（鉄火船）は、沿岸放水艇の代替として整備するものである。  
 ※5：大型化学高圧放水車は、沿岸放水艇の代替として整備するものである。

※1：手順は「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。  
 ※2：手順は「1.14 電線の確保に関する手順等」にて整備する。

※1：「大気量送水ポンプ（海水吸引）」は、炉心への放射性物質の拡散抑制のための設備として整備する。  
 ※2：「放水砲」は、炉心への放射性物質の拡散抑制のために整備する。  
 ※3：「海水車（鉄火船）」は、沿岸放水艇の代替として整備するものである。  
 ※4：「大型化学高圧放水車」は、沿岸放水艇の代替として整備するものである。  
 ※5：「大型化学高圧放水車」は、沿岸放水艇の代替として整備するものである。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																						
<p style="text-align: center;">【比較のため、第1.12.1表を再掲】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射能汚染に起因する放射性物質の拡散抑制</td> <td>化学消防自動車</td> <td>化学消防自動車</td> <td>化学消防自動車</td> <td rowspan="2">初期対応における燃焼火災への対応</td> <td>初期対応における燃焼火災への対応</td> <td rowspan="2">自主対策設備</td> <td>重大事故等対応要領書「化学消防自動車及び大型化学高所放水車による消防火」</td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ付水罐車</td> <td>細雷性即水水槽</td> <td>消防水タンク</td> <td>初期対応における燃焼火災への対応</td> <td>自主対策設備</td> <td>重大事故等対応要領書「航空機燃料火災への消防火」</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">航空機燃料火災への応急消火</td> <td>消防水（鉄丸用）※</td> <td>消防水タンク</td> <td>消防水タンク</td> <td rowspan="2">航空機燃料火災への応急消火</td> <td>航空機燃料火災への応急消火</td> <td rowspan="2">自主対策設備</td> <td>重大事故等対応要領書「航空機燃料火災への消防火」</td> </tr> <tr> <td>中型放水車</td> <td>消防水タンク</td> <td>消防水タンク</td> <td>航空機燃料火災への応急消火</td> <td>自主対策設備</td> <td>重大事故等対応要領書「航空機燃料火災への消防火」</td> </tr> </table> <p>※1：大飯発電所、重大事故等発生時に118原子力発電所の消防隊の協力を得るための措置に用いる措置          ※2：大容量ポンプ（取水ポンプ）の燃料供給に使用する。本項は「118原子力発電所消防隊の協力を得るための措置等」にて整備する。          ※3：消防水（鉄丸用）は、消防隊の応急消火に用いる。本項は「118原子力発電所消防隊の協力を得るための措置等」にて整備する。          ※4：本表（再掲）は、消防隊の応急消火に用いる。本項は「118原子力発電所消防隊の協力を得るための措置等」にて整備する。          ※5：重大事故対策において用いる設備の分類          a：当該各文に適合する重大事故等対応設備 b：3号機に適合する重大事故等対応設備 c：自主対策として整備する重大事故等対応設備</p>									放射能汚染に起因する放射性物質の拡散抑制	化学消防自動車	化学消防自動車	化学消防自動車	初期対応における燃焼火災への対応	初期対応における燃焼火災への対応	自主対策設備	重大事故等対応要領書「化学消防自動車及び大型化学高所放水車による消防火」	小型動力ポンプ付水罐車	細雷性即水水槽	消防水タンク	初期対応における燃焼火災への対応	自主対策設備	重大事故等対応要領書「航空機燃料火災への消防火」	航空機燃料火災への応急消火	消防水（鉄丸用）※	消防水タンク	消防水タンク	航空機燃料火災への応急消火	航空機燃料火災への応急消火	自主対策設備	重大事故等対応要領書「航空機燃料火災への消防火」	中型放水車	消防水タンク	消防水タンク	航空機燃料火災への応急消火	自主対策設備	重大事故等対応要領書「航空機燃料火災への消防火」	<p style="text-align: center;">【比較のため、第1.12-1表を再掲】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">航空機燃料火災</td> <td>初期対応における燃焼火災への対応</td> <td>初期対応における燃焼火災への対応</td> <td>初期対応における燃焼火災への対応</td> <td rowspan="2">航空機燃料火災</td> <td>航空機燃料火災への対応</td> <td rowspan="2">自主対策設備</td> <td>重大事故等対応要領書「航空機燃料火災への消防火」</td> </tr> <tr> <td>初期対応における燃焼火災への対応</td> <td>初期対応における燃焼火災への対応</td> <td>初期対応における燃焼火災への対応</td> <td>航空機燃料火災への対応</td> <td>自主対策設備</td> <td>重大事故等対応要領書「航空機燃料火災への消防火」</td> </tr> </table> <p>※1：手順は「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。          ※2：手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p>									航空機燃料火災	初期対応における燃焼火災への対応	初期対応における燃焼火災への対応	初期対応における燃焼火災への対応	航空機燃料火災	航空機燃料火災への対応	自主対策設備	重大事故等対応要領書「航空機燃料火災への消防火」	初期対応における燃焼火災への対応	初期対応における燃焼火災への対応	初期対応における燃焼火災への対応	航空機燃料火災への対応	自主対策設備	重大事故等対応要領書「航空機燃料火災への消防火」	<p style="text-align: center;">【比較のため、第1.12-1表を再掲】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">航空機燃料火災</td> <td>初期対応における燃焼火災への対応</td> <td>初期対応における燃焼火災への対応</td> <td>初期対応における燃焼火災への対応</td> <td rowspan="2">航空機燃料火災</td> <td>航空機燃料火災への対応</td> <td rowspan="2">自主対策設備</td> <td>重大事故等対応要領書「航空機燃料火災への消防火」</td> </tr> <tr> <td>初期対応における燃焼火災への対応</td> <td>初期対応における燃焼火災への対応</td> <td>初期対応における燃焼火災への対応</td> <td>航空機燃料火災への対応</td> <td>自主対策設備</td> <td>重大事故等対応要領書「航空機燃料火災への消防火」</td> </tr> </table> <p>※1：手順は「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。          ※2：手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p>									航空機燃料火災	初期対応における燃焼火災への対応	初期対応における燃焼火災への対応	初期対応における燃焼火災への対応	航空機燃料火災	航空機燃料火災への対応	自主対策設備	重大事故等対応要領書「航空機燃料火災への消防火」	初期対応における燃焼火災への対応	初期対応における燃焼火災への対応	初期対応における燃焼火災への対応	航空機燃料火災への対応	自主対策設備	重大事故等対応要領書「航空機燃料火災への消防火」	<p style="text-align: center;">【比較のため、第1.12-1表を再掲】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">航空機燃料火災</td> <td>初期対応における燃焼火災への対応</td> <td>初期対応における燃焼火災への対応</td> <td>初期対応における燃焼火災への対応</td> <td rowspan="2">航空機燃料火災</td> <td>航空機燃料火災への対応</td> <td rowspan="2">自主対策設備</td> <td>重大事故等対応要領書「航空機燃料火災への消防火」</td> </tr> <tr> <td>初期対応における燃焼火災への対応</td> <td>初期対応における燃焼火災への対応</td> <td>初期対応における燃焼火災への対応</td> <td>航空機燃料火災への対応</td> <td>自主対策設備</td> <td>重大事故等対応要領書「航空機燃料火災への消防火」</td> </tr> </table> <p>※1：手順は「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。          ※2：手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p>									航空機燃料火災	初期対応における燃焼火災への対応	初期対応における燃焼火災への対応	初期対応における燃焼火災への対応	航空機燃料火災	航空機燃料火災への対応	自主対策設備	重大事故等対応要領書「航空機燃料火災への消防火」	初期対応における燃焼火災への対応	初期対応における燃焼火災への対応	初期対応における燃焼火災への対応	航空機燃料火災への対応	自主対策設備	重大事故等対応要領書「航空機燃料火災への消防火」
放射能汚染に起因する放射性物質の拡散抑制	化学消防自動車	化学消防自動車	化学消防自動車	初期対応における燃焼火災への対応	初期対応における燃焼火災への対応	自主対策設備	重大事故等対応要領書「化学消防自動車及び大型化学高所放水車による消防火」																																																																																																		
	小型動力ポンプ付水罐車	細雷性即水水槽	消防水タンク		初期対応における燃焼火災への対応		自主対策設備	重大事故等対応要領書「航空機燃料火災への消防火」																																																																																																	
航空機燃料火災への応急消火	消防水（鉄丸用）※	消防水タンク	消防水タンク	航空機燃料火災への応急消火	航空機燃料火災への応急消火	自主対策設備	重大事故等対応要領書「航空機燃料火災への消防火」																																																																																																		
	中型放水車	消防水タンク	消防水タンク		航空機燃料火災への応急消火		自主対策設備	重大事故等対応要領書「航空機燃料火災への消防火」																																																																																																	
航空機燃料火災	初期対応における燃焼火災への対応	初期対応における燃焼火災への対応	初期対応における燃焼火災への対応	航空機燃料火災	航空機燃料火災への対応	自主対策設備	重大事故等対応要領書「航空機燃料火災への消防火」																																																																																																		
	初期対応における燃焼火災への対応	初期対応における燃焼火災への対応	初期対応における燃焼火災への対応		航空機燃料火災への対応		自主対策設備	重大事故等対応要領書「航空機燃料火災への消防火」																																																																																																	
航空機燃料火災	初期対応における燃焼火災への対応	初期対応における燃焼火災への対応	初期対応における燃焼火災への対応	航空機燃料火災	航空機燃料火災への対応	自主対策設備	重大事故等対応要領書「航空機燃料火災への消防火」																																																																																																		
	初期対応における燃焼火災への対応	初期対応における燃焼火災への対応	初期対応における燃焼火災への対応		航空機燃料火災への対応		自主対策設備	重大事故等対応要領書「航空機燃料火災への消防火」																																																																																																	
航空機燃料火災	初期対応における燃焼火災への対応	初期対応における燃焼火災への対応	初期対応における燃焼火災への対応	航空機燃料火災	航空機燃料火災への対応	自主対策設備	重大事故等対応要領書「航空機燃料火災への消防火」																																																																																																		
	初期対応における燃焼火災への対応	初期対応における燃焼火災への対応	初期対応における燃焼火災への対応		航空機燃料火災への対応		自主対策設備	重大事故等対応要領書「航空機燃料火災への消防火」																																																																																																	
		対応手段、対処設備、手順書一覧（2/2）																																																																																																							
分類	機能喪失を想定する設計基準時発生状況	対応手段	対処設備	対策分類	整備する手順書	手帳簿の分類																																																																																																			
運用時		初期対応	化学消防自動車（ポンプ付） 小型動力ポンプ付水罐車 消防水タンク	初期対応	化学消防自動車 消防水タンク	初期対応	重大事故等対応要領書「化学消防自動車及び大型化学高所放水車による消防火」																																																																																																		
運用時		航空機燃料火災発生時	消防水（鉄丸用）※ 中型放水車 消防水タンク	航空機燃料火災発生時	消防水（鉄丸用）※ 中型放水車 消防水タンク	航空機燃料火災発生時	重大事故等対応要領書「航空機燃料火災への消防火」																																																																																																		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																							
<p>第1.12.2表 重大事故等対処に係る監視計器</p> <p>1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 監視計器一覧(1/4)</p> <table border="1" data-bbox="147 547 654 1109"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.12.2.1 炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアンユラス部の破損の手順等 (1)大気への拡散抑制</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">a.大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制</td> <td>判断基準 原子炉圧力容器内の温度 原子炉格納容器内の放射線量率 原子炉格納容器内の注水量</td> <td>・炉心出口温度計 ・格納容器内高レンジエアモニタ（高レンジ） ・格納容器スプレイド量計 ・格納容器スプレイド積算計</td> </tr> <tr> <td>操作 原子炉格納容器内の圧力 周辺環境の放射線量率</td> <td>・格納容器圧力計（広域） ・AM用格納容器圧力計 ・モニタリングポスト ・モニタ車</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(2)海洋への拡散抑制</td> </tr> <tr> <td>a.シールドフェンスによる海洋への拡散抑制</td> <td>判断基準 「1.12.2.1(1) a. 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制」と同様</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>b.放射性物質吸着剤による放射性物質の吸着</td> <td>判断基準 —</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.12.2.1 炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアンユラス部の破損の手順等 (1)大気への拡散抑制			a.大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制	判断基準 原子炉圧力容器内の温度 原子炉格納容器内の放射線量率 原子炉格納容器内の注水量	・炉心出口温度計 ・格納容器内高レンジエアモニタ（高レンジ） ・格納容器スプレイド量計 ・格納容器スプレイド積算計	操作 原子炉格納容器内の圧力 周辺環境の放射線量率	・格納容器圧力計（広域） ・AM用格納容器圧力計 ・モニタリングポスト ・モニタ車	(2)海洋への拡散抑制			a.シールドフェンスによる海洋への拡散抑制	判断基準 「1.12.2.1(1) a. 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制」と同様	—	b.放射性物質吸着剤による放射性物質の吸着	判断基準 —	—	<p>第1.12-2表 重大事故等対処に係る監視計器</p> <p>監視計器一覧 (1/4)</p> <table border="1" data-bbox="786 212 1292 930"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.12.2 重大事故等時の手順 1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の手順 (1) 大気への放射性物質の拡散抑制 a. 放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">判断基準</td> <td>原子炉圧力容器内の温度</td> <td>原子炉圧力容器温度</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器内の圧力</td> <td>原子炉圧力 原子炉圧力 (SA) 原子炉本位 (広域域) 原子炉本位 (燃料域) 原子炉本位 (SA広域域) 原子炉本位 (SA燃料域)</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器内の水位</td> <td>高圧代用注水ポンプ出口流量 原子炉格納容器冷却ポンプ出口流量 高圧代用スプレイドポンプ出口流量 残留熱除去系冷却ライン流量 直連型熱交換器注水ポンプ出口流量 代替格納容器ポンプ出口流量 低圧代用スプレイドポンプ出口流量 残留熱除去系ポンプ出口流量</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器への注水量</td> <td>直連型熱交換器注水ポンプ出口流量 代替格納容器ポンプ出口流量 低圧代用スプレイドポンプ出口流量 残留熱除去系ポンプ出口流量</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の圧力</td> <td>ドライウェル圧力 圧力調整室圧力</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プールの監視</td> <td>使用済燃料プール水位（ヒートサーモ式） 使用済燃料プール水位（ダイドハルス式） 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量） 使用済燃料プール監視カメラ</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の放射線量率</td> <td>格納容器内空間気放射線モニタ (D/W) 格納容器内空間気放射線モニタ (S/C)</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器内の圧力</td> <td>原子炉圧力 原子炉本位 (SA) 原子炉本位 (広域域) 原子炉本位 (燃料域) 原子炉本位 (SA広域域)</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器への注水量</td> <td>原子炉格納容器下部注水流量 原子炉格納容器代替スプレイド流量 圧力調整室水位</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の水位</td> <td>原子炉格納容器下部注水量 ドライウェル水位</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">操作</td> <td>原子炉格納容器内の圧力</td> <td>原子炉格納容器内圧力計</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の放射線量率</td> <td>格納容器内空間気放射線モニタ (D/W) 格納容器内空間気放射線モニタ (S/C)</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プールの監視</td> <td>使用済燃料プール監視カメラ モニタリングポスト 可搬型代替モニタリング設備 可搬型モニタリング設備</td> </tr> <tr> <td>放射線量の測定</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>監視計器一覧 (2/4)</p> <table border="1" data-bbox="786 975 1292 1433"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.12.2 重大事故等時の手順 1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の手順 (1) 大気への放射性物質の拡散抑制 b. ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所の絞り込み</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">判断基準</td> <td>原子炉圧力容器内の温度</td> <td>原子炉圧力容器温度</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器内の圧力</td> <td>原子炉圧力 原子炉圧力 (SA) 原子炉本位 (広域域) 原子炉本位 (燃料域) 原子炉本位 (SA広域域) 原子炉本位 (SA燃料域)</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器への注水量</td> <td>高圧代用注水ポンプ出口流量 原子炉格納容器冷却ポンプ出口流量 高圧代用スプレイドポンプ出口流量 残留熱除去系冷却ライン流量 直連型熱交換器注水ポンプ出口流量 代替格納容器ポンプ出口流量 低圧代用スプレイドポンプ出口流量 残留熱除去系ポンプ出口流量</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の圧力</td> <td>ドライウェル圧力 圧力調整室圧力</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プールの監視</td> <td>使用済燃料プール水位（ヒートサーモ式） 使用済燃料プール水位（ダイドハルス式） 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量） 使用済燃料プール監視カメラ</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の放射線量率</td> <td>格納容器内空間気放射線モニタ (D/W) 格納容器内空間気放射線モニタ (S/C)</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.12.2 重大事故等時の手順 1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の手順 (1) 大気への放射性物質の拡散抑制 a. 放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制			判断基準	原子炉圧力容器内の温度	原子炉圧力容器温度	原子炉圧力容器内の圧力	原子炉圧力 原子炉圧力 (SA) 原子炉本位 (広域域) 原子炉本位 (燃料域) 原子炉本位 (SA広域域) 原子炉本位 (SA燃料域)	原子炉圧力容器内の水位	高圧代用注水ポンプ出口流量 原子炉格納容器冷却ポンプ出口流量 高圧代用スプレイドポンプ出口流量 残留熱除去系冷却ライン流量 直連型熱交換器注水ポンプ出口流量 代替格納容器ポンプ出口流量 低圧代用スプレイドポンプ出口流量 残留熱除去系ポンプ出口流量	原子炉格納容器への注水量	直連型熱交換器注水ポンプ出口流量 代替格納容器ポンプ出口流量 低圧代用スプレイドポンプ出口流量 残留熱除去系ポンプ出口流量	原子炉格納容器内の圧力	ドライウェル圧力 圧力調整室圧力	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位（ヒートサーモ式） 使用済燃料プール水位（ダイドハルス式） 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量） 使用済燃料プール監視カメラ	原子炉格納容器内の放射線量率	格納容器内空間気放射線モニタ (D/W) 格納容器内空間気放射線モニタ (S/C)	原子炉圧力容器内の圧力	原子炉圧力 原子炉本位 (SA) 原子炉本位 (広域域) 原子炉本位 (燃料域) 原子炉本位 (SA広域域)	原子炉格納容器への注水量	原子炉格納容器下部注水流量 原子炉格納容器代替スプレイド流量 圧力調整室水位	原子炉格納容器内の水位	原子炉格納容器下部注水量 ドライウェル水位	操作	原子炉格納容器内の圧力	原子炉格納容器内圧力計	原子炉格納容器内の放射線量率	格納容器内空間気放射線モニタ (D/W) 格納容器内空間気放射線モニタ (S/C)	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール監視カメラ モニタリングポスト 可搬型代替モニタリング設備 可搬型モニタリング設備	放射線量の測定	—	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.12.2 重大事故等時の手順 1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の手順 (1) 大気への放射性物質の拡散抑制 b. ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所の絞り込み			判断基準	原子炉圧力容器内の温度	原子炉圧力容器温度	原子炉圧力容器内の圧力	原子炉圧力 原子炉圧力 (SA) 原子炉本位 (広域域) 原子炉本位 (燃料域) 原子炉本位 (SA広域域) 原子炉本位 (SA燃料域)	原子炉格納容器への注水量	高圧代用注水ポンプ出口流量 原子炉格納容器冷却ポンプ出口流量 高圧代用スプレイドポンプ出口流量 残留熱除去系冷却ライン流量 直連型熱交換器注水ポンプ出口流量 代替格納容器ポンプ出口流量 低圧代用スプレイドポンプ出口流量 残留熱除去系ポンプ出口流量	原子炉格納容器内の圧力	ドライウェル圧力 圧力調整室圧力	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位（ヒートサーモ式） 使用済燃料プール水位（ダイドハルス式） 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量） 使用済燃料プール監視カメラ	原子炉格納容器内の放射線量率	格納容器内空間気放射線モニタ (D/W) 格納容器内空間気放射線モニタ (S/C)	操作	—	<p>第1.12.2表 重大事故等対処に係る監視計器</p> <p>監視計器一覧 (1/6)</p> <table border="1" data-bbox="1391 448 1933 1189"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.12.2.1 炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアンユラス部の破損時の手順 (1) 大気への放射性物質の拡散抑制</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">判断基準</td> <td>原子炉圧力容器内の温度</td> <td>・炉心出口温度</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の放射線量率</td> <td>・格納容器内高レンジエアモニタ（高レンジ） ・格納容器スプレイド流量</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の注水量</td> <td>・第一格納容器スプレイド冷却器出口積算流量 (AMH) ・代替格納容器スプレイドポンプ出口積算流量</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の圧力</td> <td>・原子炉格納容器圧力 ・格納容器圧力 (AMH)</td> </tr> <tr> <td>周辺環境の放射線量率</td> <td>・モニタリングポスト ・モニタリングステーション</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">判断基準</td> <td>原子炉圧力容器内の温度</td> <td>・炉心出口温度</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の放射線量率</td> <td>・格納容器内高レンジエアモニタ（高レンジ） ・格納容器スプレイド流量</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">操作</td> <td>原子炉格納容器内の注水量</td> <td>・第一格納容器スプレイド冷却器出口積算流量 (AMH) ・代替格納容器スプレイドポンプ出口積算流量</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(2) 海洋への放射性物質の拡散抑制 a. 海洋への拡散抑制設備（シールドフェンス）による海洋への放射性物質の拡散抑制</td> </tr> <tr> <td>a. 海水側シールドフェンスによる海洋への放射性物質の拡散抑制</td> <td>判断基準 「1.12.2.1(1) a. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制」と同様。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>b. 吸着剤シールドフェンスによる海洋への放射性物質の拡散抑制</td> <td>判断基準 「1.12.2.1(1) a. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制」と同様。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(3) 海洋への放射性物質の拡散抑制</td> </tr> <tr> <td>b. 海洋への拡散抑制設備（放射性物質吸着剤）による海洋への放射性物質の拡散抑制</td> <td>判断基準 「1.12.2.1(1) a. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制」と同様。</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.12.2.1 炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアンユラス部の破損時の手順 (1) 大気への放射性物質の拡散抑制			判断基準	原子炉圧力容器内の温度	・炉心出口温度	原子炉格納容器内の放射線量率	・格納容器内高レンジエアモニタ（高レンジ） ・格納容器スプレイド流量	原子炉格納容器内の注水量	・第一格納容器スプレイド冷却器出口積算流量 (AMH) ・代替格納容器スプレイドポンプ出口積算流量	原子炉格納容器内の圧力	・原子炉格納容器圧力 ・格納容器圧力 (AMH)	周辺環境の放射線量率	・モニタリングポスト ・モニタリングステーション	判断基準	原子炉圧力容器内の温度	・炉心出口温度	原子炉格納容器内の放射線量率	・格納容器内高レンジエアモニタ（高レンジ） ・格納容器スプレイド流量	操作	原子炉格納容器内の注水量	・第一格納容器スプレイド冷却器出口積算流量 (AMH) ・代替格納容器スプレイドポンプ出口積算流量	—	—	(2) 海洋への放射性物質の拡散抑制 a. 海洋への拡散抑制設備（シールドフェンス）による海洋への放射性物質の拡散抑制			a. 海水側シールドフェンスによる海洋への放射性物質の拡散抑制	判断基準 「1.12.2.1(1) a. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制」と同様。	—	b. 吸着剤シールドフェンスによる海洋への放射性物質の拡散抑制	判断基準 「1.12.2.1(1) a. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制」と同様。	—	(3) 海洋への放射性物質の拡散抑制			b. 海洋への拡散抑制設備（放射性物質吸着剤）による海洋への放射性物質の拡散抑制	判断基準 「1.12.2.1(1) a. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制」と同様。	—	<p>【大飯】 設備の相違（相違理由⑦）</p>
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																																																																																								
1.12.2.1 炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアンユラス部の破損の手順等 (1)大気への拡散抑制																																																																																																																										
a.大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制	判断基準 原子炉圧力容器内の温度 原子炉格納容器内の放射線量率 原子炉格納容器内の注水量	・炉心出口温度計 ・格納容器内高レンジエアモニタ（高レンジ） ・格納容器スプレイド量計 ・格納容器スプレイド積算計																																																																																																																								
	操作 原子炉格納容器内の圧力 周辺環境の放射線量率	・格納容器圧力計（広域） ・AM用格納容器圧力計 ・モニタリングポスト ・モニタ車																																																																																																																								
(2)海洋への拡散抑制																																																																																																																										
a.シールドフェンスによる海洋への拡散抑制	判断基準 「1.12.2.1(1) a. 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制」と同様	—																																																																																																																								
b.放射性物質吸着剤による放射性物質の吸着	判断基準 —	—																																																																																																																								
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																																																																																								
1.12.2 重大事故等時の手順 1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の手順 (1) 大気への放射性物質の拡散抑制 a. 放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制																																																																																																																										
判断基準	原子炉圧力容器内の温度	原子炉圧力容器温度																																																																																																																								
	原子炉圧力容器内の圧力	原子炉圧力 原子炉圧力 (SA) 原子炉本位 (広域域) 原子炉本位 (燃料域) 原子炉本位 (SA広域域) 原子炉本位 (SA燃料域)																																																																																																																								
	原子炉圧力容器内の水位	高圧代用注水ポンプ出口流量 原子炉格納容器冷却ポンプ出口流量 高圧代用スプレイドポンプ出口流量 残留熱除去系冷却ライン流量 直連型熱交換器注水ポンプ出口流量 代替格納容器ポンプ出口流量 低圧代用スプレイドポンプ出口流量 残留熱除去系ポンプ出口流量																																																																																																																								
	原子炉格納容器への注水量	直連型熱交換器注水ポンプ出口流量 代替格納容器ポンプ出口流量 低圧代用スプレイドポンプ出口流量 残留熱除去系ポンプ出口流量																																																																																																																								
	原子炉格納容器内の圧力	ドライウェル圧力 圧力調整室圧力																																																																																																																								
	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位（ヒートサーモ式） 使用済燃料プール水位（ダイドハルス式） 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量） 使用済燃料プール監視カメラ																																																																																																																								
	原子炉格納容器内の放射線量率	格納容器内空間気放射線モニタ (D/W) 格納容器内空間気放射線モニタ (S/C)																																																																																																																								
	原子炉圧力容器内の圧力	原子炉圧力 原子炉本位 (SA) 原子炉本位 (広域域) 原子炉本位 (燃料域) 原子炉本位 (SA広域域)																																																																																																																								
	原子炉格納容器への注水量	原子炉格納容器下部注水流量 原子炉格納容器代替スプレイド流量 圧力調整室水位																																																																																																																								
	原子炉格納容器内の水位	原子炉格納容器下部注水量 ドライウェル水位																																																																																																																								
操作	原子炉格納容器内の圧力	原子炉格納容器内圧力計																																																																																																																								
	原子炉格納容器内の放射線量率	格納容器内空間気放射線モニタ (D/W) 格納容器内空間気放射線モニタ (S/C)																																																																																																																								
	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール監視カメラ モニタリングポスト 可搬型代替モニタリング設備 可搬型モニタリング設備																																																																																																																								
	放射線量の測定	—																																																																																																																								
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																																																																																								
1.12.2 重大事故等時の手順 1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の手順 (1) 大気への放射性物質の拡散抑制 b. ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所の絞り込み																																																																																																																										
判断基準	原子炉圧力容器内の温度	原子炉圧力容器温度																																																																																																																								
	原子炉圧力容器内の圧力	原子炉圧力 原子炉圧力 (SA) 原子炉本位 (広域域) 原子炉本位 (燃料域) 原子炉本位 (SA広域域) 原子炉本位 (SA燃料域)																																																																																																																								
	原子炉格納容器への注水量	高圧代用注水ポンプ出口流量 原子炉格納容器冷却ポンプ出口流量 高圧代用スプレイドポンプ出口流量 残留熱除去系冷却ライン流量 直連型熱交換器注水ポンプ出口流量 代替格納容器ポンプ出口流量 低圧代用スプレイドポンプ出口流量 残留熱除去系ポンプ出口流量																																																																																																																								
	原子炉格納容器内の圧力	ドライウェル圧力 圧力調整室圧力																																																																																																																								
	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位（ヒートサーモ式） 使用済燃料プール水位（ダイドハルス式） 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量） 使用済燃料プール監視カメラ																																																																																																																								
	原子炉格納容器内の放射線量率	格納容器内空間気放射線モニタ (D/W) 格納容器内空間気放射線モニタ (S/C)																																																																																																																								
	操作	—																																																																																																																								
	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																																																																																							
	1.12.2.1 炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアンユラス部の破損時の手順 (1) 大気への放射性物質の拡散抑制																																																																																																																									
	判断基準	原子炉圧力容器内の温度	・炉心出口温度																																																																																																																							
原子炉格納容器内の放射線量率		・格納容器内高レンジエアモニタ（高レンジ） ・格納容器スプレイド流量																																																																																																																								
原子炉格納容器内の注水量		・第一格納容器スプレイド冷却器出口積算流量 (AMH) ・代替格納容器スプレイドポンプ出口積算流量																																																																																																																								
原子炉格納容器内の圧力		・原子炉格納容器圧力 ・格納容器圧力 (AMH)																																																																																																																								
周辺環境の放射線量率		・モニタリングポスト ・モニタリングステーション																																																																																																																								
判断基準		原子炉圧力容器内の温度	・炉心出口温度																																																																																																																							
		原子炉格納容器内の放射線量率	・格納容器内高レンジエアモニタ（高レンジ） ・格納容器スプレイド流量																																																																																																																							
操作		原子炉格納容器内の注水量	・第一格納容器スプレイド冷却器出口積算流量 (AMH) ・代替格納容器スプレイドポンプ出口積算流量																																																																																																																							
		—	—																																																																																																																							
(2) 海洋への放射性物質の拡散抑制 a. 海洋への拡散抑制設備（シールドフェンス）による海洋への放射性物質の拡散抑制																																																																																																																										
a. 海水側シールドフェンスによる海洋への放射性物質の拡散抑制	判断基準 「1.12.2.1(1) a. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制」と同様。	—																																																																																																																								
b. 吸着剤シールドフェンスによる海洋への放射性物質の拡散抑制	判断基準 「1.12.2.1(1) a. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制」と同様。	—																																																																																																																								
(3) 海洋への放射性物質の拡散抑制																																																																																																																										
b. 海洋への拡散抑制設備（放射性物質吸着剤）による海洋への放射性物質の拡散抑制	判断基準 「1.12.2.1(1) a. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制」と同様。	—																																																																																																																								

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																													
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">泊3号炉との比較対象なし</div>	<p>監視計器一覧 (3/4)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">対応手段</th> <th style="width: 30%;">重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th style="width: 50%;">監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.12.2 重大事故等時の手順</td> <td>1.12.2.1 心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の手順</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 海洋への放射性物質の拡散抑制</td> <td>a. 海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）による海洋への放射性物質の拡散抑制</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="20" style="vertical-align: middle;">重大事故等対応要領書 「シルトフェンスによる海洋への拡散抑制」</td> <td rowspan="20" style="vertical-align: middle;">判断基準</td> <td>原子炉压力容器内の温度</td> <td>原子炉压力容器温度</td> </tr> <tr> <td>原子炉压力容器内の圧力</td> <td>原子炉圧力 原子炉圧力 (SA)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原子炉压力容器内の水位</td> <td>原子炉水位 (広帯域)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉水位 (燃料域)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉水位 (SA広帯域)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">原子炉压力容器への注水</td> <td>原子炉水位 (SA燃料域)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高圧代替注水ポンプ出口流量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイポンプ出口流量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系洗浄ライン流量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>直流駆動低圧注水ポンプ出口流量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代替簡集冷却ポンプ出口流量</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納容器内の圧力</td> <td>低圧炉心スプレイポンプ出口流量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">使用済燃料プールの監視</td> <td>ドライウェル圧力</td> <td></td> </tr> <tr> <td>圧力抑制室圧力</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール水位 (ヒートサーモ式)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール水位 (ガイドバルブ式)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原子炉格納容器内の放射線量率</td> <td>使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール監視カメラ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>格納容器内空間気放射線モニタ (D/F)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>格納容器内空間気放射線モニタ (S/C)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.12.2 重大事故等時の手順	1.12.2.1 心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の手順		(2) 海洋への放射性物質の拡散抑制	a. 海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）による海洋への放射性物質の拡散抑制		重大事故等対応要領書 「シルトフェンスによる海洋への拡散抑制」	判断基準	原子炉压力容器内の温度	原子炉压力容器温度	原子炉压力容器内の圧力	原子炉圧力 原子炉圧力 (SA)	原子炉压力容器内の水位	原子炉水位 (広帯域)		原子炉水位 (燃料域)		原子炉水位 (SA広帯域)		原子炉压力容器への注水	原子炉水位 (SA燃料域)		高圧代替注水ポンプ出口流量		原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量		高圧炉心スプレイポンプ出口流量		残留熱除去系洗浄ライン流量		直流駆動低圧注水ポンプ出口流量		代替簡集冷却ポンプ出口流量		原子炉格納容器内の圧力	低圧炉心スプレイポンプ出口流量		残留熱除去系ポンプ出口流量		使用済燃料プールの監視	ドライウェル圧力		圧力抑制室圧力		使用済燃料プール水位 (ヒートサーモ式)		使用済燃料プール水位 (ガイドバルブ式)		原子炉格納容器内の放射線量率	使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量)		使用済燃料プール監視カメラ		格納容器内空間気放射線モニタ (D/F)		操作	格納容器内空間気放射線モニタ (S/C)		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">泊3号炉との比較箇所は監視計器一覧</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;">(1/6)</div>	
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																														
1.12.2 重大事故等時の手順	1.12.2.1 心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の手順																																																															
(2) 海洋への放射性物質の拡散抑制	a. 海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）による海洋への放射性物質の拡散抑制																																																															
重大事故等対応要領書 「シルトフェンスによる海洋への拡散抑制」	判断基準	原子炉压力容器内の温度	原子炉压力容器温度																																																													
		原子炉压力容器内の圧力	原子炉圧力 原子炉圧力 (SA)																																																													
		原子炉压力容器内の水位	原子炉水位 (広帯域)																																																													
			原子炉水位 (燃料域)																																																													
			原子炉水位 (SA広帯域)																																																													
		原子炉压力容器への注水	原子炉水位 (SA燃料域)																																																													
			高圧代替注水ポンプ出口流量																																																													
			原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量																																																													
			高圧炉心スプレイポンプ出口流量																																																													
			残留熱除去系洗浄ライン流量																																																													
			直流駆動低圧注水ポンプ出口流量																																																													
			代替簡集冷却ポンプ出口流量																																																													
		原子炉格納容器内の圧力	低圧炉心スプレイポンプ出口流量																																																													
			残留熱除去系ポンプ出口流量																																																													
		使用済燃料プールの監視	ドライウェル圧力																																																													
			圧力抑制室圧力																																																													
			使用済燃料プール水位 (ヒートサーモ式)																																																													
			使用済燃料プール水位 (ガイドバルブ式)																																																													
		原子炉格納容器内の放射線量率	使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量)																																																													
			使用済燃料プール監視カメラ																																																													
格納容器内空間気放射線モニタ (D/F)																																																																
操作	格納容器内空間気放射線モニタ (S/C)																																																															

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																				
<p>監視計器一覧(2/4)</p> <table border="1" data-bbox="134 375 701 1165"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.12.2.2 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の手順等 (1)大気への拡散抑制</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">判断基準</td> <td>使用済燃料ピットの温度</td> <td>・使用済燃料ピット温度計<sup>※1</sup> ・使用済燃料ピット温度計(AM用)<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの水位</td> <td>・使用済燃料ピット水位計<sup>※1</sup> ・使用済燃料ピット水位計(AM用)<sup>※2</sup> ・可搬式使用済燃料ピット水位計<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの周辺の放射線量率</td> <td>・使用済燃料ピット区域エリアモニタ<sup>※1</sup> ・排気筒ガスモニタ ・可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ<sup>※2</sup><sup>a</sup></td> </tr> <tr> <td>周辺環境の放射線量率</td> <td>・モニタリングポスト ・モニタ車 ・使用済燃料ピット温度計<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">操作</td> <td>使用済燃料ピットの温度</td> <td>・使用済燃料ピット温度計(AM用)<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの水位</td> <td>・使用済燃料ピット水位計<sup>※1</sup> ・使用済燃料ピット水位計(AM用)<sup>※2</sup> ・可搬式使用済燃料ピット水位計<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの周辺の放射線量率</td> <td>・使用済燃料ピット区域エリアモニタ<sup>※1</sup> ・排気筒ガスモニタ ・可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ<sup>※2</sup><sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>周辺環境の放射線量率</td> <td>・モニタリングポスト ・モニタ車</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの状態監視</td> <td>・使用済燃料ピット監視カメラ<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>※1：通常時使用する計器 ※2：重大事故等時使用する計器 ※3：可搬型設備</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.12.2.2 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の手順等 (1)大気への拡散抑制			判断基準	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計 <sup>※1</sup> ・使用済燃料ピット温度計(AM用) <sup>※2</sup>	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位計 <sup>※1</sup> ・使用済燃料ピット水位計(AM用) <sup>※2</sup> ・可搬式使用済燃料ピット水位計 <sup>※3</sup>	使用済燃料ピットの周辺の放射線量率	・使用済燃料ピット区域エリアモニタ <sup>※1</sup> ・排気筒ガスモニタ ・可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ <sup>※2</sup> <sup>a</sup>	周辺環境の放射線量率	・モニタリングポスト ・モニタ車 ・使用済燃料ピット温度計 <sup>※1</sup>	操作	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計(AM用) <sup>※2</sup>	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位計 <sup>※1</sup> ・使用済燃料ピット水位計(AM用) <sup>※2</sup> ・可搬式使用済燃料ピット水位計 <sup>※3</sup>	使用済燃料ピットの周辺の放射線量率	・使用済燃料ピット区域エリアモニタ <sup>※1</sup> ・排気筒ガスモニタ ・可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ <sup>※2</sup> <sup>※3</sup>	周辺環境の放射線量率	・モニタリングポスト ・モニタ車	使用済燃料ピットの状態監視	・使用済燃料ピット監視カメラ <sup>※2</sup>	※1：通常時使用する計器 ※2：重大事故等時使用する計器 ※3：可搬型設備				<p>監視計器一覧(2/6)</p> <table border="1" data-bbox="1361 563 1989 981"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.12.2.2 使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷時の手順等 (1) 大気への放射性物質の拡散抑制</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">判断基準</td> <td>使用済燃料ピットの温度</td> <td>・使用済燃料ピット温度<sup>※1</sup> ・使用済燃料ピット温度(AM用)<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの水位</td> <td>・使用済燃料ピット水位<sup>※1</sup> ・使用済燃料ピット水位(AM用)<sup>※2</sup> ・使用済燃料ピット水位(可搬型)<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット周辺の放射線量率</td> <td>・使用済燃料ピットエリアモニタ<sup>※1</sup> ・排気筒ガスモニタ ・使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの状態監視</td> <td>・使用済燃料ピット監視カメラ<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>周辺環境の放射線量率</td> <td>・モニタリングポスト ・モニタリングステーション</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td colspan="2">「1.12.2.2(1) a」使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち、1.12.2.2(1) a、「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ」にて整備する。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">※1：通常時使用する計器 ※2：重大事故等時使用する計器 ※3：可搬型設備</td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.12.2.2 使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷時の手順等 (1) 大気への放射性物質の拡散抑制			判断基準	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度 <sup>※1</sup> ・使用済燃料ピット温度(AM用) <sup>※2</sup>	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位 <sup>※1</sup> ・使用済燃料ピット水位(AM用) <sup>※2</sup> ・使用済燃料ピット水位(可搬型) <sup>※3</sup>	使用済燃料ピット周辺の放射線量率	・使用済燃料ピットエリアモニタ <sup>※1</sup> ・排気筒ガスモニタ ・使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ <sup>※3</sup>	使用済燃料ピットの状態監視	・使用済燃料ピット監視カメラ <sup>※2</sup>	周辺環境の放射線量率	・モニタリングポスト ・モニタリングステーション	操作	「1.12.2.2(1) a」使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち、1.12.2.2(1) a、「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ」にて整備する。		※1：通常時使用する計器 ※2：重大事故等時使用する計器 ※3：可搬型設備			
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																					
1.12.2.2 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の手順等 (1)大気への拡散抑制																																																							
判断基準	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計 <sup>※1</sup> ・使用済燃料ピット温度計(AM用) <sup>※2</sup>																																																					
	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位計 <sup>※1</sup> ・使用済燃料ピット水位計(AM用) <sup>※2</sup> ・可搬式使用済燃料ピット水位計 <sup>※3</sup>																																																					
	使用済燃料ピットの周辺の放射線量率	・使用済燃料ピット区域エリアモニタ <sup>※1</sup> ・排気筒ガスモニタ ・可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ <sup>※2</sup> <sup>a</sup>																																																					
	周辺環境の放射線量率	・モニタリングポスト ・モニタ車 ・使用済燃料ピット温度計 <sup>※1</sup>																																																					
操作	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計(AM用) <sup>※2</sup>																																																					
	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位計 <sup>※1</sup> ・使用済燃料ピット水位計(AM用) <sup>※2</sup> ・可搬式使用済燃料ピット水位計 <sup>※3</sup>																																																					
	使用済燃料ピットの周辺の放射線量率	・使用済燃料ピット区域エリアモニタ <sup>※1</sup> ・排気筒ガスモニタ ・可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ <sup>※2</sup> <sup>※3</sup>																																																					
	周辺環境の放射線量率	・モニタリングポスト ・モニタ車																																																					
	使用済燃料ピットの状態監視	・使用済燃料ピット監視カメラ <sup>※2</sup>																																																					
	※1：通常時使用する計器 ※2：重大事故等時使用する計器 ※3：可搬型設備																																																						
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																					
1.12.2.2 使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷時の手順等 (1) 大気への放射性物質の拡散抑制																																																							
判断基準	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度 <sup>※1</sup> ・使用済燃料ピット温度(AM用) <sup>※2</sup>																																																					
	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位 <sup>※1</sup> ・使用済燃料ピット水位(AM用) <sup>※2</sup> ・使用済燃料ピット水位(可搬型) <sup>※3</sup>																																																					
	使用済燃料ピット周辺の放射線量率	・使用済燃料ピットエリアモニタ <sup>※1</sup> ・排気筒ガスモニタ ・使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ <sup>※3</sup>																																																					
	使用済燃料ピットの状態監視	・使用済燃料ピット監視カメラ <sup>※2</sup>																																																					
	周辺環境の放射線量率	・モニタリングポスト ・モニタリングステーション																																																					
操作	「1.12.2.2(1) a」使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち、1.12.2.2(1) a、「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ」にて整備する。																																																						
※1：通常時使用する計器 ※2：重大事故等時使用する計器 ※3：可搬型設備																																																							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																								
<div data-bbox="206 491 616 539" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">泊3号炉との比較対象なし</div>	<div data-bbox="206 1018 616 1066" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">泊3号炉との比較対象なし</div>	<p>監視計器一覧（3/6）</p> <table border="1" data-bbox="1368 304 1984 719"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.12.2.2 使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷時の手順 (1) 大気への放射性物質の拡散抑制</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">                     使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷時の手順                      使用済燃料ピット内の水位                      使用済燃料ピット内の温度                      使用済燃料ピット周辺の放射線量率                      使用済燃料ピットの状態監視                      周辺環境の放射線量率                 </td> <td>使用済燃料ピットの温度</td> <td>                     ・ 使用済燃料ピット温度<sup>※1</sup>                      ・ 使用済燃料ピット温度 (AM用) <sup>※1</sup> </td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの水位</td> <td>                     ・ 使用済燃料ピット水位<sup>※1</sup>                      ・ 使用済燃料ピット水位 (AM用) <sup>※2</sup>                      ・ 使用済燃料ピット水位 (可搬型) <sup>※2※3</sup> </td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット周辺の放射線量率</td> <td>                     ・ 排気筒ガスモニタ                      ・ 使用済燃料ピット可搬型エアモニタ<sup>※2※3</sup> </td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの状態監視</td> <td>・ 使用済燃料ピット監視カメラ<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>周辺環境の放射線量率</td> <td>                     ・ モニタリングポスト                      ・ モニタリングステーション                 </td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td colspan="2">「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち、1.11.2.2(1)も、「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルによる使用済燃料ピットへのスプレイ」にて整備する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：通常時使用する計器                  ※2：重大事故等時使用する計器                  ※3：可搬型設備</p> <p>監視計器一覧（4/6）</p> <table border="1" data-bbox="1368 855 1984 1270"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.12.2.2 使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷時の手順 (1) 大気への放射性物質の拡散抑制</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">                     使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷時の手順                      使用済燃料ピット内の温度                      使用済燃料ピット内の水位                      使用済燃料ピット周辺の放射線量率                      使用済燃料ピットの状態監視                      周辺環境の放射線量率                 </td> <td>使用済燃料ピットの温度</td> <td>                     ・ 使用済燃料ピット温度<sup>※1</sup>                      ・ 使用済燃料ピット温度 (AM用) <sup>※1</sup> </td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの水位</td> <td>                     ・ 使用済燃料ピット水位<sup>※1</sup>                      ・ 使用済燃料ピット水位 (AM用) <sup>※2</sup>                      ・ 使用済燃料ピット水位 (可搬型) <sup>※2※3</sup> </td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット周辺の放射線量率</td> <td>                     ・ 排気筒ガスモニタ                      ・ 使用済燃料ピット可搬型エアモニタ<sup>※2※3</sup> </td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの状態監視</td> <td>・ 使用済燃料ピット監視カメラ<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>周辺環境の放射線量率</td> <td>                     ・ モニタリングポスト                      ・ モニタリングステーション                 </td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td colspan="2">「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち、1.11.2.2(1)も、「原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルによる使用済燃料ピットへのスプレイ」にて整備する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：通常時使用する計器                  ※2：重大事故等時使用する計器                  ※3：可搬型設備</p>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.12.2.2 使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷時の手順 (1) 大気への放射性物質の拡散抑制			使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷時の手順 使用済燃料ピット内の水位 使用済燃料ピット内の温度 使用済燃料ピット周辺の放射線量率 使用済燃料ピットの状態監視 周辺環境の放射線量率	使用済燃料ピットの温度	・ 使用済燃料ピット温度 <sup>※1</sup> ・ 使用済燃料ピット温度 (AM用) <sup>※1</sup>	使用済燃料ピットの水位	・ 使用済燃料ピット水位 <sup>※1</sup> ・ 使用済燃料ピット水位 (AM用) <sup>※2</sup> ・ 使用済燃料ピット水位 (可搬型) <sup>※2※3</sup>	使用済燃料ピット周辺の放射線量率	・ 排気筒ガスモニタ ・ 使用済燃料ピット可搬型エアモニタ <sup>※2※3</sup>	使用済燃料ピットの状態監視	・ 使用済燃料ピット監視カメラ <sup>※2</sup>	周辺環境の放射線量率	・ モニタリングポスト ・ モニタリングステーション	操作	「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち、1.11.2.2(1)も、「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルによる使用済燃料ピットへのスプレイ」にて整備する。		対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.12.2.2 使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷時の手順 (1) 大気への放射性物質の拡散抑制			使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷時の手順 使用済燃料ピット内の温度 使用済燃料ピット内の水位 使用済燃料ピット周辺の放射線量率 使用済燃料ピットの状態監視 周辺環境の放射線量率	使用済燃料ピットの温度	・ 使用済燃料ピット温度 <sup>※1</sup> ・ 使用済燃料ピット温度 (AM用) <sup>※1</sup>	使用済燃料ピットの水位	・ 使用済燃料ピット水位 <sup>※1</sup> ・ 使用済燃料ピット水位 (AM用) <sup>※2</sup> ・ 使用済燃料ピット水位 (可搬型) <sup>※2※3</sup>	使用済燃料ピット周辺の放射線量率	・ 排気筒ガスモニタ ・ 使用済燃料ピット可搬型エアモニタ <sup>※2※3</sup>	使用済燃料ピットの状態監視	・ 使用済燃料ピット監視カメラ <sup>※2</sup>	周辺環境の放射線量率	・ モニタリングポスト ・ モニタリングステーション	操作	「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち、1.11.2.2(1)も、「原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルによる使用済燃料ピットへのスプレイ」にて整備する。		<p>【大飯】                      設備の相違                      (相違理由①)</p> <p>【大飯】                      設備の相違                      (相違理由①)</p>
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																									
1.12.2.2 使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷時の手順 (1) 大気への放射性物質の拡散抑制																																											
使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷時の手順 使用済燃料ピット内の水位 使用済燃料ピット内の温度 使用済燃料ピット周辺の放射線量率 使用済燃料ピットの状態監視 周辺環境の放射線量率	使用済燃料ピットの温度	・ 使用済燃料ピット温度 <sup>※1</sup> ・ 使用済燃料ピット温度 (AM用) <sup>※1</sup>																																									
	使用済燃料ピットの水位	・ 使用済燃料ピット水位 <sup>※1</sup> ・ 使用済燃料ピット水位 (AM用) <sup>※2</sup> ・ 使用済燃料ピット水位 (可搬型) <sup>※2※3</sup>																																									
	使用済燃料ピット周辺の放射線量率	・ 排気筒ガスモニタ ・ 使用済燃料ピット可搬型エアモニタ <sup>※2※3</sup>																																									
	使用済燃料ピットの状態監視	・ 使用済燃料ピット監視カメラ <sup>※2</sup>																																									
	周辺環境の放射線量率	・ モニタリングポスト ・ モニタリングステーション																																									
操作	「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち、1.11.2.2(1)も、「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルによる使用済燃料ピットへのスプレイ」にて整備する。																																										
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																									
1.12.2.2 使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷時の手順 (1) 大気への放射性物質の拡散抑制																																											
使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷時の手順 使用済燃料ピット内の温度 使用済燃料ピット内の水位 使用済燃料ピット周辺の放射線量率 使用済燃料ピットの状態監視 周辺環境の放射線量率	使用済燃料ピットの温度	・ 使用済燃料ピット温度 <sup>※1</sup> ・ 使用済燃料ピット温度 (AM用) <sup>※1</sup>																																									
	使用済燃料ピットの水位	・ 使用済燃料ピット水位 <sup>※1</sup> ・ 使用済燃料ピット水位 (AM用) <sup>※2</sup> ・ 使用済燃料ピット水位 (可搬型) <sup>※2※3</sup>																																									
	使用済燃料ピット周辺の放射線量率	・ 排気筒ガスモニタ ・ 使用済燃料ピット可搬型エアモニタ <sup>※2※3</sup>																																									
	使用済燃料ピットの状態監視	・ 使用済燃料ピット監視カメラ <sup>※2</sup>																																									
	周辺環境の放射線量率	・ モニタリングポスト ・ モニタリングステーション																																									
操作	「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち、1.11.2.2(1)も、「原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルによる使用済燃料ピットへのスプレイ」にて整備する。																																										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大阪発電所 3 / 4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由																																																																								
<p>監視計器一覧(3/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.12.2.2 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の手順等 (1)大気への拡散抑制</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>b. 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制</td> <td>判断基準 「1.12.2.2(1) a. 送水車及びスプレッドヘッドによる大気への拡散抑制」と同様  操作 「1.12.2.2(1) a. 送水車及びスプレッドヘッドによる大気への拡散抑制」と同様</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.12.2.2 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の手順等 (2)海洋への拡散抑制</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>a. シルトファンによる海洋への拡散抑制</td> <td>判断基準 「1.12.2.2(1) a. 送水車及びスプレッドヘッドによる大気への拡散抑制」及び「1.12.2.2(1) b. 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制」と同様  操作 —</td> <td></td> </tr> <tr> <td>b. 放射性物質吸着剤による放射性物質の吸着</td> <td>判断基準 —  操作 —</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.12.2.2 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の手順等 (1)大気への拡散抑制			b. 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制	判断基準 「1.12.2.2(1) a. 送水車及びスプレッドヘッドによる大気への拡散抑制」と同様  操作 「1.12.2.2(1) a. 送水車及びスプレッドヘッドによる大気への拡散抑制」と同様		1.12.2.2 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の手順等 (2)海洋への拡散抑制			a. シルトファンによる海洋への拡散抑制	判断基準 「1.12.2.2(1) a. 送水車及びスプレッドヘッドによる大気への拡散抑制」及び「1.12.2.2(1) b. 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制」と同様  操作 —		b. 放射性物質吸着剤による放射性物質の吸着	判断基準 —  操作 —		<p>【比較のため、第 1.12-2 表を再掲】</p> <p>第 1.12-2 表 重大事故等対応設備に係る監視計器</p> <p>監視計器一覧 (1/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.12.2 重大事故等時の手順 1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の手順 (1) 大気への放射性物質の拡散抑制 a. 放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制</td> <td>判断基準 「放水設備による大気への拡散抑制」</td> <td>監視計器 原子炉圧力容器内の温度 原子炉圧力容器内の圧力 原子炉圧力容器内の水位 原子炉圧力容器への注水率 原子炉格納容器内の圧力 使用済燃料プールの監視 原子炉格納容器内の放射線検出率 原子炉圧力容器内の圧力 原子炉圧力容器内の水位 原子炉格納容器への注水率 原子炉格納容器内の水位 原子炉格納容器内の放射線検出率 原子炉格納容器内の放射線検出率 原子炉格納容器内の放射線検出率</td> </tr> <tr> <td>1.12.2.2 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の手順等 (1)大気への拡散抑制</td> <td>判断基準 「1.12.2.2(1) a. 送水車及びスプレッドヘッドによる大気への拡散抑制」と同様  操作 「1.12.2.2(1) a. 送水車及びスプレッドヘッドによる大気への拡散抑制」と同様</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.12.2.2 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の手順等 (2)海洋への拡散抑制</td> <td>判断基準 「1.12.2.2(1) a. 送水車及びスプレッドヘッドによる大気への拡散抑制」及び「1.12.2.2(1) b. 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制」と同様  操作 —</td> <td></td> </tr> <tr> <td>a. シルトファンによる海洋への拡散抑制</td> <td>判断基準 「1.12.2.2(1) a. 送水車及びスプレッドヘッドによる大気への拡散抑制」及び「1.12.2.2(1) b. 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制」と同様  操作 —</td> <td></td> </tr> <tr> <td>b. 放射性物質吸着剤による放射性物質の吸着</td> <td>判断基準 —  操作 —</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>監視計器一覧 (2/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.12.2 重大事故等時の手順 1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の手順 (1) 大気への放射性物質の拡散抑制 b. シルトファン又はサーモカメラによる海洋への放射性物質の拡散抑制</td> <td>判断基準 「シルトファン又はサーモカメラによる海洋への放射性物質の拡散抑制」と同様  操作 —</td> <td>監視計器 原子炉圧力容器内の温度 原子炉圧力容器内の圧力 原子炉圧力容器内の水位 原子炉圧力容器への注水率 原子炉格納容器内の圧力 使用済燃料プールの監視 原子炉格納容器内の放射線検出率 原子炉格納容器内の放射線検出率 原子炉格納容器内の放射線検出率</td> </tr> <tr> <td>1.12.2.2 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の手順等 (1)大気への拡散抑制</td> <td>判断基準 「1.12.2.2(1) a. 送水車及びスプレッドヘッドによる大気への拡散抑制」と同様  操作 「1.12.2.2(1) a. 送水車及びスプレッドヘッドによる大気への拡散抑制」と同様</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.12.2.2 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の手順等 (2)海洋への拡散抑制</td> <td>判断基準 「1.12.2.2(1) a. 送水車及びスプレッドヘッドによる大気への拡散抑制」及び「1.12.2.2(1) b. 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制」と同様  操作 —</td> <td></td> </tr> <tr> <td>a. シルトファンによる海洋への拡散抑制</td> <td>判断基準 「1.12.2.2(1) a. 送水車及びスプレッドヘッドによる大気への拡散抑制」及び「1.12.2.2(1) b. 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制」と同様  操作 —</td> <td></td> </tr> <tr> <td>b. 放射性物質吸着剤による放射性物質の吸着</td> <td>判断基準 —  操作 —</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.12.2 重大事故等時の手順 1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の手順 (1) 大気への放射性物質の拡散抑制 a. 放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制	判断基準 「放水設備による大気への拡散抑制」	監視計器 原子炉圧力容器内の温度 原子炉圧力容器内の圧力 原子炉圧力容器内の水位 原子炉圧力容器への注水率 原子炉格納容器内の圧力 使用済燃料プールの監視 原子炉格納容器内の放射線検出率 原子炉圧力容器内の圧力 原子炉圧力容器内の水位 原子炉格納容器への注水率 原子炉格納容器内の水位 原子炉格納容器内の放射線検出率 原子炉格納容器内の放射線検出率 原子炉格納容器内の放射線検出率	1.12.2.2 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の手順等 (1)大気への拡散抑制	判断基準 「1.12.2.2(1) a. 送水車及びスプレッドヘッドによる大気への拡散抑制」と同様  操作 「1.12.2.2(1) a. 送水車及びスプレッドヘッドによる大気への拡散抑制」と同様		1.12.2.2 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の手順等 (2)海洋への拡散抑制	判断基準 「1.12.2.2(1) a. 送水車及びスプレッドヘッドによる大気への拡散抑制」及び「1.12.2.2(1) b. 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制」と同様  操作 —		a. シルトファンによる海洋への拡散抑制	判断基準 「1.12.2.2(1) a. 送水車及びスプレッドヘッドによる大気への拡散抑制」及び「1.12.2.2(1) b. 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制」と同様  操作 —		b. 放射性物質吸着剤による放射性物質の吸着	判断基準 —  操作 —		対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.12.2 重大事故等時の手順 1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の手順 (1) 大気への放射性物質の拡散抑制 b. シルトファン又はサーモカメラによる海洋への放射性物質の拡散抑制	判断基準 「シルトファン又はサーモカメラによる海洋への放射性物質の拡散抑制」と同様  操作 —	監視計器 原子炉圧力容器内の温度 原子炉圧力容器内の圧力 原子炉圧力容器内の水位 原子炉圧力容器への注水率 原子炉格納容器内の圧力 使用済燃料プールの監視 原子炉格納容器内の放射線検出率 原子炉格納容器内の放射線検出率 原子炉格納容器内の放射線検出率	1.12.2.2 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の手順等 (1)大気への拡散抑制	判断基準 「1.12.2.2(1) a. 送水車及びスプレッドヘッドによる大気への拡散抑制」と同様  操作 「1.12.2.2(1) a. 送水車及びスプレッドヘッドによる大気への拡散抑制」と同様		1.12.2.2 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の手順等 (2)海洋への拡散抑制	判断基準 「1.12.2.2(1) a. 送水車及びスプレッドヘッドによる大気への拡散抑制」及び「1.12.2.2(1) b. 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制」と同様  操作 —		a. シルトファンによる海洋への拡散抑制	判断基準 「1.12.2.2(1) a. 送水車及びスプレッドヘッドによる大気への拡散抑制」及び「1.12.2.2(1) b. 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制」と同様  操作 —		b. 放射性物質吸着剤による放射性物質の吸着	判断基準 —  操作 —		<p>監視計器一覧 (5/6)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.12.2.2 使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の手順 (1) 大気への放射性物質の拡散抑制</td> <td>判断基準 「1.12.2.2(1) a. 「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレッドヘッドによる大気への放射性物質の拡散抑制」と同様。  操作 使用済燃料ピットの温度 使用済燃料ピットの水位 使用済燃料ピットの放射線検出率 使用済燃料ピットの監視カメラ 周辺環境の放射線検出率 モニタリングステーション</td> <td>監視計器 使用済燃料ピットの温度 使用済燃料ピットの水位 使用済燃料ピットの放射線検出率 使用済燃料ピットの監視カメラ モニタリングポスト モニタリングステーション</td> </tr> <tr> <td>d. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制</td> <td>判断基準 「1.12.2.2(1) a. 「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレッドヘッドによる大気への放射性物質の拡散抑制」と同様。  操作 —</td> <td></td> </tr> <tr> <td>e. シルトファン又はサーモカメラによる海洋への放射性物質の拡散抑制</td> <td>判断基準 「1.12.2.2(1) a. 「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレッドヘッドによる大気への放射性物質の拡散抑制」と同様。  操作 —</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 海洋への放射性物質の拡散抑制 a. 海洋への拡散抑制設備（シルトファン）による海洋への放射性物質の拡散抑制</td> <td>判断基準 「1.12.2.2(1) d. 「可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制」と同様。  操作 —</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 海洋への放射性物質の拡散抑制 b. 海洋への拡散抑制設備（放射性物質吸着剤）による海洋への放射性物質の拡散抑制</td> <td>判断基準 「1.12.2.2(1) d. 「可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制」と同様。  操作 —</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：通常時使用する計器 ※2：重大事故等時使用する計器 ※3：可搬型設備</p>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.12.2.2 使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の手順 (1) 大気への放射性物質の拡散抑制	判断基準 「1.12.2.2(1) a. 「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレッドヘッドによる大気への放射性物質の拡散抑制」と同様。  操作 使用済燃料ピットの温度 使用済燃料ピットの水位 使用済燃料ピットの放射線検出率 使用済燃料ピットの監視カメラ 周辺環境の放射線検出率 モニタリングステーション	監視計器 使用済燃料ピットの温度 使用済燃料ピットの水位 使用済燃料ピットの放射線検出率 使用済燃料ピットの監視カメラ モニタリングポスト モニタリングステーション	d. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制	判断基準 「1.12.2.2(1) a. 「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレッドヘッドによる大気への放射性物質の拡散抑制」と同様。  操作 —		e. シルトファン又はサーモカメラによる海洋への放射性物質の拡散抑制	判断基準 「1.12.2.2(1) a. 「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレッドヘッドによる大気への放射性物質の拡散抑制」と同様。  操作 —		(2) 海洋への放射性物質の拡散抑制 a. 海洋への拡散抑制設備（シルトファン）による海洋への放射性物質の拡散抑制	判断基準 「1.12.2.2(1) d. 「可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制」と同様。  操作 —		(2) 海洋への放射性物質の拡散抑制 b. 海洋への拡散抑制設備（放射性物質吸着剤）による海洋への放射性物質の拡散抑制	判断基準 「1.12.2.2(1) d. 「可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制」と同様。  操作 —		<p>【大阪】 設備の相違（相違理由⑦）</p>
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																																									
1.12.2.2 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の手順等 (1)大気への拡散抑制																																																																											
b. 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制	判断基準 「1.12.2.2(1) a. 送水車及びスプレッドヘッドによる大気への拡散抑制」と同様  操作 「1.12.2.2(1) a. 送水車及びスプレッドヘッドによる大気への拡散抑制」と同様																																																																										
1.12.2.2 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の手順等 (2)海洋への拡散抑制																																																																											
a. シルトファンによる海洋への拡散抑制	判断基準 「1.12.2.2(1) a. 送水車及びスプレッドヘッドによる大気への拡散抑制」及び「1.12.2.2(1) b. 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制」と同様  操作 —																																																																										
b. 放射性物質吸着剤による放射性物質の吸着	判断基準 —  操作 —																																																																										
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																																									
1.12.2 重大事故等時の手順 1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の手順 (1) 大気への放射性物質の拡散抑制 a. 放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制	判断基準 「放水設備による大気への拡散抑制」	監視計器 原子炉圧力容器内の温度 原子炉圧力容器内の圧力 原子炉圧力容器内の水位 原子炉圧力容器への注水率 原子炉格納容器内の圧力 使用済燃料プールの監視 原子炉格納容器内の放射線検出率 原子炉圧力容器内の圧力 原子炉圧力容器内の水位 原子炉格納容器への注水率 原子炉格納容器内の水位 原子炉格納容器内の放射線検出率 原子炉格納容器内の放射線検出率 原子炉格納容器内の放射線検出率																																																																									
1.12.2.2 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の手順等 (1)大気への拡散抑制	判断基準 「1.12.2.2(1) a. 送水車及びスプレッドヘッドによる大気への拡散抑制」と同様  操作 「1.12.2.2(1) a. 送水車及びスプレッドヘッドによる大気への拡散抑制」と同様																																																																										
1.12.2.2 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の手順等 (2)海洋への拡散抑制	判断基準 「1.12.2.2(1) a. 送水車及びスプレッドヘッドによる大気への拡散抑制」及び「1.12.2.2(1) b. 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制」と同様  操作 —																																																																										
a. シルトファンによる海洋への拡散抑制	判断基準 「1.12.2.2(1) a. 送水車及びスプレッドヘッドによる大気への拡散抑制」及び「1.12.2.2(1) b. 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制」と同様  操作 —																																																																										
b. 放射性物質吸着剤による放射性物質の吸着	判断基準 —  操作 —																																																																										
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																																									
1.12.2 重大事故等時の手順 1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の手順 (1) 大気への放射性物質の拡散抑制 b. シルトファン又はサーモカメラによる海洋への放射性物質の拡散抑制	判断基準 「シルトファン又はサーモカメラによる海洋への放射性物質の拡散抑制」と同様  操作 —	監視計器 原子炉圧力容器内の温度 原子炉圧力容器内の圧力 原子炉圧力容器内の水位 原子炉圧力容器への注水率 原子炉格納容器内の圧力 使用済燃料プールの監視 原子炉格納容器内の放射線検出率 原子炉格納容器内の放射線検出率 原子炉格納容器内の放射線検出率																																																																									
1.12.2.2 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の手順等 (1)大気への拡散抑制	判断基準 「1.12.2.2(1) a. 送水車及びスプレッドヘッドによる大気への拡散抑制」と同様  操作 「1.12.2.2(1) a. 送水車及びスプレッドヘッドによる大気への拡散抑制」と同様																																																																										
1.12.2.2 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の手順等 (2)海洋への拡散抑制	判断基準 「1.12.2.2(1) a. 送水車及びスプレッドヘッドによる大気への拡散抑制」及び「1.12.2.2(1) b. 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制」と同様  操作 —																																																																										
a. シルトファンによる海洋への拡散抑制	判断基準 「1.12.2.2(1) a. 送水車及びスプレッドヘッドによる大気への拡散抑制」及び「1.12.2.2(1) b. 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制」と同様  操作 —																																																																										
b. 放射性物質吸着剤による放射性物質の吸着	判断基準 —  操作 —																																																																										
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																																									
1.12.2.2 使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の手順 (1) 大気への放射性物質の拡散抑制	判断基準 「1.12.2.2(1) a. 「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレッドヘッドによる大気への放射性物質の拡散抑制」と同様。  操作 使用済燃料ピットの温度 使用済燃料ピットの水位 使用済燃料ピットの放射線検出率 使用済燃料ピットの監視カメラ 周辺環境の放射線検出率 モニタリングステーション	監視計器 使用済燃料ピットの温度 使用済燃料ピットの水位 使用済燃料ピットの放射線検出率 使用済燃料ピットの監視カメラ モニタリングポスト モニタリングステーション																																																																									
d. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制	判断基準 「1.12.2.2(1) a. 「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレッドヘッドによる大気への放射性物質の拡散抑制」と同様。  操作 —																																																																										
e. シルトファン又はサーモカメラによる海洋への放射性物質の拡散抑制	判断基準 「1.12.2.2(1) a. 「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレッドヘッドによる大気への放射性物質の拡散抑制」と同様。  操作 —																																																																										
(2) 海洋への放射性物質の拡散抑制 a. 海洋への拡散抑制設備（シルトファン）による海洋への放射性物質の拡散抑制	判断基準 「1.12.2.2(1) d. 「可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制」と同様。  操作 —																																																																										
(2) 海洋への放射性物質の拡散抑制 b. 海洋への拡散抑制設備（放射性物質吸着剤）による海洋への放射性物質の拡散抑制	判断基準 「1.12.2.2(1) d. 「可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制」と同様。  操作 —																																																																										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																								
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">泊3号炉との比較対象なし</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     【比較のため、第1.12-2表を再掲】                      監視計器一覧 (3/4)                 </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">対応手段</th> <th style="width: 30%;">重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th style="width: 40%;">監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.12.2 重大事故等時の手順</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の手順</td> </tr> <tr> <td colspan="3">①(2) 海洋への放射性物質の拡散抑制</td> </tr> <tr> <td colspan="3">a. 海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）による海洋への放射性物質の拡散抑制</td> </tr> <tr> <td rowspan="20" style="vertical-align: middle;">重大事故等対応要領書 「シルトフェンスによる海洋への拡散抑制」</td> <td rowspan="10" style="vertical-align: middle;">監視装置</td> <td>原子炉圧力容器内の温度</td> <td>原子炉圧力容器温度</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器内の圧力</td> <td>原子炉圧力 原子炉圧力 (SA)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle;">原子炉圧力容器内の水位</td> <td>原子炉水位 (止帯域)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉水位 (燃料域)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉水位 (SA 止帯域)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉水位 (SA 燃料域)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="vertical-align: middle;">原子炉圧力容器への注水量</td> <td>高圧代替注水系ポンプ出口流量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系洗浄ライン流量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代替循環冷却ポンプ出口流量</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle;">原子炉格納容器内の圧力</td> <td>低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ドライウェル圧力</td> <td></td> </tr> <tr> <td>圧力抑制室圧力</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">使用済燃料プールの監視</td> <td>使用済燃料プール水位 (ヒートサーモ式)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール水位 (ガイドバルブ式)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">原子炉格納容器内の放射線濃度</td> <td>使用済燃料プール監視カメラ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>格納容器内空間気放射線モニタ (D/R)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>格納容器内空間気放射線モニタ (S/C)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.12.2 重大事故等時の手順			1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の手順			①(2) 海洋への放射性物質の拡散抑制			a. 海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）による海洋への放射性物質の拡散抑制			重大事故等対応要領書 「シルトフェンスによる海洋への拡散抑制」	監視装置	原子炉圧力容器内の温度	原子炉圧力容器温度	原子炉圧力容器内の圧力	原子炉圧力 原子炉圧力 (SA)	原子炉圧力容器内の水位	原子炉水位 (止帯域)		原子炉水位 (燃料域)		原子炉水位 (SA 止帯域)		原子炉水位 (SA 燃料域)		原子炉圧力容器への注水量	高圧代替注水系ポンプ出口流量		原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量		高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量		残留熱除去系洗浄ライン流量		直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量		代替循環冷却ポンプ出口流量		原子炉格納容器内の圧力	低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量		残留熱除去系ポンプ出口流量		ドライウェル圧力		圧力抑制室圧力		使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位 (ヒートサーモ式)		使用済燃料プール水位 (ガイドバルブ式)		使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量)		原子炉格納容器内の放射線濃度	使用済燃料プール監視カメラ		格納容器内空間気放射線モニタ (D/R)				格納容器内空間気放射線モニタ (S/C)						<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">泊3号炉との比較箇所は監視計器一覧</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;">(5/6)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">【大飯】 設備の相違（相違理由⑦）</div>
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																																									
1.12.2 重大事故等時の手順																																																																											
1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の手順																																																																											
①(2) 海洋への放射性物質の拡散抑制																																																																											
a. 海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）による海洋への放射性物質の拡散抑制																																																																											
重大事故等対応要領書 「シルトフェンスによる海洋への拡散抑制」	監視装置	原子炉圧力容器内の温度	原子炉圧力容器温度																																																																								
		原子炉圧力容器内の圧力	原子炉圧力 原子炉圧力 (SA)																																																																								
		原子炉圧力容器内の水位	原子炉水位 (止帯域)																																																																								
			原子炉水位 (燃料域)																																																																								
			原子炉水位 (SA 止帯域)																																																																								
			原子炉水位 (SA 燃料域)																																																																								
		原子炉圧力容器への注水量	高圧代替注水系ポンプ出口流量																																																																								
			原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量																																																																								
			高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量																																																																								
			残留熱除去系洗浄ライン流量																																																																								
	直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量																																																																										
	代替循環冷却ポンプ出口流量																																																																										
	原子炉格納容器内の圧力	低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量																																																																									
		残留熱除去系ポンプ出口流量																																																																									
		ドライウェル圧力																																																																									
		圧力抑制室圧力																																																																									
	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位 (ヒートサーモ式)																																																																									
		使用済燃料プール水位 (ガイドバルブ式)																																																																									
		使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量)																																																																									
	原子炉格納容器内の放射線濃度	使用済燃料プール監視カメラ																																																																									
格納容器内空間気放射線モニタ (D/R)																																																																											
		格納容器内空間気放射線モニタ (S/C)																																																																									

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																				
<p>監視計器一覧(4/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.12.2.3 原子炉格納容器周辺における航空機燃料火災時の手順等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 初期対応における泡消火及び延焼防止処置</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>a. 化学消防自動車及び小型動力ポンプ付水槽車又は化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車及び中型放水銃による泡消火</td> <td>判断基準 No.2 淡水タンク水位</td> <td>・ No.2 淡水タンク水位計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>操作 No.2 淡水タンク水位</td> <td>・ No.2 淡水タンク水位計</td> </tr> <tr> <td>b. 送水車（消火用）及び中型放水銃による泡消火</td> <td>判断基準 No.2 淡水タンク水位</td> <td>・ No.2 淡水タンク水位計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>操作 No.2 淡水タンク水位</td> <td>・ No.2 淡水タンク水位計</td> </tr> <tr> <td>(2) 航空機燃料火災への泡消火</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>a. 大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲及び泡混合器による航空機燃料火災への泡消火</td> <td>判断基準 —</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>操作 —</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.12.2.3 原子炉格納容器周辺における航空機燃料火災時の手順等			(1) 初期対応における泡消火及び延焼防止処置			a. 化学消防自動車及び小型動力ポンプ付水槽車又は化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車及び中型放水銃による泡消火	判断基準 No.2 淡水タンク水位	・ No.2 淡水タンク水位計		操作 No.2 淡水タンク水位	・ No.2 淡水タンク水位計	b. 送水車（消火用）及び中型放水銃による泡消火	判断基準 No.2 淡水タンク水位	・ No.2 淡水タンク水位計		操作 No.2 淡水タンク水位	・ No.2 淡水タンク水位計	(2) 航空機燃料火災への泡消火			a. 大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲及び泡混合器による航空機燃料火災への泡消火	判断基準 —	—		操作 —	—	<p>監視計器一覧(4/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.12.2 重大事故等時の手順</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の手順</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 海洋への放射性物質の拡散抑制</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>b. 海洋への拡散抑制設備（放射性物質吸着材）による海洋への放射性物質の拡散抑制</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="15">重大事故等対応要領書 「放射性物質吸着材による海洋への拡散抑制」</td> <td>原子炉圧力容器内の温度</td> <td>原子炉圧力容器温度</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器内の圧力</td> <td>原子炉圧力 原子炉圧力 (SA) 原子炉水位 (広帯域) 原子炉水位 (燃料域) 原子炉水位 (SA 広帯域) 原子炉水位 (SA 燃料域)</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器内の水位</td> <td>高圧代替注水系ポンプ出口流量 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 高圧炉心スプレッドポンプ出口流量 残留熱除去系洗浄ライン流量 直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 代替格納冷却ポンプ出口流量 低圧炉心スプレッドポンプ出口流量 残留熱除去系ポンプ出口流量</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器への注水量</td> <td>ドライウェル圧力 圧力制御室圧力</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の圧力</td> <td>使用済燃料プール水位 (ヒートサーモ式) 使用済燃料プール水位 (ガイドバルブ式) 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量)</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プールの監視</td> <td>使用済燃料プール監視カメラ 格納容器内空間放射線モニタ (D/R) 格納容器内空間放射線モニタ (S/C)</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の放射線量率</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1.12.2 重大事故等時の手順</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.12.2.2 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の手順</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 初期対応における延焼防止</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>a. 化学消防自動車及び大型化学高所放水車による泡消火</td> <td>判断基準 —</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>操作 —</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1.12.2 重大事故等時の手順</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.12.2.2 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の手順</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 航空機燃料火災への泡消火</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>a. 放水設備（泡消火設備）による航空機燃料火災への泡消火</td> <td>判断基準 —</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>操作 —</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.12.2 重大事故等時の手順			1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の手順			(2) 海洋への放射性物質の拡散抑制			b. 海洋への拡散抑制設備（放射性物質吸着材）による海洋への放射性物質の拡散抑制			重大事故等対応要領書 「放射性物質吸着材による海洋への拡散抑制」	原子炉圧力容器内の温度	原子炉圧力容器温度	原子炉圧力容器内の圧力	原子炉圧力 原子炉圧力 (SA) 原子炉水位 (広帯域) 原子炉水位 (燃料域) 原子炉水位 (SA 広帯域) 原子炉水位 (SA 燃料域)	原子炉圧力容器内の水位	高圧代替注水系ポンプ出口流量 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 高圧炉心スプレッドポンプ出口流量 残留熱除去系洗浄ライン流量 直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 代替格納冷却ポンプ出口流量 低圧炉心スプレッドポンプ出口流量 残留熱除去系ポンプ出口流量	原子炉圧力容器への注水量	ドライウェル圧力 圧力制御室圧力	原子炉格納容器内の圧力	使用済燃料プール水位 (ヒートサーモ式) 使用済燃料プール水位 (ガイドバルブ式) 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量)	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール監視カメラ 格納容器内空間放射線モニタ (D/R) 格納容器内空間放射線モニタ (S/C)	原子炉格納容器内の放射線量率	—	操作	—	1.12.2 重大事故等時の手順			1.12.2.2 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の手順			(1) 初期対応における延焼防止			a. 化学消防自動車及び大型化学高所放水車による泡消火	判断基準 —	—		操作 —	—	1.12.2 重大事故等時の手順			1.12.2.2 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の手順			(2) 航空機燃料火災への泡消火			a. 放水設備（泡消火設備）による航空機燃料火災への泡消火	判断基準 —	—		操作 —	—	<p>監視計器一覧(6/6)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.12.2.3 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の手順</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 初期対応における延焼防止処置</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>a. 化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車による泡消火</td> <td>判断基準 — 操作 水源の確保</td> <td>— ・ ろ過水タンク水位</td> </tr> <tr> <td>b. 可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水銃による泡消火</td> <td>判断基準 — 操作 —</td> <td>— —</td> </tr> <tr> <td>c. 大規模火災用消防自動車による泡消火</td> <td>判断基準 — 操作 —</td> <td>— —</td> </tr> <tr> <td>(2) 航空機燃料火災への泡消火</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>a. 可搬型大容量送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備による航空機燃料火災への泡消火</td> <td>判断基準 — 操作 —</td> <td>— —</td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.12.2.3 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の手順			(1) 初期対応における延焼防止処置			a. 化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車による泡消火	判断基準 — 操作 水源の確保	— ・ ろ過水タンク水位	b. 可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水銃による泡消火	判断基準 — 操作 —	— —	c. 大規模火災用消防自動車による泡消火	判断基準 — 操作 —	— —	(2) 航空機燃料火災への泡消火			a. 可搬型大容量送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備による航空機燃料火災への泡消火	判断基準 — 操作 —	— —	
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																																																																																					
1.12.2.3 原子炉格納容器周辺における航空機燃料火災時の手順等																																																																																																																							
(1) 初期対応における泡消火及び延焼防止処置																																																																																																																							
a. 化学消防自動車及び小型動力ポンプ付水槽車又は化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車及び中型放水銃による泡消火	判断基準 No.2 淡水タンク水位	・ No.2 淡水タンク水位計																																																																																																																					
	操作 No.2 淡水タンク水位	・ No.2 淡水タンク水位計																																																																																																																					
b. 送水車（消火用）及び中型放水銃による泡消火	判断基準 No.2 淡水タンク水位	・ No.2 淡水タンク水位計																																																																																																																					
	操作 No.2 淡水タンク水位	・ No.2 淡水タンク水位計																																																																																																																					
(2) 航空機燃料火災への泡消火																																																																																																																							
a. 大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲及び泡混合器による航空機燃料火災への泡消火	判断基準 —	—																																																																																																																					
	操作 —	—																																																																																																																					
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																																																																																					
1.12.2 重大事故等時の手順																																																																																																																							
1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の手順																																																																																																																							
(2) 海洋への放射性物質の拡散抑制																																																																																																																							
b. 海洋への拡散抑制設備（放射性物質吸着材）による海洋への放射性物質の拡散抑制																																																																																																																							
重大事故等対応要領書 「放射性物質吸着材による海洋への拡散抑制」	原子炉圧力容器内の温度	原子炉圧力容器温度																																																																																																																					
	原子炉圧力容器内の圧力	原子炉圧力 原子炉圧力 (SA) 原子炉水位 (広帯域) 原子炉水位 (燃料域) 原子炉水位 (SA 広帯域) 原子炉水位 (SA 燃料域)																																																																																																																					
	原子炉圧力容器内の水位	高圧代替注水系ポンプ出口流量 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 高圧炉心スプレッドポンプ出口流量 残留熱除去系洗浄ライン流量 直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 代替格納冷却ポンプ出口流量 低圧炉心スプレッドポンプ出口流量 残留熱除去系ポンプ出口流量																																																																																																																					
	原子炉圧力容器への注水量	ドライウェル圧力 圧力制御室圧力																																																																																																																					
	原子炉格納容器内の圧力	使用済燃料プール水位 (ヒートサーモ式) 使用済燃料プール水位 (ガイドバルブ式) 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量)																																																																																																																					
	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール監視カメラ 格納容器内空間放射線モニタ (D/R) 格納容器内空間放射線モニタ (S/C)																																																																																																																					
	原子炉格納容器内の放射線量率	—																																																																																																																					
	操作	—																																																																																																																					
	1.12.2 重大事故等時の手順																																																																																																																						
	1.12.2.2 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の手順																																																																																																																						
	(1) 初期対応における延焼防止																																																																																																																						
	a. 化学消防自動車及び大型化学高所放水車による泡消火	判断基準 —	—																																																																																																																				
		操作 —	—																																																																																																																				
	1.12.2 重大事故等時の手順																																																																																																																						
	1.12.2.2 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の手順																																																																																																																						
(2) 航空機燃料火災への泡消火																																																																																																																							
a. 放水設備（泡消火設備）による航空機燃料火災への泡消火	判断基準 —	—																																																																																																																					
	操作 —	—																																																																																																																					
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																																																																																					
1.12.2.3 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の手順																																																																																																																							
(1) 初期対応における延焼防止処置																																																																																																																							
a. 化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車による泡消火	判断基準 — 操作 水源の確保	— ・ ろ過水タンク水位																																																																																																																					
b. 可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水銃による泡消火	判断基準 — 操作 —	— —																																																																																																																					
c. 大規模火災用消防自動車による泡消火	判断基準 — 操作 —	— —																																																																																																																					
(2) 航空機燃料火災への泡消火																																																																																																																							
a. 可搬型大容量送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備による航空機燃料火災への泡消火	判断基準 — 操作 —	— —																																																																																																																					

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第 1.12.1 図 大気への拡散抑制 概略系統</p>	<p>第 1.12-1 図 大気への放射性物質の拡散抑制手順の概要図</p>	<p>第 1.12.1 図 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制 概要図</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載方針の相違              ・使用済燃料ピットへのスプレイン概要図について、泊は技能1.11にて示す。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

手順の項目	要員(数)	経過時間(時数)																備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
大気への放射性物質拡散抑制	緊急安全対策要員	▽約3.50時間 放水開始																⑧ 放水開始後、作業員は、 ポンプ室、放水設備、 ポンプ室出入口付近等 に配置し、監視を行う。 必要に応じて、 ポンプ室出入口付近等 に配置し、監視を行う。
		現場移動																
		12	大車ポンプ放水ポンプ車送水ポンプの設置含む 放水ポンプの設置・可搬型ポンプの搬入 大車ポンプ放水ポンプ(放水ポンプ)の搬入・設置 大車ポンプ放水ポンプ(放水ポンプ)の起動・放水 大車ポンプ放水ポンプ(放水ポンプ)の停止															
		7	現場移動・送水ポンプの配線 放水ポンプの配線 放水ポンプの起動・放水 放水ポンプの停止															
備付への放射性物質拡散抑制	緊急安全対策要員	▽約2.00時間 放水開始																⑨ 放水開始後、作業員は、 ポンプ室、放水設備、 ポンプ室出入口付近等 に配置し、監視を行う。 必要に応じて、 ポンプ室出入口付近等 に配置し、監視を行う。
		12	1. 重部リフトポンプの設置 2. 重部リフトポンプの設置															
空稼働、貯留罐共存時間を含む。	緊急安全対策要員	約2.00時間 放水開始																⑩ 放水開始後、作業員は、 ポンプ室、放水設備、 ポンプ室出入口付近等 に配置し、監視を行う。 必要に応じて、 ポンプ室出入口付近等 に配置し、監視を行う。
		22	1. 重部リフトポンプの設置 2. 重部リフトポンプの設置															

第1.12.3 図 発電所外への放射性物質の拡散抑制操作手順タイムチャート

女川原子力発電所2号炉

手順の項目	要員(数)	経過時間(時数)																備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
大気への放射性物質拡散抑制 (取水口から取水する場合)	緊急安全対策要員	約2.00時間 放水開始																⑧ 放水開始後、作業員は、 ポンプ室、放水設備、 ポンプ室出入口付近等 に配置し、監視を行う。 必要に応じて、 ポンプ室出入口付近等 に配置し、監視を行う。
		現場移動																
		12	大車ポンプ放水ポンプ車送水ポンプの設置含む 放水ポンプの設置・可搬型ポンプの搬入 大車ポンプ放水ポンプ(放水ポンプ)の搬入・設置 大車ポンプ放水ポンプ(放水ポンプ)の起動・放水 大車ポンプ放水ポンプ(放水ポンプ)の停止															
		7	現場移動・送水ポンプの配線 放水ポンプの配線 放水ポンプの起動・放水 放水ポンプの停止															
備付への放射性物質拡散抑制 (山側ルート)	緊急安全対策要員	約2.00時間 放水開始																⑨ 放水開始後、作業員は、 ポンプ室、放水設備、 ポンプ室出入口付近等 に配置し、監視を行う。 必要に応じて、 ポンプ室出入口付近等 に配置し、監視を行う。
		12	1. 重部リフトポンプの設置 2. 重部リフトポンプの設置															



第1.12-1 図 大気への放射性物質の拡散抑制 (取水口から取水する場合) タイムチャート

第1.12-2 図 大気への放射性物質の拡散抑制 (取水口から取水する場合) (海側ルート) タイムチャート

第1.12-4 図 大気への放射性物質の拡散抑制 (取水口から取水する場合) タイムチャート

泊発電所3号炉

手順の項目	要員(数)	経過時間(時数)						備考
		1	2	3	4	5	6	
大気への放射性物質拡散抑制	緊急安全対策要員	約2.00時間 放水開始						⑧ 放水開始後、作業員は、 ポンプ室、放水設備、 ポンプ室出入口付近等 に配置し、監視を行う。 必要に応じて、 ポンプ室出入口付近等 に配置し、監視を行う。
		現場移動						
		12	大車ポンプ放水ポンプ車送水ポンプの設置含む 放水ポンプの設置・可搬型ポンプの搬入 大車ポンプ放水ポンプ(放水ポンプ)の搬入・設置 大車ポンプ放水ポンプ(放水ポンプ)の起動・放水 大車ポンプ放水ポンプ(放水ポンプ)の停止					
		7	現場移動・送水ポンプの配線 放水ポンプの配線 放水ポンプの起動・放水 放水ポンプの停止					
備付への放射性物質拡散抑制	緊急安全対策要員	約2.00時間 放水開始						⑨ 放水開始後、作業員は、 ポンプ室、放水設備、 ポンプ室出入口付近等 に配置し、監視を行う。 必要に応じて、 ポンプ室出入口付近等 に配置し、監視を行う。
		12	1. 重部リフトポンプの設置 2. 重部リフトポンプの設置					

相違理由

1.12.2 図 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制 タイムチャート

【大飯】  
 記載方針の相違 (女川審査実績の反映)  
 ・タイムチャートと操作手順番号を紐づけ  
 ・補足の充実  
 ・備考欄の追加

【女川】  
 記載表現の相違  
 ・「放水」の表現は大飯と同様

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

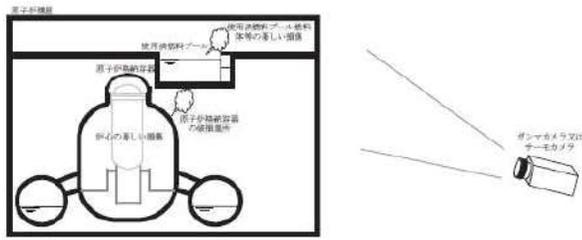
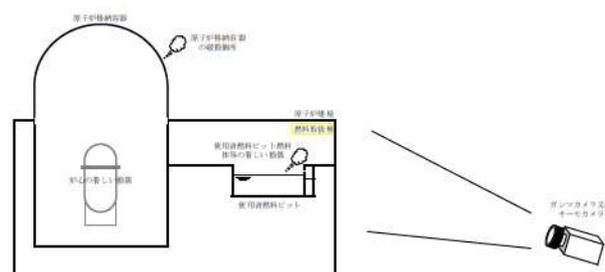
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="107 456 510 1102" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="533 483 566 1042" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">                     枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> <div data-bbox="577 456 701 1102" style="margin-top: 10px;">                     第1.12.4図 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃材料本体等）への放水並びに原子炉格納容器周辺における航空機燃料火災への泡消火時のホース敷設ルー上                 </div>	<div data-bbox="734 403 1301 1217" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1301 475 1346 1150" style="text-align: center;">                     第 1.12-5 図 放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制ホース敷設ルート及び放水砲設置位置図                 </div>	<div data-bbox="1368 392 1899 1198" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1910 419 1977 1166" style="text-align: center;">                     第 1.12.3 図 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制ホース敷設ルート及び放水砲の設置位置図                 </div>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

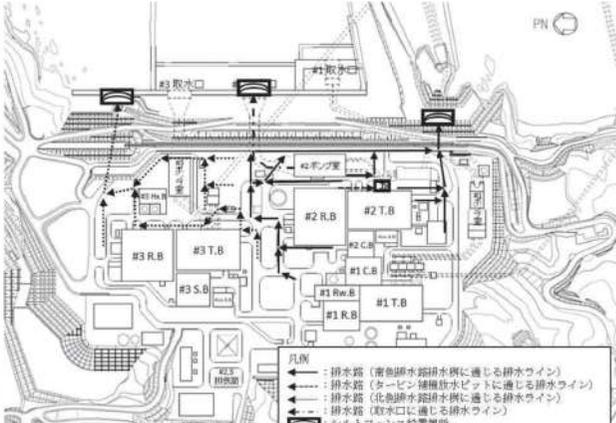
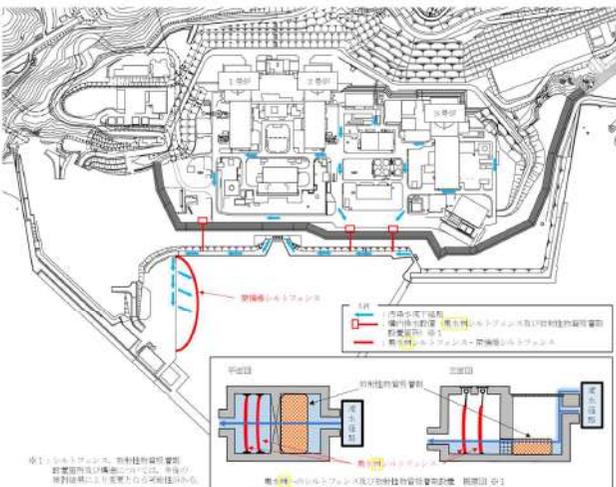
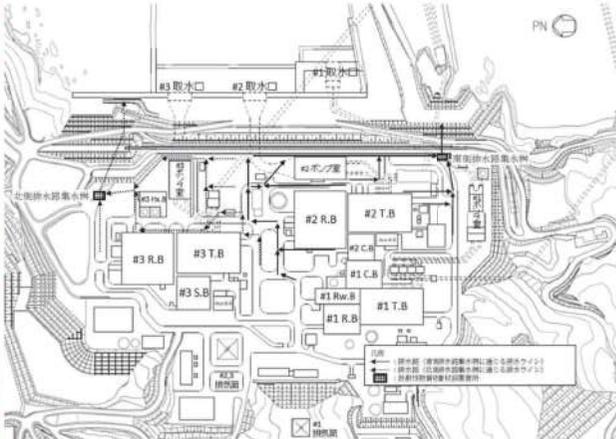
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																										
<p style="text-align: center;">泊3号炉との比較対象なし</p>	 <p>第1.12-6図 ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所の絞り込み手順の概要図</p> <table border="1" data-bbox="739 877 1321 1005"> <thead> <tr> <th rowspan="2">手順の項目</th> <th rowspan="2">要員(数)</th> <th colspan="10">経過時間(分)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>0</th><th>5</th><th>10</th><th>15</th><th>20</th><th>25</th><th>30</th><th>35</th><th>40</th><th>45</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所の絞り込み</td> <td>運転員1名</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>②③</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1.12-7図 ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質の漏えい箇所の絞り込み タイムチャート</p>	手順の項目	要員(数)	経過時間(分)										備考	0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所の絞り込み	運転員1名												②③	 <p>第1.12.4図 ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所の絞り込み 概要図</p> <table border="1" data-bbox="1366 845 1971 1021"> <thead> <tr> <th rowspan="2">手順の項目</th> <th rowspan="2">要員(数)</th> <th colspan="10">経過時間(時間)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所の絞り込み</td> <td>運転員A, B</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>②③</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1.12.5図 ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所の絞り込み タイムチャート</p>	手順の項目	要員(数)	経過時間(時間)										備考	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所の絞り込み	運転員A, B												②③	<p>【大飯】 設備の相違（相違理由⑦）</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・泊は、ガンマカメラ及びサーモカメラを作業開始となる緊急時対策所に保管していることから、保管場所への移動はない。</p>
手順の項目	要員(数)			経過時間(分)											備考																																																														
		0	5	10	15	20	25	30	35	40	45																																																																		
ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所の絞り込み	運転員1名												②③																																																																
手順の項目	要員(数)	経過時間(時間)										備考																																																																	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																																																																		
ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所の絞り込み	運転員A, B												②③																																																																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、掲載順序入れ替え】</p>  <p>第 1.12.2 図 シルトフェンスの設置概略図</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	 <p>第 1.12-8 図 シルトフェンスの設置位置図</p> <p>凡例              ← 排水路（青色排水路排水機に通じる排水ライン）              ← 排水路（タービン雑排水ピットに通じる排水ライン）              ← 排水路（北側排水路排水機に通じる排水ライン）              ← 排水路（取水口に通じる排水ライン）              ■ シルトフェンス設置箇所</p>	 <p>第 1.12.6 図 海洋への放射性物質の拡散抑制設備 設置位置図</p> <p>凡例              ■ 汚濁防止膜              ■ 放射性物質吸着材              ■ シルトフェンス</p>	<p>【大飯】【女川】記載方針の相違              ・泊は、集水溝シルトフェンス及び放射性物質吸着剤設置位置図として、平面図と立体図を記載している。（東海第二と同様）</p>
<p>【比較のため東海第二発電所 1.12 汚濁防止膜の設置位置図を引用】</p>  <p>第 1.12-5 図 汚濁防止膜の設置位置図</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	 <p>第 1.12-10 図 放射性物質吸着材の設置位置図</p> <p>凡例              ← 排水路（青色排水路排水機に通じる排水ライン）              ← 排水路（タービン雑排水ピットに通じる排水ライン）              ← 排水路（北側排水路排水機に通じる排水ライン）              ■ 放射性物質吸着剤設置箇所</p>		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

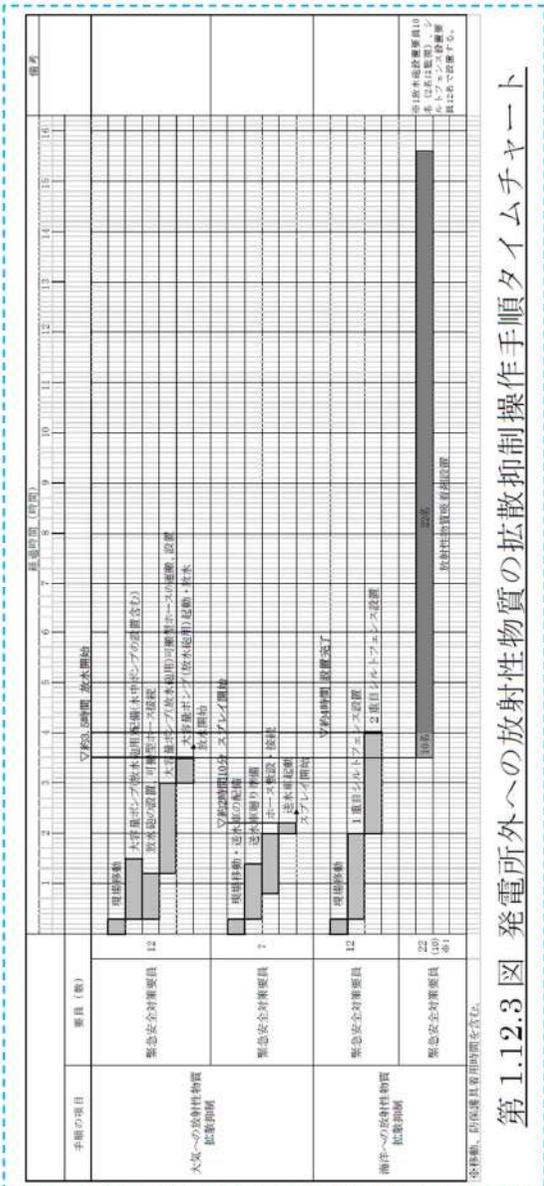
大阪発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

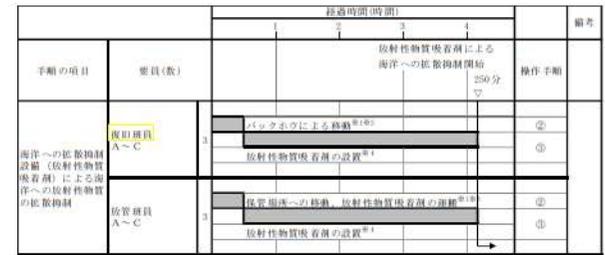
【比較のため、第1.12.3図を再掲】



【比較のため、掲載順序入れ替え】



第1.12.7図 海洋への拡散抑制設備(シルトフェンス)による海洋への放射性物質の拡散抑制 タイムチャート



第1.12.8図 海洋への拡散抑制設備(放射性物質吸着剤)による海洋への放射性物質の拡散抑制 タイムチャート

【大阪】  
 記載方針の相違  
 (女川審査実績の反映)  
 ・タイムチャートと操作手順番号を紐づけ  
 ・補足の充実  
 ・備考欄の追加

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">泊3号炉との比較対象なし</p>	<p style="text-align: center;">①、②の作業は、異なる要員で対応できる場合は、並行して実施することが可能。</p> <p style="text-align: center;">第 1.12-12 図 海洋への放射性物質の拡散抑制の手順の流れ</p>	<p style="text-align: center;">第 1.12.9 図 海洋への放射性物質の拡散手順の流れ</p>	<p style="text-align: center;">【大飯】 記載方針の相違 （女川審査実績の反映）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

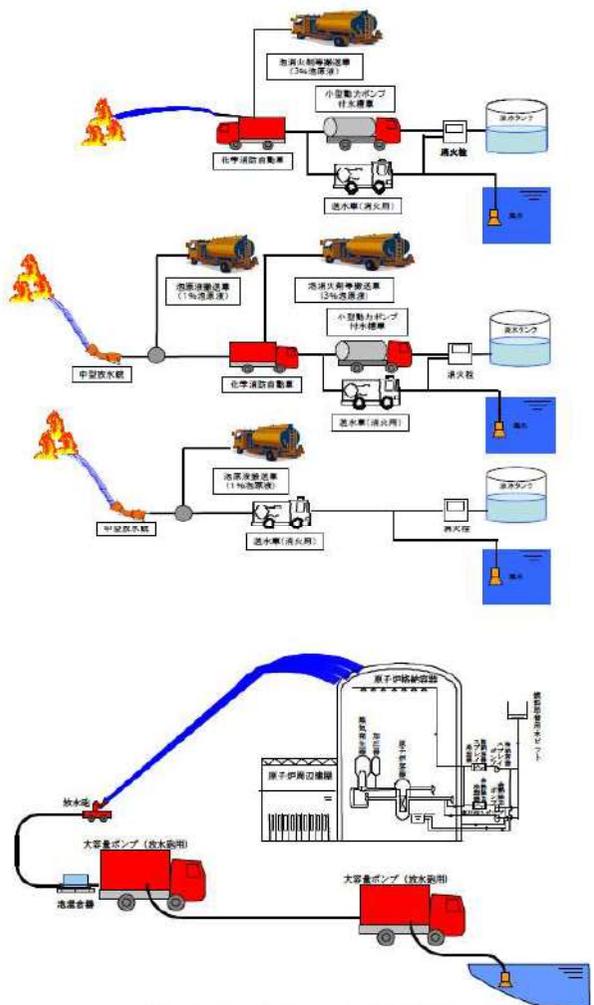
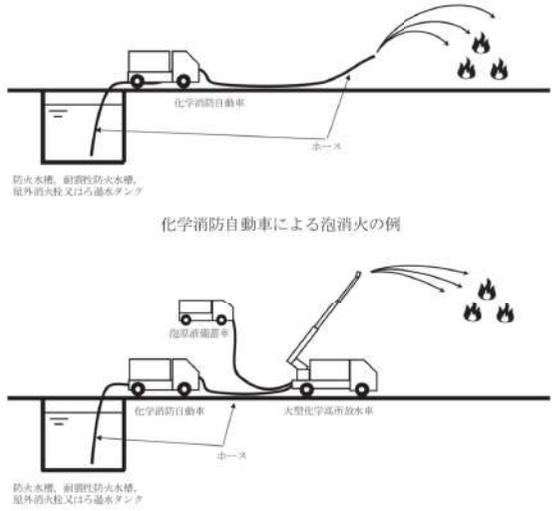
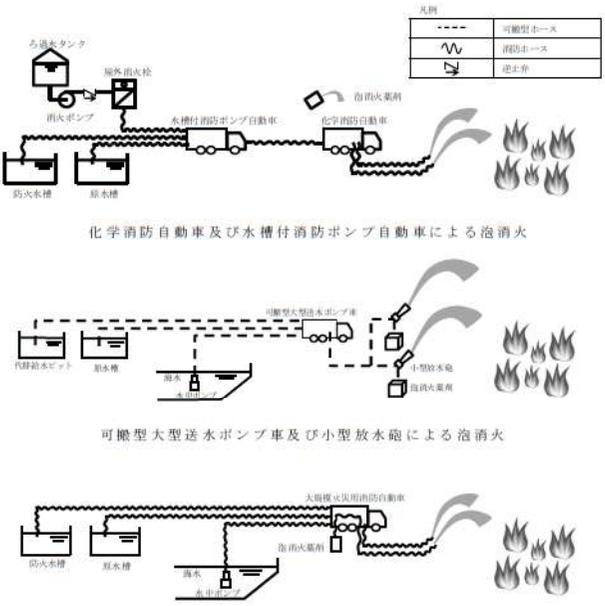
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="120 443 551 1134" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="562 507 595 1098" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> <p data-bbox="613 451 674 1134">                     第1.12.5図 送水車及びスプレイヘッドによる原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水時のホース敷設ルート                 </p>		<div data-bbox="1413 770 1928 815" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                         大飯3/4号炉との比較対象なし                     </div>	<p data-bbox="2007 754 2119 834"> <span style="color: red;">【大飯】</span>                              設備の相違                              （相違理由①）                         </p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第1.12.6図 泡消火による消火活動 概略系統</p>	 <p>第1.12-13図 化学消防自動車及び大型化学高所放水車による泡消火 系統概要図</p>	 <p>第1.12.10図 初期対応における延焼防止処置 概要図</p>	<p>【大飯】                  記載方針の相違                  ・泊は、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の手順の概要図は、重大事故等対処設備を用いる手段と自主対策設備を用いる手段を分けて記載する。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉

手順の項目	要員(数)	経過時間(分)	備考
化学消防自動車、小型消防ポンプ車による泡消火 (多量性拡散設備)	7	▽約10分	化学消防自動車、小型消防ポンプ車中置放水ポンプの設置、ホース敷設・接続
	緊急安全対策要員	▽約10分	放水開始
放水車(消火用)及び中置放水ポンプによる泡消火 (多量性拡散設備)	7	▽約10分	放水開始
	緊急安全対策要員	▽約10分	放水開始
放水車による放水消火 (重大事故等対応設備)	12	▽約15分	放水開始
	緊急安全対策要員	▽約15分	放水開始

※1: 消火活動が下車確認のため、移動及び防護準備に要する時間を含む。  
 ※2: 移動、防護準備に要する時間を含む。

第1.12.7図 航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合の消火活動タイムチャート

ムチャート

女川原子力発電所2号炉

第1.12-15図 化学消防自動車及び大型化学高所放水車による泡消火並びに放水設備(泡消火設備)による航空機燃料火災への泡消火タイムチャート

泊発電所3号炉

手順の項目	要員(数)	経過時間(分)	備考
化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車による泡消火	消火要員 A~E	0	化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車による泡消火開始
		5	化学消防自動車、水槽付消防ポンプ自動車の移動※1、消防ポンプ敷設、接続※3
		10	化学消防自動車、水槽付消防ポンプ自動車の移動※2
		15	化学消防自動車、水槽付消防ポンプ自動車の移動、設置
		20	化学消防自動車、水槽付消防ポンプ自動車の移動、設置
消火要員 F~H	消火要員 F~H	0	水槽付消防ポンプ自動車の移動、設置
		5	消防ポンプ敷設、接続※4
		10	水槽付消防ポンプ自動車の移動、設置
		15	水槽付消防ポンプ自動車の移動、設置
		20	水槽付消防ポンプ自動車の移動、設置

※1: 化学消防自動車の保管場所は51a倉庫・車庫エリア、水槽付消防ポンプ自動車の保管場所は51a倉庫・車庫エリア。  
 ※2: 51a倉庫・車庫エリアから3号炉出入管理棟までの移動時間に余裕を見込んだ時間。  
 ※3: 化学消防自動車の設置準備として、3号炉出入管理棟から原水槽までの移動時間に余裕を見込んだ時間。  
 ※4: 水槽付消防ポンプ車の設置準備として、3号炉出入管理棟から原水槽までの移動時間に余裕を見込んだ時間。  
 ※5: 水槽付消防ポンプ車の設置準備として、3号炉出入管理棟から原水槽までの移動時間に余裕を見込んだ時間。  
 ※6: 水槽付消防ポンプ自動車の移動準備を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間

第1.12.11図 化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車による泡消火タイムチャート

相違理由

【大飯】  
 記載方針の相違 (女川審査実績の反映)  
 ・タイムチャートと操作手順番号を紐づけ  
 ・補足の充実  
 ・備考欄の追加

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・ケーススタディ1（北東側から原子炉周辺建屋衝突）                      【火災源】航空機燃料【延焼想定】原子炉周辺建屋等</p>  <p>特記の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>第1.12.8回（その1）化学消防自動車及び小型動力ポンプ付水槽車又は化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車及び中型放水銃あるいは泡沫車（消火用）及び中型放水銃による消火及び延焼防止処置 ホース敷設ルート図</p> <p>・ケーススタディ2（南側からタービン建屋衝突）                      【火災源】航空機燃料【延焼想定】原子炉周辺建屋等</p>  <p>特記の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>第1.12.8回（その2）化学消防自動車及び小型動力ポンプ付水槽車又は化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車及び中型放水銃あるいは泡沫車（消火用）及び中型放水銃による消火及び延焼防止処置 ホース敷設ルート図</p> <p>・ケーススタディ3（南東側から原子炉格納容器衝突）                      【火災源】航空機燃料【延焼想定】原子炉周辺建屋等</p>  <p>特記の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>第1.12.8回（その3）化学消防自動車及び小型動力ポンプ付水槽車又は化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車及び中型放水銃あるいは泡沫車（消火用）及び中型放水銃による消火及び延焼防止処置 ホース敷設ルート図</p>		<p>第1.12.12 図 化学消防自動車及び水塔付消防ポンプ自動車による消火ホース敷設ルート図</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉

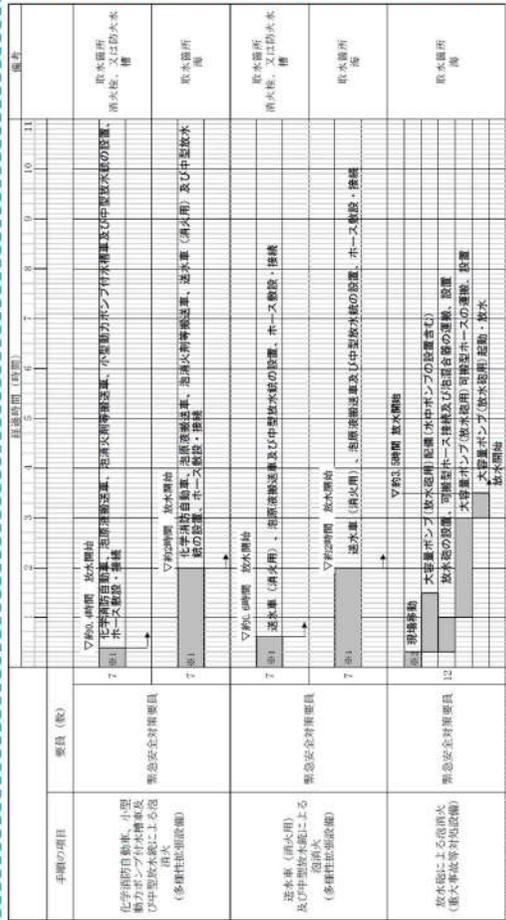
女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

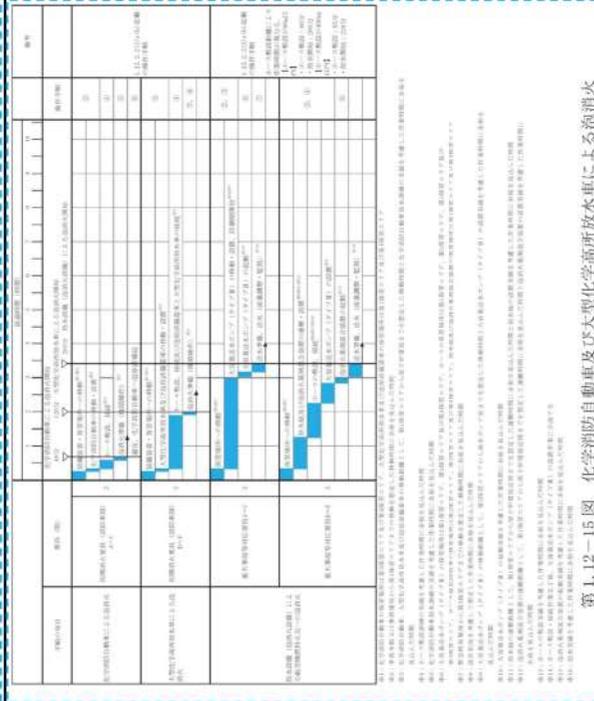
相違理由

【比較のため、第1.12.7図を再掲】

【比較のため、第1.12-15図を再掲】



第1.12.7図 航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合の消火活動タイムチャート



第1.12-15図 化学消防自動車及び大型化学高所放水車による泡消火並びに放水設備（泡消火設備）による航空機燃料火災への泡消火タイムチャート



第1.12.13図 可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲による泡消火タイムチャート (1/2)

【大飯】  
 記載方針の相違  
 （女川審査実績の反映）  
 ・タイムチャートと操作手順番号を紐づけ  
 ・補足の充実  
 ・備考欄の追加

【女川】  
 記載表現の相違  
 ・「放水」の表現は大飯と同様

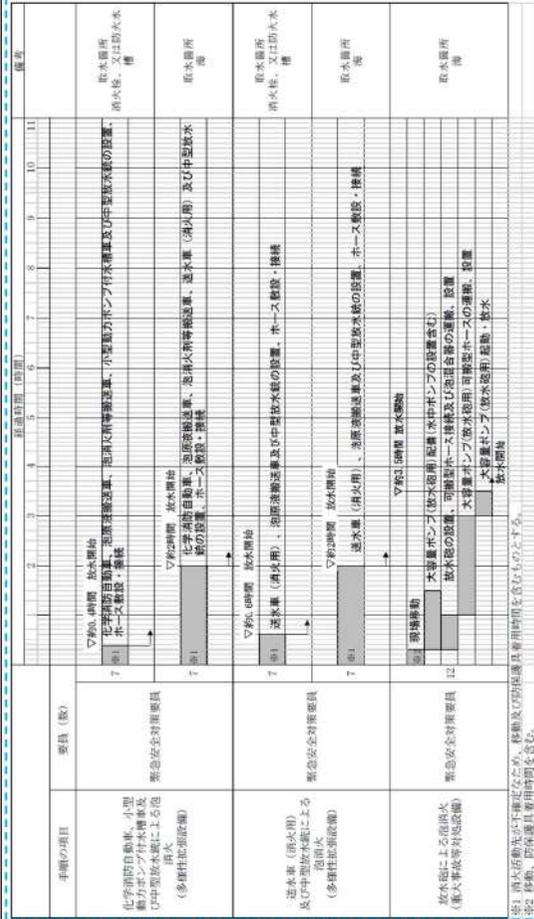
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉

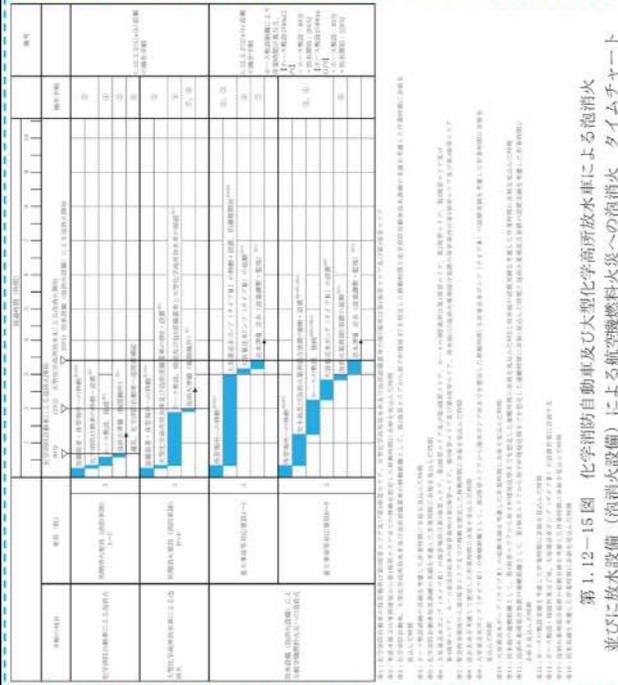
【比較のため、第1.12.7図を再掲】



※1 消火活動先が不確定なため、移動及び防犯器具を用いる時間を含むとする。  
 ※2 移動、防犯器具を用いる時間を含む。

女川原子力発電所2号炉

【比較のため、第1.12-15図を再掲】



泊発電所3号炉



第1.12.13図 可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲による泡消火タイムチャート (2/2)

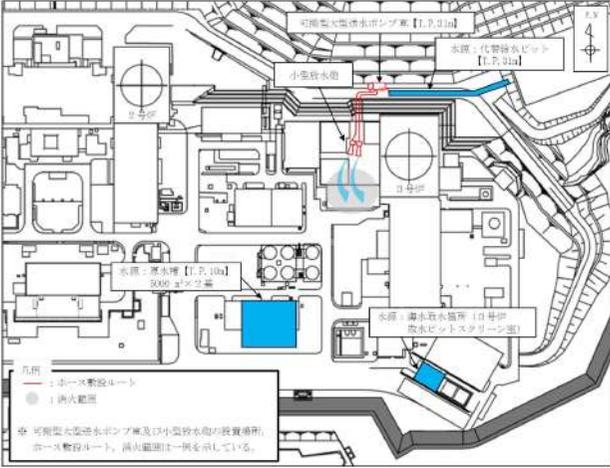
相違理由

- 【大飯】  
 記載方針の相違（女川審査実績の反映）  
 ・タイムチャートと操作手順番号を紐づけ  
 ・補足の充実  
 ・備考欄の追加
- 【女川】  
 記載表現の相違  
 ・「放水」の表現は大飯と同様

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

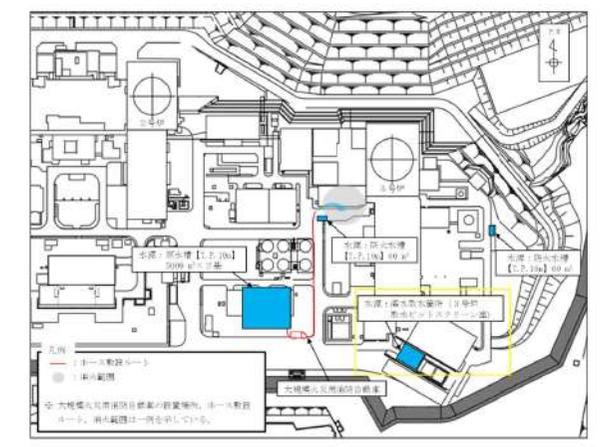
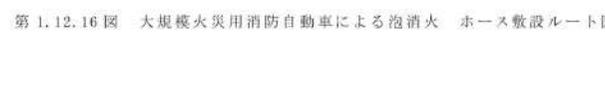
1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><b>【比較のため、第1.12.8図を再掲】</b></p> <p>・ケーススタディ1（北東側から原子炉周辺建屋衝突）                  【火災源】 航空機燃料【延焼想定】 原子炉周辺建屋等</p>  <p>枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>第1.12.8図（その1）化学消防自動車及び小型動力ポンプ付水罐車又は化学消防自動車、小型動力ポンプ付水罐車及び中型放水銃あるいは送水車（消火用）及び中型放水銃による高消火及び延焼防止装置 ホース敷設ルート図</p> <p>・ケーススタディ2（南側からタービン建屋衝突）                  【火災源】 航空機燃料【延焼想定】 原子炉周辺建屋等</p>  <p>枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>第1.12.8図（その2）化学消防自動車及び小型動力ポンプ付水罐車又は化学消防自動車、小型動力ポンプ付水罐車及び中型放水銃あるいは送水車（消火用）及び中型放水銃による高消火及び延焼防止装置 ホース敷設ルート図</p> <p>・ケーススタディ3（南東側から原子炉格納容器衝突）                  【火災源】 航空機燃料【延焼想定】 原子炉周辺建屋等</p>  <p>枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>第1.12.8図（その3）化学消防自動車及び小型動力ポンプ付水罐車又は化学消防自動車、小型動力ポンプ付水罐車及び中型放水銃あるいは送水車（消火用）及び中型放水銃による高消火及び延焼防止装置 ホース敷設ルート図</p>		<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p>  <p style="text-align: center;">第1.12.14図 可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲による高消火 ホース敷設ルート図</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

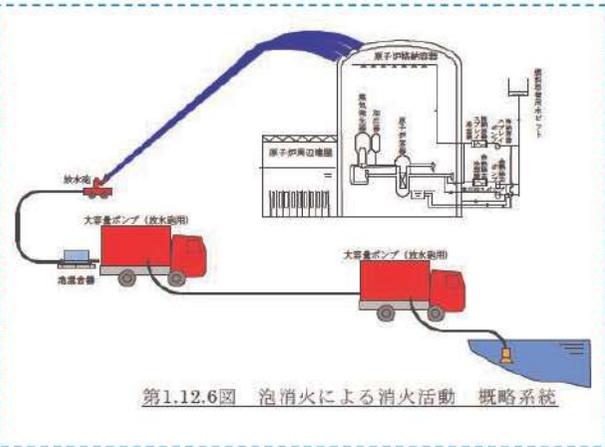
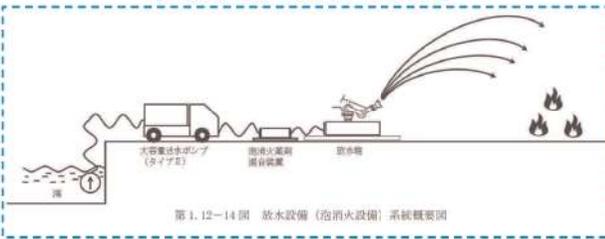
1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所 3 / 4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由																				
<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">泊3号炉との比較対象なし</p>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="4">経過時間 (分)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>手順の項目</th> <th>要員 (数)</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模火災用消防自動車による泡消火 (取水機又は取水車を水源とした場合)</td> <td>消火要員 A~E</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">                     大規模火災用消防自動車による                      泡消火開始                      75分                      ↓                      大規模火災用消防自動車の移動<sup>※1</sup>                      大規模火災用消防自動車の移動、設置、                      消防ホース敷設、接続<sup>※2</sup>                      大規模火災用消防自動車の起動<sup>※4</sup> </td> <td>④⑤</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：大規模火災用消防自動車の保管場所は5m倉庫・車庫エリア、資機材運搬用車両（高消火薬液）の保管場所は5m倉庫・車庫エリア                  ※2：5m倉庫・車庫エリアから3号炉出入管理棟までの移動時間に見込んだ時間                  ※3：大規模火災用消防自動車の移動時間として、3号炉出入管理棟から取水機又は取水車を（3号炉取水ピットスクリーン室）までの移動時間に見込んだ時間、大規模火災用消防自動車の設置実績及び消防ホースの敷設実績を考慮した作業時間に見込んだ時間                  ※4：大規模火災用消防自動車の起動実績を考慮した作業時間に見込んだ時間</p>			経過時間 (分)				備考	手順の項目	要員 (数)	1	2	3	4	大規模火災用消防自動車による泡消火 (取水機又は取水車を水源とした場合)	消火要員 A~E	大規模火災用消防自動車による 泡消火開始 75分 ↓ 大規模火災用消防自動車の移動 <sup>※1</sup> 大規模火災用消防自動車の移動、設置、 消防ホース敷設、接続 <sup>※2</sup> 大規模火災用消防自動車の起動 <sup>※4</sup>				④⑤	<p>相違理由</p>
				経過時間 (分)				備考															
手順の項目	要員 (数)	1	2	3	4																		
大規模火災用消防自動車による泡消火 (取水機又は取水車を水源とした場合)	消火要員 A~E	大規模火災用消防自動車による 泡消火開始 75分 ↓ 大規模火災用消防自動車の移動 <sup>※1</sup> 大規模火災用消防自動車の移動、設置、 消防ホース敷設、接続 <sup>※2</sup> 大規模火災用消防自動車の起動 <sup>※4</sup>				④⑤																	
<p style="text-align: center;">第 1.12.15 図 大規模火災用消防自動車による泡消火 タイムチャート</p>  <p style="text-align: center;">第 1.12.16 図 大規模火災用消防自動車による泡消火 ホース敷設ルート図</p> 	<p>【大飯】設備の相違（相違理由④）</p>																						

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、第1.12.6図の一部を再掲】</p>  <p>第1.12.6図 泡消火による消火活動 概略系統</p>	<p>【比較のため、掲載順序入れ替え】</p>  <p>第1.12-14図 放水設備（泡消火設備）系統概要図</p>	 <p>第1.12.17図 可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備による泡消火 概要図</p>	<p>【大飯】                  記載方針の相違                  ・泊は、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の手順の概要図は、重大事故等対処設備を用いる手段と自主対策設備を用いる手段を分けて記載する。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

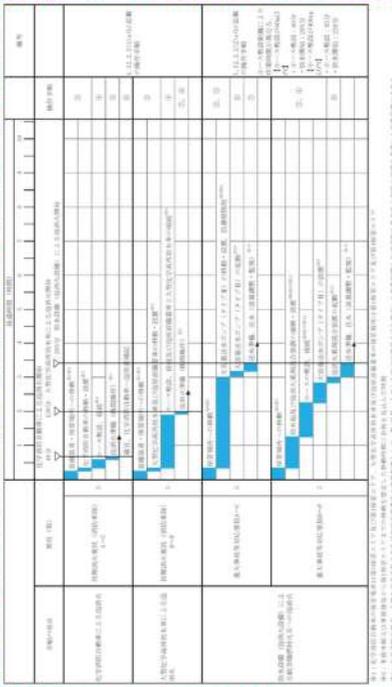
【比較のため、比較表P1.12-69より再掲】

【比較のため、比較表P1.12-69より再掲】

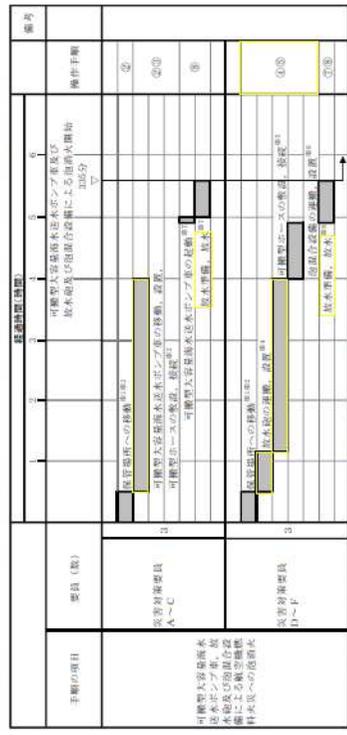
手順の項目	要員（数）	所要時間（時間）	備考
化学的自動車、小型送水車及び中型放水車による放水 (多機性拡散設備)	▽約0.5時間 放水車4台 ▽約1.0時間 放水車4台 化学的自動車、中型送水車、小型動力ポンプ付水搬車及び中型放水車の設置、消火栓、又は放水車 ホース巻取・巻戻	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11	取水箇所 消火栓、又は放水車
	緊急安全対策要員	▽約0.5時間 放水車4台 ▽約1.0時間 放水車4台 化学的自動車、中型送水車、小型動力ポンプ付水搬車、送水車（消火用）及び中型放水車の設置、ホース巻取・巻戻	取水箇所 消火栓、又は放水車
送水車（消火用）、送水車搬送車及び中型放水車の設置、ホース巻取・巻戻 (多機性拡散設備)	▽約0.5時間 放水車4台 ▽約1.0時間 放水車4台 送水車（消火用）、送水車搬送車及び中型放水車の設置、ホース巻取・巻戻	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11	取水箇所 消火栓、又は放水車
	緊急安全対策要員	▽約0.5時間 放水車4台 ▽約1.0時間 放水車4台 送水車（消火用）、送水車搬送車及び中型放水車の設置、ホース巻取・巻戻	取水箇所 消火栓、又は放水車
送水車による放火火 (車水車等対応設備)	▽約0.5時間 放水車4台 ▽約1.0時間 放水車4台 送水車（消火用）、送水車搬送車及び中型放水車の設置、ホース巻取・巻戻	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11	取水箇所 消火栓、又は放水車
	緊急安全対策要員	▽約0.5時間 放水車4台 ▽約1.0時間 放水車4台 送水車（消火用）、送水車搬送車及び中型放水車の設置、ホース巻取・巻戻	取水箇所 消火栓、又は放水車

第1.12.7図 航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合の消火活動タイムチャート

ムチャート



第1.12-15図 化学消防自動車及び大型化学高所放水車による泡消火並びに放水設備（泡消火設備）による航空機燃料火災への泡消火タイムチャート



第1.12.18図 可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備による泡消火タイムチャート

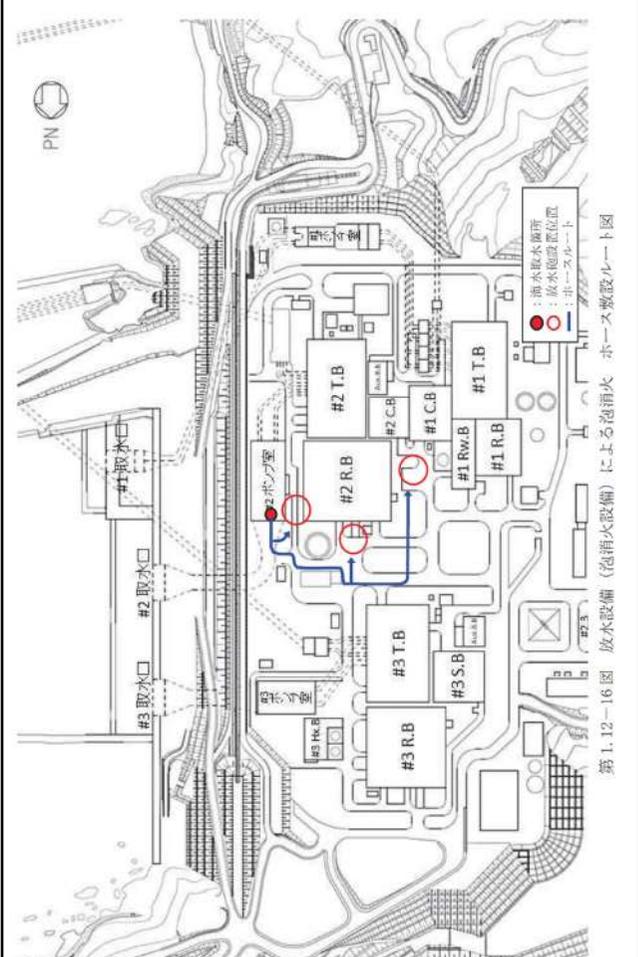
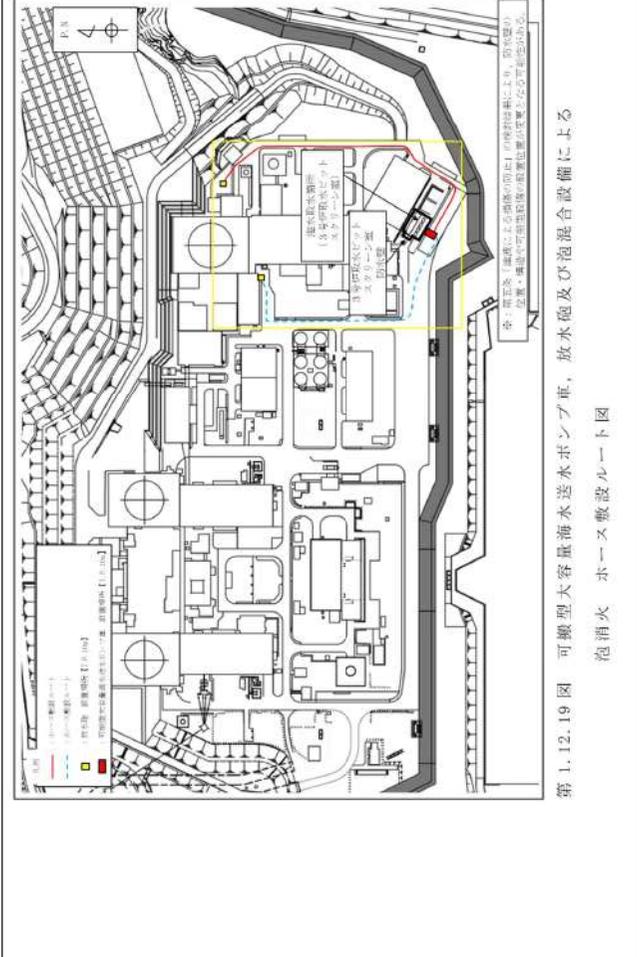
- 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）
- ・タイムチャートと操作手順番号を紐づけ
- ・補足の充実
- ・備考欄の追加
- 【女川】記載表現の相違
- ・「放水」の表現は大飯と同様

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">【比較のため、第1.12.4図を再掲】</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: 10px; left: 10px; width: 80%; height: 80%; border: 1px solid black;"></div> <div style="position: absolute; top: 10px; right: 10px; width: 15%; font-size: small;">                 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはありません。                  第1.12.4図 大容量ポンプ（放水銃用）及び放水砲による原子炉格納容器及びア                  ニュラス部又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水並び                  に原子炉格納容器周辺における航空機燃料火災への泡消火時のホー                  ス敷設ルート             </div> </div>	 <p style="text-align: center;">第1.12-16図 放水設備（泡消火設備）による泡消火 ホース敷設ルート図</p>	 <p style="text-align: center;">第1.12.19図 可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備による 泡消火 ホース敷設ルート図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉				泊発電所3号炉				相違理由		
【比較のため女川の添付資料1.12.1を掲載】										
添付資料 1.12.1								添付資料1.12.1-(1)		
審査基準、基準規則と対処設備との対応表 (1/2)				審査基準、基準規則と対処設備との対応表 (1/3)						
技術的能力審査基準 (1.12)	番号	設置許可基準規則 (55条)	技術基準規則 (70条)	番号	技術的能力審査基準 (1.12)	番号	設置許可基準規則 (五十五条)	技術基準規則 (七十条)	番号	
【本文】 発電用原子炉設置者において、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適明に示されていること。	①	【本文】 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けなければならない。	【本文】 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を施設しなければならない。	④	【本文】 発電用原子炉設置者において、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適明に示されていること。	①	【本文】 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けなければならない。	【本文】 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けなければならない。	④	【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・大飯の比較対象となる添付資料1.12.1は後段に掲載している。 ・泊は女川の審査実績を踏まえた構成としているため、本資料の比較対象は女川としている。
【解釈】 1 「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な手順等」とは、以下に規定する措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。	—	【解釈】 1 第55条に規定する「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。	【解釈】 1 第70条に規定する「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。	—	【解釈】 1 「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な手順等」とは、以下に規定する措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。	—	【解釈】 1 第55条に規定する「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。	【解釈】 1 第70条に規定する「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。	—	
a) 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、放水設備により、工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な手順等を整備すること。	②	a) 原子炉建屋に放水できる設備を配備すること。	a) 原子炉建屋に放水できる設備を配備すること。	⑤	a) 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、放水設備により、工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な手順等を整備すること。	②	a) 原子炉建屋に放水できる設備を配備すること。	a) 原子炉建屋に放水できる設備を配備すること。	⑤	
b) 海洋への放射性物質の拡散を抑制する手順等を整備すること。	③	b) 放水設備は、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応できること。	b) 放水設備は、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応できること。	⑥	b) 海洋への放射性物質の拡散を抑制する手順等を整備すること。	③	b) 放水設備は、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応できること。	b) 放水設備は、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応できること。	⑥	
—	—	c) 放水設備は、移動等により、複数の方向から原子炉建屋に向けて放水することが可能なこと。	c) 放水設備は、移動等により、複数の方向から原子炉建屋に向けて放水することが可能なこと。	⑦	—	—	c) 放水設備は、移動等により、複数の方向から原子炉建屋に向けて放水することが可能なこと。	c) 放水設備は、移動等により、複数の方向から原子炉建屋に向けて放水することが可能なこと。	⑦	
—	—	d) 放水設備は、複数の発電用原子炉施設の同時使用を想定し、工場等内発電用原子炉施設基数の半数以上を配備すること。	d) 放水設備は、複数の発電用原子炉施設の同時使用を想定し、工場等内発電用原子炉施設基数の半数以上を配備すること。	⑧	—	—	d) 放水設備は、複数の発電用原子炉施設の同時使用を想定し、工場等内発電用原子炉施設基数の半数以上を配備すること。	d) 放水設備は、複数の発電用原子炉施設の同時使用を想定し、工場等内発電用原子炉施設基数の半数以上を配備すること。	⑧	
—	—	e) 海洋への放射性物質の拡散を抑制する設備を整備すること。	e) 海洋への放射性物質の拡散を抑制する設備を整備すること。	⑨	—	—	e) 海洋への放射性物質の拡散を抑制する設備を整備すること。	e) 海洋への放射性物質の拡散を抑制する設備を整備すること。	⑨	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【比較のため女川の添付資料1.12.1を掲載】

添付資料1.12.1-(2)

審査基準、基準規則と対処設備との対応表 (2/2)

審査基準、基準規則と対処設備との対応表 (2/3)

■：重大事故等対処設備

■：重大事故等対処設備

対応手段	重大事故等対処設備を用いた対応手段 審査基準の要求に適合するための手段				自主対策										
	機器名称	既設 新設	解説 番号	対応 手段	機器名称	既設 可備	必要時間 内に使用 可能か	対応可能な 人数で使用 可能か	備考						
大気への放射性物質の拡散抑制	大容量送水ポンプ(タイプB)	新設	① ② ③ ④ ⑤	大気への放射性物質の拡散抑制	ガンマカメラ	可備	60分	2人	自主対策とする理由は本文参照						
	ホース延長回収車	新設			サーモカメラ	可備									
	ホース	新設													
	放水機	新設													
	貯留槽	既設													
	取水口	既設													
	取水路	既設													
	高水ポンプ室	既設													
	燃料補給設備	既設 新設													
	シルトフェンス	新設													
	海洋への放射性物質の拡散抑制					① ② ③ ④				海洋への放射性物質の拡散抑制	放射性物質吸着材	可備	150分	4人	自主対策とする理由は本文参照
-			-	初期対応による拡散防止措置	化学消防自動車	可備	40分 (大変化 水準によ る海浜火 の発生は 120分)	5人	自主対策とする理由は本文参照						
					簡便体防水木桶	常設									
					防火木桶	常設									
					ろ過水タンク	常設									
					障外消火栓	常設									
					危険消火車	可備									
					大型化学高所放水車	可備									
航空機燃料火災への消灭火	大容量送水ポンプ(タイプB)	新設	① ②												
	ホース延長回収車	新設													
	ホース	新設													
	放水機	新設													
	消火大気汚染合装置	新設													
	貯留槽	既設													
	取水口	既設													
	取水路	既設													
	高水ポンプ室	既設													
	燃料補給設備	既設 新設													

対応手段	重大事故等対処設備を使用した手段 審査基準の要求に適合するための手段				自主対策												
	機器名称	既設 新設	解説 対応 番号	対応 手段	機器名称	既設 可備	必要時間 内に使用 可能か	対応可能な 人数で使用 可能か	備考								
大気への放射性物質の拡散抑制	可備型大容量海水送水ポンプ車	新設	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧	大気への放射性物質の拡散抑制	ガンマカメラ	可備	60分	2名	自主対策設備とする理由は本文参照								
	可備型ホース	新設			サーモカメラ	可備											
	放水機	新設															
	非常用取水設備	既設															
	燃料補給設備	既設 新設															
	船舶用シルトフェンス	新設															
	大気への放射性物質の拡散抑制	可備型大型送水ポンプ車			新設	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧				大気への放射性物質の拡散抑制	可備型大型送水ポンプ車	可備	-	-	自主対策設備とする理由は本文参照		
		可備型ホース			新設						可備型ホース	可備					
		ホース延長・回収車(送水車用)			新設						ホース延長・回収車(送水車用)	可備					
		可備型スプレインゾル			新設						代替給水ビット	常設				代替給水ビット 水漏れの場合 110分	代替給水ビット 水漏れの場合 8名
		非常用取水設備			既設						原水槽	常設				原水槽水源の 場合 150分	原水槽水源の 場合 8名
		燃料補給設備			既設 新設						2次系純水タンク	常設					
			ろ過水タンク	常設													
			可備型スプレインゾル	可備													
			燃料補給設備	常設 可備													
海洋への放射性物質の拡散抑制		可備型大容量海水送水ポンプ車	新設	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧	海洋への放射性物質の拡散抑制												
		可備型ホース	新設														
		放水機	新設														
	非常用取水設備	既設															
	燃料補給設備	既設 新設															
	海洋への放射性物質の拡散抑制	船舶用シルトフェンス	新設			① ③ ④ ⑥	海洋への放射性物質の拡散抑制	放射性物質吸着材	可備	250分	6名	自主対策設備とする理由は本文参照					
								船舶用シルトフェンス	可備				310分	6名			

【女川】  
 設備の相違による対応手段の相違  
 【大飯】  
 記載方針の相違(女川審査実績の反映)  
 ・大飯の比較対象となる添付資料1.12.1は後段に掲載している。  
 ・泊は女川の審査実績を踏まえた構成としているため、本資料の比較対象は女川としている。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉										泊発電所3号炉										相違理由	
【比較のため女川の添付資料1.12.1を再掲載】										添付資料1.12.1-(3)											
審査基準，基準規則と対処設備との対応表 (2/2)										審査基準，基準規則と対処設備との対応表 (3/3)											
■：重大事故等対処設備										■：重大事故等対処設備											
重大事故等対処設備を用いた対応手段 審査基準の要求に適合するための手段					自主対策					重大事故等対処設備を使用した手段 審査基準の要求に適合するための手段					自主対策						
対応手段	機器名称	既設新設	特記番号	対応手段	機器名称	常設可搬	必要時間内に使用可能か	対応可能な人数で使用可能か	備考	対応手段	機器名称	既設新設	解釈対応番号	対応手段	機器名称	常設可搬	必要時間内に使用可能か	対応可能な人数で使用可能か	備考		
女川への放射性物質の拡散抑制	大容量海水ポンプ (タイプB)	新設	① ② ③ ④ ⑤	女川への放射性物質の拡散抑制	ガンマシールド	可搬	60分	2人	自主対策とする理由は本文参照	-	-	-	-	-	可搬型大型海水ポンプ車	可搬	可搬型大型海水ポンプ車	可搬型大型海水ポンプ車	8名又は3名	自主対策設備とする理由は本文参照	-
	ホース延長回収車	新設			サーモシールド	可搬									可搬型ホース	可搬					
	ホース	新設													ホース延長・回収車 (送水車用)	可搬					
	取水塔	新設													消防ホース	可搬					
	貯留槽	既設													代替給水ピット	常設					
	取水口	既設													取水槽	常設					
	取水塔	既設													2次系純水タンク	常設					
	海水ポンプ室	既設													ろ過水タンク	常設					
燃料補給設備	既設			屋外消火栓	常設																
女川への放射性物質の拡散抑制	シールドフェンス	新設	① ② ③ ④	女川への放射性物質の拡散抑制	放射性物質吸着材	可搬	190分	4人	自主対策とする理由は本文参照	-	-	-	-	-	防火水槽	常設	化学消防自動車 8名	-	-	-	
															化学消防自動車	可搬					
															水槽付消防ポンプ自動車	可搬					
															小型放水砲	可搬					
															管機材運搬用車両 (送水薬剤)	可搬					
															消防薬剤用コンテナ式運搬車	可搬					
															大規模火災用消防自動車	可搬					
															非常用取水設備	常設					
-			-	初期対応における延焼防止措置	化学消防自動車	可搬	40分 (大型化学高圧放水車による標準火の場合は120分)	8人	自主対策とする理由は本文参照	-	-	-	-	-	燃料補給設備	常設可搬	大規模火災用消防自動車 5名	-	-	-	
															搬運性防火水槽	常設					
															防火水槽	常設					
															ろ過水タンク	常設					
															屋外消火栓	常設					
															吸着剤搬送車	可搬					
															大型化学高圧放水車	可搬					
															泡原機搬送車	可搬					
女川への放射性物質の拡散抑制	大容量海水ポンプ (タイプB)	新設	① ②	女川への放射性物質の拡散抑制						航空機燃料火災への消防火	可搬型大容量海水送水ポンプ車	新設	④ ⑤	-							
	ホース延長回収車	新設									可搬型ホース	新設									
	ホース	新設									取水塔	新設									
	取水塔	新設									複合設備	新設									
	取水塔	新設									非常用取水設備	既設									
	貯留槽	既設									燃料補給設備	既設 新設									
	取水口	既設																			
	取水塔	既設																			
海水ポンプ室	既設																				
燃料補給設備	既設																				

【女川】  
 設備の相違による対応手段の相違  
 【大阪】  
 記載方針の相違 (女川審査実績の反映)  
 ・大阪の比較対象となる添付資料1.12.1は後段に掲載している。  
 ・泊は女川の審査実績を踏まえた構成としているため、本資料の比較対象は女川としている。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉

添付資料 1.12.1

泊発電所3号炉

相違理由

重大事故等対処設備及び多様性拡張設備整理表

設備名(設備/設備名/設備種別)	設備の概要	設備の位置	設備の機能	設備の性能		設備の信頼性		設備の保守		備考
				性能	信頼性	保守	信頼性	保守	信頼性	
大飯3号炉の設備	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
大飯4号炉の設備	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

※1.泊炉、重大事故等対処設備の資料漏れに起因する設備の漏れは行いません。

比較対象は泊3号炉の添付資料1.12.1参照

【大飯】  
 記載方針の相違（女川審査実績の反映）  
 ・大飯の比較対象となる泊の添付資料1.12.1は上段で整理している。  
 ・泊は女川の審査実績を踏まえた構成としているため、本資料の比較対象は女川としている。